平成21年第1回(3月)坂城町議会定例会会期日程 平成21年3月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内容
				○本会議 ・町長招集あいさつ・議案上程
1	3月 2日	月	午前10時	・ 職条工任 (一般会計予算案詳細説明)
				(一板云計了异条詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 3日	火		○休 会(一般質問通告午前11時まで)
-				
3	3月 4日	水土		○休 会
4	3月 5日	木		○休 会
5	3月 6日	<u>金</u>		○休 会
6	3月 7日	土		○休 会
7	3月 8日	日		〇休 会
8	3月 9日	月	午前10時	○本会議・一般質問
9	3月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
				○本会議 ・一般質問
			午前10時	• 条例案等質疑 討論 採決
1.0	3月11日	→ I<		• 一般会計予算案総括質疑
1 0		水		委員会付託
				• 特別会計予算案総括質疑
				委員会付託
1 1	3月12日	木	午前9時30分	○委員会(総務産業、社会文教)
1 2	3月13日	金	午前9時30分	○委員会(総務産業、社会文教)
1 3	3月14日	土		○休 会
1 4	3月15日	日		○休 会
1 5	3月16日	月		○休 会
1 6	3月17日	火		○休 会
1 7	3月18日	水		○休 会
				〇本会議 ·委員長報告 質疑 討論 採決
18	3月19日	木	午前10時	• 条例案、補正予算案等質疑
				討論 採決

付議事件及び審議結果

3月2日上程

発委第	1号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関す			
		る条例の制定について	3月	2 日	可決
発委第	2号	日赤上山田病院等地域医療対策特別委員会の			
		名称変更について	3月	2 日	可決
議案第	1号	平成20年度坂城町一般会計補正予算(第6			
		号) について	3月	2 日	可決
議案第	2号	坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設			
		置、管理及び処分に関する条例の制定につい			
		て	3月1	1日	可決
議案第	3号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁			
		償に関する条例及び坂城町の議会の議員の議			
		員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を			
		改正する条例について	3月1	1日	可決
議案第	4号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正す			
		る条例の一部を改正する条例について	3月1	1日	可決
議案第	5号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例			
		について	3月1	1日	可決
議案第	6号	坂城町下水道条例の一部を改正する条例に			
		ついて	3月1	1日	可決
議案第	7号	町道路線の廃止について	3月1	1 目	可決
議案第	8号	町道路線の認定について	3月1	1日	可決
議案第	9号	平成21年度坂城町一般会計予算について	3月1	9日	可決
議案第1	0号	平成21年度坂城町有線放送電話特別会計			
		予算について	3月1	9日	可決
議案第1	1号	平成21年度坂城町国民健康保険特別会計			
		予算について	3月1	9 目	可決
議案第1	2号	平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金			
		等貸付事業特別会計予算について	3月1	9日	可決
議案第1	3号	平成21年度坂城町老人保健特別会計予算			

	について	3月19日	可決
議案第14号	平成21年度坂城町下水道事業特別会計予		
	算について	3月19日	可決
議案第15号	平成21年度坂城町介護保険特別会計予算		
	について	3月19日	可決
議案第16号	平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会		
	計予算について	3月19日	可決
3月19日上程			
議案第17号	平成20年度坂城町一般会計補正予算(第7		
	号) について	3月19日	可決
議案第18号	平成20年度坂城町有線放送電話特別会計		
	補正予算(第2号)について	3月19日	可決
議案第19号	平成20年度坂城町国民健康保険特別会計		
	補正予算(第4号)について	3月19日	可決
議案第20号	平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金		
	等貸付事業特別会計補正予算(第2号)につ		
	いて	3月19日	可決
議案第21号	平成20年度坂城町工業地域開発事業特別		
	会計補正予算(第1号)について	3月19日	可決
議案第22号	平成20年度坂城町下水道事業特別会計補		
	正予算(第3号)について	3月19日	可決
議案第23号	平成20年度坂城町介護保険特別会計補正		
	予算(第3号)について	3月19日	可決
議案第24号	平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会		
	計補正予算(第1号)について	3月19日	可決
発議第 1号	福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引		
	き上げに反対の意見書について	3月19日	可決
発議第 2号	下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意		
	見書について	3月19日	可決

平成21年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日	3月2	2日 (月])	
○議事日程・・・・				2
○会議録署名議	員の指名	<u>.</u>		3
○会期の決定・・				3
○町長招集あい	さつ・・・			4
○発委第1号~	発委第 2	2号、請	養案第1号の上程、趣旨説明及び	
			提案理由の説明、質疑、採決・・・・	1 2
○議案第2号~	∕議案第 1	6号0)上程、提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第2日	3月9	月 (月	1)	
○議事日程・・・・				6 0
○一般質問	柳澤	澄	議員	6 0
	柳沢	昌雄	議員	7 6
	中嶋	登	議員	8 9
	塚田	忠	議員	9 9
	大森	茂彦	議員	1 1 0
	円尾美	[津子	議員	124

第3日	3月1	0 日	(火)	
○議事日程・・・・・				1 4 2
〇一般質問	安島ふ	み子	議員	1 4 2
	入日	時子	議員	1 5 6
	田中	邦義	議員	171
	春日	武	議員	186
	宮島	祐夫	議員	1 9 7
第4日	3月1	1 日	(水)	
○議事日程				2 1 4
○一般質問	林	春江	議員	2 1 5
	山城	賢一	議員	2 2 9
○議案第2号~議	案第8	号の質	f疑、採決·····	2 4 3
○議案第9号~議	案第 1	6 号総	\$括質疑、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4 8
第5日	3月1	9 日	(木)	
○議事日程・・・・・				284
○請願・陳情採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2 8 5
○議案第9号~議	案第 1	6 号委	員長報告の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	285
○追加議案上程、	提案理	自由の診	拍明·····	3 2 2
○議案第17号~	議案第	524号	分、発議第1号~発議第2号の質疑、採決・・・・	3 2 6

平成21年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成21年3月2日

2. 招集の場所 坂城町議会議場

3. 開 会 3月2日 午前10時00分

4. 応招議員 14名

1番議員 田中邦義君 武 君 8番議員 春日 2 IJ 山 城 賢 一 君 林 春江君 9 IJ 3 柳澤 澄君 10 IJ 安 島 ふみ子 君 中嶋 登 君 円 尾 美津子 君 4 IJ 11 IJ 5 IJ 塚 田 忠 君 12 *"* 柳沢昌雄君 大森茂彦君 6 IJ 13 " 宮 島 祐 夫 君 7 " 入日時子君 14 " 池田博武君

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 中 沢 君 長 栁 澤 副 長 君 町 哲 教 育 長 長谷川 臣君 会 計 管 理 者 塩野入 猛 君 課 総務 長 中 村 忠比古 君 企画政策課長 片桐 君 有 まちづくり推進室長 塚 田 陽一君 住民環境課長 宮 下 和 久 君 福祉健康課長 塚 田 好 一 君 子育て推進室長 沢 恵 三 君 中 産業振興課長 﨑 義 也 君 宮 建 設 課 長 田茂康君 村 教育文化課長 沢 悦 子 君 西 総務課長補佐 柳澤 博 君 総 務 係 長 総務課長補佐 塩 澤健一 君 政 係 長 財

9. 職務のため出席した者

議会事務局長 吾妻忠明君議会書記 金丸惠子君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 発委第 1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制 定について
- 第 6 発委第 2号 日赤上山田病院等地域医療対策特別委員会の名称変更に ついて
- 第 7 議案第 1号 平成20年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について
- 第 8 議案第 2号 坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及 び処分に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する 条例及び坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 4号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例について
- 第11 議案第 5号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 6号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 7号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第 8号 町道路線の認定について
- 第15 議案第 9号 平成21年度坂城町一般会計予算について
- 第16 議案第10号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第17 議案第11号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第18 議案第12号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業 特別会計予算について
- 第19 議案第13号 平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第20 議案第14号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について

- 第21 議案第15号 平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 11. 本日の会議に付した事件
 - 10. 議事日程のとおり
- 12. 議事の経過
- 議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回坂城町議会定例会を開 会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可して あります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長(池田君) 会議規則第120条の規定により、4番 中嶋登君、5番 塚田忠 君、6番 大森茂彦君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長(池田君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知おき願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長(池田君) 町長から招集のあいさつがあります。

町長(中沢君) おはようございます。本日ここに平成21年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、開会できますことを心から御礼申し上げます。

村上ご出身で美術刀剣等の見識があられる上田市在住の朝倉万幸さんから鉄の展示館に幕末信州の名工として名高い山浦真雄の刀とその子山浦兼虎の脇差、計2点をご寄附いただき、これに対しまして、過日、紺綬褒章が授与され、伝達申し上げたところでございます。

米国から始まった金融危機が世界へと波及し、日本経済も今日まさに、その波に 飲み込まれ、町内企業を見ましても輸出関連を初めとして業種を問わず大変な打撃 を受けております。

町といたしましても、緊急課題として国の雇用調整助成金や緊急保証制度の説明会、金融個別相談会等を開催してきたところであります。町内主要企業の希望退職募集という事態に至り、1月26日に県、国の関係機関や金融機関、商工団体、議会などの関係者で「坂城町緊急雇用対策会議」を開催し、それぞれの機関が連携して対応することとし、その具体的方策を国、県に要請しているところでもございます。かつてない厳しい経済危機を長年にわたり培った企業の持てる潜在力を生かし、乗り越え、あすにつながるよう、関係者ともども創意工夫を凝らし、鋭意努力してまいりたいと存じます。

さて、新年度の一般会計当初予算につきましては、世界的な不況の影響を受けて 町税の減収を見込みまして、前年対比3.7%減の総額60億5,880万円とい たした次第であります。歳入の根幹である町税は、個人町民税が4.1%減の7億 6,800万円、法人町民税が企業業績の悪化により53%減の2億3,500万 円、固定資産税は評価替えの年になりますが、0.8%の微増で14億3,400 万円、町税全体では前年対比マイナス10.4%、2億9,700万円の大幅な減 額で、25億6,300万円を見込んだ次第でございます。

繰入金につきましては、財源不足を補う財政調整基金からの繰り入れが32%の増で5億9,500万円、年度末の基金残高は約6億円となる見込みであります。自主財源の構成比は1.7ポイントふえまして、69%となっております。

地方交付税は17.8%減の3億7千万円を見込み、普通交付税の振替分として発行する臨時財政対策債を合わせると6億円で、前年度対比マイナス4.8%、3千万円の減額であります。

次に歳出ですが、投資的経費につきましては、まちづくり交付金事業が最終年度 を迎え、食育・学校給食センターの本体工事を実施してまいります。また、生活環 境整備の観点から下水道関連事業を鋭意進めてまいります。

義務的経費のうち人件費につきましては、職員数の削減によりマイナス2.4%、2,900万円の減、公債費につきましては、補償金免除繰上償還等の実施に伴い、マイナス4.9%、3,900万円の減額計上となった次第です。

補助費等につきましては、主に法人町民税の還付金を相当額見込み、3.7%、3,400万円の増、貸付金につきましては、中小企業振興資金貸付預託金を1千万円増を計上いたしました。

繰出金につきましては、老人保健や下水道事業特別会計分の減額により、繰出金 全体で前年度対比5.2%の減の5億9,100万円とした次第でございます。

その他国の第2次補正予算に対応した緊急経済対策として、定額給付金給付事業等をもり込んだ20年度補正予算(第6号)を編成したところでございまして、ご審議を賜りたいと存じます。

新年度の主な事業を順次申し上げます。

まず、あすに向けての自律のまちづくりです。施策の基本である町の「第4次長期総合計画」は、目標年次が22年度でありますので、これまでの進捗状況を検証するとともに人口の減少など社会状況の変化をとらえながら多くの皆さんの声をお聞きし、あすのまちづくりについて考えるとともに、23年度以降の「第5次長期総合計画」の策定に向けて準備を進めてまいります。

地域づくりにつきましては、継続を望む声を受けて昨年3年間の延長をした「地域づくり活動支援事業」は、全自治区の半数を超える14の自治区にご活用いただいております。自律と協働のまちづくりに向けて、さらに地域の元気ある取り組みを支援してまいりたいと考えております。

県の魅力ある高校づくりに向けては、坂城高校の発展を願う懇話会を設置し、も のづくりの町として特性を生かした支援をしてまいりたいと考えております。

次は、内外に発信する花と緑のまちづくりであります。

ばらいっぱいの町、第4回ばら祭りが5月30日から6月14日まで行われ、第

18回全国ばら制定都市会議(ばらサミット)が6月5日、6日に開催されます。

さかき千曲川バラ公園は、現在、駐車場やイベント広場スペースを初め新たなば らの植え込みエリアが整備され、面積1万㎡の敷地に薔薇人の会、企業オーナーの 皆さんが丹精を込めた200種、1,700株のばらの花が5月末から一斉に咲き、 内外の皆さんを迎えてくれることと夢を描いております。

地域の皆さんが育てられた国道 1 8 号線ばら街道や各地域、学校のばら園も見事なばらの花を咲かせます。 6 月 3 日から 7 日まで開催される「第 1 4 回全国ばらサミット大賞押し花絵コンクール」も文字どおり花を添えてくれるものと期待しております。

また、坂城特産のねずみ大根は、おしぼりうどん、おやき、ねずみ大根焼酎などで、その風味が多くの皆さんに親しまれております。地域独自の食文化を受け継がれている全国の辛味大根の産地が一堂に会し、辛味大根を利用したまちおこし活動を発表し合う「全国辛味大根フォーラム(仮称)」の11月13日、14日の開催に向けて、現在、全国各地の産地調査を実施しております。

いずれも関係団体、関係各課によるプロジェクトチームを立ち上げ、全国に発信する場として準備を進めております。

次は、未曾有の経済危機への対策です。

雇用情勢が大変厳しい状況にございます。具体的対応として、ハローワークなどと連携した取り組みとして、月2回の雇用相談の回数をふやすとともに、その相談日には、融資、経営、技術面など諸々の相談を受けられるような体制整備をすべく、国、県や町内関係機関と調整しているところでもございます。

「中小企業緊急雇用安定助成金」の説明会を、企業規模にかかわらず、この13 日の午後、テクノセンターで開催することとしております。

町の融資制度につきましても、県が本日から貸付利率を下げるのにあわせ、町も 直ちに本日から経営安定特別資金など 0.2%下げて一層利用しやすく利率設定を しております。

商工会におきましては、緊急景気対策の一環として「プレミアム商品券事業」を 予定しております。総額3,300万円、商品券額面1千円のものを11枚で1セットとし、1万円で販売するという事業で、その経費の一部も助成しております。

このほか国の緊急雇用対策事業と、ふるさと雇用再生特別基金事業を取り入れ、 坂城ブランドの確立やバラの里、びんぐしの里などの環境整備、小中学校の教育的

人的支援、里山や林道の環境整備に3年間で3,400万円、70人規模の雇用を 創出する予定でございます。

いずれにせよ、テクノセンター、テクノハート坂城協同組合、商工会などと相まって経済の再生に連携を期してまいります。

次に、人間性を育む教育文化の向上です。

例年、豊かな人間性を育むまちづくりを進め、ふれあい大学やスポーツ・文化講座、公民館活動を通じて生涯学習機会の拡充を図ってまいりました。今後も多くの皆さんの生涯学習活動の支援をするとともに、地域の教育力の向上を目指してまいりたいと考えております。

学校教育の面では、20年度より3年間、学校支援地域本部事業を導入し、地域の皆さんの応援をいただきながら教育活動を進めております。初年度は登下校の安全や学校ばら園・部活動・外国語活動に支援したところでございます。今後もそれぞれの学校に合った支援を計画してまいりたいと考えております。

児童生徒が本当に楽しみにしております世界的数学者、広中先生の算数授業は5年目を迎え、今年は坂城小学校を中心に実施する計画です。小中学生それぞれの貴重な体験、感動、夢開く場として意義深いものと期待しております。

安心安全な学校づくりといたしましては、村上小学校体育館の耐震改修工事が終了し、引き続き坂城小学校南校舎と体育館の耐震2次診断を行い、取りまとめております。村上小学校、南条小学校の耐震2次診断につきましても、早急に対応してまいりたいと考えております。

食育・学校給食センターは厳しい財政事情にはありますが、「まちづくり交付金」 を取り入れた事業であること、何よりも子供たちに安心・安全な給食を提供するために新年度早々、着工を目指しております。

歴史文化といたしましては、郷土の歴史を未来に伝えるべく、信州大学の笹本先生の監修による村上義清の生涯をわかりやすくまとめた「勇将 村上義清」の発刊を予定しております。

文化財センターでは、青木下遺跡から出土した土器を中心に一般公開が始まり、 坂木宿ふるさと歴史館におきましては「北国街道 横吹の今昔」の企画展終了後、 3月20日より今年も「古雛まつり」を開催することにしています。

鉄の展示館におきましては、町に思いを寄せてご寄附いただく刀剣を展示する特別展示室の改修工事が終了しました。

次期企画展として、4月18日から7月20日まで、17世紀の末、坂木藩として当地を支配した「板倉家ゆかりの至宝展」を開催いたします。さらに9月19日から12月6日まで備前長船博物館との共同開催によりますが、刀工の育成にもつながる「お守り刀展覧会」も予定しております。いずれも全国に発信する刀剣の町ならではのイベントと考えております。

次は少子高齢化に向けての福祉医療の充実です。

町では少子化対策の一環として、妊産婦健診を20年度2回から5回にふやし、 さらに21年度は9回を追加し、安心して子供を産み育てる環境の整備に努め、ま た第3子以降の出産祝金を心ばかり引き上げるなど、少子化対策、子育て対策に対 応しております。

「後期高齢者医療制度」(長寿医療制度) につきましては、新たな医療制度として昨年4月から実施され、1年が経過いたしました。今も多くの課題があろうかと考えられますが、国におきましては、国民の要望に応えるべく、検討がなされるなど、さらなる対応を期待しているところでもございます。

地域医療につきましては、2月19日に長野赤十字上山田病院の後医療機関に決定した「医療法人寿光会グループ」と日赤県支部長である県知事、千曲市の三者間におきまして経営移譲に伴う覚書の調印が行われ、今月31日には引渡式が行われるということでもございます。

財政支援につきましては、当初から強く要望しておりました「入院機能も持った 診療施設の存続」が条件でありましたので、診療所にかかる費用につきましては、 病院の経営責任において対応されるものと理解しております。

他方、国立長野病院の産科の再開につきましては、上田地域広域連合においての「ふるさと市町村圏基金」を活用し、医師などの確保や定着化にかかわる支援をする方針が示されたところでもございます。

また「小児初期救急センター」は、上田市と青木村で運営されておりましたが、 地域性や利用状況など子供たちの健康と安全・安心を守る立場から、当町といたし ましても、上田広域の中で共同運営に参画してまいります。

地域医療を取り巻く状況は、ますます厳しさを増していこうと思われますが、町内の医師会の先生方と定期的な懇談会を視野に入れながら、住民の皆さんに不安のない体制を引き続き対応してまいりたいと考えております。

町民の健康づくりにつきましては、保健センターを中心に各種の健診事業や予防

接種、健康教室などの実施のほか、湯さん館のプールを利用した水中健康教室、健康づくり講演会の開催など「町健康づくり計画」を基本に取り組んでおります。

本年度から生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導は40歳から74歳までのすべての方を対象に実施し、大勢の方に受診をいただいております。

20歳から39歳までの方と後期高齢者医療に加入されている方を合わせて一般 健康診査を実施いたしました。新たな健診制度を基本に高騰する医療費の削減のた めにも住民の皆様とともに「健康な社会づくり」に取り組んでまいります。

障害者の方の自立支援につきましては、「障害者相談支援室」を千曲市と共同で千曲市戸倉庁舎に設置して2年になります。町におきましても、定期的に月2回の相談を実施し、相談支援事業の効果的な実施と地域の実情に応じた適切な相談支援体制の整備に努めております。

関係者による「千曲・坂城地域自立支援協議会」を千曲市と共同で設置し、障害 福祉に関する地域での協力体制を強化しております。

障害福祉計画につきましては、障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業 の提供体制の確保など第2期計画の策定を進めてまいります。

介護保険につきましては、平成12年度に制度が施行されておりますが、20年度は第3期事業計画の最終年度に当たります。第4期事業計画である21年度から3年間の第1号被保険者の保険料を見直し、介護保険事業の適正化に努めてまいります。

この改定にあたりましては、町介護保険運営協議会のご意見をいただく中で支払 準備基金からの繰り入れや国からの臨時特例交付金を受けるなどして介護保険の事 業のより適正化に努めてまいります。

長野広域連合の「ごみ処理広域化」に関しましては、長野市に予定されるA施設につきましては、環境アセス評価方法書の公告、縦覧手続が完了し、新年度には周辺施設整備計画に着手してまいる状況であります。千曲市に予定されているB施設につきましては、昨年、市の建設検討委員会で5候補地に絞り込まれたとお聞きしております。

須坂市における最終処分場建設予定地の選定につきましては、米子地区の2カ所の候補地を断念し、高山村を含め、全市民的課題として21年度中の選定に向けて検討がなされております。

町といたしましては、今後の広域化とCO。削減を見据えて、ごみ量の削減啓発

に、より一層努めてまいります。

消防体制の整備と消防の広域化につきましては、県の推進計画に基づき、昨年9月、東北信32市町村と5つの消防組合・連合による消防広域化研究協議会が設立されたところであります。長野地域と上田地域の広域連合に加盟している町といたしましては、重要な課題として鋭意取り組んでまいります。

次に、快適な生活基盤の整備であります。

まちづくり交付金事業による中之条団地につきましては、先月20日、 $C \cdot D$ 棟2棟16戸が完成し、 $A \cdot B$ 棟と合わせて4棟40戸の整備が完了いたしました。現在、 $A \cdot B$ 棟24戸につきましては、入居者が7件、許可済みが9件、手続中が5件でございまして、21戸が入居される状況でございます。

C・D棟の申込受付は今月6日まで行います。書類審査や説明会などを経まして 今月末には入居を開始する予定でございます。3月1日の内覧会には多くの皆さん が訪れていただきました。今後も町内企業の雇用対策面を含め、入居者の適正確保 に努めてまいります。

下水道工事につきましては、中之条地区と月見区の公共下水道の管路布設がほぼ 完了いたし、順次舗装復旧に取りかかっております。供用開始は4月を予定しております。

21年度工事につきましては、20年度を上回る事業を確保し、引き続き中之条 地区と月見区、網掛区に向けて管路整備を進め、普及促進を図ってまいります。

19年の台風9号に伴う災害復旧事業につきましては、19年度から20年度事業費約1億1,500万円をかけて5カ所の復旧工事を行ったところでございます。 土木遺産の昭和橋の災害復旧工事も根固め工・護床工を施工いたしまして、今後の補修計画を検討してまいります。

A01号線につきましては、20年度から21年度にかけて金井地区に順次擁壁を設置し、拡幅整備してまいります。A09号線は20年度に完成し、坂都1号線につきましては、現在、旧貞明保育園周辺の整備を下水道工事や宅地造成工事とあわせて進めております。

まちづくり交付金事業による坂城駅南側進入路につきましては、「緊急経済対策」 の一環として下水道工事にあわせて上水道も布設されるということから、工事期間 は5月末までを予定しております。

前田川のバイパス整備につきましては、約160メートルの排水路を整備する予

定であります。この放水先となる入田川に関しましては、しなの鉄道から下流約 130メートルの区間の河川改修を進めております。

県道の上室賀坂城停車場田町地区の整備につきましては、工事が一部開始され、 坂城駅南側進入路の進入部分とあいまって整備の形が見えてまいりました。

上五明の歩道整備を伴う道路整備事業につきましては、地元の区長・議員の皆さんを初め関係者のご努力により事業の実施につながるよう期待しているところでございます。

御堂川につきましては、国道18号の部分が未整備になっていましたが、断面で約6倍の改修整備がなされまして、工事が完了いたしました。

洞岩沢川につきましては、砂防河川として建設事務所で21年度整備する予定で ございます。

国道18号バイパス上田・坂城バイパスの建設につきましては、国土交通省直轄事業として上田市から坂城町鼠橋間4.9kmの事業化区間について既に2.6kmが暫定2車線で開通し、残りの2.3kmの工事が平成22年3月末までに完成し、鼠橋まで開通する予定であります。

県道長野上田線、力石バイパスにつきましては、延長1.8kmのうち坂城町区間 0.9kmの埋蔵文化財調査が終了し、平成22年夏ごろの供用開始に向けて鋭意工 事がなされております。

17年度より都市再生整備計画に基づき実施してまいりました「まちづくり交付金事業」につきましては、21年度が事業の最終年度となっております。すべての事業を21年度内に完了し、5年間実施した14事業の事業効果等を確かめてまいる所存でございます。

以上この1年間を振り返りつつ、新年度の取り組み等を申し上げましたが、今議会に審議をお願いする案件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、町道路線の廃止・認定各1件、一般会計補正予算1件、21年度一般・特別会計予算8件の計16件でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げまして招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長(池田君) 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。また、 株式会社まちづくり坂城から第7期経営状況報告書が提出されております。お手元 に配付のとおりであります。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の 常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長(池田君) 次に日程第5「発議第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例 に関する条例の制定について」から日程第7「議案第1号 平成20年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまで 行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(池田君) 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

10番、安島ふみ子さん。

10番(安島さん) 発議第1号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」趣旨説明をいたします。

本案は、現況下の厳しい社会経済情勢等を鑑み、町議会議員の議員報酬の額を平成21年度の1年間減額するため改正をいたすものでございます。

減額の内容は、議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員が4%をそれぞれの月額から減ずるものでございます。

つきましては、減額の趣旨をご理解いただき、庁内の緊急雇用対策等に活用して いただけることを要望いたします。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますよう お願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長(池田君) 12番、柳沢昌雄君。

12番(柳沢君) 発議第2号「日赤上山田病院等地域医療対策特別委員会の名称変 更について」趣旨説明をいたします。

本案は、医療を取り巻く情勢の極めて厳しい中で、長野赤十字上山田病院が平成 19年6月26日の経営審議会で急激な医師減少と医業経営の悪化により、平成 20年3月末をもって閉院する方針が示された。そこで議会としても長野赤十字上 山田病院が何らかの形で存続できることや地域医療が後退しないよう調査研究を行 い、日赤上山田病院、日赤県支部並びに県など関係機関に働きかけ、よりよい方向 で進められるよう特別委員会を設置した。その後、千曲市が財政支援を行うこととなり、閉院が1年間延期となり、昨年10月に千曲市は医療法人寿光会に後医療を依頼する方針を決定した。このことにより4月以降、長野赤十字上山田診療所は寿光会に引き継がれることになった。

このため特別委員会において委員会の名称を変更するとともに付託事項である長野赤十字上山田病院の存続に関する項目の調査等について3月をもって終了し、新しい名称を地域医療対策特別委員会に改めるもので、今後も地域医療の充実を図ることを果たしていくため提案いたすものであります。

以上、議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長(池田君) 町長。

町長(中沢君) 議案第1号「平成20年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について」説明いたします。

本案は、国の2次補正予算に対応した緊急経済対策として歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ3億2,752万5千円を追加し、予算総額を70億8,184 万1千円といたすものでございます。

歳入の主なものですが、国庫補助金で地域活性化生活対策臨時交付金が5,607 万2千円、定額給付金事業補助金が2億7,380万円、子育て応急特別手当交付 金が870万5千円、文教施設整備基金からの繰り入れで357万4千円をそれぞ れ追加するものでございます。

歳出でございますが、その主なものは、プレミアム商品券発行に係る補助金が 100万円、学校施設耐震化2次診断の前倒しで3,402万円、定額給付金の給 付事業で2億7,380万円、子育て応援特別手当の支給で870万5千円、中小 企業振興資金の貸付預託金で1千万円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(池田君) 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時48分~再開 午前11時04分)

議長(池田君) 再開いたします。

◎日程第5「発議第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」

◎日程第6「発議第2号 日赤上山田病院等地域医療対策特別委員会の名称変更について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第7「議案第1号 平成20年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について |

議長(池田君) これより質疑に入ります。

1番(田中君) 3点ほどちょっと説明と内容についてお伺いします。

まず1点でございますけれども、歳出の関係ですが、4ページでございます。総務費の定額給付金給付事業、この右側の職員時間外勤務手当156万2千円、その2行下の臨時職員118万8千円。昨今の雇用の厳しい状況を考えると、これは臨時職員にもう少しこっちを厚くするわけにいかないのかどうかという、これはどうしても職員が時間外をやらなくちゃいけないものかどうか、もう少し臨時職員をふやすようなことにできないかどうかということについてちょっと説明を求めます。

それから、次の5ページでございます。児童福祉総務費の関係でございますけれども、これも同じことでございますけれども、この2行、3025の右側の説明欄でございますが、時間外勤務手当118万円、これについて臨時雇用の方へ回すということができないのかどうか、こういう時期ですから、少しでもそういう姿勢が町民の皆さんに信頼を与えるんじゃないかという思いで申し上げました。

それから、その説明の一番下の欄でございますけれども、子育て応援特別手当の 792万円、これは一応ありきたりですけれども、何人が対象になっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから大事なことで、4点になるんですけれども、もう一つ、そのページでございますが、5ページの一番下、プレミアム商品券補助事業100万円でございますけれども、非常にこれはこういう昨今の消費も低迷、所得も非常に下がっている中で消費を応援するということ、また、庁内の商業関係が非常に疲弊しているという実態を考えますと、こういうものをどんどん取り込んで早く使っていただいて町内のお金回りをよくしてもらいたいという思いでいるので非常に結構でございますけれども、100万円というのはあまりにもちょっと少ないんじゃないかと。しか

も、この地域活性化対策臨時交付金は5千万円も国から来ているわけで、まさに生活対策臨時の関係でございます。これの100万円の根拠と、あわせてこれは国に 実施計画を出しているわけですけれども、実施計画はどういう形で出したか、その 内容、概要をちょっと説明をしていただきたいなと思います。以上4点をお願いい たします。

総務課長(中村君) まず4ページ、5ページの中で臨時の雇用という点、職員の時間外という点、これだけの仕事をこなしてまいりますのに、それなりに通常の仕事をこなしながら、あるいは先へ行って申請をいただいて、その中身を検討をしてまいるという中で、それなりの時間がかかるであろうということで、それぞれ計上させていただいております。そういう中で職員だけでなくて、臨時の雇用ということも考えてまいりたいということで計上させていただいてございます。

ただ、申請書の中を点検をしていくというような部分に関しましては、個別お一人お一人の住民の皆様方の秘密にかかわる部分が大変多い内容になっております。 振り込む口座の番号ですとか、そういったところがございますので、これは私どもには地方公務員法上の守秘義務がございますけれども、臨時に雇用する方々にそれなりのお話をして、それなりに守秘という点について申し上げるにいたしましても、これはあくまでも義務的にというところまでは言えないかなというようなことで、仕事の内容をある程度限らなければならないかなというような考え方をいたす中でこのような計上となっております。

また、子育で応援特別手当につきましては、実は事務費部分がある程度以上に限られておりまして、所要の費用をもってまいりますと、この程度の事務費しか計上できないということがございます。実際に給付する額がこういう額だから事務費もそれなりに小さいという面もございますけれども、そんな事情でございます。

以上であります。

福祉健康課長(塚田君) 今の職員の時間外については総務課長が答弁したとおりでございますので、私からは省略させていただきますが、もう一つ、子育て応援特別手当の792万円の対象人数でございますが、正式にはシステムの改良等が含まれておりますが、現在、児童手当支給の中から対象と思われる人数を拾い出しております。世帯数が202世帯、対象者207名、おおむねということで算出を見ております。以上です。

産業振興課長(宮﨑君) 私からはプレミアム商品券に関するご質問にご答弁させて

いただきますけれども、このプレミアムにつきましては、商工会がこういう景気状況の中でぜひ進めていきたいんだというようなことで、プレミアムをとにかく1割つけたいというような中で、商工会と私どもの中で話し合いというようなことで商工会が3分の2出すと、町も3分の1というようなことでの対応ということで100万円というような形で決まったところであります。以上です。

1番(田中君) 議長、まだ答弁漏れで。生活の関係で実施計画をどういう内容で出してあるのか、地域活性化の。これは補助金の前に実施計画を国へ出すようになっているはずですが、その中でプレミアムも取り込んだと思うので、ちょっとその内容を聞かせてもらうことになっていますが。

財政係長(塩澤君) ご質問にお答えいたします。

実施計画でございますけれども、地域活性化生活対策交付金に係る計画につきましては、国に提出をいたしまして、それが認められて今回の補正予算でそれぞれ計上をいたしたということでございます。

内容につきましては3点ございまして、先ほどの地域振興のための商品券の補助 事業、これが1点であります。

それから、学校施設の耐震化ということで、耐震2次診断の前倒し施行ということで、これが二つ目。

それから、もう一つは、花と緑のまちづくり事業に係るものでございますけれど も、ばら公園の拡張工事に要する経費ということで、この3点が実施計画にのせて 国の方で認められたものでございます。

1番(田中君) そうすると、まず一番後からの答弁の内容についてですけれども、これを見ますと、つけかえになっているんですよね、財源を。大きな財源つけかえで、いわゆるテクノセンターの秋に買った設備の、いわゆる繰入金を減らして、それをこちらの交付金に550万円ほど入れるということになっているんですが、これは計画になくてもいいんですかね。それをちょっと教えてください。

それから、総務課長に時間外の関係、これは国があれだけの財政の厳しい中で、 景気のてこ入れということで第2次補正ですか、やっているわけでございまして、 総務課長の言った、いわゆる守秘義務、役所で働く人間が守秘義務というのは、こ れは当然のことであって、守秘義務がどうのこうのと言うんだったら1銭も臨時は 使わないで、臨時の人たちだって当然そこに制約が伴うわけで、それから、内容と しても結局定例的なものなんですよね、確認ということだと思うんですよ、メーン は。かなりの数の住民の皆さんの。そういうことは、ここでもう少し臨時の人たちが働いて、職員の皆さんの残業を減らしてもいいんじゃないかという思いですので、 ぜひその辺の絡みを実施の中に取り込んでもらいたいなということを要望しておきます。

それから、プレミアムの商品券、商工会が3分の2で町がというんですけれども、今、実施計画を聞いても3点の一つがプレミアム商品券だと言っておきながら、あまりにも100万円じゃちょっと少ないような気がするんですけれども、むしろ300万円ぐらい出して発行額を5千万円とか6千万円ぐらいやってもいいんじゃないかと思うんだけれども、そういうことは考えられなかったのかどうか。結局国から5千万円ももらっているんだから、この際だから少し景気づけをしてもよかったんじゃないかと思うんですけれども、その辺で何が新年度への補正というか、今まだこれから一般会計へ当初予算をこれからやるところでおかしいんですけれども、何かちょっとあまりにも少ないような気がするんですよね。これだけちんやりしている町の中で少しどかんと、おお、町はやったなというような、そういう町民の皆さんに感じを与えられるようなプレミアムつき商品券にならないかどうか、その辺をもう1度お聞かせいただきたいと思います。

財政係長(塩澤君) ご質問のテクノセンターの関係の補助金ということで、この関係ですけれども、これにつきましては、先ほど申し上げた生活対策の臨時交付金とは別の補助金がついておりまして、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで、これは実は国の1次補正の関係でございます。これにつきましても実施計画を上げまして認められて552万1千円が交付されるというものでございます。ご質問にもありましたように、テクノセンター関係の補助金の財源振り替えということで、今回補正の方にのせさせていただいたということでございます。

産業振興課長(宮崎君) プレミアム商品券のご質問に対してでございますけれども、まず、この事業を商工会自らやってみようというようなことで金額を含めて立ち上がったと。とにかく早くやりたいという、そういう希望も含めての中での今回の事業というようなことでございます。県内のほかの他市町村でも取り組んでいるところも現実にあるわけですけれども、まず、この3,300万円というような範囲の中で取り組んでいくというようなことが、時期的な問題がまず優先してきたというふうに認識はしております。あくまでも商工会の皆さん、本当に中で、自らこういう発想の中で取り組んできているというような部分から規模等も決めてきているわ

けでありまして、私どもとすると、それに対する支援というようなことで、金額的には100万円というようなことでございます。特に今回についてはそんなところで、まず事業をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番(円尾さん) 3ページ、歳入の中で、先ほど003地域活性化生活対策臨時 交付金について今、質問がございましたけれども、この中身についてちょっと確か めたいなと思います。

一つは財源の振り替えということがありまして、ばら公園のところで財源振り替えして財調や公園整備基金へ戻していったということなんですけれども、財源振り替えをする、これが認められているからということもあるんでしょうけれども、この財源振り替えをしていくこの事業をここへ持ってこなくちゃいけなかったという根拠を知りたいと思います。

総務課長(中村君) これは1次補正のところでも同じようなことであります。1次 補正の方は地域活性化緊急安心実現総合対策交付金というものを552万1千円、 地域活性化生活対策臨時交付金5,607万2千円と、後の方は2次補正ということであります。これは人口規模ですとか高齢化率ですとか、それから、財政力指数ですとかということでこういう枠が決められて、具体的にどういう仕事をやるのかということについて大変細かい定めがあって、県へまず事業内容を上げて、それから、それが国へ上がってお認めをいただいてということであります。

いろいろな条件がございまして、それぞれもう少し違う形のものにできないのかなというようなことも検討はいたしました、正直。ところが、県のところ、あるいは国のところで、ちょっとそれは該当しないというケースが二つ、三つ、両方ともにございまして、最終的に契約の遅い単費の仕事の中で振り替えということならいいという部分がございました。プレミアム商品券と、それから、耐震診断の前倒し、これについては、そのままであったんですが、テクノの機器整備と、それから、ばら公園の拡張という部分へこれを割り当てるというのは、そういうやりとりの中で、これならばいいということの中でこういうところへ予算づけをしていくということで、前段そういう県さんとのお話、県が国へこれでいいかという確認をしてもらって、結果として、この予算内容ならばいいという結果になったと。前段は確かにございました、他のものでやりたいなという部分が21年度予算に計上している部分で前倒しをしてというようなこと、ちょっと内容的に合わないというような部分が

あったり、というようなことで、電話でのやりとりの中で2~3そういうお話がありまして、結果として今回この補正予算に計上をさせていただいている内容でお認めをいただけるという結果になったということでご理解をいただきたいと存じます。以上です。

11番(円尾さん) 内容についてはわかりました。結果論だということでしたけれ ども、実際には、これが急に出てきた制度であるということや、いろいろな縛りが あるというようなことで、この交付金の3分の1近くまでは積立金の方へ持ってい ってもいいですよというようなのがあったと思うんですよね。それで次の年度で新 規事業を入れていくのに使ってくださいというような方向があったかと思うんです。 これを私も、だから、直接財調に入ってくるんならそれはそれでいいのかなとい うふうに思ったんですけれども、現実には交付金そのものがそういう、結局は地域 を活性化するために、それから、生活対策の臨時交付金ですよという形が目的を持 ってきていますよね。だから、そういう意味では新しい事業が次の年度で展開され ていくんだったらいいんだけれどもというふうに思っていたんですけれども、そう すると財調へ戻していった中で、先ほどちょっと21年度の中で少しというような 話もありましたけれども、そういう新しい仕事ができるということも考えて予算づ けをされているのかどうか。この分がそのまま財調へ入っちゃって、わからなくな っちゃうという言い方はおかしいけれども、どこへでも使える形が出てくるのかど うかということが大変、交付金そのものの目的に沿っているのかなというところが 非常にちょっと疑問に思うんですけれども、その辺については新年度できちんと対 応していくのか、それとももう財調へ戻しちゃったら振り替えが済んじゃったんだ ということで終わっていくのか、その辺についてもう1度お答えいただきたいと思 います。

総務課長(中村君) 確かにおっしゃられましたとおり、30%までだったと思いますけれども、特定目的へ基金計上して21でということであります。具体的には、そういう方法論もあるという考え方は持ったわけでありますけれども、これからご審議をいただきます21年度の予算におきましても、それなりに財政調整基金を大きく取り崩しをして予算を編成をいたしております。特定目的も大きく取り崩しをして予算編成をいたしております。

そういう中で、先ほども申し上げましたが、21年度の方で予算計上いたしている中で、この時点で充てたいなというような仕事も実は県に確認をいたして、それ

はちょっとというようなことが2~3点ございまして、こういう形でならばというお話、先ほど申し上げましたけれども、ということの中で、こういう形でならお認めをいただけるということの中で、全く検討しなかったわけではないんですが、こういう形になったと。

それから、もともとばら公園にいたしましても、もう一つあったかなと思いますけれども、9月時点で補正をさせていただいて仕事を進めてまいったことであります。それは一般財源がある程度できたということの中で、土木と建築と新たに仕事を、それはばら公園、あるいはばらサミットということを来年予定をしているからという面もあるんですけれども、土木なり建築なりという仕事を余分出したいという側面もあって9月の補正の中でさせていただいた部分でありまして、そういう面で二つなり三つなり20年度の中でも単費で取り組んだ仕事もあった、それが県なり国なりのご判断の中で臨時交付金を充てていいという判断が、このうちの一つにはご判断として充てていいということがございまして、30%の基金化をしてというのも一つ方法論としてあるねということでありましたけれども、いろいろな、ほかに21から前倒しなり、取り組めたらというようなものは、ちょっと要件が合わないというようなことも言われましたので、このような形でお認めがいただけるということでありますので、このような形でお認めがいただけるということでありますので、このような予算化をさせていただいたところであります。以上でございます。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(池田君) 次に、日程第8「議案第2号 坂城町介護従事者処遇改善臨時特例 基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第22「議案第 16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの15件 を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

事務局長。

(議会事務局長朗読)

議長(池田君) 朗読が終わりました。

審議の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前11時47分~再開 午後1時00分)

議長(池田君) 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 議案第2号「坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理 及び処分に関する条例の制定について」でございます。

本条例は、第4期計画期間である平成21年度から23年度までの介護保険料の 算定において介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定による保険料の上昇 分について第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、平成20年度に交付さ れる特例交付金を適正に管理運営するための基金を設置するものでございます。こ の交付金により保険料引き下げの影響額は基準額で月額50円となります。

次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 及び坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について」説明いたします。

本案は、年額支給とされている非常勤特別職の報酬額の算定方法と議員報酬月額の算定方法を改めることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容ですが、現在、月の途中に異動を生じた際、その月の報酬額の算定は異動を 生じた月まで支給することとされており、その職に属していた日数に関係なく満額 支給するとされております。

しかし、その職という点からは一部重複支給ということになってしまうため、また、一般的な見地からしても、その是正が必要と考えられ、異動日に関しては、現 日数を基礎として日割り計算とすることに改めるものであります。

議案第4号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

本案は、平成20年条例第6号で一部改正した附則第3号中に引用している部分について、引用元の健康保険法施行令の一部改正に伴い、今回、一部改正を行うものであります。

その内容ですが、坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例で、引用する政令の条項「第42条第2項第3号または第3項第3号」を「第42条第3項第2号または第5項第3号」に改めるものであります。

次に、議案第5号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

介護保険制度は3年ごとに事業計画や第1号被保険者の保険料について定めることとされております。高齢者人口の増加に伴い、要介護及び要支援に認定される方

の増加及び介護給付金の増大が見込まれる中、平成20年度においては次期介護保険料の改定について町介護保険運営審議会のご意見をいただきながら算定を進めてまいりました。本条例案は、第4期計画期間である平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料の改定に関するものでございます。介護保険支払準備基金からの繰り入れや国からの臨時特例交付金を受ける中で、基準額については年額4万2,600円といたすもので、全体として改定率は4.4%であります。

次に、議案第6号「坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は平成21年度から下水道排水設備工事責任技術者の試験レベル、技術レベルの平準化と、その向上を図るため、責任技術者認定共通試験制度が導入されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、責任技術者認定試験名を変更し、共通試験制度を導入することに伴い、試験の実施期間について追加するものであります。

次に、議案第7号「町道路線の廃止について」でございます。

本案は、同和対策事業、農政事業等で整備した道路について路線の延長を行うため町道0561号線を一たん廃止するものであります。

議案第8号「町道路線の認定について」申し上げます。

本案は、同和対策事業、農政事業で整備した道路の路線延長を行うため、一たん廃止した町道の0561号線を再認定するものであります。また、同和対策事業で実施した道路を町道0561-1号線と認定するもの及び町土地開発公社で工事着工しております上町地区の宅地造成に伴い新設される道路を0295号線、0295-1号線と認定するものであります。

次に、議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算について」でございます。 提案を申し上げます。

世界的景気の後退が危惧される中、住民生活及び町内企業への影響が大変憂慮されております。国の経済対策、雇用対策の的確な対応とその効果に期待を寄せるところであります。

町におきましても、国の2次補正予算に対応した経済対応応急対策として補正予算を編成いたすとともに、緊急雇用対策に係る相談事業等の強化を図っております。将来にわたって個性ある自律の町を構築するためには、行財政改革推進計画の持続的・積極的な取り組みにより経常経費の抑制、定員管理の適正化、さらなる行政サービスの向上等々に努めております。

予算編成に当たりましては、ものづくりと安らぎのまちづくり、効果的で質の高い行政サービスの提供、そして住民、企業との協働のまちづくりを推進するため、 限られた財源の計画的・重点的な配分に努めた次第でございます。

歳入歳出予算の総額は、60億5,880万円で、前年対比マイナス3.7%、 2億3,300万円減額といたしました。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入について個人町民税が4.1%の減、法人町民税が53%の大幅な減、固定資産税が0.8%の微増、町税全体としては、前年度に比較してマイナス10.4%、2億9,700万円の減で、25億6,300万円を見込んだ次第でございます。地方交付税につきましては、三位一体改革以降の交付税を取り巻く厳しい情勢、基準財政需要額の減少等により17.8%減額の3億7千万円を見込んでおります。普通交付税の振り替え措置として発行する臨時財政対策債を合わせますと、実質では6億円、前年対比マイナス4.8%、3千万円の減という状況でございます。繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金、減債基金及び文教施設整備基金等を合わせて40.8%、2億5,300万円の増額を計上いたしました。

次に歳出ですが、投資的経費につきましては、まちづくり交付金事業が最終年度 を迎えておりますが、重点事業として食育・学校給食センターの建設工事を実施い たし、年内の完成を目指しております。前田川バイパス路の工事につきましても、 継続事業とあわせて取り組んでまいります。普通建設事業費全体では、前年対比マ イナス11%の8億6,600万円を計上いたしております。公共下水道事業につ きましては、引き続き中之条、網掛地区における面的整備の推進とともに小網地 区の合併浄化槽の整備についても鋭意取り組んでまいります。義務的経費のうち 人件費につきましては、集中改革プランに基づく職員数の削減等により前年度 対比2.4%の減、公債費についても補償金免除繰上償還の実施により4.9%の 減額となっております。補助費等については、主に法人町民税の還付金を見込んで いることから3.7%の増額、貸付金については、中小企業振興資金の預託金を1 千万円増額計上しております。ソフト事業につきましては、全国ばら制定都市会議 (ばらサミット) や辛味大根フォーラムの開催等により、ばらのまちづくり、特産 品の振興事業など全国に発信してまいります。県の緊急雇用創出事業を活用して里 山の環境整備、小中学校のフレンドリールーム支援事業等を行い、雇用につなげて まいります。子育て支援対策では、乳幼児健診事業の充実、町民の健康づくりと医 療費抑制の取り組みの強化を図るとともに、障害者の自立支援、介護保険制度、後期高齢者医療制度への適正な対応など福祉を取り巻く諸施策についても対応してまいります。また、地域コミュニティーの醸成を図るため、地域づくり活動支援事業、国際交流の推進、小中学生の学力向上事業、学校支援地域本部事業、産学官連携による産業振興などに取り組むとともに、安全・安心な地域づくり、住環境整備に配慮してまいります。

以上で概況を説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から 説明させます。

次に、議案第10号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」でございますが、歳入歳出の予算総額は、それぞれ5,889万7千円で、前年比188万8千円、3.2%の減であります。

主な内容ですが、歳入として、有線放送電話使用料が5,433万1千円、加入 金工事費等の負担金が133万2千円など。

また、歳出でございますが、電柱共架料及び電柱敷地等借上料が443万2千円、 有線柱等の支障移転工事等で1,005万円、また、次期設備更新に備えての基金 積み立てが2,189万5千円であります。

次に、議案第11号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」 でございます。

国民健康保険は65歳以上の加入者が1月末で1,559名と全体の35.6% を占め、加入者の高齢化による医療費増加に加え、急激な経済雇用情勢の悪化は国保財政に深刻な影響を与えています。国保といたしましても、特定健診、保健指導等の保健事業を通じ、健康づくりと疾病の重度化予防により医療費の適正化を図るとともに保険税収入を計画的に推進し、安定した制度運営に取り組んでまいります。本予算は総額16億54万8千円でございまして、前年と比較しまして354万3千円の減であります。

歳入でございますが、国民健康保険税が3億9,538万9千円、国庫支出金が3億5,284万8千円、県支出金が6,416万7千円、療養給付費交付金が1億1,383万1千円、前期高齢者交付金が4億1,070万5千円、共同事業交付金が1億6,109万5千円、繰入金が1億87万4千円。

歳出でございますが、総務費が835万2千円、保険給付費が11億1,307万8千円、後期高齢者支援金が1億9,252万1千円、老人保健拠出金が2,543

万5千円、介護納付金が7,010万9千円、共同事業拠出金が1億6,109万7千円、保健事業費が2,407万3千円でございます。

次に議案第12号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算について」説明いたします。

歳入歳出それぞれ719万5千円で、前年比116万円の増でございます。その 内容でございますが、貸付金の元利収入及び公債費を主として計上しておりまして、 歳入は貸付金元利収入が619万9千円、繰入金が139万5千円であります。歳 出は公債費642万3千円であります。

次に、議案第13号「平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について」説明 いたします。

高齢者の医療制度は高齢化の進展に伴い、安定的な運営を確保するため、新たな 高齢者の医療制度の創設が行われ、平成20年4月に老人保健制度から後期高齢者 医療制度に引き継がれたところであります。平成20年度3月診療までの医療費の 支払いの義務があるために本会計において予算措置を行うものであります。

本予算は歳入歳出それぞれ339万3千円であります。医療費につきましては、 前年度の実績を踏まえ計上いたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金179万9千円、国庫負担金106万1千円、 県負担金26万5千円、町負担金26万5千円でございます。

歳出では、医療給付費と医療支給費の合計が339万円でございます。

次に、議案第14号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について」説明いたします。

本特別会計は、千曲川流域下水道並びに坂城町公共下水道の整備及び管理を行う ものであります。坂城町公共下水道は、平成12年10月の一部供用開始以来、坂 城地区、中之条地区、上五明地区、網掛地区と供用範囲を広げてまいりました。平 成21年度においては、引き続き中之条地区、網掛地区において面的整備を行う予 定であります。

21年度の予算でございますが、歳入歳出それぞれ7億7,400万1千円で、 長期債償還費の当面のピークが過ぎたということにより、前年対比5,200万7 千円の減であります。

主な歳入の内容ですが、下水道使用料が8,405万円、国庫補助金が7千万円、 一般会計繰入金が3億6,214万3千円、下水道事業債が2億3,270万円で ございます。

主な歳出ですが、公共下水道事業費が前年比1,491万6千円増の3億4,072万8千円、長期債償還費が前年比2,894万5千円減の3億4,948万4千円であります。

議案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」でございます。

要介護、要支援者が増加し、介護給付費等の増大が見込まれています。第4期事業計画の初年度として平成21年度の予算を計上したところでございます。

本予算は、総額10億7,150万4千円であります。これは前年に比べ、7,696万9千円、7.7%の増であります。

歳入の主なものですが、介護保険料で2億75万3千円、国庫支出金で2億4,480万9千円、支払基金交付金で3億1,355万円、県支出金で1億5,378万円、町繰入金で1億4,800万円。

歳出の主なものは、保険給付費で10億3,583万円、地域支援事業で2,042 万6千円でございます。

議案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」でございますが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されたことに伴い、町における後期高齢者医療に関する特別会計を平成20年度から設置いたしたところであります。制度の運用につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が行いますが、町において保険料の徴収及び通知書の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務を行っております。保険料の徴収に当たっては、特別会計を設置し、収納業務を行い、広域連合に納付いたします。

本予算は、歳入歳出総額1億3,407万6千円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億173万9千円、繰入金3,227万円。

歳出の主なものは、総務費200万9千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億 3,200万5千円でございます。

以上よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(池田君) 続いて、議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算について」 各課長等の詳細説明を求めます。

まず歳入について。

財政係長(塩澤君) 平成21年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入全 般につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページ の第2表、9ページの第3表、並びに附属の当初予算資料1ページ、2ページの内 訳表により款別にてご説明を申し上げます。

最初に、 2° ページの款 1 の町税についてでございます。個人町民税については、昨今の景気動向等から前年度対比マイナス 4. 1%、3, 300 万円の減額、法人町民税についても企業業績の悪化等によりましてマイナス 5 3%、2 億 6, 500 万円の大幅な減額を見込んだところであります。町民税全体ではマイナス 2 2 . 9%となっております。固定資産税につきましては、20 年度において償却資産分が大きく伸びたところでありますけれども、21 年度は評価替えの年でもありまして、0. 8 %の微増を見込んでおります。また、軽自動車税、町たばこ税、入湯税については、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしております。町税全体では25 億 6, 344 51 千円で、前年度と比較してマイナス 10. 4%、2 億 9, 6 90 54 千円の減額となった次第であります。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴いまして、地方道路譲与税が使途制限のない地方揮発油譲与税に改正されることとなります。制度改正前に課税される地方道路税については従来どおり地方道路譲与税として譲与されますので、予算科目は2目に分かれることとなりまして、目1としまして、地方揮発油譲与税を新設いたしました。自動車重量譲与税とあわせて譲与税全体では前年度対比マイナス4.1%で、7千万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は県税の収入見込み等から前年度対比 22.1%の減額、款4の配当割交付金についても同じく 71.6%の減額、款5の株式等譲渡所得割交付金も同じく 81.6%の減という内容でございます。

款6の地方消費税交付金については、マイナス5.9%、1億6千万円の計上でありまして、それぞれ昨今の金融経済情勢交付実績を踏まえての計上となっております。

続きまして、款7の自動車取得税交付金でございます。平成21年4月以降の課税に係る自動車取得税については、使途制限がなくなりますけれども、3月課税分までは改正前の分として使途制限が引き続きございますので、予算科目は自動車取

得税交付金と旧法によります同交付金の2目に分かれることとなります。21年度からの自動車税制における軽減措置の拡充に伴いまして、前年度対比33.3%の減で、2千万1千円を計上いたしております。

次に3ページになりますが、款8の地方特例交付金につきましては、19年度から減税補でん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金及び18年度からの児童手当の拡充に係る特例交付金については、交付実績を踏まえての計上といたしております。減収補での特例交付金については、20年度から創設された住宅借入金等特別税額控除による減収分を補でんするための交付金に加えまして、新たに自動車取得税交付金の減収の一部を補でんするための交付金をあわせて計上いたしております。地方特例交付金全体では前年度対比29.4%増の3,882万5千円を見込んでおります。

続きまして、款9の地方交付税でございます。国の総額では生活防衛のための緊急対策に基づく特別枠として地域雇用創出推進費が設けられております。前年度対比2.7%増の15兆8千億円程度が確保される見通しとなっております。19年度から導入された頑張る地方応援プログラムや20年度に創設された地方再生対策費など算定方法の改正とともに簡素化が図られているところでありますけれども、三位一体改革以降の交付税を取り巻く厳しい情勢、基準財政需要額の減少等によりまして前年度対比マイナス17.8%、8千万円の減額で、特別交付税を含めまして3億7千万円を見込んだ次第であります。これに普通交付税の振り替え措置分として発行いたします臨時財政対策債の2億3千万円を合わせますと6億円となりまして、実質的にはマイナス4.8%、3千万円の減といった状況となっております。次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえて50万円の減額といたしております。

款11の分担金及び負担金については、主に保育料等に係る児童福祉費負担金でございますけれども、農林水産業費に係る補助事業負担金の増加によりまして4.7%の増となっております。

款12の使用料及び手数料については、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳の手数料であります。中之条住宅団地の完成に伴いまして41.2%の増を見込んでおります。

続いて、款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付、児童 手当に係る民生費負担金と食育・給食センターの建設に係る補助金等でございます。 前年度との比較では、住宅団地整備事業などの土木費に係るまちづくり交付金の減によりまして、全体では2億3,651万8千円の計上となっています。マイナス36.8%、1億3,780万1千円の減額という内容でございます。

なお、A01号線事業に係る地方道路整備臨時交付金は、道路特定財源の一般財源化に伴い、廃止されまして、地域活力基盤創造交付金が創設されることとなっております。

次に款14の県支出金でございます。民生費に係る負担金及び補助金、農山漁村活性化支援交付金等に係る農林水産業費補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、現下の雇用失業情勢に対応して新設されますふるさと雇用再生特別交付金事業補助金、それから、緊急雇用創出事業補助金などによりまして、県支出金全体では2億7,367万2千円であります。これは12.9%、3,124万円の増額となっております。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と土地の売払収入でございますけれども、前年度対比では82.7%の大幅な減となっております。

続きまして4ページの款16寄附金については、社会福祉関係並びにふるさと寄附金について、それぞれ最少額の計上ということで科目出しをいたしてございます。 次に、款17の繰入金については、財源不足を補てんする財政調整基金及び食育・学校給食センターの建設に充当する文教施設整備基金からの繰り入れがふえておりまして、繰入金全体では40.8%、2億5,333万8千円の増で、8億7,499万8千円を計上いたしております。財政調整基金の21年度末残高は、約6億円となる見込みとなっております。

一つ飛びまして、款19諸収入の内容については、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金、町振興公社納付金などが主なものでございます。 預託金の増額、あるいは埋蔵文化財発掘調査の受託収入によりまして、前年度対比 1.6%増の5億1,925万円となっております。

最後に、款 20 の町債につきましては、道路整備や公営住宅建設などに係る土木費が減っております。一方で、給食センターの建設に係る教育債が大きく伸びております。また、財源不足の拡大に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増大する見込みでございます。地方債全体では 6 億 9 , 300 万円を計上いたしております。前年度対比 6 %、 3 , 900 万円の増となっております。 21 年度末の町債残高でありますが、 73 億 2 , 800 万円になる見込みでございます。 それから、

坂都1号線などの臨時地方道整備事業債については、道路特定財源の一般財源化に 伴い、廃止をされまして、新たに地方道路等整備事業債が創設されることとなって おります。

以上、歳入総額は60億5, 880万円で、前年度と比較しましてマイナス 3.7%、金額で2億3, 300万円の減額予算となりました。また、自主財源比率でありますが、69%で、1.7ポイント上昇ということでございます。

飛びまして8ページの第2表、債務負担行為につきましては、農山漁村活性化支援交付金事業に係る農林漁業資金借入金並びに町土地開発公社の借入金に対する債務保証につきまして、その期間と限度額を定めたものでございます。

9ページの第3表地方債につきましては、款20の町債の内容に関するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長(池田君) 次に歳出について。議会費は省略いたします。

総務課長(中村君) 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げてまいります。

予算の説明書26ページからになります。26ページから29ページにかけまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、これにつきましては、特別職2名、一般職27名に係る人件費の関係、それから、職員の研修の費用、職員厚生事業及び臨時職員の各種保険料等が主なものでございます。

29ページ、目の2であります。文書費でありますが、文書の一括発送、それから、町内委託配達を行うものであります。需用費の中、印刷製本費は例規集の加除の印刷製本であります。

29ページから30ページにかけまして、財政管理費であります。需用費中の印刷製本費は当初予算書の印刷が主なものであります。使用料、賃借料は経費節減を含めながら、有料道路通行料を一括してここで支出をいたしてまいるというところでございます。前年と予算額が随分と比較違いますのは、20年度地方公営企業金融機構への出資がございました。21はそれがないということで大きく減額となっております。以上であります。

会計管理者(塩野入君) 続いて目4会計管理費について主なものをご説明いたします。

節11需用費の中の消耗品につきましては、町全体で使用する事務用品類を経費

節減も含めまして基本的にここで一括計上をしております。また、印刷製本費は決算書の作成のほか町で一般的に使う封筒などは経費節減などからここで一括計上ということであります。節12の役務費につきましては、会計に係る口座振替、公金収納、それに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料でございます。

企画政策課長(片桐君) 続きまして、目5財産管理費でございますが、これにつきましては、公有財産の維持管理に要する需用費、測量等の委託料でございます。

次に32ページにわたります目6企画費でございますが、企画推進費では主な内容は、長野広域連合及び上田地域広域連合の総務管理費に係る負担金が主なものでございます。温泉管理事業では、びんぐし湯さん館の施設整備等基金への積み立てであります。総合計画策定事業につきましては、策定審議委員さんの報酬、調査業務に係る委託料等であります。まちづくり推進事業では、行政協力員さん及び地域づくり事業審査会委員の報酬、また印刷製本費では「勇将 村上義清」の冊子の印刷費、委託料につきましては、行政事務委託料、また、地域づくり活動支援事業補助金といたしまして、300万円の計上でございます。国際交流事業につきましては、町の国際交流協会への補助金が主なものであります。

次に34ページにわたります目7広報広聴費でありますが、広報広聴一般経費では情報系システムのサーバー等機器の更新、機器の保守料、リース料、インターネット回線使用料が主なものでございます。広報発行事業につきましては『広報さかき』の発行に係る経費でございます。有線放送電話特別会計繰出金事業では、特別会計への繰出金、電子自治体事業ではLGWAN総合行政ネットワークに係る機器の保守料、使用料、県高速情報通信ネットワーク負担金等でございます。次に目8電算費につきましては、住民基本台帳システム税業務など基幹業務にかかる電算費、サーバーや端末機の保守料、リース料、ソフトウエア保守料及び使用料でございます。

- **総務課長(中村君)** 34ページから35ページの目10業務管理費でございますが、これは庁舎ですとか公用車等の維持管理に要する費用、保険ですとかといったもの、役場業務の維持管理的な経費が主なものであります。また、庁用車2台の更新の費用を計上いたしております。
- 住民環境課長(宮下君) 35ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費。需用費の主なものは防犯灯の蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料等でございます。工事請負費は防犯灯設置工事費でございます。負担金補助及び交付金は、町

防犯協会等への補助金でございます。

- 36ページ、目12交通安全対策費、交通指導員報酬、新入学児童用のヘルメット等の消耗品費、千曲交通安全協会坂城支部への補助金等でございます。
- 37ページ、目13消費生活費、消費生活指導員報酬が主なものです。消費者の会と協力し、消費生活展等により啓発に努めてまいります。
- 企画政策課長(片桐君) 続きまして、目14男女共同参画推進費でございますが、 報酬は女性専門相談員2名分の報酬、報償費につきましては講演会の講師等の謝礼 でございます。また負担金補助及び交付金につきましては、女性団体連絡会及び男 女共同みんなの会への補助でございます。
- 総務課長(中村君) 38ページ、款2総務費、項2町税費、目1税務総務費でありますが、固定資産評価審査委員さんの報酬、職員の人件費、臨時職員の賃金、それから、地方税電子化協議会の負担金、上田地区税務協議会の負担金等、経常的な経費であります。

次の39ページ、目2賦課徴収費でありますが、固定資産税にかかわる前納報奨金、各税目の課税等事務に係る電算処理業務、それから、固定資産評価基礎資料整備のための委託料、それと税の償還金、還付加算金が主たるものであります。対前年で大きく伸びております。住民税、法人分に係る還付金の計上が大きいというところでございます。

- 住民環境課長(宮下君) 39ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、人件費等経常的経費が主なものです。需用費は各種届け出の用紙等の消耗品費、印刷費、戸籍、住基、外国人登録等のシステム使用料、保守点検の委託料でございます。住基カードの発行状況は、2月末現在でトータルで148枚、20年度では66枚でございます。外国人登録につきましては、2月末現在で491人、昨年同期と比べまして125名の減でございます。
- 総務課長(中村君) 40ページから41ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会 費でありますが、選挙管理委員4名分の報酬、その活動にかかわる経常的な経費で ございます。
 - 41ページ、目5農業委員会選挙費でございますが、5月17日に任期を迎えられる農業委員の選挙に係る費用を計上いたしてございます。
 - 41ページから42ページ、項4選挙費、目5衆議院議員選挙費でございます。 こちらは9月10日には任期を迎えることとなります衆議院議員の選挙に係る費用

を計上いたしてございます。

- 企画政策課長(片桐君) 次に、42ページから44ページにわたりますが、款2総務費、項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計調査一般経費では統計にかかわる一般的な経費のほか、町民の皆様にあっせんをしております県民手帳の購入費が主なものでございます。目2委託統計調査費では、指定統計など七つの調査が行われます。主なものといたしまして、2010年、世界農林業センサス、経済センサス基礎調査、また、22年に実施されます国勢調査に向けた調査区設定を行う予定でございます。
- 総務課長(中村君) 44ページ、項6監査委員費、目1監査委員費でありますが、 これは監査委員さんの報酬、例月出納検査初め定例の監査、決算審査等各種監査に 係る経費であります。
- 福祉健康課長(塚田君) 続いて45ページからですが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費ですが、社会福祉一般経費では職員の人件費のほか、46ページになりますが、19節では福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金などであります。社会福祉協議会補助事業では、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか社会福祉協議会への補助が主なものであります。国保特別会計繰出金については、一般会計から特別会計への繰出金となっております。
- 住民環境課長(宮下君) 46ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2国民年金 事務費は、国民年金の新規加入や住所変更、氏名変更等の手続等の事務に係る経費 でございます。
- 議長(池田君) 詳細説明の途中でありますが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後1時58分~再開 午後2時09分)

議長(池田君) 引き続き詳細説明をお願いいたします。

福祉健康課長(塚田君) それでは47ページからになりますが、目3老人福祉費の 老人福祉一般事業では、13節電算委託を初め19節におきましては、長野広域連 合更埴地域シルバー人材センターへの負担金、更埴地区老人大学、老人クラブへの 補助金、それから、デイサービスセンター建設償還の補助などであります。

48ページ、老人福祉町単独事業では、老人福祉増進のため町単で実施するものでありまして、13節では高齢者祝賀行事への補助金、19節では社協への委託事業として合同金婚式の開催、扶助費として敬老祝金の支給事業であります。老人医

療費給付事業では、扶助費としまして医療費の自己負担分に対する医療費の助成事業であります。このほか移動困難者への外出支援サービス事業としての高齢者生活支援事業、介護保険利用者負担軽減事業のほかに老人保健特別会計への繰出金事業、介護保険特別会計繰出金事業、これらにつきましては、一般会計からの繰り出しです。

4 9ページになりますが、平成 2 0 年度から施行されました後期高齢者医療保険 事業におきましては、広域連合への給付費負担金、特別会計への繰出金となってお ります。また、介護予防施設運営事業、これにつきましては、ふれあいセンターの 運営費として計上をさせていただいてあります。

続いて49ページからですが、目4心身障害者福祉費では、心身、知的障害といった障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供いたします障害者自立支援法に基づく事業となっております。心身障害者福祉一般事業では、13節では難病患者等の支援委託、19節では長野広域連合への障害程度区分の認定審査会、障害者スポーツ大会への負担金、視覚障害者支援補助金が主なものであります。

50ページからになりますが、重度障害者介護慰労金支援事業につきましては、特に報償費として在宅介護者への介護慰労金でございます。このほか福祉タクシー委託事業につきましては、重度の心身障害者を対象とした外出支援等の費用の軽減の一助として障害者タクシー利用券の交付事業として実施しておるものであります。心身障害者町単独事業におきましては、腎機能障害者の通院費や希望の旅事業、知的障害者の施設等への通園・通学の負担軽減補助金のほかに視覚等の支援の一助としまして障害者補助犬飼育費補助を本年度新設いたしておるところであります。節20におきまして、重度心身者福祉年金、それから、共済掛金、援護金、それから、難病の特定患者見舞金が主なものであります。福祉医療給付事業につきましては、国保連合会等への給付事業に関する電算委託、扶助費では重度障害者に対する福祉医療給付金でございます。

5 1ページ、自立支援給付一般事業につきましては、障害者の自立支援の給付に 係る事務的経費が主なものであります。

このほか52ページからになりますが、介護訓練等給付事業を初めといたしまして、障害を軽くするために必要な医療費を給付する自立支援医療事業費、それから、補装具支給等支援事業費、地域生活支援事業費等、また自立支援特別対策事業など

を計上させていただいております。いずれにいたしましても、心身障害者の自立や 家庭の福祉の向上に努めてまいるということでお願いをしていきたいというもので あります。

企画政策課長(片桐君) 続きまして、53ページから54ページにわたります目5人権同和推進費でございますが、まず報酬につきましては、人権同和啓発の推進を図るため、差別撤廃人権擁護審議会、また、人権同和啓発推進会議委員の報酬でございます。節8報償費では懇談会等の講師の謝金、節13委託料では集会所の管理委託料等でございます。節17公有財産購入費につきましては、土地の購入代、これは坂端小集落改善事業の関連に伴う用地代でございます。節19団体運営補助金につきましては、前年度比12.5%の減、また、人権政策確立支援事業補助につきましては50%の減といたしました。また、新たに犯罪被害者支援補助金といたしまして、3万円を計上したところでございます。

次に目6隣保館運営費でございますが、人権啓発活動の推進、また、ふれあい講座、ふれあい交流フェスティバルなどの地域交流事業、文化教養活動を進めてまいるということでございます。予算につきましては、節1報酬は隣保館運営委員の報酬及び職員の人件費等、隣保館の運営に係る経常的経費が主なものでございます。

福祉健康課長(塚田君) 続いて56ページ、目7高齢者対策費でございますが、節20扶助費が主なものでありまして、養護老人ホームへの入所措置等を行う費用であります。

次に56ページ、目8地域包括支援センター費では、臨時職員の賃金のほか、 13節委託料ケアマネジメント事業の委託、14節では介護給付システム保守委託 及び介護給付システムリースが主なものであり、センターの運営費等の経費でござ います。

57ページ、老人福祉センター委託事業におきましては、高齢者の健康増進、介護予防など社会福祉協議会への管理運営の委託でございます。このほか介護保険法に基づく事業といたしまして、住宅整備事業、それから、生きがい活動支援事業、それから、家族介護支援事業などを行いまして、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者やその家族の福祉の向上に努めてまいりたいということで計上させていただいております。また、緊急通報体制整備事業におきましては、報酬としまして、ひとり暮らし老人の訪問員への報酬、それから、委託では190台になります安心電話の保守管理、それから、18備品購入では端末機の購入を予定しております。

58ページから59ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、節20児童手当が主なものでございます。また、乳幼児医療給付事業におきましては、乳幼児福祉医療費として小学校入学前まで自己負担分の助成、4歳未満までを小学校入学前まで支給対象として実施しておるものであります。少子化対策事業としましては、出産祝金としまして1万円、20年度まで行っておりましたが、本年度は第3子以降の出産に対しまして3万円を計上いたしたところでございます。

同じく59ページから目2母子福祉費では家庭の自立育成のために報償費及び扶助費としまして、小学校入学と中学校、高校卒業の母子家庭等、児童激励祝金、それから、母子・父子医療給付事業としまして母子世帯・父子世帯への福祉医療費を計上させていただいております。

60ページ、目3保育園総務費におきましては、主なものは人件費を初め義務的 経費であります。負担金補助及び交付金におきましては、特に他市町村への広域入 所負担金として対応しておるものであります。

- 子育て推進室長(中沢君) 次に、61ページ、目4南条保育園費から62ページ、目6坂城保育園費、63ページ、目7村上保育園費まで、それぞれ保育園の運営に係る経常的経費でございます。主なものといたしましては、臨時職員の賃金、電気料、水道料等の光熱水費、給食の賄材料費等でございます。
- 教育文化課長(西沢さん) 続きまして、64ページから65ページにかけての目8 児童館運営費、目9放課後児童健全育成費は、町内3児童館の運営にかかわる経費 で、館長の報酬及び厚生員の賃金、そのほか経常的経費でございます。本年度3児 童館とも年間250日の開館を予定しています。
- 子育て推進室長(中沢君) 目10子育て支援センター事業費は、支援センターの運営に係る経常的経費でございます。主なものといたしましては、家庭児童相談員の報酬、臨時職員の賃金、事業費として遊具等の消耗品及び電気料が主なものでございます。赤ちゃんに絵本を贈るブックスタート事業も引き続き実施してまいります。
- **福祉健康課長(塚田君)** 続いて66ページの項3災害救助費、目1災害救助費では、 不慮の事故等によります見舞金及び食料費を計上してございます。
 - 67ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費ですが、保健衛生一般経費につきましては、人件費などの経常的な経費でございます。
 - 68ページになりますが、精神保健福祉等事業費では、精神障害者の支援に関する講習会などのほか、精神保健協議会、県家族会連絡会への負担金でございます。

同じく68ページからですが、目2予防費一般経費につきましては、特に69ページ、13委託料につきましては、休日等の緊急医療に対応するために、医師、歯科医師による当番によります医療体制をお願いをしてございます。また、19節におきましては、休日・夜間における救急医療体制としまして、長野広域による輪番制病院運営事業、それから、新たに今年度から上田地域におけます2市2町で共同運営いたします上田市小児初期救急センター運営への負担金を計上させていただいております。結核関係一般事業につきましては、感染症法に基づきまして結核レントゲン検診の実施、乳幼児健診事業につきましては、特に役務費といたしまして乳幼児の身体・精神の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、委託料では妊婦の一般健診委託料ということで、昨年5回にふやしました妊婦の健康診査、本年度から9回ふやしまして14回実施していくという予定でございます。

70ページ、予防接種事業、予防接種法に基づくものでございますが、伝染病の発生及び蔓延を防止するために乳幼児、小学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用でありまして、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の関連機関への委託料となっております。

同じく70ページ、目4健康増進事業におきましては、健康保険法に基づくものでありますが、一般健康診査を対象に、また年齢によりまして胃検診、大腸検査、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺、肝炎、骨検診などの検査を行い、町民の健康増進を行ってまいるものであります。

71ページ、いきいきヘルスアップ事業といたしましては、町民の健康に関するフォローアップといたしまして、生活習慣病、糖尿病、心疾患などの健康相談、家庭訪問、高血圧治療のための学習会、それから、チューブ体操教室など行いまして、治療の必要性や生活習慣病の改善について対応してまいるものであります。後期高齢者健康推進事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者となっております75歳以上の被保険者を対象に人間ドックの補助及び町が委託事業として行います特定健診事業にあわせ、健康診断を実施するものであります。

72ページ、健康づくりサポート事業につきましては、町民の健康意識の向上を目的に、毎年、健康づくり講演会を開催しまして健康の大切さについて考えていく事業として計画をしております。目4、最後になりますが、保健センター管理費でありますが、ページを、すみません、間違いましたが、72ページの上段になりますが、保健センター管理費では、保健センターの管理に要する経常的な経費でござ

います。以上です。

住民環境課長(宮下君) 72ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費では、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る運搬処理等委託料、各自治区が毎年6月の環境保護月間にあわせ実施いただきます地域で取り組む環境美化事業に対する補助金、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発看板、獣医師会委託料等でございます。

73ページ、目7公害対策費は、河川の定点調査、地下水調査の委託料でございます。河川の調査結果につきましては、引き続き広報に発表し、環境保全の啓発に 努めたいと存じます。

同じく73ページ、目8環境保全対策費は、不法投棄防止を呼びかける看板作成の委託料等でございます。

- 建設課長(村田君) 73ページから74ページ、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、対象区域における合併処理浄化槽の設置に要する経費に対し、国、県、町の負担による補助金交付が主なものでございまして、21年度は29基を見込んでおります。
- 住民環境課長(宮下君) 74ページ、項2清掃費、目1清掃総務費、ごみ分別収集 計画表の印刷製本費が主なものです。日本語、ポルトガル語、中国語、英語のもの を作成いたします。目2塵芥処理費は、可燃・不燃の指定袋等の消耗品費、一般廃 棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合負担金 等でございます。

75ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金でございます。

産業振興課長(宮崎君) 続きまして、76ページ、款5労働費、項1労働諸費、目 1労政費、主なものは労政一般経費では職員の人件費、勤労者福祉対策事業といた しまして、中小企業退職金共済掛金補助金、財団法人更埴地域勤労者共済会補助金。 次の77ページで勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。次の 勤労者総合福祉センター管理一般経費では、委託料の計上ということで、財団法人 更埴地域勤労者共済会への施設管理委託にかかわるものでございます。続きまして、 目2労務対策費でありますが、労務対策一般経費といたしまして、更埴職業安定協 会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合への補助金等、雇用対策への予 算を計上しております。また、中小企業人材確保推進事業補助金については、テクノハート坂城協同組合が国庫補助を得て取り組みを行う企業の人材確保や職場定着 等に関するマニュアルづくりの事業に対して、町といたしても補助するものでございます。

次に78ページ、款6農林水産業費、項1農業費ですが、目1農業委員会費として農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費。

79ページの農業者年金業務では加入推進に向けた経費や農業者年金協議会への 補助金を計上いたしました。次の目2農業総務費については、有害鳥獣駆除対策協 議会の委員報酬と職員の人件費などを計上しております。

次の80ページには、農業用廃プラスチック処理にかかわる補助金を計上しました。目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、有害鳥獣駆除にかかわる委託料や予防施設設置に対する補助金。

81ページで、農業を営むのに厳しい条件であると認められた中山間地域直接支払事業補助金などを計上いたしました。地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や味ロッジわくわくさかきへの特産品振興事業補助金、原木きのこ等の特用林産物の振興と新たな特産品開発に向けた新商品等開発補助金を計上しております。続いて、生産調整対策事業では、町単独補助として転作推進事業補助金を計上しておりますが、21年度は昨年より3トン少ない844トンの作付配分がされているところでございます。農振地域整備促進事業は、必要に応じて開催をする農業振興地域の除外にかかわる経常的な予算でございます。

82ページの農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、次の農産物加工施設管理費では光熱水費が主な計上内容でございます。また、今年度は11月13日、14日に全国辛味大根フォーラムの開催を計画しておりまして、ねずみ大根を初めとする辛味大根のPRとブランド化を推進していきたいと考えております。このための予算計上をさせていただいております。

次の83ページのふるさと雇用特産品振興事業は、町長が招集あいさつの中でもご説明したところですけれども、財源といたしまして、今回の国の第2次補正予算に計上されている雇用機会の創出を図る事業で、厚生労働省がふるさと再生特別交付金事業として予算規模2,500億円、緊急雇用創出事業として1,500億円を予算化する事業で、さらにこれを各県に配分し、本県にはふるさと分14億4,200万円、緊急雇用分12億4,100万円が交付されます。県でもこれを私ども市町村に配分し、町には3年間で、ふるさと分として1,900万円、緊急雇用分1,500万円が交付される予定です。

なお、この事業は10分の10の補助事業でございます。両事業で主に違うのは、 雇用期間と交付先で、ふるさとが原則1年以上で、継続的見込みのある民間等への 委託事業、緊急雇用創出事業は6カ月未満の短期間で直接雇用も可能であるという 事業でございます。町では、ふるさと緊急雇用再生特別基金事業として3事業、緊 急雇用創出事業として7事業を選定し、予算化をしているところでございます。

なお、ふるさと雇用特産品振興事業に戻りますが、本予算は特産品の普及宣伝、 販路開拓や坂城ブランドの確立に向けた事業推進を町内の企業等に委託するもので ございます。目4畜産業費は北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北 信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金でございます。次の目5農地費、農地一般 経費では六ケ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金104件。

8 4ページでは、埴科郡土地改良区の負担金などを計上しております。農道等基盤整備町単事業は農道等の整備、維持補修費であります。農地水環境保全向上対策事業費は、国の事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同事業と環境保全に向けた活動への支援を行うもので、活動組織上平みどりの里を対象として交付金を計上しているものであります。

85ページに移りまして、農山漁村活性化支援交付金事業であります。昨年から3年間で実施する事業でありますが、2年目の事業として清水踏切から千曲川に向けた中之条用水のバイパス路の工事を予定しております。次の県営かんがい排水事業につきましては、六ケ郷用水改修に向けた概要調書等の作成を委託する経費を計上いたしました。次に項2林業費、目1林業総務費、林業一般経費は職員の給与等の経費でございます。

86ページ、目2林業振興費、林業振興一般経費は、干ばつ対策事業補助金等森 林整備に対する経費です。

87ページにかけて、松くい虫防除対策事業につきましては、伐倒駆除やヘリコプターによる空中散布の特別防除に係るものであります。町有林管理事業は、林業委員10名の報酬、作業員の賃金などでございます。特用林産振興事業は中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木きのこ栽培施設の光熱水費等でございます。

88ページ、緊急雇用森林環境整備事業の里山森林環境委託につきましては、さ きの緊急雇用創出事業の一つで、町有林の間伐、枝打ち、下草刈りや登山遊歩道の 枝打ち、下草刈りなどを委託する経費でございます。目3林道事業費、林道事業一 般経費は、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっています。また、 次の緊急雇用林道作業道環境整備事業、清掃等作業委託もさきの緊急雇用創出事業 の一つで、林道及び作業道の路肩や法面の草刈り、側溝や横断溝の清掃作業を委託 する経費でございます。

89ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものでございます。

90ページ、目2商工振興費ですが、商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また、商工会経営改善普及事業補助金とまちづくり事業補助金は商工会への補助として計上しております。次の中小企業対策事業では、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。中心市街地活性化事業でございますが、中心市街地コミュニティーセンターの管理経費が主なものでございます。

91ページのまちづくり交付金、坂城駅周辺地域交流推進事業につきましては、 ハード事業で実施してまいりました同交付金事業に対し、ソフト事業としての振興 事業が求められているということで、商工会や関係団体と連携を図り、また、辛味 大根フォーラム等とも連携をしたイベント等を進め、坂城駅周辺地域のにぎわいの 創出に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に92ページにかけて目3観光費、観光一般経費では、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金や葛尾遊歩道や弧落城遊歩道の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また、今年度も町民まつりを実施ということで予算を計上させていただいてございます。次に、目4商工企画費でございます。商工企画一般経費では、信州大学繊維学部と取り交わしている産学官連携を進めるコーディネート事業委託。

次の93ページには、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金を計上しております。工業団地整備費では、テクノさかき工業団地内の街灯の電気料、さかきテクノセンター支援事業では、運営補助と建設費償還補助金を計上いたしました。鉄の展示館管理一般経費は、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっています。そういう中で備前長船博物館等との共同開催として9月19日から12月6日まで刀工などの育成にも資するお守り刀展を企画しており、副賞の予算を計上させていただいております。

なお、企画展としては、ほかに4月18日から7月20日まで板倉家ゆかりの至 宝展も開催する予定でございます。

建設課長(村田君) 94ページから96ページ、款8土木費、項1土木管理費、目 1土木総務費につきましては、職員の人件費が主なものでございますが、節19負 担金補助及び交付金につきましては、治水砂防協会などの関係団体への負担金でご ざいます。

96ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございますが、節11需用費の光熱水費につきましては、道路照明等の電気料でございます。節13委託料は町道の認定、廃止、改良などに伴います道路台帳の保守管理業務の委託費でございます。節15工事請負費は、交通安全施設の設置に伴う工事費、節19負担金及び交付金につきましては、町単補助事業でございまして、前年度と同額の1,400万円でございます。

96ページから97ページ、目2道路維持費につきましては、町道の維持管理にかかわる経費でございまして、節7賃金は道路清掃作業員の賃金、節13委託料では、A01号線、鼠橋通りなどの街路の清掃、街路樹の剪定にかかわる委託料でございます。節15工事請負費につきましては、町道の補修及び水路の改修工事費でありまして、節16原材料費はアスファルト補修用材料等でございます。

97ページ、目3道路新設改良費につきましては、A01号線改良事業とまちづくり交付金開畝地区道路整備事業、中之条団地取付道路の道路改良工事費にかかわるものでございます。

98ページから99ページ、項3河川費、目1河川総務費につきましては、河川 愛護月間に河川清掃等を行っていただいております河川愛護団体への補助金が主な ものでございます。目2河川改良費では、水路の維持管理のためのフェンス等の修 繕費、水路のしゅんせつ工事費及びまちづくり交付金事業にかかわる前田川バイパ ス水路の工事費でございます。

99ページから100ページ、項4住宅費、目1住宅管理費につきましては、職員2名分の人件費と町営住宅、改良住宅の維持管理費でございまして、公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、適正な改善事業を行う中で良質な住宅の整備を図ってまいります。節11需用費の修繕費は、各団地の水回り等の修繕、節13委託料では団地内の樹木の剪定等の委託でありまして、節15工事請負費につきましては、継続で実施している上平団地の屋根防水途装工事及び各町営住宅の火災警

報機設置工事費であります。

100ページ、目3住宅建築物耐震改修事業につきましては、一般木造住宅の耐震診断、耐震改修に伴うものでございます。節13委託料につきましては、耐震診断にかかわる耐震診断士の派遣委託料でございまして、簡易耐震診断80件、精密耐震診断を20件予定をしております。節19負担金補助及び交付金につきましては、耐震改修実施にかかわる補助金でありまして、2件分を計上したところでございます。

101ページから102ページ、款8土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費でございますが、都市計画総務一般経費として都市計画業務に従事する職員の人件費及び需用費の一般経費です。このうち節19負担金及び交付金、県事業負担の510万円は県道上室賀坂城停車場線の田町区間における道路改良の負担金でございます。駅駐車場管理、節13委託料は、しなの鉄道、坂城駅駐輪場177台及びテクノさかき駅前駐輪場177台の年間登録事務及び日常的な管理を委託により支出する経費でございます。

102ページ、まちづくり交付金事業効果分析調査、節13委託料は、地域再生整備計画に基づき、昭和17年より実施してまいりましたまちづくり交付金事業が最終年度を迎えるに当たり、各事業の事業効果を分析し、総括するための委託業務で、国の示す必須事務事業となっております。

102ページ、目2街路事業費は、都市計画街路事業、坂都1号線にかかわるものでございます。目3下水道費でございますが、これは下水道事業特別会計への繰出金で、長期債償還費の当面のピークを過ぎたこと等により前年比2,520万5千円減の3億6,214万3千円を見込んでおります。

103ページから105ページでございますが、公園管理一般経費として、びんぐしの里、和平公園を初めとするさかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の一般経費です。このうち節13委託料は、びんぐしの里公園、和平公園を指定管理者制度に基づき、株式会社坂城町振興公社に管理委託する約936万円及びシルバー人材センターに作業委託する約144万円と、公園遊具等の保守管理を専門業者に委託する85万円が主な経費でございます。また、節15工事請負費は、びんぐしの里公園内のローラー滑り台などの遊具補修工事であります。花と緑のまちづくり事業として、さかき千曲川バラ公園を初めとするばらのまちづくりに関する事業及びまちづくり交付金事業で実施している花のまちづくり推進事業等の事業費です。このう

ち節13委託料は、ばら公園や町内各所の植え込みにおける防除、かん水等の作業委託が主な経費でございます。節16原材料費は中心市街地にプランター等による草花を設置し、花と緑のあふれる空間を整備するため、花の苗や用土といったものの原材料費でございます。節19負担金補助及び交付金は、町とともにばらのまちづくりを推進するボランティア団体、薔薇人の会及び毎年大菊花展を開催している菊愛好会への補助金が主なものでございます。

104ページ、まちづくり交付金公園整備事業でございますが、中之条団地の北側隣接地に公園の整備を行うものでありまして、15工事請負費につきましては、造成、駐車場、あずまや、ベンチの設置の工事費でございます。ばらサミット事業につきましては、6月5日、6日の日程で開催のばら制定都市会議、ばらサミットに関する経費でございます。さかきテクノセンターを予定するサミット会議等の会場設営委託費及びびんぐし湯さん館で開催予定の歓迎夕食懇談会の賄費や会議資料印刷製本費等の需用費が主なものとなっております。ふるさと雇用ばらの里管理事業は、ばらいっぱいのまちづくりを推進するため、ばらのまちづくりの展望計画の作成と町内全域のばら栽培の実施計画の作成、ばら栽培に取り組む地域の人たちへの指導、助言及びばら公園の管理と作業を委託により実施し、雇用の創出を図るものでございます。ふるさと雇用びんぐしの里環境整備事業は、びんぐしの里の公園内の残置森林の環境整備を作業委託により実施し、雇用を創出するための委託料でございます。緊急雇用ばら祭り会場整備事業は、毎年来園者の増加が見込まれるばら祭りについて、より安心な体制で開催できるよう、交通誘導、駐車場整備員を委託事業により確保し、もって雇用の創出を図るための委託料でございます。

105ページから106ページ、項6交通高速対策費、目1高速交通総務費につきましては、新国道上田・篠ノ井バイパスの建設促進、しなの鉄道循環バスにかかわる事業費を計上させていただきました。節13委託料は、坂城駅及び坂城テクノ駅にかかわる駅管理業務委託費及び循環バス運行委託費でございます。節19負担金補助及び交付金では、国道バイパス県道整備促進期成同盟会への負担金などを計上させていただきました。

106ページ、目2高速交通対策整備事業では、渇水対策事業の8カ所の井戸のポンプの維持のための光熱水費及び修繕料等でございます。

106ページから107ページ、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費でございますが、節13委託料につきましては、坂城4区の調査にかかわる調査業務委託料、

坂城3区の再調査にかかわる測量委託料が主な内容でございます。

住民環境課長(宮下君) 107ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費 は、千曲坂城消防組合、消防防災航空隊の負担金でございます。目2非常備消防費 は、消防団、消防団員の活動に係る経費で、団員報酬、退職報償金、分団運営補助 金、出動交付金等々でございます。消耗品費は新入団員等補充用の法被等でござい ます。

109ページ、目3消防設備費は、消防施設機械器具の設置、維持管理にかかる経費で、消防団車両の燃料費、修繕料、詰所の光熱水費、備品購入は消防用ホースのほか第8分団、日名沢、大宮、新町、苅屋原、坂端の小型動力ポンプ、第10分団、上五明の軽積載車でございます。工事請負費の主なものは、現在、県事業として田町地区で進められております坂都2号線の道路拡幅工事により、防火水槽の移設、半鐘台、ホース掛け機能を場所を移して確保するもので、設計管理費とあわせて950万円計上するものでございますが、工事主体が県になるかどうか、現在協議中でございます。

なお、平成20年の火災件数は前年プラス1の9件でございました。

- 建設課長(村田君) 110ページ、目4水防費でございますが、節11需用費の消耗品は水防倉庫の備蓄資材の購入で、修繕料は水防機器の修繕費でございます。
- **教育文化課長(西沢さん)** 続きまして、110ページからの款10教育費について 申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、委員報酬を初め委員会を運営するための経常的経費でございます。目2事務局費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育振興事業では外国語、不登校などの支援のための賃金、広中平祐先生の算数大好き事業にかかわる経費のほか、奨学金、特色ある学校づくり交付金などが主なものです。4年目となります学力向上事業では、課題解決型の学習による日々の授業実践を通して学力の充実を目指します。問題をかかえる子供等自立支援事業では、相談支援推進協議会の活動に係る経費で、コーディネーターとしての大峰教室指導員の賃金が主なものです。次に、学校支援地域本部事業は、平成20年度より3年間にわたり県の委託事業を受けたもので、地域全体で学校を支援する仕組みをつくり、地域コーディネーターを中心にボランティア活動を進めてまいります。校内ばら園の栽培支援、英語教育、部活動、安全パトロールなどの支援を予定しております。また、緊急雇用創出事業では、各小中学校の状況にあわせ、支援のための賃金及び

委託料を計上いたしました。

次に、115ページ、項2小学校費、目1小学校総務費は、町職員の人件費のほか、節15工事請負費は、小学校のプール及び遊具の改修工事です。目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は、学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は、町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プールなどの消耗品及び燃料、電気、水道、校舎修理に係る費用です。節13委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの委託料及び学校庁務の業務委託料です。節18備品購入費では、角いすなど学校用備品を計上いたしました。続いて、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても、各小学校ともほぼ同じ内容でございます。教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師及び土地借り上げの謝礼、そのほか教科学習用の消耗品と教材備品として児童図書、顕微鏡、楽器などを計上しました。節20扶助費は、就学援助費、特殊教育就学奨励費でございます。

続きまして、120ページ、項3中学校費、目1中学校総務費は、パソコン教室に係る費用と英語指導助手に係る委託料でございます。目2学校管理費は、小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費です。目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では、生徒用図書、理科備品、楽器などが主なものです。新年度坂城町立小中学校児童生徒数は、小学生860名、中学生453名、計1,313名の予定です。

続きまして、122ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節8報償費は文化の館事業、お茶会などの講師謝礼、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。目2公民館費、節1報酬は、副館長、分館役員の報酬のほか、節8報償費は講座等の講師謝礼、成人式、体育事業の参加賞などです。節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27区への助成のほか、分館等施設整備事業補助金、また、公民館事業といたしまして、各種文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会、健康体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画しています。

次に125ページ、目3図書館費では、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では、館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるもの及び上田地域広域図書館情報ネットワークシステムの保守管理です。節18備品購入費では一般図書の購入を予定しております。目4文化財保護費について申し上げます。

節1報酬は文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は一般事務、発掘、整理作業等の賃金、また、文化財の保護、伝統芸術の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助のほか、文化財センター、坂木宿ふるさと歴史館の施設の管理運営にかかわるものでございます。

なお、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立会い調査、試掘調査など を予定しております。

目5資料館管理費は格致学校歴史民族資料館の管理運営に係る費用でございます。 目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なもので、 節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託 及びエレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備にかかわる委託などでございます。 次に目7青少年育成費では、子供リーダー研修会の活動、また、ウォークラリー大 会や通学合宿などに支援をしてまいります。節19負担金では、青少年を育む町民 会議への補助が主なものです。目9生涯学習振興費では「いつでも、どこでも、だ れでも」をテーマに坂城ふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めてまいります。 教養講座、専門講座の講師謝礼、ライフステージエコー実施に係る費用が主なもの でございます。

132ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費は、体育指導員等への報酬や節8報償費では競技審判への謝礼、大会参加賞などです。また、節13委託料は、グラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料などが主なものです。次に目2武道館管理費は指導員賃金のほか施設の管理費で、中学校の剣道部、また、体育協会の剣道、薙芀など心身の鍛練の場として活用されています。続いて目3給食センター運営費について申し上げます。児童生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するための費用で、年間給食日数は、小学校が205日、中学校が202日、1日当たり1、433食を予定しております。目4食育・給食センター建設事業につきましては、まちづくり交付金事業と安心・安全な学校づくり交付金を組み入れる中で計画をしてまいりました。21年度中に完成

の予定で、工事管理費及び工事請負費を計上いたしました。以上です。

財政係長(塩澤君) 続きまして、136ページの款12公債費でございます。主に 長期債の元金とその利子の償還でございます。前年度において公的資金の補償金免 除繰上償還を行ったことなどから元金、利子ともに減額でありまして、公債費全体 ではマイナス4.9%、7億6,057万1千円を計上いたしております。

最後に137ページの款14予備費につきましては、昨今の先行き不透明な財政 状況を勘案いたし、1千万円を増額した次第でございます。

以上、歳出総額は60億5,880万円で、性質別の内訳を見ると、投資的経費が土木費に係る普通建設事業費、それから、災害復旧事業費の減によりましてマイナス17.5%、人件費、扶助費、公債費に係る義務的経費がマイナス2.6%、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費が0.5%の増という状況になっております。

以上にて平成21年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。 議長(池田君) 以上で議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算について」各 課長等による詳細説明が終わりました。

詳細説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後3時06分~再開 午後3時17分)

議長(池田君) 次に、議案第10号以下、議案第16号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第10号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」をお願いいたします。

まちづくり推進室長(塚田君) 議案第10号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,889万7千円を計上いたすもので、歳入歳出事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等に係る工事負担金であります。款2使用料及び手数料、項1使用料でありますが、一般加入3,290件、スピーカー加入45件に係る有線放送電話の使用料。

また、4ページに入りまして、項2手数料、これは広告放送料が主なものでございます。

款3財産収入、項1財産運用収入は、有線放送電話設備機器に係る利子でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

5ページでありますが、款 5 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金、款 6 諸収入 については、項 1 預金利子と項 2 雑入で、主にはインターネットのアクセスポイン トの使用料が主なものでございます。

続きまして、6ページからの歳出に入らせていただきますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の主なものは、職員人件費と有線放送事業に係る消費税の計上でございます。目 2 文書広報費は、有線放送業務に係る事務的経費でございます。前年対比 1 5 4 万 9 千円の減でありますが、2 0 年度におきまして 3 年に1 度の電話帳更新がありまして、その作成の補助の分が主な減となっております。

7ページからの目3財産管理費は、有線放送施設の維持管理に関する経費の計上でございます。主なものといたしましては、節11需用費は有線放送施設の電気料及び修繕料、節13委託料は、機器等の保守点検経費、節14使用料及び賃借料は、中部電力やNTTへの電柱共架及び電柱敷地の使用料でございます。節15工事請負費は、有線放送施設の支障移転等に係る工事費の計上であります。節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の人件費相当を一般会計へ負担するものであり、8ページの節25積立金は、将来に向けて設備基金を積み立てるものであります。

以上、平成21年度有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長(池田君) 次に、議案第11号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」お願いいたします。

福祉健康課長(塚田君) それでは、平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」予算説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1国民健康保険税でございますが、医療費分、後期高齢者医療への 支援分及び介護保険第2号保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに 計上し、国保税の全体で前年度と比べまして2.5%の減となっております。

4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療給付費等負担金につきましては、前年度比3.2%の減であります。目2高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために、県単位で国保連

合会が中心となり実施する共同事業への拠出金に対し、4分の1の国庫負担を受けるものであります。目3特定健康診査等負担金でありますが、これにつきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について基準額の3分の1を計上しておるものであります。

同じく5ページ、項2国庫負担金、目1財政調整交付金につきましては、普通と特別調整交付金があり、町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるものでありまして、前年対比13.3%の増を見込んでおります。

款 5 療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等の療養給付費等に係る社会保障診療報酬支払基金からの交付金でございます。医療費制度によりまして退職被保険者医療への一般への完全移行によることから、前年度比 3 1.3%の減を見込んでおります。

款6前期高齢者交付金につきましては、65歳以降の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うものでありまして、65歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対し、平均を下回る保険者からの納付金が配分され、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されてくるものであります。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金と目2の特定健康 診査等負担金につきましては、先ほどご説明いたしました4ページの国の事業と同 一の県の事業でございます。項2県補助金、目1県調整交付金につきましても、先 ほどの県の事業と同一の県の事業で、町に対する県費補助であります。

6ページ、款8共同事業交付金のうち高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため、連合会より交付されるものであります。国、県が4分の1、町が2分の1を負担する共同事業となっております。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、これも市町村間の国保の平準化と財政の安定化を図るために、21年度までの間創設されております共同事業でありまして、前年度比7. 3%の増を見込んでおります。

款10繰入金、目一般会計繰入金につきましては、4,590万円を見込んでおります。

7ページ、目1基金繰入金につきましては、5,497万4千円を計上してございます。

続いて11ページからの歳出でございますが、総務費につきましては、事務処理 のための経常的な経費でございます。 13ページ、款2保険給付費、項1医療諸費、目1一般保険者医療給付費につきましては、前年度比1.7%の増でございます。目2退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比15.4%の減を見込んでございますが、退職被保険者の65歳以上の方の医療費が一般被保険者に完全移行したことによるものであります。14ページ、目3一般保険者療養費でございますが、10.5%の減、それから、目4の同じく退職被保険者等療養費につきましては、前年度比45.7%の減になります。

16ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は前年度比4.1%の増で、これにつきましても、退職被保険者の一般被保険者への完全移行によるものであります。目2退職被保険者等高額医療費は前年度比33.4%の減となります。

18ページ、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金を予定をしております。 18ページの葬祭費につきましては、48人分でございますが、計上をしてございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者に係る医療費に対し、加入者数に応じ、各保険者からの支援が行われるものでございまして、国保会計からも支援を行うものであります。前年度比13.1%の増でございます。

款5老人保健拠出金につきましては、75歳以上の方の医療費について、後期高齢者医療制度にしております前年度分の概算拠出額の精算分を計上しております。

21ページ、款6介護給付金でございますが、第2号保険者、要するに60歳か ら64歳分の負担分としての納付金であります。

款7共同事業拠出金のうち高額医療費拠出金につきましては、前年度比24.2%の 増でございます。

22ページ、款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費でございますが、医療制度改革によりまして、昨年から40歳から74歳までの方につきましては、保険者が生活習慣病に係る健診を実施することが義務づけられておりまして、国保会計で対応するものであります。集団健診としての健康スクリーニングのほか、夜間・休日の対応、個別健診、さらに詳細健診、人間ドックの実施により健診体制を整備しまして疾病の早期発見による健康の維持増進に努めてまいります。また、目2特定保健指導につきましては、特定健康診査によって指導事項がある方につきまして

積極的動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防いで健康で生き生きした住民福祉の向上によりまして医療費の抑制と負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考える事業であります。

以上、歳入歳出総額16億54万8千円でございます。

- 議長(池田君) 次に、議案第12号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」をお願いいたします。
- **企画政策課長(片桐君)** 議案第12号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金 等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ759万5千円であります。歳入歳出予算の事項別明細書の3ページからご説明を申し上げていきますので、お願いをいたします。

まず歳入の主なものにつきまして、款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、139万5千円であります。款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の貸付の償還でありまして、貸付金の元利収入は588万2千円でございます。

次に4ページ、歳出でありますが、款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、 目1貸付事業総務費につきましては、本特別会計の経常的な経費であります。

款2公債費、項1公債費、目1元金は、長期債、定期償還元金394万9千円、また長期債一括償還金につきましては、247万4千円であります。目2の利子につきましては、定期償還利子で110万9千円でございます。

款3諸支出金では、項1他会計繰出金、項2予備費につきましては、それぞれ前 年度と同額の計上でございます。

以上で平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の詳細 説明とさせていただきます。

- 議長(池田君) 次に、議案第13号「平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について」をお願いいたします。
- 福祉健康課長(塚田君) 議案第13号「平成21年度坂城町老人保健特別会計予算 について」ご説明申し上げます。

老人保健制度につきましては、制度の安定的運営を確保するため、段階的に自己 負担額の引き上げ等を行ってきたところでございますが、制度の安定的経営を確保 するため、平成20年4月に後期高齢者医療制度に引き継がれたところであります。 しかしながら、20年3月診療分までの医療費等につきましては、老人保健特別会 計において支払いの義務がありまして、3年間は老人保健特別会計を存続させ、決 済するよう政令で定められておるところでございます。21年度におきましても、 20年3月診療分までの月遅れ請求、過誤請求の支払いが必要となりますので、本 会計において予算措置をさせていただいておるところであります。

予算説明書3ページから主なものについて説明させていただきますが、歳入についてでございますが、款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1支払基金交付金の医療費交付金につきましては、179万9千円。

それから、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金につきましては、 106万1千円。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金につきましては、26万5千円。 4ページになりますが、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金に つきましては、26万5千円でございます。

次に、主な歳出についてでございますが、5ページ、款1医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費につきましては、300万円、目2医療費支給費につきましては、35万円ということで、実績を踏まえ、予算を計上いたしたところでございます。

以上、歳入歳出総額339万3千円でございます。

議長(池田君) 次に、議案第14号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算 について」をお願いいたします。

建設課長(村田君) 議案第14号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算に ついて」の詳細説明をさせていただきます。

説明書の3ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金でございますが、これは下水道受益者負担金の平成17年度以降に賦課された方の分と平成21年度に賦課する方の一括納付及び分納分で、整備区域により新規賦課対象が減少し、前年比1,940万4千円減の2,463万8千円を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料については、整備区域拡大に伴い、前年比837万7千円増の8,405万円を見込んでおります。項2手

数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店60件及び責任技術者46 人の更新登録手数料34万6千円と下水道受益者負担金督促手数料1千円を見込ん でおります。

4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水 処理施設整備交付金で、当初計画期間平成17年度から21年度までの最終年度に 当たり、7千万円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は、県道拡幅工事に伴う下 水道施設移設工事負担金で、12万円を見込んでおります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年比2,520万5千円減の3億6,214万3千円を見込んでおります。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、平成20年度下水道事業特別会計から の繰越金でございまして、科目存置でございます。

5ページ、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、平成20年度下水道事業の決算に伴う千曲川流域下水道上流処理区維持管理負担金、償還金でございまして、これも科目存置でございます。項3延滞金、目1延滞金は、受益者負担金、延滞金でございまして、これも同じく科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業にかかわる起債2億 1,310万円と流域下水道事業負担金にかかわる起債1,960万円を見込んで おります。

続きまして歳出でございますが、6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1 一般管理費でございますが、主な内容は、節8報償費の受益者負担金納期前納付報 奨金319万8千円と、節27公課費の消費税200万円でございます。

6ページから7ページ、款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、これまで整備されてきた下水道施設の維持管理にかかわる費用及び維持管理に必要となる使用料の賦課管理システムにかかわる費用等でございます。主なものといたしましては、節19負担金補助及び交付金の上流処理区維持管理負担金4,749万1千円で、終末処理場における汚水処理費用及び幹線管渠の維持管理費用について水量に応じて負担するものでございます。

7ページから9ページ、目2公共下水道事業費は、公共下水道整備にかかわる費用で、平成21年度は引き続き中之条地区、網掛地区において面的整備を行う予定でございます。節13委託料の設計管理は、下水道公社に業務委託するものでござ

います。認可変更等申請業務は、現在の事業認可区域の整備に引き続き事業を進めていくため、下水道法事業認可区域の拡張等について専門業者に業務委託するものでございます。実施設計測量等委託は、網掛地区の実施設計測量等を予定をしております。節15工事請負費の管渠工事では、中之条地区と網掛地区の開削工事を予定しております。節22補償補てん及び賠償金の地下埋設物移転補償ほかは、下水道管布設に支障となる上水道管等の移転補償費でございます。

9ページ、目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区において実施 される流域下水道幹線管渠、終末処理場にかかわる事業費について関連市町村の負 担割合に応じて負担金を支出するものでございます。

9ページ、款3公債費、項1公債費、目1元金は、公共下水道事業、流域下水道事業の地方債にかかわる元利償還を行うもので、長期債償還の当面のピークを過ぎたため、償還額は前年比2,484万2千円減の2億3,632万円となっております。

10ページ、目2利子は、公共下水道事業、流域下水道事業の地方債にかかわる 利子の償還を行うもので、元金と同様に償還額は前年比410万3千円減の1億 1,326万4千円となっております。

10ページ、款4諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金は、平成 20年度からの下水道事業特別会計繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。 科目の存置でございます。

以上、歳入歳出それぞれ7億7,400万1千円とするものでございます。

議長(池田君) 次に、議案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」をお願いいたします。

福祉健康課長(塚田君) 議案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算 について」説明を申し上げます。

介護保険特別会計予算につきましては、平成21年度から平成23年度を事業実施期間とします第4期介護保険事業計画におきまして、今年度策定いたしました給付見込額を基本としまして、10億1,750万4千円を計上いたしたところであります。平成21年度につきましては、給付額の自然増に加えまして、新たに介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の引き上げが見込まれるために平成20年度の当初予算と比較しますと、7,696万9千円、約7.7%の上昇となっております。

予算説明書、3ページ、歳入予算についてでございますが、款1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号保険者の介護保険料で2億75万3千円を計上いたしました。

款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担金、調整交付金及び 地域支援金の交付金をそれぞれ計上させていただいております。

4ページ、款4支払基金交付金につきましては、保険給付費の30%に相当する 交付金と地域支援事業の交付金、合計3億1,355万円を計上させていただいて おります。支払基金交付金は第2号保険者の負担分、要するに保険料ですが、社会 保険診療報酬基金より交付されるものであります。

5ページ、款 5 県支出金につきましては、保険給付費のおおむね 1 2 . 5 %分と地域支援事業交付金など合わせまして 1 億 5 , 3 7 8 万円であります。

6ページ、款7繰入金につきましては、介護保険給付費の町負担分、おおむね 12.5%でありますが、それと地域支援事業の負担分及びその他要介護・要支援 認定審査会の事務費及び第1号被保険者の保険料の高騰を緩和するため、町介護保 険支払準備基金より繰り入れるものであります。

8ページからの歳出予算につきまして、款1総務管理費ですが、介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会に要する経費など計上いたしております。

款2保険給付費につきましては、10億3,583万円で、前年度比8%増の予算を計上いたしたところであります。内訳としましては、10ページからでありますが、項1介護サービス等諸費といたしまして、要介護1から5と認定された方々が利用する在宅サービス、施設サービス等の保険給付費分でございます。

17ページからの項2介護予防サービス等諸費といたしまして、要支援1、2に 認定された方が利用される在宅サービス等の保険給付分3,479万円を計上いた しております。

22ページ、項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料、それから、項4高額介護サービス等費といたしまして、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用、項5高額医療合算介護サービス費として1年間に医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用をそれぞれ計上いたしてございます。

また、26ページ、項6特定入所者介護サービス等費でございますけれども、施

設利用者に係る食費、滞在費等の自己負担分につきましても、利用者の所得に応じてその自己負担分を減額し、保険給付で補うものであります。その費用として2、822万円を計上いたしました。

29ページ、款5要介護等の認定を受けていない高齢者の方々に対して実施をしていくところの地域支援事業費といたしまして、項1介護予防事業費933万8千円、項2包括的支援事業、任意事業費として1,108万8千円計上してございます。

以上、歳入歳出総額10億1,750万4千円でございます。

議長(池田君) 次に、議案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計 予算について」。

福祉健康課長(塚田君) 議案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の大幅な改革によりまして、平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に引き継がれたのはご案内のとおりです。保険料の算定、医療費の支払いは、長野県後期高齢者医療広域連合で行いますが、保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務など町の業務となっております。保険料の徴収については、特別会計を設置する中で収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付いたすということになっております。

予算説明書、3ページ、歳入歳出についてご説明申し上げますが、歳入について、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、7,121万7千円、目2普通徴収保険料につきましては、3,052万2千円。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定基金繰入金については、 3,026万6千円でございます。

歳出につきましては、6ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1億3,200万5千円でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて納付することになっております。老人医療給付対象者の高齢化に伴いまして、被保険者の数がさらに増加することが見込まれております。1人当たり医療費についても依然として伸びておりますので、その動向につきましては、今後注視が必要なものと考えております。

以上、歳入歳出総額1億3,407万6千円でございます。

議長(池田君) 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認めます。

よって、明日3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後3時54分)

3月9日本会議再開(第2日目)

1. 出席議員 14名

1番議員 田中 邦 義 君 武 君 8番議員 春日 賢 一 君 2 山城 9 IJ 林 春 江 君 3 柳 澤 澄 君 安 島 ふみ子 君 10 IJ 君 4 中 嶋 登 円 尾 美津子 君 11 5 IJ 塚 忠 君 柳 沢 昌 雄 君 田 12 IJ 6 大 森 茂 彦 君 13 IJ 宮 島 祐 夫 君 7 入日時子君 田 博 武 君 IJ 14 IJ 池

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

中 沢 町 長 君 副 長 栁 澤 君 町 哲 教 育 長 長谷川 君 臣 会 計 管 理 者 塩野入 猛 君 務 課 長 中村 忠比古 総 君 企画政策課長 片 桐 君 有 まちづくり推進室長 陽 君 塚 田 住民環境課長 下 和久 君 福祉健康課長 君 田 好 塚 子育て推進室長 沢 恵 三 君 中 産業振興課長 﨑 義也 君 宮 建 設 課 長 田 茂 康 君 村 教育文化課長 沢 悦 子 君 西 総務課長補佐 濹 博 君 柳 係 務 長 総務課長補佐 健 塩 澤 君 財 政 係 長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長吾妻忠明君議会書記金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 深まる不景気についてほか

柳澤澄議員

(2) 国際社会に通じる語学力についてほか

柳沢昌雄 議員

(3) 今年の2大イベントはほか

中 嶋 登 議員

(4) 地域医療についてほか

塚 田 忠 議員

(5) 緊急経済対策についてほか

大森茂彦 議員

(6) 土地利用についてほか

円尾美津子 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から11日までの3日間、カメラ等の使用の届け出が なされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(池田君) 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に3番 柳澤澄君の質問を許します。

3番(柳澤君) おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、 通告に沿い、一般質問を行います。

最初に1として、深まる不景気についてであります。

改めて申し上げるまでもなく、大変な不景気が進行しています。百年に1度起きるかどうかのような不景気だとか。 $2\sim3$ 年は耐えるのだというようなことが言われています。

今回この場所に立つことを許されて申し上げたいことは、たった一言、非常事態

だ、行政機関としての町と議会と企業やこの町に住む皆さんとみんなで知恵を出し合い、思いやりの心を持って頑張っていこうであります。これを皆さんにお届けすれば「これで一般質問を終わります」と席を下がってもよいくらいの気持ちでありますが、町内の企業や住民の皆さんの状況はどうなのか、町はどんな対策を進めているか、今後についてどんなことを考えているかと幾つかお尋ねしたいと思います。

イ. 町内企業の現況は

先のことを予想したり対策を考えたりするのには、申し上げるまでもなく、まず最初に、実情をつかむことが必要です。世界的な消費の冷え込み、外貨に対する円高などによって輸出部分の大きい自動車関係、機械、電気機器からIT関連まで大企業の業績悪化も連日報道されています。今月になってもNECが年末までに九州工場を閉鎖するとか、今回のもとになったアメリカでは、あの大きなゼネラルモータースが経営破綻の懸念とのことであります。そして株安です。4日には東京株式市場がバブル後の最安値を記録しました。

こうした中、大変苦しまれている町内企業の状況について、受注額の落ち込み、 生産稼働の抑制、生産額の減少、人員削減等は業種ごとにどんな状況かです。どの ように把握しているかをお聞かせ願いたいのであります。

ロ. 町民の暮らしは

こんな状況のもとで経営に苦しんでいる人、職を失って生活に困り始めている人が出始めているのではないかと心配です。そうした人たちがどの程度になっているのか、基準はありませんが、何かつかめていたらお聞かせをいただきたいと思います。

そうした場合に、生活の中で一番せつないのは、医者へかかっているとか、介護 が必要になっている場合、また、子供の学費や給食費といった教育の面だろうと思 います。そういったことで、町やテクノや月2回町へ出向いているハローワークへ の相談している件数はどんななのか、お聞かせください。

なお、家庭内で、また親の状況が影響して子供たちに何か特別な問題は起きていないか、この点は差し支えない範囲でお答えいただきたいと思います。

ハ. 不況の現下で町ができる対策は

地方自治体にできることは限界があります。が、今は全力で知恵と努力を傾注するときです。町や議会は私らのことなど真剣に考えていやしないと言われてはなりません。本定例会の招集あいさつや補正予算、当初予算の説明、新聞への町の発言

等でわかっていることが幾つもありますが、こんなことに力を入れている、こんな ことを考えている、今後こんなことも検討していきたいということを改めてお聞か せ願いたいのであります。

先月25日の『信毎』が坂城町の新年度予算について報じた中で、町長は国に交付金の増額をお願いすることになるかもしれないと話されていますが、これはどういう内容かもお聞かせください。

経済不況のようなときにしわ寄せが行かないよう、優先して気遣う大事な部分は 福祉や教育だろうと思います。新年度予算でどのような配慮をしたかお聞かせくだ さい。

また、緊急雇用創出事業として臨時職員20数名を雇用すると報じられましたが、 採用の基準と期間等についてお聞かせください。

来年度予算は、もっと厳しいものになることが予想されます。状況を見ながら年度中途でも次年度事業を前倒しし、臨時職員の期間延長とか増員ということは考えないか、お聞かせください。

また、あまり経費を必要としないでできることも何か考えておられるでしょうか。 例えば相談窓口です。融資などについては行われていますが、今後、各課の窓口と か何かの相談日とは別に幅広い生きる上での悩みを相談できる場所を人目につきに くいところへ開設するような考えはないか、お聞きをいたしまして、1問目につい ての1回目の質問を終わります。

町長(中沢君) 柳澤澄議員さんの質問にお答えしてまいります。

深まる不景気といいますか、不況下における現状等についての対策でございます。 私の方からは全体的なことを申し上げ、具体的な町内企業の状況、あるいは町民の 暮らし、そして具体的対応策等につきましては、各関係課長から説明させます。

ご案内のとおり、昨年の10月ごろから特に表面化してまいりました世界的な不 況でございますが、一向に回復の兆しが見られないということに大きな危惧を感じ ておるところでもございます。

こういった状況を踏まえまして、国、県、あるいは市町村においても、できる限りの景気対策や雇用対策などを実施し、また、早急に実施できるものを、より具体的に準備を進めておるところでもございます。

雇用対策といたしましては、国の2次補正予算の中で、ふるさと雇用再生特別交付金事業や緊急雇用創出事業が、その対象年度が平成21年度より平成23年度の

3年間として創設されました。それぞれの財源が国から各都道府県へ交付されるという仕組みになっております。

ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、新規雇用者を原則1年以上雇用する事業に対しまして、10分の10の交付金が交付されると。そしてまた、緊急雇用創出事業につきましては、新規雇用者を原則6カ月未満の短期雇用する事業に10分の10の交付金が交付されるということになっているわけでございます。

県は、この財源を受けまして実施団体となります我々のような市町村に二つの事業の要望調査をこの2月初旬に行ったところでもございます。この要望調査の段階では、市町村における各財源の上限は示されておらなかったということ。町としても、できる限りの雇用を創設しようと検討を進めてまいった経過がございます。

しかしながら、その後、県から各市町村への配分が示され、当町においては、ふるさと雇用が3年間で1,900万円、緊急雇用が同じく3年間で1,500万円といった限られた枠での内示があったわけでございます。当初、当町が検討してまいりました雇用創出のための新規事業の規模に比べますと、あまりにも少ないということで、私が県や関係方面にお話をし、また、増額を求めた経過はございますが、国から県へいろいろ内示される基礎となっている数字の中で、すべて各市町村の枠組が定められたという経過もございます。

このような状況でございますので、先行きに少なからず不安を抱かれている方々への雇用問題につきましては、より具体的な対応をどうするかということに悩みも感ずるところでもございます。一般的な話だけでは不安の解消にはならない。例えばハローワークのOBの方々が、ある程度雇用に対しまして専門知識を持つということが必要でございまして、こういった人材がいろいろと相談に当たるわけでございますが、こうした面の対応が現在、ハローワーク自身に人材がないということの悩みも聞かされておりますが、それはそれとして、町としていろいろとこういった面の対応を長野労働局へも要請しているところでもございます。

現在、全体的な面として、ハローワーク自身もこのような人材確保にいろいろ苦慮している段階ではございますが、町とハローワークで相まって全体的な相談機能ということで、テクノセンター等にもいろいろ相談の場をつくってまいりたいと、こんなふうに考えているところでもございます。

そしてまた、臨時職員で行われる前倒し事業等のお話もございましたが、平成21 年度予算につきましての確保は、一般的財源は非常に難しい、厳しい状態にあると いうこともご承知おきいただきたいなと思います。町におきましては、ここ数年、自律に向けた取り組みの中で行政のスリム化を徹底しておりますし、職員採用も極力控えております。臨時職員も必要限度しか雇用していないという状況もあるわけでございます。役場の中で、このような仕事が少なくても、どのような面で得られるかということ等の検討は必要でございますけれども、厳しい状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

こういった時代でございますが、坂城町の場合に他の市町村と比べまして、より厳しい状況もあるわけでございます。19年度の全般におきましては、それなりの企業の活動により、法人税等、あるいは住民税等に相当貢献していただいた経過はあるわけでございますが、現状においては厳しい状態にある。ただ、地方交付税等につきましては、3年間の一つの基準を持って算定されるという中で、19年度、あるいはそういった面での要素が入り込んでおりますので、そういったものをいかに最小限にとどめていただくか、あるいはまた、こういうときに地方交付税ではなくて交付金が何らかないかということについては、国の方へいろいろな各所に対していろいろ施策面で対応してまいりたいと、こんなふうに考えている次第でございます。

産業振興課長(宮崎君) 私からは、深まる不景気についてというご質問の中の町内 企業の状況はというようなところから順次ご答弁させていただきたいと思います。

概要等について、先ほども町長から触れられておったわけですけれども、昨年の 11月に行われました地域経済懇談会を一つの契機といたしまして、商工団体との 懇談の機会等あるたびに事業主の皆さん、それぞれの相談等の中でいろいろなお話 を承ってきたところであります。

そういう中で、事業主の皆さん、異口同音に厳しい経済状況についてお話しされているわけですけれども、受注量の減少や、それに伴う生産額の減少というのが専らの話題ということでございます。町といたしましても、町内事業所の状況を把握すべく本年1月、町内事業所約70社の生産額の状況等の聞き取り調査を商工会、テクノセンター、テクノハート坂城協同組合と連携し、実施いたしたところでございます。

調査対象の事業所でございますが、これは製造業を初め建設業、飲食店、食品加工業なども若干含まれる中でのものでございます。各事業主の皆さんも、なかなか 具体的な数字は出していただけないような状況でございましたけれども、昨年4 月から6月時と比較いたしまして、1月現在の状況についてお尋ねしたところ、50%から60%の売り上げ減少という事業所が最も多く、21社、全体の30%を占めるに至っております。そのほか10%から20%、21%から30%、31%から40%がそれぞれ8社ということで、全体のそれぞれ10%を占める状況となってございます。また60%以上の減少と回答いただいた企業も6社、8%になってございます。

一方、現状維持、または売り上げが増加傾向とお答えいただいた事業所は3社で、 全体の4%にとどまり、非常に厳しい状況ということになっております。

また、お話を伺った事業所の多くが昨年12月までは悪いながらも仕事は何とかあったと。しかし、1月から3月については、受注の目途が全く立たないなどのお話をいただいているところでございます。

このような状況を踏まえて、町といたしましては、ハローワークや県を初め商工会、テクノセンター、テクノハート坂城協同組合など関係機関と連携を図りながら各種制度の説明、相談などで対応しているところでございます。

次に、町民の暮らしということでのご質問でございますけれども、町内事業所の 状況につきましては、さきのご質問の中でご説明いたしたところでございますが、 雇用状況につきましては、本年1月に実施した調査の中では、従業員30人以上の 事業所はほぼ大半と。30人未満の事業所を15社調査いたしまして、合計40社 の状況をお伺いいたしました。その際の状況といたしまして、派遣社員の雇用につ きましては、聞き取り調査を実施した40社中20社が雇用しております。

また、雇用の状況といたしましては、昨年4月から6月中の合計ということで、 日本人・外国人合わせて876名ほどとなっております。しかしながら、本年1月 末現在の状況といたしましては、626名の方が解雇、または契約が終了した時点 での再雇用が行われないという状況でございます。

このような状況は、2月等についても引き続き進行しているのではないかと考えておりますが、いずれにしても派遣社員の雇用の状況は非常に厳しいと言わざるを 得ない状況です。

これらとは別に、ご案内のとおり町内上場企業においては、合計175名の希望 退職の募集が行われ、170名がこれに応じたとお聞きしているところでもござい ます。また、ハローワーク篠ノ井管内の本年1月の業務月報において、事業主都合 による離職者の推移の動向を見ますと、昨年1月から12月までの1年間において 管内の離職者数は合計687名で、この1月については178名が離職しているという状況となっております。

ただ、この数値につきましては、ハローワーク篠ノ井管内全体の数値ということで、当町のみの正確な数字は把握できない状況でありますけれども、当然ながら当町の分も含まれていると考えてございます。

いずれにいたしましても、派遣社員、正規社員など1月現在までの状況ということでございますけれども、今のハローワークやいろいろな数字を見ると、さきにも申し上げましたように、さらに増加傾向にあるということを推測しているところでございます。

そういう中で坂城テクノセンターにおいても、今、月2回の相談会を実施しておるところでございます。ただ、この相談会については、2月については相談そのものは50ということでございますけれども、50人ほどがお見えになって相談されているわけでございますけれども、それ以外については、比較的1回に当たり20人ぐらいで推移しているというようなことでございます。

離職等については、いろいろな部分がございまして、ハローワークさんの証明等も必要になるわけでございますが、総合的な相談事業というのは、やはり設備等の関係もございまして、やはりハローワーク本体へ行っていただいて、そこでいろいろな相談を受けるということが必要になってくるということで、そういう部分ではちょっとやはりお見えになっている方も選別をしていられるのかなというふうには考えてございます。

そういう中でございますけれども、私どもとしても、こういう状況の中で、一つは雇用安定関係の助成金の説明というものについて、13日に対象となる事業所については、すべてご案内をして計画してございます。雇用相談等につきましては、今、県とも連携する中で、ハローワークはもちろんでございますけれども、県とも連携する中で35歳未満、基本的には35歳未満の皆さんですけれども、緊急ということの中でミニジョブカフェ信州的な、そういう相談機能をできないかということで、今、県と調整してございまして、できれば今月の中でハローワークの相談日と合わせて1回でもできればということで今、いろいろなところと調整をさせていただいている状況でございます。

福祉健康課長(塚田君) 私からは深まる不景気についての中でロとハの中の医療と 福祉についてお答えをいたしたいと思います。 景気の悪化でございますけれども、社会経済や雇用関係に大きな影響を及ぼしております。当町の医療面における、特に国民健康保険につきましては、社会保険からの離脱による新規加入者、また、新たに社会保険への加入のための脱退等による移動によりまして、昨年4月から11月までの8カ月間で50名の増加がありました。また、その後の状況によりまして退職された方など国民健康保険へ加入のケースが見受けられまして、12月から2月までの3カ月間では、約140名ほどの増加というような傾向になっております。国民皆保険制度ということでございますので、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっております。今後、社会の動向を注視しながら国民健康保険の役割等を踏まえ、住民の方々が、いざというときに安心して医療を受けられるように引き続き対応してまいりたいと、国保についてはそのように考えております。

また、福祉面でございますが、さまざまな多様化するニーズが今の社会でございます。その相談に乗っていただいて日々活躍されている民生委員さん、児童委員さんには地域福祉の推進役といたしまして重要な役割を果して活躍をいただいております。

現在、福祉委員としてお願いしている民生委員、福祉委員さんが中心になりまして、身近な窓口相談として、個々の問題、生活全般、援助活動などのさまざまな相談に乗っていただいております。その内容も多岐にわたっているところであります。また、町では社会福祉協議会にお願いし、心配事相談所を開設いたしまして、弁護士、司法書士、または相談員さんが相談に乗っていただき、毎月2回開催している状況であります。

心配事相談所で昨年4月から21回開催した中での状況でございますが、総件数は90件、特に多いものからは、相続問題、土地問題、負債関係、離婚問題などということになっております。最近の経済悪化に伴う雇用による生活相談につきましては、現在特にこれといってないということをお聞きしております。これから引き続き、どのような状況になってくるかわかりませんが、心配事相談所を開設する中で、町、社会福祉協議会と連携しながら相談支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、低所得者の生活支援の貸付制度というものがございまして、町の社会 福祉協議会が窓口となって県の社会福祉協議会が実施している資金の貸付制度がご ざいます。昨年暮れまで、特に窓口を開いて受付をしておりました。緊急の小口の 貸付を初め生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金等の貸付制度という ものがございまして、昨年10月からの状況では、緊急小口の貸付で2件、生活福 祉資金3件の貸付が行われている状況であります。

さらに福祉面での支援ということで、全国的に増加の傾向にあります生活保護の制度というものがございますが、私的扶養や他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮した方を保護し、自立を援助するという制度で、ご案内のとおりであります。

保護の現状につきましては、経済情勢が悪化してきた昨年10月以降、長野圏域 については多少の増加傾向にありますけれども、長野福祉事務所管内では増減はな いというふうに伺っております。

また、坂城町内におきましては、1世帯1件ということで、特に社会情勢において生活保護世帯までに影響を及ぼす状況はあらわれていないのではないかというふうに思われます。

今後におきましては、社会経済生活状況の動向を注視しながら福祉事務所等も連携し、協力をする中で相談支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

教育文化課長(西沢さん) 私からは深まる不景気についてのご質問のロとハの中の 教育問題についてお答えいたします。

急激な景気の落ち込みに伴う雇用状況の悪化は、小中学校の児童・生徒の保護者の皆さんにもさまざまな影響が及んでいるのではと推測されるところでございます。このような状況の中、学校での子供たちの様子に大きな変化はないということですが、お父さんが早く帰宅できたり、休日がふえたりで、一緒に遊べる、参観日にお父さんの出席が多くなったなどのよい面もありますが、何となく不安そうだと思える子供の姿も見え隠れするとの話を聞きました。

現在はそれぞれの家庭が教育優先で考えていてくれるので、給食費など特段の問題は起きていないということですが、注意深く子供たちの様子を見守る中で学校での相談機能の充実を図るとともに、教育委員会の新年度事業でも支援員の賃金の増額や引き続き自立支援事業、教育相談事業を継続してまいります。

学校ではそれぞれ卒業や進級に向けて大切な時期を過ごしておりますが、残念なことに外国籍の児童・生徒の中に2名が既に帰国、また、この3月末に帰国の生徒もいるとのことです。いずれも保護者の雇用の状況によるものと聞いております。

社会情勢が不安に感じる今こそ、学校とともに子供たちをしっかり見守ってまいり たいと存じます。

3番(柳澤君) それぞれお答えをいただきました。企業については、部外者、素人が直接何かして受注をとか何とかできる問題ではありませんので、時に応じて、できる支援を考えていっていただくしかないわけでありますが、いずれにいたしましても1月の数字をお聞かせいただいたんですが、これから以後、2カ月に1回とか3カ月に1回とか状況を把握していただいて、時によれば急いで対応をというようなことを心に置いていただくべきであろうと思います。不況は急速に動いていますし、4月以降どんな展開になっていくか予想もできません。そういう点でも、これからはしっかり状況をつかんでいくことが何よりも大事だと思います。

本年度予算案についてちょっと申し上げたいと思うんですが、土木費の減額はやむを得ないなというふうに思います。民生費の中の、例えば保育園の総務費や教育費も減っています。教育費については、数字だけではふえているんですが、食育・給食センターがありますから、それを別にすると、ちょっと簡単に見て2億円ぐらい減っているというふうに見えます。比較する昨年は駐車場の土地購入とか、そういったことがありましたから減額しているのはわかるんですが、それ以上に何か減っている、そこまでまだきちんとわかっていないんですが、そんな感じであります。そういった点については、また各委員会でお聞きすることになるでしょうから、それでいいんですが、ただ、昨年に比べて減額になっている分をそのままその関係の福祉や教育の中で必要なところへ回せなかったのかという思いがするわけです。それはそれだけ申し上げておきたいと思います。

そこで全国で生活保護世帯の増加が報道されています。通告で具体的にしませんでしたが、町の現状、最近増加していないかどうか、できたらお聞かせをいただきたいと思います。

なお、相談のいろいろな場所、相談の形等について、いろいろ今お話がありました。ハローワークから始まって学校の中のことまでお話があったわけでありますが、何にしてもあす、あさってもですが、2カ月後、あるいは1年後、数年後という長期にわたって心配な状況なわけであります。来年の今ごろどうなっているだろうと、ちょっと考えるだけでも寒け立つようなものがあります。

先月の新聞に不景気が恐慌状態になっていると書いていた経済学者がいました。 昭和4年の10月にニューヨークの株式取引所の株価暴落で始まった世界恐慌、こ れは日本とドイツを除いての主要国、日本とドイツは戦争にというような問題があって別扱いらしいんですが、主要国が恐慌前の数字に戻るのには10年余かかっていると言われています。今回の不況もそうなってほしくないんですが、そういうふうに長引く気配があります。

そういう中で、先ほどいろいろ相談機能のお話がありましたけれども、中には生きる気力がなえるような場合も心配されます。難しいことだろうとは思うんですが、相談窓口について単なる仕事とか教育とか、そういうことでなくて、かつて駆け込み寺なんていう、これは特殊なあれですが、ものもあったり、言われたりしたことがあったんですが、何か場合によれば職員でなくても民生委員のOBの方とか、あるいは企業で大変いろいろな面で苦労されたとかいうような人の中で、ある意味ボランティア的にでも、そうすると責任がどうだという問題にもなるんですが、生活上のいろいろな精神的なものも含めて話し相手になる、相談できる、そういうことが、残念なことに必要になる状況が進んでいるのではないかと思うので、大変難しいことではあろうと思うんですが、今行われている相談窓口という形でなくて、人生の人間の生きていく上でのいろいろな相談に気楽に乗ってもらえるような、これは役場庁舎の中とは限らないんですが、そういうことも含めると大変難しいんですが、そういうものをお考えいただけないか、それをお聞きして2回目を終わらせていただきます。

福祉健康課長(塚田君) 生活保護世帯についてのお話がございましたが、生活保護世帯につきましては、生活に困っている人に最低限度の生活を保障して、自分の力で生活できるようになるまでの間に援助するという、これが基本的な考えであります。現在、人数というお話で、先ほど長野福祉事務所管内では多少増加しておりますというお話の中で、坂城町では1名減というようなことですが、現状では14世帯、町では生活保護の世帯ということで認定をしておる状況であります。

相談窓口、現状開いている窓口よりももっと幅の広い、気楽に誰でもが行けるような相談窓口をというようなことでありますけれども、現状、年間52回、弁護士さん、それから、司法書士さん、それから、相談員さんをお願いしまして、日常的な相談から一応幅広い相談窓口を開いておりますが、現状今の制度の中で対応しているところです。今後、これからの社会情勢がどんなふうに推移していくかということもありますけれども、それはまた私の立場からは何とも申し上げられませんが、また理事者の方とも相談しながら検討してまいりたいということでございます。

町長(中沢君) 経済危機に伴う町の状況は大変な状況ということにはなっておりますけれども、まず乗り切ることが大事でございます。そうした中で基本的には雇用の問題が、まず最初にございます。その雇用の問題につきましては、企業の皆さんにもいろいろな国の制度等を取り入れながら精一杯雇用の確保に頑張ってもらうということをお願いし、取り組んでいただきたいなと思っております。そしてまた、2年、3年に向けて坂城町の企業がさらなる発展を遂げるには、ここでいろいろな面で人的にも、あるいは技術的にもいろいろ蓄えておかなければならないわけでございます。そういった面は国の施策等、そしてまた、坂城ならではのテクノセンターを中核にいたしまして、人材の育成、技術の面での対応をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。あらゆる知恵を取り入れながら、また、周辺、国、あるいは関係団体のノウハウをいただきながら頑張っていきたいと。

しかしながら、ご指摘のようにいろいろな雇用の面から生活不安にさらされる 方々もまた出てくることは事実でございます。そういった面につきましては、今ま でのやっている民生委員の皆さん、あるいはいろいろな相談所、そしてまたテクノ センターでの雇用相談等々をフルに生かしまして対応してまいりたいと思っていま す。

3番(柳澤君) 雇用の問題については、雇用する企業が元気なときではありませんから、幾ら相談とか、どんな助言をハローワークのベテランがしても、そんなに、そう言っては大変申しわけないんですが、雇用が回復するというふうには考えられないわけであります。そういう中で今も町長のお話がありましたように、失業等がふえる中で非常に生きていく上で落ち込んでしまうみたいな状況を、これは杞憂であればいいんですが、心配されるので、先ほど申し上げた窓口を申し上げているんです。

ちょっと質が違うんですが、どうも私の考えていることがずれてしまうんですが、かつては各部落に親分みたいなものがいたり、結婚すると親分が会ったり、仲人が会ったり、何でも相談するところがあったんですが、今はみんなばらばらな生活をしている中で法的な弁護士に相談するような問題じゃない、民生委員にもちょっと言えないというようなことに対しての相談窓口ということで、このことは大変難しいと思うんですが、実に残念なことに必要になりはしないかと、そんなふうに思いますので、今後ご検討いただければというふうに申し上げておきたいと思います。

いずれにしても企業経営も町民生活もいよいよ大変になりそうですので、時に応

じ、臨機応変の早い対応をしていただくように申し上げまして2問目に移りたいと 思います。

2. 学校教育を支えるために

イ. 新学習指導要領実施を前に

14年度から実施されていた学校週5日制と授業時間削減が学力低下になるということで、文部科学省は昨年3月、脱ゆとり教育へ大きくかじを切り、新学習指導要領を告示しました。内容は十分ご承知でしょうが、実施は、小学校が23年度から、中学校が24年度からとなっていました。これが理数科を中心に前倒しされて新年度から実施されることになったようです。そのとおりであれば、どのように行われるのか、この町ではどのように行われるのか、準備体制は整っているのか、お尋ねをいたします。

社会が変化し、仲間で野山を自由に駆け回る子供の姿がほとんど見られなくなりました。そんな時代にあって今度大幅に縮減されることになった総合的な学習の時間、それに結びついて地域との関係等は、子供たちの人間性の形成に大変重要な、 貴重なものだと思っていましたが、今回の改正をどのようにお考えか、お聞かせください。

また、7年間のゆとり教育の貴重な経験は、今後どのように生かされるのか、お聞かせください。

ロ. 生徒・児童の健全な成長のために

新学習指導要領実施を前に、先生たちに戸惑いがなければよいがと思います。教育は本来、国や政治の思惑から独立して自由闊達なものであるべきです。成績向上という目的のために単に授業時間をふやし、国や郷土を愛するということの中に、わざわざ「君が代を歌うよう指導すること」と加えて管理締めつけが進むように思われます。今後の教育現場に問題はないか、何かお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

社会的環境の歪みの中で学校と家庭、そして地域との連携が大変重要になっていると思います。子供たちが心身とも健全に育つため、家庭との連携という点で基礎的なことで2点だけお尋ねをしたいと思うんです。

一つは、携帯電話所持についてであります。

所持は、よい点、悪い点両面があります。所持や使用については、多く家庭の問題とは思いますが、学校での所持、使用の実態、弊害が起きていないか。また、夜

遅くまで携帯電話をいじっていて、宿題などもおろそかになるという例も聞きます。 家庭とどう連絡をとり合い、相談しているか、お聞かせいただきたいと思います。 もう一つは、朝食です。

これは全く家庭の問題ではあります。1年生の子供が始終10時過ぎるとぐったりしてしまう。調べると、いつも朝食を食べてこないから疲れるのだという話もありました。朝起きても食べるものがないという子も何人かいるようです。家庭の勝手だ、ほっといてくれと言う人もいましたが、朝食抜きは心身の発達にも学習成績にもよくないという統計が出ています。学校でも調査をされているようですが、実情と家庭との連携をどのようにされているか、お聞かせください。

以上で2問目についての1回目の質問を終わります。

教育長(長谷川君) 柳澤議員さんからの学校教育につきますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新学習指導要領の実施の前に準備はきちんと進んでいるかということでありますけれども、今ご指摘のように時間数が21年度から移行ということでふえることで今、計画が進められております。主に算数、数学、理科で学習内容がふえるわけでありますけれども、教科書は現在のものと変わらない教科書を使いますので、ふえた分につきましては、文部科学省が児童・生徒用にはその追加した部分の教科書に当たるものを作成して配付することになっております。

それから、新たな教材等につきましても、昨年、指導要領が発表されてから検討 を進めてきておりまして、あまりたくさんのものはございませんでしたが、準備は きちんと進めてくることはできました。

今やっていることは、最後の学習時間がふえる部分で1年間の中にどういうふうにその時間を配分するか、1週間の中に1時間、今度ふえるわけですので、それをどういうふうに入れるか、それから、年間の授業時数が今までの登校日数の中におさまるかどうかを検討しておりまして、ほぼ今までどおりの登校日数でいけそうである、ふえたとしても1日または2日という程度でおさまっていくという状況になっております。

それから、総合的な学習の時間が減ったことについてどうかということでありますけれども、総合的な学習の時間というのは、体験の時間というふうにとられておりますけれども、一番の目的は、子供たちが自分で問題を発見し、その問題を自分で追求して解決していくための時間というふうに本来位置づけられたものでありま

して、これは今、坂城町の先生方が取り組んでもらっております授業改善の中で、 問題解決学習というものを目指して授業を改善してくださっているわけですが、問 題解決学習というのは、まさに子供が気がついた問題を自分で解決していって一つ の方法を見つけ出すという学習ですので、ここのところでカバーができるかなと思 っております。また、週 2 時間が残されていますので、それをより子供にとって必 要な体験ができる場面を設定して何とかそれを今まで積み上げてきたものを生かす 方法で頑張っていければなというふうに思います。

それから、2番目にご質問いただきました児童・生徒の健全な成長のためにということで二つございましたけれども、携帯電話につきましてですが、現在、携帯電話を持っている率は、小学生が8%程度、中学生は30%程度であります。ただ、小学校、中学校におきましても、最高学年になると所持率が非常にふえてくる傾向にはあります。学校へ持ってくることは、今、小学校、中学校とも全部禁止でありますので、今お話しがありましたメールであるとか、チェーンメールであるとか、それから、ブログや裏サイトへの書き込みとかという問題については、主に家庭で行われているものであろうというふうに推測されております。

さらに、その実態が実は大変つかみにくい。裏サイトということもよく聞くわけですが、では坂城中学校の裏サイトはどこにあるかということは非常に見つけにくいという問題もあります。

ですので、今、主に携帯電話を持っている利点と、それから、弊害になる部分は どこであるかということを生徒に、あるいは親にわかっていただくための教育とい うことを進めて、昨年も講演会等も入れてもらいました。今年度は、できれば小学 校高学年でもこういう事業をやっていけたらなというふうに思っているところであ ります。

次に朝食の問題ですが、坂城町の子供たちは、おおむね85%から90%の子供はきちんと食べております。ただ、心配な点は、小学生で約30%、中学生へいきますと40%になりますが、朝飯を一人で食べているという子供がおりまして、この子たちが先ほどお話にありました、しっかり勉強できる糖分をとれているかどうか、このところはちょっと心配をしているところであります。ですが、理由を聞きますと、食べる時間がないというのが一番の大きな理由ですので、生活を少し改善ずることをこれから進めていくことによって解決できるかなというふうに思います。

PTAの皆さん方にもいろいろな場面で家庭の諸問題について、携帯電話、朝食

のこと、あるいはテレビの見過ぎのこと等について考えていただくように提案を進めておりますし、坂城町のPTA連合会では3年間続けて家庭の教育力をどう高めるかという研究テーマで研究会を持ってくださっております。今後、家庭でのそういう教育力が回復できますように、いろいろな場面で地域の皆さん、PTAの皆さん、学校へ働きかけを進めていきたいなというふうに考えておるところであります。 3番(柳澤君) 時間がなくなりましたので、一つだけお聞かせいただきたいと思い

全国でいろいろな試みが始まっています。自治体、教育委員会がフォローするみたいな形で学校に任せてということではなくて、例えば高知では、今お話がありました朝時間がなくなるというような問題も含めて家庭と学校が連携して幾つかの約束事をして進めているんですが、その中に生活リズムを整えるなんていうのがあるようです。それと家族とのかかわり合いを大切にと。だから、朝飯なんか一緒に食

ます。

それから、例えば京都では1週間ぐらい、今、上平でやっているああいうものを、もっと規模を大きくしたみたいな形で自然体験活動、合宿して自然体験活動などということを地域と一体になって始めているようであります。メダカと人の成長というような必修科目も出てくるみたいですけれども、そんなことについても、地域との連携が大事だろうと言われているわけですが、そういう中で何か新しい試みを坂城町として考えておられたら、お聞かせをいただきたいと思います。

べるようにというような、そういうことがあるようであります。

- **教育長(長谷川君)** 今ご指摘をいただきました、いろいろな家庭での生活、あるいは家庭と学校等の連携の中で、どういうふうに子供たちの生活リズムをつくっていくか等々の問題につきまして、いろいろな取り組み等を進めてありますが、今ご質問いただいたように、今、特にこれはということを目指しているものはございませんが、自然体験等につきましては、私は去年やった中の事業では、千曲川でやっていただいた中村先生の自然に触れ合う場なんていう講座がもっとふえれば、子供たちにとっては自然とのつながりがふえるのかなというふうに思って、そんなこともいろいろ考えながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。
- 3番(柳澤君) 国の教育方針が短期間に変わります。変わらないのは、個々の弱い人間です。特に子供たちは精神的にやわらかです。自然や地域を土台に、よりよい人間性、人格形成に一層ご努力いただくようにと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時59分~再開 午前11時10分)

議長(池田君) 再開いたします。

次に、12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番(柳沢君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

米国に端を発した世界的大不況は、明るい見通しがないまま今日に至り、世界経済恐慌はますます深刻な情勢にあります。

当町も、ご承知のとおり、その影響は大きいものがあります。その状況下での本年度予算を編成されたのでありますが、町の基本施策の最小限の遂行の努力が求められております。私は、このような観点から質問に入らせていただきます。

- 1. 国際社会に通じる語学力について
- イ. 国際語としての英語力について

国際化が進む中で国際社会を生き抜いていかれるよう、次世代を担う子供たちに語学力が求められております。それは世界通用語の英語であります。もちろん自国語を基軸として習得することは不可欠であります。が、グローバル化の現世代において国際社会に通用できる語学こそ必要で、教育界においても懸命に取り組まれているわけであります。何か消極的感もあるやに思われます。外国の言葉を通じ、他の国の文化、習慣を理解を深め、積極的にコミュニケーションを図るための能力の素地を養うことが国際社会に生きる子供たちの欠かすことのできない語学であると思います。英語を自然に身につけさせるため、どのようなご認識を持たれて進まれていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

ロ. 学習指導要領の改定について

文部科学省は、新しい学習指導要領の改定で2011年度から外国語活動(英語)が小学校5年、6年生で必修化されると言われています。これは外国語を通じて言葉や文化について体験的に理解を深め、積極的コミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うのがその目標とされています。

その主な内容で、5年、6学年では、外国語を用いてコミュニケーションを図る 楽しさを体験させる。積極的に外国語を聞いたり話したりする、言葉を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ることが学ぶ内容であります。異なる文化 を持つ人々の交流を体験し、文化等に対する理解を深めることが重要なことだと思います。日本の英語教育の現状は、アジア諸国に比べ、随分遅れていると言われているわけであります。今後これを受けて各学校間においても指導方においても研究されていかれると思います。しかし、その指導方法いかんによっては、学校の中で学ぶ意欲を喪失することもあります。英語を親しむ指導と生徒たちが興味を持たせることも重要なことだと思いますが、どのような指導工夫を持たれていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

ハ. 町独自の先行対策を

坂城町は、企業の町として世界各国に関連性を持ちながら企業の進展が図られてまいりました。それゆえに今も今後も、国際社会において企業施策の展開がされていかなければなりません。現在、2月1日調べでありますが、当町に在住の外国人の人は14カ国で510名おられます。我が国の少子化はとまることなく推移されています。ますます国際化は進んでいきます。外国語が自由に話し、聞くことができなければならない社会が到来します。当町の子供たちが何の違和感がなく国際語、英語に関心を持たせる教育環境づくりが必要だと思います。私は教育に先行投資の勇断こそ重要課題だと思いますが、そのご所見についてお伺いをいたします。

教育長(長谷川君) 柳沢議員さんからのご質問に答えさせていただきます。

まず、国際語としての英語力について、どう考えるかという問題でありますが、 国際化が急速に進んできていることはご指摘のとおりであります。物の交流が盛ん になったことでありますとか、諸外国で起きたさまざまな現象がすぐに日本に影響 を与え、我々の生活にも影響される等、まさに国際化の時代であるということは言 を待たないところであります。

このような社会の変化の中で未来を背負う子供たちにどんな力をつける必要があるのか、この見極めというのは簡単ではない、大変難しい問題だと思っております。以下私の私見を述べさせていただきますが、国際化が進む社会の中で、私たちが生きていくために、まず必要なことは、日本人として自分が確立できているかということだと思っています。日本人としてと申しますのは、正しい日本語が使えるとか、日本語を使って物事を考えるとか、あるいは日本語で伝えることができる、そういう基本的な言語に対する力や日本の歴史、日本の風土、それから日本的な物の見方、考え方を身につけて、日本人としての生き方ができる。さらにそこに加えて人を人として互いに尊重し合う、違いを違いとして認め合うというような心を育て

ていくことだというふうに思います。国際化が進めば進むほど自分が軸を置いている日本というものを大事にする、これが必要ではないかなというふうに思っております。さらにその上でお互いに理解しようとする心、あるいはコミュニケーションを図ろうとする積極性とか、相手を尊重する姿勢とか、こういうものが身についていれば国際社会の中で子供たちは生きていく力を持てるというふうに思っています。

去年、坂城町の小学生と中国上海市嘉定区の実験小学校の児童とが互いに国際交流で3日間訪問し合いました。3日間すべてホームステイで過ごしたわけでありますが、言葉が通じない家庭の中にホームステイして入った子供たちも何とかして意思を通じ合い、一緒に生活をし、遊んだり活動したり、家族と一緒の家庭生活を送って中国を理解してまいりました。その中で中国との生活様式の違いとか文化の違いに気づいたり、人としての心の温かさとか心遣いというのは共通しているというようなことを学んできたわけであります。

まさに国際交流ができたというふうに思うわけですが、この交流を通して子供たちの感想文などを読ませていただくと、子供たちがどうやってその中で生活してきたかということをいいますと、常にベースになっているのは日本であります。日本はこうだけれども、中国へ行ったらこうだったと。日本の人はこういうふうにこのときに言うけれども、中国の人はこういうような考え方をしているんだという、常に日本に軸足があって、そこで中国というものを、あるいは中国の友達というものを見てきております。もちろん英語ができれば、もっともっと意思の疎通は図られるかもしれませんけれども、小学校という一番ベース的な、自分の置く軸足をきちんと決める教育の期間におきましては、先ほど申し上げたような、まず日本人として生きていくための基礎をしっかりと学習して身につけていくことが大切ではないかというふうに基本的には考えております。

次に、学習指導要領の改定についてでありますが、ご指摘いただきましたように、23年度から小学校5年生、6年生で週1時間、年間35時間の外国語活動の時間が新設をされました。この活動が目指すものは、先ほどご指摘いただいたとおりであります。これについて、どういうふうに進めていくかということで、県からも指導等がありましたけれども、長野県としましては、基本的には、この事業を学級担任が行うというふうに位置づけております。さらに実施の方向につきましては、23年度から完全実施でありますけれども、21年度、移行に入る21年度から、できるだけ実施するようにという指導をいただいております。それらの上に立ちまして、

昨年8月、県下の各小学校から1名の先生が英語活動の授業の進め方についての講習会を受け、それを各学校で伝達するというようなことで準備を進めてまいりました。

坂城町としましては、21年度から外国語活動、外国語活動と申しましても英語活動でありますが、これに取り組む方向で今まで検討を進めてきております。昨年10月にそれぞれの小学校での外国語活動をもとにしまして、移行期の外国語活動の計画を立てるために坂城町外国語活動研究委員会を設けました。ここには先ほど申し上げた県の講習を受けてきた先生、中学校の英語の先生、校長、教頭、教育委員会等が入り、さらに英語コーディネーターとして既に小学校に入ってくださっている先生にも入っていただいて研究を進めてきております。21年度は各小学校5、6年生を対象に年間20時間の英語活動の時間を組み込もうということで、今、準備を進め、この活動を通して英語になれ、コミュニケーション能力を高めていくということを担任の先生とともに学ぶ時間をとりたいと考えております。学校支援地域本部事業のコーディネーターの先生には、担任の先生が積極的に英語活動にかかわれるように教材の提案や授業の支援をしていただけるようにお願いしていく予定であります。

21年度はこのような方向で進めますが、22年度になりましたら、年間35時間できるところまで何とか高めていければいいかなと思いますし、そのための授業のあり方とか英語ノートの活用の仕方とか、これを立ち上げました委員会を22年度も継続して運営できるようにして本格的な35時間のカリキュラムをつくって対応していこうと考えているところであります。

12番(柳沢君) 再質問をいたします。

私は昨年の末、町内の幼稚園に前もって園長先生の許可をいただきまして、幼稚園での外国人の先生による学びの中の英語の自然教育を参観させていただきました。この幼稚園での園児たちの遊びの中に英語の遊びを取り入れ、子供たちが自然に何のこだわりもなく、違和感もなく外国人の先生による遊びの中の教育をしていたわけであります。先生は室に入るなり英語であいさつし、子供たちもそれに応え、先生とのやりとりと先生があらかじめ用意してきた遊びの用具により、楽しそうに子供たちも、ごく自然に即、先生の言葉を理解し、その動作と言葉による反応を見せていただき、感心をいたしたわけであります。2クラスを参観しましたが、先生は一人一人に話しかけ、聞き、話をしているので、みんな生き生きと闊達に外国人に

よる生の英語が学びの中に覚えていくわけであります。このような教育環境を享受した子供たちは、小学校において英語が必修化されても臆することなく英語になれ親しむことができると思います。小学校の英語必修化に向け、先行ある対策を図るべきだと私は思いますが、それについてのご所見をお伺いいたします。

教育長(長谷川君) 今ご指摘をいただきました町内幼稚園での授業参観の様子等を 今思い浮かべるわけですけれども、坂城町でも中学校にルベン先生が来てください まして、ルベン先生は今、町内3小学校へそれぞれ出向いて、今ご紹介をいただき ましたような遊びを通しての英語活動の時間を持ってもらっております。もちろん ルベン先生の時間がそんなにあるわけではありませんので少ない時間でありますけ れども、そういう活動で、新たに始まる英語活動のそれぞれの素地は少しずつ育っ ているかなというふうに思います。

今お話がありましたように、中心には学級担任が授業を進めるわけでありますが、 先ほど申し上げたコーディネーターの先生方のご支援をいただいて、どういう遊び を通して、あるいはどういう活動を通して英語に親しむ、英語の言語に親しむこと がいいかというような研究を進め、子供たちにとっては、まさに楽しく、そして学 べるというような授業ができますように心がけていきたいというふうに思います。 英語嫌いをつくらないような、そういう小学校での英語活動になることを今、一生 懸命模索をしている段階であります。

12番(柳沢君) 町長に質問をしたいと思いますけれども、去る2月2日、中国の経済の状況についての講演がテクノセンターでありました。中国湛江師範大学外国語学院の陳俊英先生のお話の中にも、中国においては日本語と英語を相当勉強しているという話をされました。日本は私は遅れていると、なぜでしょうか。坂城町だけでも力を入れていくべきだと思います。

教育は百年と言われていますけれども、今この教育をしていかなければ、世界に通用していかない。教育は大事なんだと。将来この地域、この国をしょって立つのは教育であるというご認識は皆さんもお持ちだと思いますけれども、さて、教育に予算を、できる限りの中においていろいろ計らっていただかなければならないわけでございますけれども、その中国の先生の言われたことと、また、新しい指導要領の意図について、元文部省の当時の青木氏は、教育がその目的を達成するには、その地域の社会や児童や学校に即してそれぞれに適切な働きを持つよう、現場で工夫されていかなければならないとも言われています。それが幼稚園で行われているア

メリカの先生の教える知恵と工夫がそこに出ているわけであります。これが先ほど お配りしたものであります。このようなことについて、町長はどのように感想をお 持ちか、また、どのようにこの教育についてお考えをお持ちか、お尋ねいたすわけ であります。

町長(中沢君) 先般来日された湛江師範大学の陳俊英先生のお話もございましたし、また、私が嘉定区の実験小学校へ訪れた際にも、あるいはまた、上海における大学教育といいますか、復旦大学日本研究センターの中における状況等もいろいろ見聞される中では、中国においては英語教育というものを大事にしているなと、こういう思いはございます。その前提として、中国の場合も、先ほど教育長が申し上げましたように、自国語をより大事にしていきながらという前提もあったかなと、こんなふうに思う次第でございます。

将来に向けて子供に国際性を身につけさせる、外国に対して、より感性を高めていくということは、教育の前提でもあるわけでございます。今お話の中で小学校にこれから順次入れていくんだよというお話、そしてまた、各小学校の担任の先生を中心にという段階でもあるわけでございます。私どものころと違って、それぞれの担任の先生は国際性もございますし、また、英語に対するそういった素養も多々あるわけでございますが、時には生の外国語というか、英語のそれなりの皆さんの指導も交えて進めていくことが、より大事かなと、こんな思いでございます。

12番(柳沢君) それぞれお答えをいただきました。生の外国人による英語と日本の文法本位の英語との通じ方、これらをもう皆さん方は専門的にいろいろな中で周知されていると思います。いずれにしても、この教育については子供たちを遅れていかないように、落伍者がないように事前にその対策こそ必要だと思います。そのように町の教育行政もしっかりとやっていただくことをお願い申し上げます。

次に、地域医療の問題であります。

- 2. 地域医療と福祉の充実について
- イ. 長野赤十字上山田診療所の赤字補てんについて

町は地域医療の充実に取り組み、住民の健康福祉に、また施策について着実にその遂行に努められてきておられます。しかし、過日、2月20日の上山田診療所の赤字補てんについての報道によれば、本年度分の赤字補てん額が当初予定を上回る1億4,700万円になろうと明らかにされ、千曲市は隣接する坂城町にも応分の負担を求める意向だ。町側としては、財政難を理由に難色を示しているとありまし

た。果して当町は理由として財政難とされてきたのでしょうか。

当時、当町としては、地元自治体が赤字を補てんすることを条件に閉鎖を先送りする病院側の提案について、あくまで入院施設として存続が前提と言われてきました。しかし、昨今の報道によれば、町長は、町は財政的に余裕がなく、応じられないと言い切ったとありましたが、その真意についてのほどをお伺いいたします。

ロ. 当町として一貫性堅持の考えについて

上山田診療所に受診された患者の8割弱は千曲市民で、そのうち約2割が坂城町 民だと言われています。坂城町の人も、この診療所で受診の恩恵を受けてきたわけ であります。関係の市長は、お互いに財政状況は厳しいが、協力をお願いしていく とありました。当町として今回の報道による財政的理由でなく、当初より一貫して 述べられてきた考え方に変わりなく、今後も持論を堅持されていかれるのか、お伺 いをいたします。

ハ. 寿光会との良好な関係構築対策は

長野赤十字上山田病院の後医療の引き継ぎ調印が、去る2月19日に行われ、医療法人寿光会グループがこれから新たに経営されていくことは既にご周知のことであります。この医療機関は、診療7科目の外来や人工透析、訪問看護などの在宅サービスを行う等と、約100室からの有料老人ホームも開設され、医師不足による医療難民、介護難民や老老介護等に光明が見えてくるのではないかと地域住民は期待しているわけであります。問題はこれからであります。近くて遠い施設ではなく、近くて近い存在である医療機関であるよう願うものであります。当町が真に実効性ある住民の医療、福祉施策を考えていくならば、寿光会との良好な関係構築が重要であると思いますが、そのお考えについて所見をお伺いいたします。

町長(中沢君) 柳沢議員さんの地域医療についてお答えいたします。

既にご案内のように、長野赤十字上山田病院は、平成20年10月20日の経営審議会において、本年4月以降の上山田診療所の後医療引き受け先について愛知県の医療法人寿光会に引き継ぐこと、そして経営審議会にその内容が報告されたわけでございます。以後、長野赤十字病院の役員会において審議、決定されたところでもございます。この2月19日に千曲市と寿光会、日赤県支部支部長の県知事の3者において診療所の引き継ぎに関する覚書を県庁で交わしたことは承知しております。

この間、千曲市と長野赤十字病院の両者の間で後医療の選定、長野赤十字上山田

病院の診療の財政的支援等も検討された旨伺っております。上山田診療所の赤字補 てんに関しましては、日赤と地元である千曲市を交えて医療協議されたと伺ってお りますが、それぞれの責任ある立場で対応なされ、最善の選択ができたものと敬意 を申し上げるところでございます。

当町としての一貫的考え方と申しますか、基本的な考え方ですが、当町としましては、撤退を表明した平成19年6月26日の経営審議会及び19年10月1日の財政支援要請以降、当然のことながら、あくまでも入院機能を持った診療施設の継続をということで強く訴え、財政支援の条件はそこにあるという立場をとってきたことは一貫しているところでもございます。新聞報道や千曲市からの支援要請等は承知しておりますが、入院機能を持った診療施設の継続が財政支援の基本的な条件であるということは変わりございません。後医療を含めた経営、あるいは財産の処理等についても、当町と千曲市の問題というよりも、長野赤十字病院の責任で対応していただくよう、強く要望もした経過もございます。さらに病院の開設当初、約3億2千万円余の支援を行ってきたという経過もございます。平成20年度に見込まれる、そういった後ろ向きの赤字補てんについて、町として支援しがたいということをお伝えし、ご理解をいただくよう、考えております。これらの事情につきましては、3月の町の広報に詳細に掲載し、町民の皆さんのご理解を得ているところでもございます。

次に、寿光会との良好な関係構築でございますが、今回、後医療に決定しました 寿光会につきましては、愛知県に本部を持ち、病院1カ所、老人保健施設2カ所、 グループホーム2カ所を有する経営で、医療の連携、応援体制の確立のため、寿光 会グループを組織し、これら医療施設が全国29カ所においていろいろと活躍して いる医療法人でございます。

昨年、寿光会医療介護グループの山口本部長さんがあいさつに見えまして、当地域の医療向上に頑張りたいとのありがたいお話がございました。医療体制につきましては、3月号広報でも知らせてございますが、外来診療の内科、外科、そういったものを初め6科で、透析、訪問介護等在宅関係や有料老人ホーム、療養病床、一般病床の開設なども計画されている由でございます。あわせて1次救急、2次救急対応等、順次医療体制を整備していく計画も伺っております。この地域の医療、福祉の基幹的施設となっていただければと期待するものでもございます。当面、長野寿光会上山田診療所として、この4月から開設されます。

町としましても、今後、寿光会がさらに病院施設や緊急医療体制の確立に向けて 頑張っていただくということを期待し、そういった中では、それなりに対応してま いりたいと考えているところでございます。

また、地域医療につきましては、先般、上田広域において長野病院の充実、さらに小児緊急センターに対する連携強化等、幅広く考えてまいりたいと思っている次第でございます。

12番(柳沢君) 日赤上山田診療所の補てんでありますけれども、これについて当町としては、この補てんについては、一貫して考えは変わらないというような印象が私はしたわけであります。

そこで、この補てんについてでありますけれども、まず千曲市が粘り強くお願いをしていきたいと、こういうような報道もあったわけですけれども、千曲市より当町に正式に補てんについて願い事があったかどうか、これについてお伺いをいたします。

町長(中沢君) 千曲市が基礎自治体として日赤を支えていくということは、私どもと、また立場も違うわけでございます。千曲市が、この1年、日赤といろいろ今後の対応についていろいろ検討され、努力されたということには敬意を表するわけでございますが、その間私どもはいろいろと新聞等の情報は得ておりますが、そういった面で参画はしておりません。ご承知おきいただきたいと思います。

また、町の財政等というものは、町民の皆さんの理解を得るということも大事でございます。広域をより生かした、そうした医療の確立ということ、さらにまた大事なことは、診療所というお話は、各市町村でいろいろ独自にやっている状況もございます。坂城町の場合は、医療が、要するに坂城町で開設していただいておる町内のお医者さんたちが、よりいろいろな力を持ち、また対応しておりますので、そういった面については、そういった力をおかりしながら住民の医療確保に努めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

12番(柳沢君) ということになれば、千曲市からは正式に補てんの金額等を、または補てんの話がなかったというふうに理解してもよろしいでしょうかと思います。ならば、今まで私たちが、この日赤問題についていろいろと経過を見聞きしてきたわけでありますけれども、やはりきちっとした相手からのいろいろな話がされて、それによって当町がいかなる方法をとるかということになるわけですが、今のところでは正式なお話もなく、ただ報道のみの私たちも知識より得ていないわけですけ

れども、この辺において私は、この医療問題について寿光会と千曲市が連携の中でこれを運営もされていくだろうというふうに予想されますが、この場合において隣市との今後の行政上に軋轢は生じないかどうか、これを心配しているのが住民ではないかなというふうに私は考えるわけであります。この辺の円滑な行政上においてもスムーズに、また、これから病院を利用する人たちにも迷惑のかからないような、心痛めのないような、安心してこの病院での施設が利用でき、受診ができるよう、願うわけですが、それについてどのようにお考えになっておられるか、お伺いをいたすわけであります。

町長(中沢君) この1年間の日赤について1億数千万円の赤字があるということに ついては承知しておりません。ただ、千曲市の方から応分の負担をという話は1月 に正式に文書をいただきましたので、1月、2月の中でそういったお話がありましたので、あるいはまた、時には市長からそんな話もありましたが、私としては、基本的にそこに20%の皆さんが今までご厄介になった、そのことについては当初の 3億2千万円というお金を助成しており、そういった面での対応は済んでいると理解しております。

医療の問題について、今回の場合、私どもとしてもいろいろと対応しなければならない面はございますが、今ようやく新たな方向が出てきたわけでございます。寿 光会さんがいろいろやってくれると。そういう中で我々が何を応援することが、より坂城の住民のためになるかということを、ここで日赤との関係はきっぱりと切りまして、さらなるあすに向けての医療体制の確立に努力してまいりたいと、こういった面での対応は千曲市においてもご理解いただけるものと考えております。

12番(柳沢君) いずれにしても確認をさせておきます。ただいまの答弁の中からは2月ごろ市長からそういう話があったということは事実であったわけで、これは今まで千曲市からお話がなかったという話ではなかったというふうに思うわけであります。ですから、話があったということで私は理解をしております。

次に移ります。

道路行政についてであります。

イ. 土木費削減について

厳しい不況下においての新年度予算編成は大変であったことは認識はしておりますが、土木費だけで昨年度との比較で5億5,800万円余の減額であります。基本実施計画事業の完成がされてのことか、今後の事業推進に影響はないのか危惧さ

れるところであります。削減の根拠はどこに置かれ、編成されたのか、お伺いをいたします。

洞岩沢整備事業(県単)に伴う新地団地入り口工事についてお伺いいたします。

この団地内に入る進入路は、北側道と南側の2道があります。今回私が質問する 箇所は、A01号線より東へ洞岩沢に沿って団地内に通じる南側の基幹道路として 使用されている道路口であります。整備前は幅員も狭く、通行にも支障をきたし、 団地関係者は大変苦慮されてまいりました。洞岩沢整備とともに道路周辺の土地所 有者の協力もあり、道路の拡幅もされ、上部の道路は完成されました。完成までに は当時の区長さん初め関係者は、安全で安心に通行できる機能性ある道路を願い、 懸命に取り組んできた経過があります。

しかし、完成された実情は、入り口は変則的形状で狭く、安全性と機能性あるものとは考えられない実情であります。これには団地の皆さんも困惑しております。 設計施工上に大変な配意はされた場所であることは理解されますが、せっかく多額の費用と地元自治区関係者の熱意ある協力で行った道路ですので、十分安全な機能が果たせるようにしなければならないと思いますが、どのように対応されていかれるのか、お伺いをいたします。

建設課長(村田君) 道路行政について、土木費削減についてということでご答弁を させていただきます。

景気の悪化に伴う税収減の影響に伴い、新年度の土木費の道路関係予算についても一部見直しがされたわけでございます。一見道路予算を見ますと、おおよそ約4割の削減ということになりますが、これは大規模の事業でありましたA09号線道路改良事業、また坂城駅南進入路道路新設事業、あるいは災害復旧事業等々、大型の事業が完了したというのが大きな要因でございます。新聞、テレビの報道により、税収入に伴うしわ寄せが道路関係予算に集中しているとの報道も一部にあったわけでございますが、担当課といたしましては、道路関係予算について、平成20年度の予算について用地交渉、あるいは他の事業の関係から年度末に終了できない事業について、国の交付金が減額にならないよう、繰り越しの手続をとる中で平成21年度の予算と一連で連動させて道路関係の事業内容を落とさないような工夫もしておるわけでございます。

ただ、このような経済状況でありますので、町民の方々のご理解をいただける事業に、より重要な事業に、より重点を絞っていきたいということは考えておるわけ

でございます。単に町の単独の一般財源を投資するということは一番簡単な手法ではございますが、財政を圧迫し、特に今の坂城町の経済状況下では厳しい選択でございます。ご承知のとおり幅員が4mもない側溝でさえ入っていないといった町道がまだたくさんあるわけでございます。

ご指摘の新地団地の入り口につきましては、洞岩沢の改修が根本にあるわけでございます。これは昭和56年から59年の3カ年にわたり坂城町は台風等の災害の被害に見舞われましたが、新地区におかれましても、この天井川の洞岩沢がたびたびあふれ、水害が発生し、約100戸の住宅が危険に見舞われたわけでございます。砂防河川ということでございまして、長野県にお願いしたところ、状況をご理解いただき、調査を行っていただき、平成5年度より事業を実施いただけるということになったわけでございます。新地区では渇望していた事業であり、大変喜ばれ、一日も早い改修が望まれたわけでございます。

その後、産業道路のA01号線の道路改良もあわせて実施がされてございますが、一番の問題が、新地団地の入り口の洞岩沢の周辺には空きスペースがなかったという点であります。左岸には崖上に宅地が、右岸には町道と宅地があったわけでございます。以前、洞岩沢にはヒューム管が1本しか入っておらず、断面では1㎡分しかありませんでしたが、その洞岩沢を約5倍の断面に広げるという改修計画でございました。用地をどうするかという点は大変難しい問題であったわけでございます。ただ、区民の安全を守るには、河川の整備が第一であるという点で新地区関係住民の意識は一致しておったわけでございます。

県でも洞岩沢の改修には多大な事業投資をいただいております。全長約200mの河川改修でありましたが、残すところ産業道路下の右岸の約20m間、21年度の早い時期に完成させたいということのようでございます。

新地団地入り口につきましては、洞岩沢があり、町道が5本交差しており、急峻な地形であり、道路改良をするのは大変難しい状況でありましたが、町でも多大な事業費をかけ、整備をしてまいりました。そのときの区の要望に対して、県、町、各行政機関が最大限の努力をし、実施をしてきた結果が今の整備された道路の状況となっておるというふうに認識をしております。現在、千曲警察署にもご指導をいただき、安全に配慮をし、1度整備をしてございますが、これを取り壊し、再整備し直しますと、交通安全の向上、通行しやすさ、さらに見通し等よくなることは理解できるわけでございます。

毎年要望をいただいている町単事業につきましても、例年、約140カ所のご要望をいただき、町民の行政に対しての事業の渇望があらわれておりますが、議員さんもご承知のとおり、毎年その約2割程度しか実施できない実態がございます。担当課では、要望に対してすべて切望な事業であり、すべて対応したいという熱い思いはあるわけでございます。ここについても同じであります。再度事業費をかけて整備をし、よりよくしたいという熱い思いはあるわけでございます。しかしながら、今の景気状況、財政状況の中で町民の要望に対してすべてお応えすることができないというやむを得ない現実があります。

今後の計画推進については、必要な整備であることは理解しておりますので、今後、他の事業、他の要望との関連性を見極めながら再整備について研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

- 12番(柳沢君) 新地団地入り口工事についてでありますが、この入り口は生活基 幹道であり、日常の使用量も多く、常に過剰な神経を使う場所ということでありま す。トラブルの原因や事故等起きないよう、最良の方法でできないか、その配意が されてこそ安全で安心の道路と言えるのではないでしょうか。これについて町長、 どのようにお考えになっておられるか、その対応をお聞かせいただきたいと思いま す。
- **町長(中沢君)** 洞岩沢周辺の道路整備につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、県も町も精一杯努力したところでございます。しかし、ご指摘の問題もあることを承知しております。議員さんも坂城町全体に道路というものが全体的にどうであるかということは十分ご認識していただいているところでもございましょうが、町といたしましては、いろいろな財政事情、そして周辺事情等を考慮しながら鋭意いろいろと改良に努めてまいりたいと思っております。
- **12番(柳沢君)** 均衡ある町政、均衡ある地域に光をということは、私も承知はしております。しかし、やりかけた、また、やった仕事が完全にその地域に喜ばれるような、地域が安全なようなものができてこそ完成という言葉が生まれてくるのではないかと思います。ぜひこれについては完成をさせていただくよう、ご努力を願うわけであります。

次に、道州制についてでありますけれども、これは一応ご答弁その他はいろいろと時間的な関係もございますので、今、道州制問題がどのようになっているのかということだけ申し上げます。

イ. 道州制論議について

地方分権の改革すら進まない中で道州制論議がされているわけであります。現在の47ある都道府県を廃止して、全国に10前後の道州を創設するというものであります。これについて各市町村においては大変に苦慮しているわけであります。もちろん県もその問題についていろいろと考え等を報道されているわけであります。これからこのことについても町民の皆さん方に道州制はどうなんであるかということを知らせていっていただくよう、お願い申し上げるわけでございます。これでこそ今現在、長野県の地はどういうふうになっているのか、この辺もしっかりと見極め、やっていただく、その判断こそ必要だと思います。

時間が来ましたので、これについてお答え等もしていただく必要はありませんけれども、まとめといたしまして、いろいろ私は申し上げてまいりましたけれども、何といっても住民益を考え、住民の福祉を優先としている町であるから、これについて邁進していただくと。坂城町には坂城町としての独自性を持つ発想力、開発力と粘り強い探求力を持っております。景況が好転することを願っています。今がこの町の正念場であります。本年度が推移のピークと考えていかなければならないと私は思います。安閑としておられません。私たち議員初め一層引き締めていかなければならないことはむろんのことでありますけれども、行政としても一層の行財政改革遂行に向け、執政をしていかなければ自律の町の行方はどうなるのか、町民の不安の増幅となりかねません。安定のための確かな……。

議長(池田君) 1時間が切れました。

12番(柳沢君) ……かじとりをお願いいたします。

以上、私の一般質問を終わります。

議長(池田君) ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午後12時11分~再開 午後1時30分)

議長(池田君) 再開いたします。

次に、4番 中嶋登君の質問を許します。

4番(中嶋君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、 一般質問をさせていただきます。

さて、我が町坂城町もどこに行っても景気の悪い話ばかりで、約半年がたち、アメリカ発の世界同時不況の嵐に立ち向かい、百年に1度という経済危機を乗り越えるため、すべての業種の皆様が奮闘努力、戦っておりますが、いまだに先が見えな

いのも実情でございます。

そんな折、町の協力も得て、商工会より坂城町プレミアム付商品券が3月2日より発売されたのは、皆様、ご周知のとおりかと思います。これは1万円分購入すると1千円分の商品がプレミアムとしてついてくるお得な商品券で、町内の取扱店で使用できるものでありまして、総額3,300万円売り出したとのことでございます。

私も次の日、3月3日でしたが、議会事務局へ一般質問の通告書を提出した後、 商工会へ行ってまいりました。ドアをあけると、玄関に机といすが置かれ、2人の 職員が慌ただしく対応をしておりました。既に2人のお客さんがおりましたので話 を聞いてみると、生活必需品である食料品や洋服など衣料、そして、この方は主婦 でしたので、美容院なども使えるのでありがたいと言っておりました。男性の方に も聞いてみましたら、車の車検を取るときに使ったり、また、寒いので灯油を買い たいと言っておりました。

そんな話をしていたら、私の後ろに小さな子供を連れた若い奥さんが2人並んだので「お先にどうぞ」と言いながら、また話を聞いてみました。子供のおやつを少しでも安く買いたいし、また、テレビがデジタル化になるので、薄型テレビを買いたいと言っておりました。また、この券を使うと1割安く買えるので、町内でいろいろなものに利用していきたいとも言っておりました。

局長から声をかけられたので、私もちょっと事務所に寄りまして売れ行きを聞き、ここでまたびっくりいたしました。局長の話では、前回5~6年前に行ったときは2,200万円分であまり売り行きがよくなくて、完売するには半年もかかってしまったとのことでございました。が、今回は、何と昨日と今日、ですから2日、3日ですね。2日間で1,700万円も売れて客足が途切れないと言っておりました。

私も限度いっぱい買ってまいりました。今回このように町民の皆様に大人気で喜ばれておりますので、様子を見ながら第2弾、第3弾と行っていってほしいと私は思います。ちなみに今、お昼を食べに食堂へ行くその道すがら、商工会の前を通りましたら、プレミアム券完売のお知らせが張ってございました。全部売れたようでございます。これは通告をしておりませんので、特に答弁は結構でありますが、町長に要望をしておきます。

ぜひ、先ほども言いました第2弾、第3弾、お考えになっていただいて、町民を 大いに、こんな時期でございますので、喜ばせていただきたいと思います。 さて、質問に入らせていただきます。

- 1. 今年の2大イベントは
- イ. ばらサミットについて
- ロ. 全国辛味大根フォーラムについて

先ほども話しましたように、暗くて先の見えない時代ではありますが、今年は町長の招集あいさつにもあったように、6月のばらサミット、また、11月の大根フォーラムが町内で行われ、行政として明るい話題づくりも大切かと私は思います。2大イベントの詳しい内容をお尋ねいたしまして、第1回の質問とさせていただきます。

町長(中沢君) 中嶋議員の質問にお答えしてまいります。

今年予定されるばらサミットなど大きな二つのサミットについての内容のお尋ね でございます。

ばらを市町村の花として制定している地方公共団体、そしてまた、ばらが広く住民に愛好されている地方公共団体は幾つかあるわけでございます。そうした中で、通称全国ばら制定都市会議、ばらサミットを本年6月に坂城へ誘致するということに相なったわけでございます。お話にもございましたように、いろいろ経済活動が大変な時期でございますが、そういった中にあっても常に産業、あるいは町におるものを持って発信するということは大事なことだと、そんなふうに考えておるところでもございます。

坂城町は平成12年に広島県福山市において開催されました第9回ばらサミットからこの会には加入しておりまして、毎年その後参加を重ね、そしてまた、さかき千曲川バラ公園を初め、ばらのまちづくりの成果ということが相まって第18回のばらサミットがいよいよ坂城町で開催されるということになったわけでございます。

第4回ばら祭りが、これは町が主催するものでございますが、5月30日から6月14日までの予定で開催されるということで、その期間中の6月5日、6日に開催するということで準備をしているところでもございます。

千曲川バラ公園は、その東側に2,800㎡の拡張工事が行われ、装いを新たにしておりますし、また、現在、ばらオーナー等もいろいろ募集する手立てをしているところでもございます。そうなりますと、さかき千曲川のバラ公園は約200種で1,700株のばらが咲き誇るということで、坂城町の中はもとより内外からも期待されているところでもございます。千曲川の自然が美しく躍動する最高の季節

に全国からばらにいろいろな関心をお持ちの皆さんが多数来ていただく、お客さん をお招きできるということを期待しているところでもございます。

5日午後から坂城テクノセンターを会場にいたしまして、各加盟自治体の長が集まり、意見発表やいろいろな状況等を語り合うサミットでございます。その懇談会の後、さかき千曲川バラ公園に移動いたしまして、サミット記念植樹を行い、薔薇人の会等のボランティアの皆さんのご案内で、いろいろばらの説明や今までばらに取り組んできたこと等々を語り合う場にしてみたいと、こんなふうに思っておりますし、記念植樹といたしまして、各市町が持ち寄ったばらを植栽するということになっております。坂城町では新たにさかきローズと申しますか、坂城のばらも新しく開発しているところでもございます。夕方からはびんぐし湯さん館におきまして、温泉と坂城の食文化を楽しんでいただきながら、各地の情報交換を行い、言うなれば、歓迎夕食懇談会などを計画しております。

翌2日目でございますが、6月3日から7日まで5日間、毎年ばらサミットと同時開催しております第14回ばらサミット大賞、押し花絵コンクールが横町の中心市街地コミュニティセンターを会場に開催されます。全国からの愛好者がいろいろ参りまして、約200点の押し花絵を見学していただいた後、鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などをご覧いただくということで、当町の文化歴史にもいろいろ浸っていただきたいなと考えております。また、いろいろなアトラクションも計画しておりまして、サミット会場では町内小中学生による金管バンド、あるいは千曲川讃歌などの演奏発表、あるいは学習発表などを通じ、歓迎夕食懇談会では、郷土の芸能を披露する予定にしております。

町といたしましても、まちづくりの基本にばらを添えているということ、ハード・ソフトの両面で薔薇人の会や企業オーナーなど関係団体、そして企業、学校、ボランティアといろいろと協働して進めているまちづくりの姿を紹介し、坂城らしさを前面に出しながら、町内がばらで香り、個性ある手づくりのサミットが全国に発信できればというふうに考えております。

なお、薔薇人の会を初め鉄の展示館、町商工会、観光協会等々が連携しながら、いろいろとお世話する体制もつくってまいりたいと考えております。こうした中で 今オリジナリーのさかきローズ、あるいはまた、来ていただける人に喜ばれるばらのガイダンスの編集、そしてまた子供たちも参加して千曲川讃歌、金管バンド等々は町を上げての催しになろうかなと期待しているところでもございます。 次に、二つのイベントとして、全国辛味大根フォーラムを開催いたします。ねずみ大根はぶどう、りんご、花卉とともに今は坂城町を代表するすばらしい特産品ともなっているわけでございます。町では県、JA、ねずみ大根振興協議会等と連携し、ねずみ大根の収穫体験や小中学校の児童・生徒の皆さんによる栽培体験のPR活動、生産拡大にいろいろと努めてまいりたいと思っております。既にこの催しに向けて参加していただく各地域のいろいろと状況調査等も進んでいるところでもございます。

また、味ロッジわくわくさかきの皆さんたちによりまして、ねずみ大根のドレッシングやおやき、漬物がつくられており、町振興公社からはねずみ大根焼酎も販売されて、なかなか好評でございます。

大根が日本に伝わったのは、今から 1, 200年以上も前と言われますが、全国各地で広く栽培されているなど、私たちの食生活に大変なじみ深い食べ物となっています。そして、全国各地には地域の人々に愛され、そして土地に根づいた多くの個性的な特色ある地大根が存在し、そしてまた、気象、風土、歴史、人の暮らし等と密接に関係しながら地域の食文化を育て、受け継いでいるところでもございます。特に、これら地大根の中で当町特産ねずみ大根と同様に辛味を特色としている大

根が幾つかございます。このブランド化と辛味大根によるまちおこしで頑張っている自治体や農業者グループがたくさんございます。

11月13日、14日に開催するわけでございますが、全国辛味大根フォーラムは、これら全国の辛味大根の産地が一堂に会しまして大根の由来や利用方法、おしぼりうどんやそば、辛味大根を使った商品開発など、それぞれの辛味大根の特色と各産地の取り組みについて共同で全国に発信してまいるということでございまして、辛味大根のPR、そしてブランド化にも役立つものと期待しております。

フォーラムの内容でございますが、現在、20年度地域資源全国展開プロジェクト伝統野菜ねずみ大根の商品化開発及び全国展開という国の施策を受けまして、いろいろ対応しているところでもございます。それに基づきまして、昨年から町と商工会を中心にいろいろと検討しております。県内外のねずみ大根産地を訪問し、現状と課題、生産振興、ブランド化の取り組みについて聞き取り調査をし、その結果も冊子としてまとめられております。今後、各産地に対しまして参加意向を伺いながらねずみ大根を含めた県内外合わせて15産地ぐらいの皆さんに集まっていただけるものと期待しております。それぞれの産地が互いに競い合う、そして、よりよ

き交流を進めることは大事だなと考えております。

1日目でございますが、基調講演と各産地の代表者の皆さんによる大根の由来、 商品開発、また、根づいている食の問題等の事例発表のほかに、ねずみ大根のおし ぼりうどんやそば、そして各産地の大根の試食等を行うことにしております。

2日目ですが、ねずみ大根の栽培圃場での収穫体験、町関連施設の見学などを計画しております。さらに商工会等の協力をいただき、まちづくり交付金を活用するなど、坂城駅周辺のイベントとも連携させてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。今後いろいろな委員をお願いしてございますので、そういった皆さんのご意見をお聞きし、関係機関と協議する中でいろいろ決めてまいりたいなと思っております。

いずれにいたしましても、辛味大根フォーラムの開催を通じ、ねずみ大根のブランド化と町産品の全国への展開ということ、各地域の辛味大根産地の熱心な取り組み等をいろいろ組み合わせる中で、いろいろ産業面にもまちおこしの面にも、町のにぎわいにもつながってくるなと、こんなふうに考えております。先ほどお話のございました、いろいろとまちづくりに対する対応等も踏まえて、今後進めてまいりたいと思っています。

4番(中嶋君) 事細かにご答弁をいただきました。大分内容がよくわかりまして、 あまりお金をかけないで、とにかく知恵を絞って立派なサミットになればいいなと いうふうに思っております。

ばらサミットにおきましては、先ほど町長より話もありましたが、新しいばらの 花であるさかきローズの発表もあるようで、大変私も楽しみにしております。

私からも一つちょっと提案がございます。昨年の2月1日にサントリーで発売を いたしましたバイオ技術でつくった青いばらの話であります。

青いばらは、100数十年前、ヨーロッパでつくられたことがありましたが、当時、悪魔のばら、不吉の花などと恐れられて、できないものができてしまったということの、その当時の人たちの恐ろしさだと思います。すべて根こそぎ燃されてしまいました。その後、世界中のばら愛好家や研究者が青いばらを求めてつくろうとしたが、すべて失敗に終わり、青いばらはまさに不可能の代名詞と言われております。

特にこの百年来言われてきておりますが、先ほども申しましたように、サントリーが遺伝子組み換え技術を応用し、ばらには青い色の色素をつくり出す遺伝子がな

いのでございます。これをパンジーの遺伝子を組み込み、花びらの色がすべて青い色のばらになる開発に成功いたしました。この青いばらを2009年に発売すると発表されましたので、関係会社、関係機関などに連絡をとり、ばらサミットの当日、会場に一輪でもよいので、まさに花を添えたら、ばらサミット、坂城のばらサミットが目玉になること、私は間違いないと思いますが、この部分だけで結構でございます。町長にこの辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

町長(中沢君) 青いばら、神秘なばらとして、サントリーで開発されたばらについては、私も承知しておるところでもございます。どういう経過でそういうものが手に入るのか、いろいろ現在、検討はさせております。

あわせて、今度2,800㎡ばかり広がるという中へ企業オーナーを幾つか招致したいというお話もあります。この間その関係者と話す中で、町として、あるいは薔薇人の会として一定のばらは差し上げるけれども、その真ん中には常に各企業がこれはというばらを一株入れてほしいと、こういう要望もしたところでもございます。坂城のバラ公園は200品種ということで誇るものでございますが、そういった面からもいろいろと充実をさせて、来る人たちの心を癒してまいりたいと、こんなふうに考えております。

4番(中嶋君) これは町長のご努力を私は期待をしておきます。

さて次に、第2質問に移りますが、皆様もご存じのように、坂城町の小中学生は 最近とても元気がよく、明るい話題がたくさん多いと私は思っております。例えば、 あまりにも有名になりました南条小学校の金管バンドは、全国大会で金賞をとると いうことをやっていただいた。

坂城小学校では、5年生が小学校エコセッション2008でテレビに取り上げられて全国放送をされました。朝顔を使った緑のカーテンなど CO_2 削減に取り組んだ活動が高く評価されての快挙でありました。

また、村上小学校におきましては、これは個人でございますが、4年生の依田君が J A共済全国小中学校交通安全ポスターコンクールで、言うなれば金メダル、最高賞である農林水産大臣賞を受賞するとともに、村上小学校としても優秀学校賞の栄誉に輝きました。

また、坂城中学校では「ぎんなんでモンゴルを救え」という見出しで『信濃毎日新聞』を大きく飾りました。中学校の緑化委員会の生徒で前委員長の宮後さんと副委員長の山岸さんを中心に26人の委員が校庭で拾い集めたぎんなんを売り、売上

金をモンゴルの砂漠化をとめ、緑化運動に取り組む団体に寄附するとのことで、世の中に明るい話題を提供いたしましたのも、ついこの間の話でございました。

ちょっと前置きが長くはなりましたが、第2質問に入らせていただきます。

2. 坂城陸上スポーツ少年団の育成を

イ. 町に陸上競技場設置を

ここでも子供たちの活躍が突出してきております。平成14年に陸上スポーツ少年団が誕生いたしました。本年度は小中学生の団員(選手)は82名と大勢おります。成績は、小学校の部では県大会に7年連続出場をし、また、この中で3回優勝するとともに全国大会にも同じように3回出場するなど、すばらしい成果を上げております。中学生の部においても、7年連続県大会出場の快挙を成し遂げ、その上の北信越大会にも3回出場をして頑張っております。また、スポーツ少年団を卒業いたしまして、全国高等学校駅伝大会に出場をしたり、また、インターハイにも多くの選手が出場しております。今年度は大分国体に三段跳びで出場し、4位に入賞して全国で活躍している高校生選手も誕生しております。未来のオリンピック選手を育てるために、また、限りない可能性がある子供たちのために、夢のある陸上競技場をつくる計画を立ててほしいが、教育長のお考えをお尋ねをいたします。

教育長(長谷川君) 町に陸上競技場設置をというご質問にお答え申し上げます。

今ご紹介をいただきましたように、陸上スポーツ少年団は、平成14年に町の教育委員会が主催して陸上競技教室をつくったわけですけれども、平成17年度に指導者、保護者の皆さんが主体的に運営する陸上スポーツ少年団として再出発をしております。現在、団員84名でして、小学校2年生から中学3年生までということで、よい走り方を身につけることを目的に、熱心な指導者のもとで基本練習に加えて大会に出場できるようなレベルアップを目指して、毎週木曜日の夜、文化センターグラウンド及び体育館で練習をしております。今ご紹介いただきましたように、陸上スポーツ少年団の団員の皆さんは、各種の協議会や大会に出場しまして大変すばらしい記録を残していただいております。また、スポーツ少年団を卒業した高校生の活躍も今ご紹介をいただきました。多くの選手の活躍を見ますと、指導されている皆さん方のご苦労、本当に感謝を申し上げるものであります。

ご指摘いただきました練習場についてでありますけれども、町には今、陸上専用の施設はございません。ですから、文化センターのグラウンド等を利用して練習をしておりますし、グラウンドが使えない冬の間は文化センターの体育館を利用して

おります。しかし、文化センターのグラウンドは町民運動会で使用しておりますトラック、これは1周220mですが、これしかとれませんで、いわゆる100mの直線コースをとりますと、野球の内野の方に入ってしまうという制約がありまして、十分な練習とは言いかねる部分もありますし、多くの団体が使っております関係上、週1回だけしかグラウンドが今、利用できない状況になっております。そんなときには文化センターの周りの道路を子供たちが走っておりましたり、あるいは文化センター玄関わきの部屋で準備体操や最後の整理体操を行っている状況を見ておりますと、グラウンドで練習できれば、そういう場所を確保してやれたらなという思いは前々から持っていたところであります。

しかし、陸上競技場の建設ということになりますと、これは全体を含めてということで検討しなければいけない問題でありますし、練習場ということも新しくつくるとなると、なかなか難しいかなと。そんな中で今は陸上のスポーツ少年団の皆さんが、保護者の皆さんが中心になって千曲多目的広場の空きスペースでクロスカントリー的なコースをつくって練習を今していただいております。当面としますと、まず千曲川河川敷を活用して練習場所が確保できないかということを検討していきたいと考えております。が、これも関係する機関がございますので、なかなか難しい問題であります。努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますよう、お願いしたいと思います。

4番(中嶋君) 今、教育長にいろいろご答弁をいただきました。教育長からもお話がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、先ほど話があったように、坂城大橋下の河川敷のところは教育委員会にも大変ご協力をいただきまして、コーチの皆さんで整備をしたりして使っていこうということで、大変感謝をしておるようでございました。

ただ、河川敷の中ですから、うんと金でもかけてやればまた別なんですが、とり あえずあそこで頑張ろうというような意気込みのようでございます。

今の練習の状況は、木曜日、これも文化センターのグラウンドをお借りいたしまして、週1回、ナイター練習をしておるようでございます。中学生においては、毎日練習をする必要があるので、文化センター周囲のアスファルトの上で練習をさせておるのが実情で、特にひざや体の負担を考えると、ちょっと無理なトレーニングを行うことしかできないということでありまして、毎週土日には代表コーチの、先ほどのお話の中の塩野入さんが中心になりまして長野東和田運動公園まで10人ぐ

らいのコーチ、お父さん方がいるようですが、皆さんと自分の車で、まさにこれはボランティアでございましょうが、子供たち $12\sim13$ 人を乗せて、グラウンド使用料、これは1人50円でございますが、それを払いながら練習に連れていっているというのが実情であるようでございます。

ですから、私も少し近隣市町村をちょっと調べてみましたら、上田市に合併する 前の真田町にもございました。それから、これも同じく千曲市に合併する前の上山 田町にも陸上のトレーニングができるような練習場所がございました。そのような ことを考えれば、私、ちょっとこれ、今、教育長からお話があったらあれなんです が、せめて文化センターグランドの野球の邪魔にならないようなグラウンドの北側 の端にゴム製の全天候型、これは製品名はタータンと言うんだそうですが、言うな ればゴムのじゅうたんのようなものでございます。これを100mぐらい敷いて、 足の負担のないようなところで練習させていくのが一番いいのではないかというふ うに私、思ったんですが、今グラウンドの大きさから言えば無理との教育長のご答 弁がございましたので、ちょっとこれは私も今の坂城町の中の状況を考えてみたん ですが、やはり今のどこのグラウンドもやはり100m、場合によっては100m ぴったりでなくて110mぐらいとらなければいけないと思うんですが、そのよう な場所はちょっとないなと思いまして、いろいろ研究してみたんですが、これは町 長にご答弁ちょっといただければいいんですが、簡易的な考え方でよろしゅうござ いますので、ミヤリサンの前に道路用地がずっとあって、まだあそこはなかなか、 早くインターの先線で橋でもつくって将来的には向こうへバイパスでもつくっても らったときの用地で、私はそれは町長、立派なところを確保しているという評価を しております。ただ、あそこはあのままではもったいないから、少し整備をいたし まして、今の頑張っている子供たちのためにゴムのじゅうたんをあそこへ敷いてい ただければ、ゆっくり110m、120mぐらいのものはとれるというふうに思い ますので、ここのところを町長にご答弁を願いたいと思います。

町長(中沢君) スポーツの町というか、とりわけ青少年が元気な、そしてスポーツ を通じての坂城町ということを考えますと、いろいろそういった施設の充実は大事 だということは常に思っているところでもございます。100mのコースをという ことで、いろいろ話し合いました。私も、まず最初に、文化センターのグラウンド の片方でそういったものができないかということ、教育長が答弁したように、もう 10mもあればということで、残念だなと、こんな思いもいたしたところでもござ

います。

次に、千曲川河川を利用しての敷地ということで、中島のグラウンド、あるいは 坂城大橋のグラウンド、そしてまた、鼠のグラウンド等々ございますが、なかなか 難しい問題だなと、こんなふうにも思っております。先ほどご提案のあったインタ 一線の先線ということあわせて、現在、ミヤリサンの北側がというお話もございま したが、一つの提案としてはお聞きいたしますけれども、状況そのものに全体の中 でのいろいろ施設づくりの中では、ちょっと異質かなと、こんな思いもございます。 いろいろ検討させていただきます。

4番(中嶋君) 我が町の町長は歩くことが大好きです。これもある意味スポーツに つながるかなというふうに私は思っております。とにかく町長はアイデアのあるお 方でございますので、私が考えたのはミヤリサンの前でぐらいのお話でございましたが、もっとすばらしいアイデアでもって早く黒いじゅうたん、100m、110m、どこかお考えになっていただけるということを、これまた私はご期待を申し上げます。

さて、大人の世界は今大変な時代ではありますが、未来ある子供たちの世界は、明るくてみんな頑張っており、逆に大人たちが今この時代、子供たちから元気パワーをもらっているような気がいたします。この子らが頑張って未来は坂城町を引っ張っていく原動力になること、間違いないと思うものでございます。この子らのためにも、また、景気対策のためにも、ばらサミット、辛味大根フォーラムの後は坂城町陸上競技場をつくって、次の第2回東京オリンピックを石原都知事が今、一生懸命誘致をしておりますので、決定した暁には坂城の力、オリンピックの選手が出て「何にも言えねえ」なんて言うかもしれません。景気の悪い時代ですので、子供たちに元気をもらいながら夢のある一般質問をさせていただきました。

最後に一句添えます。「坂城の子 オリンピックで 金メダル」。

これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時14分~再開 午後2時25分)

議長(池田君) 再開いたします。

5番 塚田忠君。

5番(塚田君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、地域医療について

この3月になってからのことですが、私の友人から不幸の使いが届きました。文面によると、つい先日、道で会ったばかりの友人の次女の訃報でした。聞くところによりますと、10数年前から心臓が悪く、治療中であったとのことです。就寝中に嘔吐物が気管につまり、体力のない彼女は自力で吐き出すことができず、119番に助けを求めました。すぐに救急車は到着したそうです。3人の隊員は素早く患者を車に収容、2人の隊員は救命行動に入り、あとの1人が受入先に緊急連絡、3カ所ほど連絡していたそうです。救急車が出発したのが、はっきりした時間はわからないけれども、20~30分後だったとのことです。助けを求め、救急車が到着したときには、誰もが、ああ、助かったとひと安心するものです。それが受入病院探しに時間をとられたあげく、治療が遅れてしまい、残念な結果になってしまったのであります。まだ32歳という若さでした。救急医療が充実していたなら、このような結果にならなかったのではないかと痛切に感じておるところであります。一刻も早い救急医療、地域医療の充実を図らなければならないと感じておるところであります。都市部でもしばしばニュースになっている妊産婦の受入先病院のたらい回し等、人ごとでは済まされません。

質問に入ります。

イとして、日赤上山田病院後医療についてお伺いいたします。

長野赤十字上山田診療所が4月より医療法人寿光会グループにより病院経営が引き継がれ、機能を果してもらえるということでひと安心というところではあります。日赤上山田病院は、昨年3月で閉院ということで、地域住民は存続を求めるため、さまざまな団体が行動を起こしました。その結果、長野赤十字上山田診療所ということで、今年の3月末まで1年間診療を存続したわけです。その間、当初9月までの赤字見込みが1億3千万円ということでしたが、3月末での年間赤字が2億を超えるのではないかと言われてもおります。千曲市で赤字補てんに6千万円の補助金を出しているようです。坂城町にも補助を求められておるようでありますが、町長は坂城町として補助金を出すおつもりはあるのか、お聞きいたします。

また、補助金を出さない、あるいは出せないという場合は、坂城町住民にとって 不利な状況が生じるようなことはないのか危惧されますが、そのあたりお考えをお 聞きしたいと思います。

ロ. 寿光会について

この医師不足の時代に病院経営を引き継いでいただけるということは、地域にとっては非常にありがたいことであります。後医療について地域では2次救急対応の可能な総合病院を望んでおります。寿光会ではすべてクリアした回答をし、さらに有料老人ホームまで計画していただけるということで、非常にありがたいお話ではありますが、少なからず疑問を感じる点について以下お尋ねいたします。

21年4月1日からの診療業務が外来診療6科であり、そのうち整形外科は今年 9月まで日赤の医師により診療されるようですが、9月以降の医師が決定している のか、お聞きいたします。

内科系 3 科については寿光会の医師が診療ということですが、脳神経外科と外科 は医師が決まっているのかどうか。

透析、在宅関係は従来のスタッフということで、とりあえず安心できます。

有料老人ホーム100室ということで、現時点で半分予約が入っているそうです。 しかしながら、入所料が9万円ということですので、どのようなサービスができる のか、近隣施設との対比等中身をお聞きしたいものです。

21年度中に開始する診療業務として、第1次救急とあるが、何月から開始するのか不明であります。

22年度4月から開始する診療業務は、一般病棟60床、療養病棟60床、2次 救急、歯科診療、これらのスタッフの確保はできているのか不明であります。

23年度以降に行う診療業務、24時間対応の心臓血管カテーテルが可能な循環器専門病棟とあるが、目標設定年次はいつごろなのか、23年度以降ということですから、何十年後か何百年後かはっきりしたことがわかりません。

また、温泉利用のリハビリセンターが併設とありますが、上山田にある温泉会社 2社は、ともに現時点では枯渇状態にあり、供給は難しいとのことです。

昨年、後医療に寿光会グループが決定した時点で同グループの本部長のインタビューが『信濃毎日新聞』の10月31日の朝刊に掲載されておりました。そのときの寿光会の回答は、病院を改造し、採算がとりやすい老人ホームを100室、来年4月、今年のことですが、併設する、100室を4月に併設する。その文章の中ですが、一部住民は総合病院を期待しているが、医師不足や診療報酬の削減で不可能だと言い切っております。開院時には行政支援を求めないということですが、開業後に支援は求められないのか心配するところであります。

寿光会グループは全国各地で老人福祉施設に力を入れているグループであり、医

療を掲げて長野県内への老人福祉の進出拠点ではないかと疑うところであります。 大手の老人福祉グループがこの地域に安値で運営されるということは非常にありが たいことでありますから、寿光会グループが併設の有料老人ホーム100室だけで なく、もっと拡大してもらいたいものです。

しかしながら、診療計画では地元住民の望んでいるような病院になるのか疑問を 感じます。第2次救急対応ができないようでは、日赤上山田診療所と変わらないと 感じるところであります。

今朝の『信濃毎日新聞』に、昨日、上山田で地元説明会がありまして、その最後の方にも書いてある、住民からの質問なんですけれども、入院治療が必要な患者に対応する2次救急医療も行ってほしいとの要望には、将来的には実行できるように努力したいというだけのお答えでありました。

後医療候補として4法人が選ばれ、そのうち可能性のある3法人にアンケートを とり、寿光会を選定したようでありますが、町長は、この選定にどこまで関与され たのでしょうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

町長(中沢君) 塚田議員のご質問にお答えいたします。地域医療に係るものでございます。

先ほど柳沢議員にもご答弁申し上げましたように、また『広報さかき』3月号で詳細にお話ししましたように、長野赤十字上山田病院の後医療のこれまでの経緯と今後の体制ということで詳しく掲載してあるわけでございますが、その線に沿って対応してまいります。

財政支援が後医療の問題につきましては、いろいろ論議されたところでもございます。1年間の存続における費用負担ということは、経営審議会の中で、それは坂城町は負担できませんとの意向も伝えてある中でもございます。町としまして、日赤の審議会には、その都度真剣に出席し、係る問題については論議したところでもございます。何よりも少なくも19床以上の入院施設が何とか欲しいということで、それが実現されなければ、町としていろいろと支援というものは、次の段階への支援は考えるけれども、それはそういう意向を持っていないと。入院機能の維持ということ、そしてまた、何度も申し上げますように、赤十字上山田病院の開設に当たっては、3億2千万円を財政支出してあるということ、そういった中で日赤の責任において後医療は処理すべき、そして、次なる問題に取り組むべきだということを

重々申し上げてきているところでもございます。日赤上山田病院が撤退を表明したのは19年の6月26日の審議会、そして、10月1日の財政支援要請等でございますが、先ほど申し述べた件については、一貫していろいろ対応してきているということでもございます。

議員お話しのように1年間の診療するに当たって運営の赤字が見込まれるというようなこと等の論議があったことは事実でございますが、それに向けても、そういった面での支援はいたしませんということは、千曲市へも日赤へも明白に申し上げてきているところでもございます。長野赤十字病院には何とか責任でということをくどくど申し上げている中で、基礎的自治体とか真に地元自治体であるいろいろ千曲市が頑張っていただいたという中で、今回、寿光会が引き受けるということになったわけでございます。議会もそうでありましょうけれども、私の町として、そういった面で参画していろいろ論議を申し上げたという経過は1度もございません。

次に、寿光会についてでございますが、寿光会がそれを引き受けるということで、 医療法人寿光会グループが決定したというお話も決定した後、相当の期間を置いて お話もいただいた経過もございます。千曲市は本当によく頑張ってくれたなという 思いは持っておりますが、行政は行政としてのとり方は違うなと、坂城は違います という申し方をしてございます。

今、寿光会について諸々の詳細な情報をご提供いただきましたけれども、寿光会がこれから始めるということの中でのお話は承っておりますけれども、それに対してこうだ、ああだということを申し述べる立場にはございませんので、ご了解いただきたいと、こんなふうに思っております。

それと、何か坂城がお金を出さなければいろいろこれから不利ではないかというような声もあちこち議員さんの1、2の皆さんからも聞こえてはまいりますけれども、各自治体の仕事というのは、千曲市も坂城町も基本的自治体としてやるべきことはやるわけでございます。そうした中で次に考えられるのが、広域的にやることが、よりベターだということで一部事務組合等があるわけでございます。そしてまた、地域として、より頑張りたいということは広域連合の中でいろいろ論議されるわけでございます。ごみ処理、あるいは消防体制は近々の千曲市と、あるいはまた、いろいろな将来にわたるごみ処理、福祉の問題は広域でということが基本でございます。基本的な町が、基礎的自治体が広域なりでやるべきことの方が、よりベターなものを進めていくというのが自治体の真の姿であるわけでございます。

今回の医療制度そのものについても、県が1次医療、2次医療、3次医療のいろいるな基本的なものを出しながら、そこでいろいろ対応していくということでもございます。今回のこういった問題は、具体的な対応で、そしてまた、住民にかかわる問題でございますので、真に受けていろいろ対応しておりますが、要は寿光会も私的な一つの医療施設であるわけでございます。個人の病院と変わらないということの中で何を期待するかということでもあるわけでございます。寿光会の皆さんが、よりこの地域に根ざして頑張っていただけるという意向を十分踏まえながら、そうした中では、できるものは応援していくということ。事業として応援していくということでございまして、それがすべて千曲市と坂城町とともに何かというものと、ちょっと論点が違うのではないかなと、こんな思いもいたします。

5番(塚田君) 私も町長と同感でございます。今後の千曲市と良好な相互関係を考慮すれば多少はということでお伺いしたわけなんです。それで中身についてお答えいただけなかったんですけれども、あまりにもベールに包まれた企業であり、ちょっと確かな筋からの情報なんですが、お聞きさせていただきました。

地域総合救急医療体制について再度お伺いいたしますが、全国的な医師不足で各地で影響を及ぼしておりますが、千曲市、坂城町、上田市、筑北、麻績を含めた未来の救急体制について、新たな総合医療体制が必要と感じますが、いかがなものでしょうか。

日赤上山田病院後医療機関に選定漏れした医療機関の中には、全国に65総合病院を運営している法人は千曲市からの誘致条件も出してもらえないままのアンケート結果になったとの話も聞き及んでおります。千曲市はどのような断り方をしたのかわかりませんが、この法人は、土地・建物は自社で所有して病院経営を行い、地域と行政に求めることは、病院用土地のあっせんと5年ほどの固定資産税の免除と一般的な病院スタッフを求めております。長野県内での病院運営も考えているようであります。このような総合病院を寿光会とは別に、この地域に誘致することは考えられないだろうか、お伺いいたします。

町長(中沢君) 千曲市で寿光会というふうに日赤との話の中でいろいろ真剣に論議され、また可能ないろいろな対応ということで寿光会を選ばれたなと、こんなふうにも思っているわけでございます。議員さんのお話は地域の医療全体に係るお話だなと、こんな理解もいたしております。

そうした中で、1次医療このものについては、坂城町の開業医さんは、すばらし

い方々が何人かすべての医院さんが頑張っております。また、近く佐久病院の大井 先生がやってくるということで、まず第1次医療は大丈夫だなと、こんなふうに思 っております。

第2次の医療につきましても、どちらかというと、坂城は交通の便に恵まれておりまして、上田、千曲、長野地域ともどもに利用できるということで、アクセスの問題はありますけれども、それにしても他よりもまさっているなと、こんなふうに思っております。

一つの例といたしまして、この間篠ノ井病院の院長さんから、自分たちの救急医療をより充実させたいから、坂城の町長にもいろいろ県の方へお話をという要請もございました。それぞれの、これまた事情があるようでございます。緊急医療そのものは日赤を初め、もう一つということになりますと、市民病院いろいろ地域的なものがあろうと思いますけれども、篠ノ井病院はそのスタッフ、施設はすべて完備しているということでございますので、そういった現在可能なものには、より後押しをしながら全体の2次医療、3次医療というような問題、加えて松代病院等の利用、上田市内の病院等々をより利用しながら、要は私どもが期待する町内の開業医の皆さんの精一杯の対応をお願いしながら住民の健康を守ってまいりたいと考えております。

5番(塚田君) ちょっと疑り深い話で、お答えいただけなかったんですが、寿光会 が続けていただけるということでいいわけなんですが、また、経営不振で日赤同様 撤退なんていうことがあってはいけないから、今の再質問でお聞きしたわけなんで すが、その辺またご検討いただけたらと思います。

次に、2として、食育・学校給食センター建設についてお伺いいたします。

イ. 太陽光発電設置を

21年度の当初予算に組み入れられている食育・学校給食センター建設事業でありますが、厳しい経済状態の中での工事実施でもありますが、事前に実施計画書を見せていただきましたが、太陽光発電装置が入っておりません。予算の切りつめのためだろうが、やはり公共施設としては環境保全のコンセプトをもり込むべきと考えます。なぜ削ったのか。全く太陽光発電装置を計画しないのか。将来的に別工事として行うのか。計画に取り入れたら概算でどのぐらいの費用がかかるのか、お聞きいたします。

屋根面積も広く、坂城町としては日照時間も長い地域に建設されるので、相当な

効果が得られると思います。お答えをいただきたいと思います。

教育文化課長(西沢さん) 2番の食育・学校給食センター建設についての太陽光発電の設置をについてお答えいたします。

食育・学校給食センターを建設するに当たり、当初より太陽光発電の検討をしてきたところでございます。太陽光発電を設置することにより、子供たちや地域住民の多くの人々に環境や自然エネルギーに関心を持ってもらえるからです。国も経済産業省の新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の太陽光発電新技術等フィールドテスト事業、地域新エネルギー導入促進事業や環境省の業務部門対策技術率先導入補助事業などさまざまな方法で導入の支援をしてきたところですが、近年、国の補助金制度の内容も公共事業優先から民間事業へシフトされ、公共事業での採択にはいろいろな条件が付加されてきました。そのような中、有利な条件での採択は難しい状況となってしまいました。

しかし、太陽光発電の設置には多額の費用がかかることから、補助制度の活用は不可欠と考えております。昨年来の急激な経済状況悪化により、町の財政も一段と厳しさを増す中、老朽化した施設を新しく、安心・安全な給食の提供や食育活動推進のために食育・学校給食センターは、平成21年度中に完成の予定で事業推進をしているところでございます。

太陽光発電システムを導入した場合の試算、試みの見込みでございますが、申し上げますと、30kW容量の太陽光発電の設備費は、およそ3,200万円、これで2分の1補助の採択を受けた場合は、約1,600万円となります。この場合の年間推定発電料金は、約32万円、これは事務室等の電灯使用量に相当する電気料でございます。そして推定償却年数は約50年となります。

次に、システムの寿命により15年から20年経過すると、パネルコンディションなどの交換が必要となります。そのための経費は、およそ概算で3千万円、今のところ、この交換に対しての補助制度はございません。

以上のように太陽光発電の設備費、ランニングコスト、建設地の状況等、また費用対効果について調査検討を重ね、現在の経済状況、財政の状況などから、本当に 残念ですが、断念することといたしました。

なお、今後国の補助金制度の新しい方向や財政を取り巻く状況など、環境が整え ば改めて設置に向けて検討してまいりたいと思います。建物の構造は変更すること なく設置が可能の設計になっております。ご理解を賜りたいと存じます。 5番(塚田君) 事情は金がかかるということ、わかりましたけれども、今、環境省のコマーシャルや何かで「地球の未来のために、今すぐエコ活動」とか「あすでは遅過ぎる。今すぐエコ活動を」なんていうようなコマーシャルが流れております。できたら何とか断念せずにやっていただきたいと思っておりました。

次に3として、緊急雇用創出事業についてであります。

イ. 失業対策的な事業はできないか

町内大手企業も希望退職者募集という事態になってしまいました。世界的な不況のため身動きができない状態であります。せめて町内で地域産業に貢献された人ぐらい坂城町で何とか相談に乗ってやれないものだろうか。過去においては求職者が適職を選んでおりましたが、現在では職さえあれば何でもいいから働かせてもらいたいという時代になっております。最近まで町内企業に勤めていた知り合いの方から、定年を早められ、まだ働きたいが、どこにも仕事がない。家でごろごろしていても家の年寄りに対して格好がつかない。野菜づくりをしたいから指導を頼むということでした。地区の農業委員さんにも相談して、高齢のため放置してあった畑を無償で借り受け、耕運し、再生し、貸し与え、野菜づくりの段取りをしております。一件落着に対処したということです。このように今まで見放されていた農業も魅力を求める時代が来ました。

以前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、耕作放棄地を再生して農産物生産のためのグループ組織づくりはできないかと提案させていただいたことがございます。その折のお答えでは、農業委員さんや農協と相談して検討したいということでしたが、どのような検討結果は出たのか、改めて再度検討をお願いいたします。

里山整備についても同様であります。現在、町有林については林野委員さんが率 先して大変ご苦労されており、計画的に進めておられるとは思いますが、まだ大分 仕事量が残されております。町有林以外の他の一般の山も荒れ放題であります。間 伐作業や作業道の整備により、山に入りやすくすることにより新しい雇用も生み出 し、地球環境にも貢献ということになります。県の森林税から坂城町への森林整備 の予算が入るはずですが、そのような金と国の雇用安定助成金ばかりに頼らず、坂 城町独自の雇用安定の資金は捻出できないものだろうか、お伺いいたします。

産業振興課長(宮﨑君) 私からご質問にお答えさせていただきたいと思います。

緊急雇用創出事業という表題でご質問をいただいてございますので、最初に、こ

れについて説明をさせていただきます。

今回の不況対策のために国の交付金を受けて県において基金を造成し、県及び各市町村でこれを活用していくというような事業が緊急雇用創出事業というような形で出てきております。この事業は、離職した非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出のために行う事業とされてございまして、平成21年度については、農林、観光、教育分野において委託事業及び町の直接事業として7事業を計画しているところでございます。

農林分野におきましては、里山整備的なものを含め、2事業を計画してございます。森林環境整備と保全を目的とした遊歩道のやぶ刈り、町有林の枝打ち、また、林道作業道の安全通行を図ることを目的とした側溝や横断溝等の清掃を計画しております。森林整備につきましては、ご質問にもありましたように、木材価格の低迷や小規模な所有形態が多いなどから、所有者の取りまとめなど地域での取り組みもなかなか進まない状況でございます。温室効果ガスの吸収源として機能や獣害予防の効果が期待されることから、国、県等上げて森林整備の促進を図っているところでございますので、地域の皆様の協力をいただく中で、町といたしましても推進に努力してまいりたいというふうに考えているところでもございます。

独自の資金捻出ということでございますけれども、今回の不況による部分とすると、町の予算等の影響もご案内のとおり厳しい面もあるわけでございます。森林税による事業の活用や、短期間ではございますけれども、今回の緊急雇用創出などを有効に活用し、これらを契機として里山整備の推進と林業労働力の確保が図れればというふうに期待をしているところでもございます。

次に、耕作放棄地対策についてでございますが、本年度、遊休農地の調査を実施いたしまして集計ができたところでございます。解消に向けた取り組みについては、これからという段階でございます。今後、農業支援センターを中心に農業委員会の協力をいただきながら、まず所有者の意向を調査すると。それがまず第一であろうということで、過日も農業委員会等で話し合いを行ったところでございます。その後でございますが、特産品の作付け等の対策を検討してまいるということになってございます。

生産組織づくりにつきましては、以前から活動しておりました上平を元気にする 会に続いて、南日名地区でも、ふれあいの里南日名が発足し、地域でのふれあいを 図りながら耕作放棄地の解消に取り組まれているところであります。これらの先進 的な事例を参考にし、そこの皆さんの協力もいただきながら、ほかの地域での取り 組みも検討してまいります。

このほかにも緊急雇用創出事業ということではございませんけれども、町農業支援センターの事業といたしまして、あぐりサポート事業を実施しております。農業従事者の高齢化による労働力不足を補い、農業体験希望者に農作業機会を提供するものでございますが、りんご、ぶどうにおける農繁期は、農家からの依頼も集中し、年々需要もふえております。サポーターが不足している現状といたしましては、この事業も雇用対策として取り組めるものと考えておりまして、大いにサポーター募集及び事業のPRを図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中で予算をふやすということは厳しいわけでございますが、国、県等への雇用対策の拡充を引き続き求めていくとともに、限られた財源を有効に活用し、森林整備や耕作放棄地再生、そして雇用の創出に努めていきたいというふうに考えてございます。

- 5番(塚田君) 現在の状況がよくわかりましたけれども、私が質問している内容というのは、上平を元気にする会、日名でつくられた、そういうグループとは別の形の、坂城町全体から人を集めて支援できないかというようなことでお聞きしたつもりなんですが、例えばお~い原木(げんき)会、あんなようにグループをつくって、グループ支援をして町内全体を所有者と話し合って、そこへまだそばでも豆でも生産できるような形に持っていけばいいのではないかというような気持ちで質問させていただいたわけですが、その点お聞きしたいと思います。
- **産業振興課長(宮崎君)** 再度質問をいただいたわけでございますけれども、先ほども質問の中で答えるつもりだったんですけれども、今の遊休農地の調査が農業委員会等で終わったということで、一番は地権者の皆様、農地を放棄されている皆様の意向というものがどうであるのか、それをお借りできるのかどうか、そういうものをまず農業委員がそれらの皆さんを回りながら、フェース・トゥ・フェースでアンケート調査をしていこうじゃないかというような今、話し合いということの中で、そんな方向にございます。

今のご提案等については、その後どういう方向でいくのか、ただ最初からふろしきを広げると、それがうまくいくのかという部分もありまして、まずはそういう成功している上平を元気にする会ですとか、南日名の例もありますので、できるところから一歩一歩進んでいくのが、今一番ベターではないかというような考え方でご

ざいます。軌道に乗っていく等になれば、今、議員さんがご提案いただいたことも あり得るのかなと思いますけれども、まず第一弾として、まず農家の遊休農地とい うことになっている皆さんのご意向調査から始めたいということでご理解をいただ きたいと思います。

5番(塚田君) 進めていただけるということで納得させていただきました。厳しい時代ですが、何とかうまい方向に向くよう、ひとつご努力をいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(池田君) ここで15分休憩いたします。

(休憩 午後3時10分~再開 午後3時25分)

議長(池田君) 再開いたします。

ここで、会議時間の延長をいたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

- **6番(大森君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、 一般質問を行います。
 - 1. 緊急経済対策について
 - イ. 町内の経済状況は

2008年10月から12月の実質国内総生産(GDP)が年率12.7%と大幅なマイナスになりました。震源地のアメリカ以上に急激に悪化しているのは、日本があまりにも農業などを犠牲にして輸出に依存してきていること、そして、国内の家計の基盤があまりにも弱くなっていること、これらの要因があると言われております。景気悪化を受けてトヨタやキャノンなどの大企業が真っ先に雇用調整に動いていることが個人消費を冷やし、企業収益にはね返り、自らの首を締めつけるという悪循環を招いているのではないかと思います。

県経営者協会が会員事業所を対象に緊急実施した雇用・経営合理化に関する調査が発表されました。それによりますと、年明け以降、製造業を中心に役員報酬や管理職・一般社員の賃金を削減する動きが拡大しております。また、人員の削減について、我が坂城町の町内の二つの企業が希望退職を実施したのを初め、県下48社が実施を検討中という回答をしております。また、町内の大手企業では、雇用調整

助成金を受けて3勤4休という、こういう企業がふえてきていると聞きます。

町内の零細業者の実態はどうなっているのか、私は何人かの業者を訪ねました。 まず1人目で、夫婦でプラスチックの成形を行っております。半日も機械を動かせ ば、その日の仕事は終わってしまう。2人でやる仕事量がないので、奥さんは午前 と夕方、ほかのところへパートに出かけている。融資の説明についてよく知らなか ったというふうに答えています。

また、ある方は、これも夫婦で営む金属加工業者です。町内企業の仕事を受注しております。売り上げは1年前と比べて3分の1に減少している。そして、今、家のローンがまだ残っていて、それを払い続けている。今後どうなるか大変だ。

また、ある金属加工の方は、ご夫婦と娘さんのご夫婦4人で行っております。私が訪問したとき、機械の空運転をしておりました。いつ仕事が入ってもすぐ使えるように毎朝動かしているとのことです。娘さんの夫は今、時給700円のアルバイトに出ている。代表者であるお父さんの方は、やっと後継者ができたと喜んでいたら、景気は悪くなってしまって残念だ。親会社にどういう状況か今後の話を聞いたが、5月いっぱいまでは全く仕事がない。その後についても皆目見当がつかないと言われている。娘さん夫婦は高校生と中学生の子供さんがいて、お金がかかるので、この先どうしていいか不安である。このように町内の零細企業は、より深刻な事態になっていると思います。

現在の経済状況は、12月議会でも取り上げましたけれども、このときよりも悪化しており、今後一段とひどくなるのではないか。また、年度末に向けて資金調達など大変さがますますますのではないかと感じるところです。このような状況について、町長のご認識をお尋ねいたします。

ロ. 零細企業への融資の充実を

国は緊急保障の特定業種指定を760業種へと拡大しました。また、県は利率を3月1日より0.2%下げて緊急融資では1.8%といたしました。また、町も、招集あいさつで町長からの報告がありましたが、これと連動して同じく1.8%に下げたと、こういう対応をしておられます。多くの零細業者は融資を受けたくても返済の当てがない、こういう消極的な気持ちになっております。この間、町と町商工会では融資説明会と同時に相談会を行っておりますけれども、その状況はどうなのか気になるところです。

そこでお尋ねしたいんですが、制度資金の融資済みの件数、金額はどのくらいか

お尋ねいたします。

次に、ある金属加工の経営者は、金融機関に融資を申し込んだ。希望金額の融資を受けられなかった。こんな中途半端な融資では何もならない。また、ある事業主は、貸し渋りだけでなく、貸しはがしも言われた。このように将来をどうしていいか苦しんでおります。

そこでお尋ねするわけですが、金融機関の貸し渋りの事実はあるのかどうか、お 尋ねいたします。

12月議会で私が質問した中で町長のお答えでは、2~3年先を見ての対応が必要である。この大変な今を持ちこたえなければ何もならないのではないかと思うわけです。まずは融資を受けて踏ん張ってもらう、このことが大前提です。制度資金で県よりも町の条件がよければ町の財政を圧迫するとの答弁ですが、融資金額や利用できる企業規模など条件をつけた方法でもできるのではないかと考えるところであります。小口の零細資金緊急特別融資、例えば限度額を500万円にし、返済の据え置きを1年、そして、1年なり2年の利率を0%にし、返済は10年ほど長くのゆっくりした返済にしてあげる、こういうような融資制度の創設を行い、零細企業への支援、雇用を守る、このことが大事な対策だと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

ハ. 町内業者に発注を

食育・給食センター建設について、植栽や側溝など周辺整備工事は分離分割にして町内業者に発注できないか、この対応をお尋ねいたします。

次に、町の修繕工事の業者選定について。

12月議会で私が質問した内容で、企画政策課長の答弁で、事業所名簿を基本に職員の中で顔見知りや職員同士の情報を含めた中で、小さな規模の事業所にも発注しているとのお答えでありましたが、その事業所名簿でありますけれども、事業を営んでいるすべての事業所が登録されているわけではないと思います。特に個人事業主については、なかなか登録されていないのではないか。このことを考えても、やはり透明性と公平性を保証するためには、小規模事業者の登録制度ができないか、お尋ねいたします。

以上で1項目めの質問を終わります。

町長(中沢君) 大森議員のご質問にお答えしてまいります。

お話の中での緊急経済対策ということでございまして、極めて大事な問題だなと、

こんなふうに思っております。アメリカに端を発し、世界に蔓延しております金融 危機、株価の下落、加えて最近は若干円安傾向にはなっておりますけれども、相変 わらず円高基調ということでもございます。現在の経営状況について、時には企業 のある方は円高がもう少しおさまってとなれば、それなりの生きる力もある、経営 するにプラスになるのではないかなということも指摘されておりまして、本当に憂 慮すべき課題だなと認識しているところでもございます。

このように世界的な経済危機への対応としては、市町村で行えることは、そうたくさんあるわけでもございませんし、限界がございます。常に国として、また、世界各国が協調していく対応ということが大筋では求められ、それにあわせて県、市町村が連動していくことかなと、こんなふうに思っております。

町内の事業所の状況でございますが、経営状況が悪化している事業所が多く、それぞれ大変な状況に置かれているわけでございます。昨年、商工会とともに開催いたしました地域経済懇談会や、あるいは各団体とのいろいろな会議の中で、常に経営者の皆さんの状況等をお聞きしているわけでございますが、その一つ一つに重い課題があり、また、特に私からは経営の持続とあわせて雇用の確保ということに万全を期してほしい旨もお願いしているところでもございます。

本年1月に実施しました約70社に対する聞き取り調査でございますが、昨年4月から6月と比較して売り上げが50%から60%減少しているとお答えいただいた企業が21社、全体の30%を占めている状況でございますし、これ以上に減少しているという会社もまた6社あったわけでございます。相当の受注減になっております。

雇用の状況でも40社ほどのお話をお聞きする中で、ほとんどの企業が派遣社員については契約の更新は行わないという状況でもございますし、正規社員についても、上場企業を初め一部の企業においては、雇用調整が行われているということもこれまた事実でございます。

この聞き取り調査を行った事業所は、町内企業の一部ではございますが、そのような傾向、厳しい状況が現実であるということ、これまたしかりでもございます。

町といたしましては、町内企業の厳しい現実を踏まえまして、まずいろいろ先を 見るというようなことからも、年末には本田技研の吉野社長さんを初め、1月4日 の新春賀詞交歓会においては、経済産業省の製造産業局次長の後藤芳一さん、そし てまた、最近ではセブン&アイ・ホールディングスの代表の鈴木さん等をお招きし ていろいろと、その立場立場でのご講演をいただき、先を見据えた情報提供という ことにこだわっているところでもございます。

また、お話のありました町制度資金の利率につきましても、県の率の引き下げに あわせまして町内事業の皆さんへの対応をも考えたところでもございます。融資は 常に申しておりますように、国、県、そして町が連動するということがまず大事で あるとともに、借りるということは返すことにつながる、そしてまた、これを生か すということが何より大事だということも重々承知しているところでもございます。

いずれにいたしましても、現在の経済状況は内外を問わずというように、町にとって大変深刻な面で憂慮もしているところでもございます。こうした中では国、あるいは関係機関の政策、助成政策等を熟知して、それを応用する力を持たなければいけないと思いますし、また、それぞれの機関には、それぞれの対応できる施策もございます。十分検討し、そして知恵を出しながら、いろいろ施策の対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思っている次第でございます。

以下、担当課長から報告させます。

副町長(柳澤君) 私から大森議員さんのご質問のハの町内業者に発注をということ についてお答えさせていただきます。

最初に、食育・学校給食センター建設についてでございます。

ご案内のように、食育・学校給食センターは、大規模な建築工事となります。建物本体の工事に加えまして、水周りや電気などの設備、あるいは外構、あるいは内外装等多岐にわたるいろいろな工事によって構成されまして、とりわけ給食施設ということで、水周りを中心にした設備工事などは建物本体との高い一体性も求められるものでございます。また、国庫事業でありまして、まちづくり交付金という事業になりますので、確実な施工管理と工程管理により決められた工期の中で完成させなければならないという工事でもございます。

これらのことを勘案する中で迅速で確実な施工を行うための最良の方法を十分に 見極め、選択する必要があると考えているところでございます。近々に設計業者よ り詳細な実施設計が示されますので、その内容等を十分に精査する中でいろいろ決 定してまいりたいと考えております。

次に、小規模な修繕工事に関する業者の登録制度についてお答えいたします。

小規模な修繕に係る維持補修費の動向を見ますと、町の厳しい財政状況を反映しまして年々減額している状況で、平成21年度の当初予算におきましても、対前年

比でマイナス23.1%と大幅な圧縮となっております。さきの12月の定例会で 企画政策課長からもご答弁申し上げましたとおり、維持補修費の中には特殊なもの や、あるいは専門的な知識を伴うものなど発注先が限られてくるものも相当あるわ けでございます。そういったことを考えますと、小規模業者の皆さんへの発注対象 は大変少なくならざるを得ないということも予想されます。

ご提案の登録制度につきましても、もとより発注を約束するものでないことに加えまして、先ほど申し上げましたように、財政状況を考え合わせますと、せっかくご登録いただいても受注がなくて登録だけで終わってしまうということも予想されるわけでございます。このようなことから制度の導入については、当面厳しい状況にあると考えております。しかしながら、この1月5日にも特別なものを除く簡易な補修や修繕については、町内の小規模業者の皆さんの方へ発注をと、そういうことも考え、要請したところでございます。

今後におきましても、引き続き経済性、あるいは地域性、それから内容等をいろいる精査する中で、可能な限り町内の小規模業者の皆さんにいろいろお仕事、活用していただくよう取り組んでまいりたいとは思っておりますので、何分のご理解のほど、お願いいたします。

産業振興課長(宮崎君) 私からはロの零細企業への融資の充実をについてお答えいたします。

初めに、町の制度資金全体の融資済みの件数と融資額についてでございますけれども、本年1月末現在で融資件数176件、融資額は5億5,778万円となっております。前年同期は融資件数179件、融資額は6億1,638万円でございまして、件数で3件、融資額で5,860万円、9.5%ほど減少しているというところでございます。この状況は、年度前半の制度資金の利用が低調であったことが影響いたしまして、後半は前年の融資額を上回る状況となっているところであります。

次に、金融機関の貸し渋りということでございますけれども、町内にございます 4つの金融機関に対しまして、各支店長さんと直接お話をする中で、貸し渋りなど 町内企業の資金繰りに支障をきたさないよう、お願いしているところでございます。 また、各金融機関からも決して貸し渋りや貸しはがしはしないということを伺って おります。

しかし、このような経済状況となる以前から各企業の経営状況などによりまして

融資できる事業所、できない事業所はあるわけでございまして、現在の状況において、ことさら融資の条件を厳しくしていることはないとも聞いているところでございます。

各金融機関とも、特にこのような非常事態でありますので、事業所の状況について、より親身にお話を聞く中で融資の相談に対応していきたいというお話も伺ってございますし、とにかく相談に応じてほしいと、話を聞いてほしいというお願いも私の方から支店長さんにはお願いしているところでございます。

続きまして、零細企業向けの融資に関するご提案でございますけれども、現在ございます町の制度資金に加えて、融資のメニューをふやすためには新たな預託金を増資する必要がございます。現在の各金融機関内の預託金の配分を変更するという方法論もありますけれども、現行の融資資金の融資枠を確保するために必要な預託額ということでございまして、配分を変更してメニューをふやすことは事実上非常に難しいということでございます。また、預託金を増資する場合の財源につきましては、ご承知のとおりでございまして、町の状況も非常に厳しいということをご理解いただければということでございます。

また、1年間の金利0%の融資というご提案でございます。金融機関として金利0%というのは非常に難しいと。町において利子補給を行うということになると、対応も可能ではあるわけでございますけれども、そうはいっても、例えば融資枠を1億円、貸し出し限度額500万円、利率1.8%というようなことになると、すべて限度額500万円で融資を実行した場合は、町の利子補給額は1件につき9万円、20件まで可能ということで、利子補給は180万円ということで、何が言いたいかというと、わずかな額とは言われても、資金としてはたくさんの資金を要するということでございます。そんなことで融資枠の1億円という部分になりますと、新たな財源として4千万円ぐらいは必要になってくるという計算になるわけでございます。

ご提案いただいた融資のメニューということでございますけれども、先ほど町長からもお話がありましたように、考え方は県等に準じていくというようなことで、そのかわりそれに向けての融資については、利率等についても速やかな対応をさせていただいているというような考え方でおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

6番(大森君) ただいまそれぞれ答弁をいただきました。

まず1点なんですが、セーフティーネットの5号の認定件数と、これに係る町の制度資金の融資、これについての件数なり額は、どのようになっているでしょうか。 それを先にお聞きしたいと思います。

- 産業振興課長(宮崎君) セーフティーネットの件数でございますけれども、5号の 認定件数につきましては、48件ということでございます。その内訳といたしまして、町の資金が6,270万円、セーフティーネットについては、ご案内のとおり 認定だけのほかに県の制度ということもあるわけですけれども、県については18 件の2億1,320万円、認定のみが19件というような状況でございます。
- 6番(大森君) 町内で約270社というふうに言われておりまして、1月末のセーフティーネット5号の認定件数が48件、それで町の制度を利用されている方が11件ということで、あとの事業主の皆さんは持ちこたえられるということなのか、それとも融資を受けたいけれども、受けられない、その辺の判断なり、それはどういうふうに分析されているんでしょうか、お尋ねいたします。
- **産業振興課長(宮崎君)** お答えいたします。実際に今言われたように認定件数は48 件というような状況でございます。今までの中でも大半の企業が前年に比べて大半 の企業といいますか、ほとんどの企業が前年に比べて売り上げ等落ちているわけで すから、当然のことながら、すべてセーフティーネットの対象になり得るだろうと いうふうに思います。

そういう中での件数が少ないということでございますけれども、その後私のところでもいろいろな社長さんも来てお話も承っているんですけれども、とにかく融資というものの考え方というのは、やはりそれを返済していかなければいけないということで、仕事が減って返済について、なかなか非常に厳しい状況にあるという、そういうことをお考えということでございます。当然のことながら、やはりお返ししなければいけないという部分はあるわけですけれども、そういうものの緩和といいますか、そういう部分の中で、一つはこのセーフティーネットもありますし、県の借りかえというのもあるわけであります。これをどういうふうに分析するかというのは、やはりこの時期ですから、私どもから言うと、説明会等に向けてもそうですけれども、とにかくできるだけこの時期に資金調達について考えてほしいというようなお話はさせていただいてございます。

かといって、ご案内のとおり全体ではそういうことになっていますけれども、い ろいろな独自で資金を調達されている、非常に少ないと思うんですけれども、そう いう方もいらっしゃるわけでございまして、現状の中では、やはり制度を知っていただく、それを何でも、口コミでも何でもいいから伝えていくというようなこと、それで今、私ども月1回、商工会で相談会もやっておりますので、そういうところ等、とにかくどなたかに相談するとか、一人でいろいろ考える前に、いろいろなところへ相談していただきたいというような気持ちでおりまして、PR等もそんなことでさせていただきたいと考えております。

6番 (大森君) 98年10月に実施されました金融安定化特別保証制度、これが実施されましたが、このときにはいろいろな条件はほとんどなく、貸し出せない条件だけをつくったということで、ネガティブリストに該当する業者以外は全部融資の対象にする。そして、この制度によって倒産が減少し、雇用の維持に役立ったと。そして、これは国が当初こういうふうなやり方では事故融資がふえるのではないかということを相当心配したわけですが、ほとんど国の予想した事故融資よりも下回ったというふうな状況があります。

それで借りれば返さなければいけない、だから借りられないんですよ、皆さん。借りても何とかして返そうという、そういう意欲はあるわけですよね。だって、みんな生身で生活しているわけです。生活できないという状況に今追い込まれているということですよ。こういう中で、こういう零細業者の皆さんは町内の大手の企業を支えているわけですよね。こういう皆さんがしっかりと踏ん張ってなければ、数年後の景気の持ち上がりになってきたときに町内の大手の企業の皆さんの仕事について一体どうなるのか。ここのところを真剣に考えていっていただきたいと思います。

それでは、もう一つお尋ねしたいんですが、相談に来ている件数というのは何件ですか。銀行へ相談に、まず融資を受ける流れとすれば、恐らくこうだと思うんですが、金融機関へ行って融資を受けたいということで融資担当者から町の資金と県の資金がある、いろいろとあると。こういうのを使ったらどうですかというのを受けて、それをいただいて保証協会なり、あるいは商工会等への手続をすると。最終的に町へは結果しか入ってこないわけですね。そういうところで、ただ数字だけを挙げても、認定したのが48件と町の制度資金が11件だということであっても、ここへ駆け込んでいる業者がまだいらっしゃるわけですよ。この業者の皆さんが一体何人の方がいらっしゃるか、これについてはつかみ切れないわけですよ。ですから、私から言わせれば悠長なやり方をしているというふうに思うわけです。当然、

町の財政は非常に厳しいという中ではあるわけですけれども、工業の町、産業の町、 50人に1人の社長だと以前言われたこの町は、ここの零細業者の皆さんが立ち行 かなくなれば、町の産業、そして町自身がどん底に今年落ち込んでいくのではない かと非常に心配するところであります。そういう点で、先ほど提案した融資制度で も、ほかの自治体で幾つかのところで始めているところもあります。こういうとこ ろも研究されながら、ぜひこれを考えていっていただきたいというふうに思います が、町長の見解を求めます。

産業振興課長(宮崎君) 私からは相談件数についてご答弁させていただきます。

12月から緊急補償等の相談会をやっているわけでございますけれども、そこへは41名の方がお越しいただいてございます。そのほかに私どもの窓口等もあるわけですけれども、その窓口へ来た分、それと、もちろん各金融機関へ相談に行っている部分については、残念ながら手元の中では把握してございません。

町長(中沢君) こういう不況の中では経営ということは大変なことであるわけでございます。受注の問題、金融の問題、そしてさらに技術の問題等々ございます。先ほど金融そのものにつきましても、県あるいは国、そしてまた町も連動していくということで進めているところはご承知のとおりでございます。

そうした中で大事なことは、そういった問題のある方が相談できる機能というもの、この充実が何よりでございます。そういう意味では商工会、あるいは産業振興課、テクノセンター等々でそれを開いておりますし、また、テクノセンターはそれぞれの皆さんの企業の皆さんが集まり得る、いろいろ相談し得る機能も持っているわけでございます。そういった中から、よりそれなりの方向性を早く見つけて対応していくということで、総合的な判断の中でいろいろ支援してまいりたいと考えております。

6番(大森君) 今、異業種交流会という団体ができてきております。この団体は、今テクノセンターの協力を得て商品開発に取り組んでおります。これは個々の個人の皆さんが集まって勉強会をやったり、あるいはいろいろな研究をしたり、あるいはセンター長からの話を伺ったり、こういう努力をしております。これは先ほど町長がおっしゃったように、数年先を見て自分たちの生きる道を探していると、こういう仲間の中で力を合わせて頑張ると、こういう方々がいらっしゃるわけですが、しかし、こういう方々だって、今3年間、2~3年の間、財政的な確保がされていて、それを研究できるという状況ではないわけです。本業の方で、その土台がしっ

かりと保証されて、資金的にきちっとあって初めて次の2年、3年後の研究に没頭できる、そういう手当てをどうやって打つか、このことについて今後対応していっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありませんので、次の課題の方へ参ります。

2といたしまして、町民の生活を支える公共交通のあり方についてお尋ねいたします。

イ. 循環バスの利便性を

坂城町は、かなり早くから町内を循環する福祉バスを運行してまいりました。 2006年10月に道路運送法が改正され、これによって全国ではさまざまな形態のバスや乗合タクシー、これらを運行することが容易となり、全国の自治体でも、その地域性や地形の状況、社会生活など、その自治体でそれぞれいろいろな形態での運行が研究され、実施されております。町でも、これまでの福祉バスから循環バスとして衣がえをし、坂城駅を発着の起点にして、しなの鉄道とテクノ駅を寄るようになっております。そして乗り継ぎもできるようになりました。町の循環バスは現在、北回りコースと南回りコース各5本、そして、小網の子供たちのスクールバスとして、また、坂城駅から湯さん館へ直行便ということで、各1本ずつ運行されております。

こうした中、昨年の秋、大手スーパーが撤退いたしました。そのため移動困難なお年寄りの皆さんが、あるいは車の運転のできない人たちが、かなり広い範囲で日常生活に支障をきたしているといいます。このことがきっかけで町の循環バスをもっと利用しやすいようにしてほしい、このような要望が出されております。

私のところへ要望として来た要望状況について報告いたしますが、御所沢のAさんは、公民館でバスは転回して行ってしまうわけですが、歩行が困難なので、なかなかバス停まで歩いていけない。そして、買い物は息子が帰ってきてから出かける。自分の医者へ通うのは、タクシーを使っている。

また、北日名のBさんは、用事を済ませて行くときに循環バスを利用し、必要なところで用事を済ませても帰りのバスの便が悪くて半日がかりになってしまう。

また、苅屋原のCさんは高齢のご夫婦で、しなの鉄道の東側に暮らしていらっしゃいますが、バス停が笄橋堤防であるということで、ここまで到底歩いて行かれない。また、医者へ通うのも少ない年金の中からタクシーを利用している。こういうような要望が出されてきました。

こういう点で、まず移動困難な人に対する利便性の要望であります。このことに ついて私もいろいろといろいろな皆さんの意見をお聞きしてきましたが、もう一つ は、この循環バスの利用しやすい、もう少し充実した循環バスにできないかという ことであります。坂城駅までせっかくバスをつけるわけですから、通勤や通学に使 えるような、若干時間を早めた運行はできないものか。特に、いつも感じるわけで すが、坂城駅では朝夕の通勤・通学の時間帯に家族の送迎の自家用車で混雑してお ります。また、通勤でありますが、しなの鉄道を使って町外へ出ていかれる、勤め られる方以外に町内の移動については循環バスを利用できるような体制をとる、特 にこの坂城町の社会的状況ということから見れば、地元の企業へのお勤めされる人 が非常に多いわけですね。そういう点で、そういう方々への通勤の利便性として考 えられないだろうか。このことによってCO2の削減とか、あるいはそれぞれの会 社に大きな駐車場があるわけですが、この駐車場も若干小さ目に節約できるのでは ないか、こういうことまで含めた循環バスの利便性を高めていく必要があるという ふうに考えます。基本的には、町民の町内の移動はマイカーではなくて、公共交通 を利用する、町内のどこに住んでいても、誰もが便利で安心して外出できる公共交 通機関の構築が今求められているのではないかと思います。町の考えをお聞かせ願 いたいと思います。

建設課長(村田君) (イ)の循環バスの利便性をという項目についてご答弁させていただきます。

お話にもありましたとおり、坂城町循環バスは総合的な交通体系の一つとして、 高齢者や子供たちなどの交通の手段を確保に有限会社信州観光バスへ運行委託をし ているものでございます。お話にもありましたとおり、福祉バスから引き継いでき た経過もあるわけでございまして、会社の運行経費につきましては、乗務員分の人 件費、あるいは運行管理者、燃料費等々でございますが、かなり圧縮する中で運行 努力をしてもらっておるのが現状でございます。

次に、循環バスの利用状況を参考に申し上げますと、平成20年度のしなの鉄道線の列車時刻改正に伴いまして、利用者の利便性を考慮する中で、しなの鉄道線の町内2駅から循環バスへの接道性を高め、びんぐし湯さん館への直行便の増便、村上小学校への通学便、町内主要施設を初め町外病院との接続機能も踏まえたダイヤの見直しをしてまいりました。

平成18年度は1日11便で、総運行日数296日ということでございまして、

総利用者数3万1,572人で、1日当たり平均106人ほど。それから、平成19年度では、総運行日数295日中総利用者数3万4,105人、1日当たり平均116人ほどでございます。平成20年度は、まだ年度途中でございますが、1月末現在でとらえますと、1日12便で総運行日数247日、総利用者数2万6,770人で、1便増となりましたびんぐし湯さん館直行便は、1月現在で1,225人ということでございますが、月平均114人ほどということで、18年から19年度では微増傾向、あとの年度では同数ほどで推移している現状でございます。

ご質問の便数、コース、運行時間などの見直しにつきましてでございますが、循環バスは町からの運行補助金相当額を主体に経営している現状でございまして、増便については厳しい現状があるわけでございます。昨年よりびんぐし湯さん館への直行便を増便いたしましたが、今後におきましても、JR東日本及びしなの鉄道の企画商品として取り扱っていただけるような運行コース、また、運賃収入も増加するよう、通勤・通学時、多方面に使用いただける回数券の発売、あわせて移動制約者の皆さんにも考慮した、より短時間で目的地に到達できるようなルート等々、これからも研究・検討をしてまいりたいと考えております。

朝夕の通勤・通学の利便性向上につきましては、現状では増便は避けられないものでございまして、限られた時間帯の中で、どの程度利用いただけるか、研究・検討が必要と考えております。今後の課題といたしまして、坂城町地域交通利用促進協議会等でご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、それぞれの地域にどんな公共交通システムがふさわしいのか、研究をしなければならないと認識はしておりますが、現在のバス路線方式が当町に合った交通システムではないかというふうに私は考えておるところでございます。今後も町と委託先である信州観光バスと連携をする中で、利便性と費用のバランスを考え、今後とも検討してまいりたいと考えております。

6番(大森君) この質問を準備しているときに新聞で「それから」というタイトルで飯綱町のバス事業について記事がありました。早速これを読んだり調べたんですが、地域的には合併したところということやら、いろいろな状況は違うわけですが、非常に都市バスといいますか、都内のバスのような状況で運行されているということと、また、昼間と夕方については循環で、一応、定時・定路線というふうにあそこでは言っていますが、循環バスとして走らせていて、昼間の9時から4時ごろま

ではデマンド方式で行うということで、非常に喜ばれているということであります。 費用の点等々のお話があるわけですが、初期投資とすれば当然必要になりますが、しかし、デマンド方式になればワゴン車のような6人とか8人乗りの小型で行けると。迎えにいって玄関から玄関へというのができます。私も1度乗ってみましたが、ずっと誰も乗らない、私だけが乗ってあって南条の方のスーパーからお2人乗っていかれたということで、トータル3人の方が乗ってこられて降りられたということなんですが、それで考えれば、直接デマンドバスで南条のスーパーへ迎えにいって、そして自宅まで届けるということは、いかに CO_2 の削減、あるいは経費だって、そんなに大きくはかからないのではないかというふうに思います。ですから、そういう点について研究を進めていっていただきたいというふうに思います。特に、ますます高齢化になってくるということですので、急いで研究会をやはり立ち上げていただくと。協議会だけではなくて、住民のバス利用の意識を持っていただくというようなことも含めて全庁的な取り組みとして、そういうようなものを立ち上げていっていただきたいというふうに思うわけです。

最後になりますけれども、それでもとりあえず改善していただきたいという意見 も出ております。というのは、ステップがちょっと高いので、できれば台を置いて いただいて、それで乗れるようにすれば非常に利用しやすいということもあります。 こういう点についても、すぐ改善できる点については、今後お願いしていきたいと、 ぜひそれをやっていただきたいと思いますが、その点については改善できるんでしょうか、お尋ねします。

建設課長(村田君) お答え申し上げます。

乗降口、タラップのご質問がございましたが、坂城町地域は扇状地でございまして、状況により傾斜の駐車場が大半を占めているということでございます。そうしますと、乗り降りに非常に危ないなという状況がございます。バスのタラップだけの改修でございますといいわけでございますが、平らの駐車場を整備したり、あるいは停車場には歩車道境界ブロックといってちょっと高目になったブロックがあるんですが、そういうものを考えたときに、タラップが非常に危険な状態というような考えもできるわけでございまして、そこら辺の改善もしていかなければいけないということでございます。要望の趣旨は当然よくわかるわけでございます。いろいろな角度から研究をさせていただいて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

6番(大森君) いろいろと今やりとりをしたわけですが、今、町民の生活が本当に 大変な状態ではないかというふうに思います。百年に1度あるかないかどうかとい う、こういうふうによく言われるわけですが、町は40人以上の皆さんとの懇談な どされておりますけれども、1人、2人でやってらっしゃる零細企業の皆さんのと ころへもぜひ足を運んでいただいて状況を聞いていただきたいと思います。

午前の町民生活状況についてもいろいろとご答弁があるんですが、国民健康保険の加入者もふえてきていると。それはやはり失業されたりというような点での増加ではないかというふうに思うわけです。また、生活保護についても、前年よりも減っているというご報告でありますが、私が紹介したりいろいろな話をお聞きすると、そもそも窓口のところでなかなか受けていただけない、あるいはなかなか受けるような状況の相談にはなっていない。逆に断られるような相談のようなものだというふうに言われている方もいらっしゃいます。ただただ数字だけで追うわけではなく、やはりその人の生活もきちっと見ていっていただきたいというふうに思います。

循環バスの点ですけれども、やはり誰もがそこに住み続けるために元気な足を確保し、町民の生活を支える公共交通のあり方について、ぜひ研究をする組織を立ち上げていただきたいと思います。

以上要望いたしまして私の一般質問を終わります。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後4時23分~再開 午後4時34分)

議長(池田君) 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番(円尾さん) 議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず一つ目といたしまして、土地利用について伺います。

イ. 第3次計画策定の方向づけ

21年度では、第5次長期総合計画の策定にあわせて、第3次国土利用計画の策定の予算づけがされています。長期総合計画と基本的には共通しているものだと思うのですが、今回は基本になる土地利用計画に限って質問したいと思います。

まず、計画策定に当たって、どのような方向づけをして進められるのでしょうか。 また、22年度と2年間の事業になると思いますが、具体的なタイムスケジュール はどのようにされるのでしょうか。町民参加をどう考えているのでしょうか。町民 の皆さんの意見や要望を、どのようにして計画に反映させていくのでしょうか、お 聞きいたします。

ロ. 現況の評価は

新しい計画のためには、現在実施されている計画の到達点を明らかにされなければなりません。どんな検証を考えていらっしゃるのでしょうか。専門的には今回も長野大学などに依頼していくのでしょうか。計画の実践をしてきたわけですから、それらの事業評価は常に見ながら前に進んできたかと思います。役場内部の行政評価の取り組みの現状はどうなっているでしょうか、お聞きいたします。

ハ. 用途地域の見直しを

それぞれの用途によって網がかけられており、土地の利用には制限があります。 乱開発を防ぐには必要なことですが、網がかけられて何年が経過しているでしょう か。出発点と現在では社会情勢が大きく変化しています。第3次土地利用計画策定 を期に状況に合わせた見直しが必要になってくると思います。特に耕作放棄地の増 加傾向が続いている現状に、農用地のあり方は急いで見直しが求められていると思 います。地産地消や安心・安全な食料の確保が強く望まれている現在、優良農地を どのように確保していくのか問われるところだと思いますし、住公混在の状況や、 いわゆる虫食い状況の土地利用を解消するためにも、用途の見直しが大きな課題だ と思います。農地法が改正されようとしています。転用規制が強化されるようです。 それらも含めて見直しをどうお考えになっているのか、お聞きします。

以上1回目の質問といたします。

町長(中沢君) 円尾議員のご質問にお答えしてまいります。

土地利用計画に係るということでございます。現在の国土利用計画第2次坂城町計画は、平成22年度を目標年次としておりまして、平成13年3月に策定されたものでございます。この計画は、国土利用計画法に基づき、全国計画及び長野県計画を基本としながら、坂城町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めたものでございます。同時に、地方自治法第2条第5項の規定に基づく、地域における総合的かつ計画的な行政の運営に係る坂城町第4次長期総合計画の基本構想に即しながら、同計画とあわせて策定したものでございます。ご質問のとおり平成23年度から第5次長期総合計画の策定作業を平成21年度、22年度に予定しております。あわせて土地利用計画第3次坂城町計画の策定作業を進めてまいるということに考えております。

この策定に当たりましては、現計画策定時と同じように町の職員に積極的な取り組みを促すとともに、継続して、規制もございますので、長野大学プロジェクトチームの支援をいただきながらと考えております。スケジュールを含め、プロジェクトチームと協議の上進めてまいる所存でございますが、22年の12月ごろまでには長期計画とともに策定しなければならないということになろうかと思っております。長期総合計画の基本構想及び基本計画に土地利用を柱建てするということは、大事なことでもございます。総合計画の作業をまず優先的に進めることになりますが、常に土地の利用の観点も踏まえて論議してまいりたいと思っております。

町民の参加ということでございますが、総合計画の審議会に住民の代表の方も参加いただくということにもなりますが、長期総合計画策定に当たりましても、幾つかの場で各地域の住民懇談会を開くという予定を持っておりますので、そういった、まず懇談会にこちらから政策を提示しての懇談会にしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますし、あわせていろいろな面については、住民がどう考えているかというような調査も必要かなと、こんなふうに考えているところでもございます。

まずは行政内部において現計画の進捗状況や課題というものをしっかりとらえることが大事でございます。あわせて土地利用という面は土地の保全、あるいは土地の有効利用、そしてまた、質的向上ということが求められなければなりませんし、さらに将来に向けての計画でございますので、知恵を絞りながら策定してまいりたいと、こんなふうに思っています。

企画政策課長(片桐君) 土地利用につきまして、現況の評価の点でございますけれども、先ほど町長の方からご答弁申し上げましたとおり、国土利用計画の第2次坂城町計画につきましては、長期総合計画の基本構想に即して策定されたものであります。従いまして、進捗状況、到達点の検証につきましては、第4次長期総合計画の検証の中であわせて実施をしていくということになるわけでございます。国土利用計画では、農用地や森林、道路、宅地など利用区分別の基本方向や、その規模の数値的な目標、ゾーニングに基づいた土地利用の推進などについて定めております。また、土地利用につきましては、都市計画の用途地域や農業振興地域整備計画によって、より具体的に方向づけをされていることはご案内のとおりでございます。これらにつきましては、まず、先ほど町長もお答えしたところでございますけれども、行政内部で点検をする必要があるというふうに考えております。

また、計画策定時と状況が大きく変化している状況も部分的にございます。世帯

数が増加する中、逆に人口は減少に向かっているということ、また産業構造も変化をしてきていると。財政状況により施策の選択をせざるを得ないという状況も今までの計画の中であったわけでございます。こういった現状をしっかり踏まえる中で、次期の計画の方向づけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、行政評価の現状についてのご質問でございますけれども、今のところ制度として行政評価が確立している状況ではありませんけれども、長期総合計画の中で毎年ローリングをしております実施計画の策定段階におきまして、各事業ごとにその妥当性、有効性などについて、それぞれの担当課において自己評価を行ってきておりますし、それに基づきまして、企画会議におきまして各事務事業についての評価を行って進めてきている現状でもございます。住民による評価、外部の評価という点につきましては、住民アンケート等、また、住民参加の機会をとらえる中で把握をしていきたいというふうに考えております。

次に、用途地域の見直しでございますけれども、社会状況の変化に対応した用途地域の見直しをというご質問でございますけれども、農用地及び都市計画の用途地域についてお答えを申し上げてまいります。

現在、都市計画決定されております用途地域は、住居系用途地域6区分のほか近隣商業地域や工業専用地域など合計10区分、約465haが計画決定となっております。この用途地域の外周が農業振興区域という状況でございます。住居系用途地域につきましては、人口の減少傾向が今後進みつつあるという状況を踏まえまして、拡大よりは現決定区域内の純化を図る方向が好ましいのではないかというふうに考えております。

一方、工業系用途地域につきましては、住公混在を解消すべく現決定区域内での 純化は当然必要でありますが、ものづくりの町といたしましては、農業振興地域と の調整を図りながら既存の工業団地周辺部への用途拡大も視野に入れるというよう な必要も生じてくるものと考えております。

また、農用地につきましては、ご指摘のように農業従事者の減少、高齢化等によりまして、耕作放棄地が増加してきております。農地の分散等により、その集積が容易でないことなど、耕作放棄地の解消に向けてはさまざまな問題が考えられているところでございます。こうした状況から耕作放棄地が増加している農用地のあり方につきましては、特に見直しが必要ではないかというご質問でございます。

平成20年12月3日、農林水産省から農地改革プランが発表されたところでご

ざいます。その中で農地転用の厳格化、農用地区域内農地の確保等農地の基本的な 方向づけがなされ、農用地区域内農地の確保として区域内の農地を原則的に転用禁 止にすることにより、長期にわたる農業上の利用を確保するものであります。区域 からの除外については、安易にはできないというようなことが示されてきておりま す。まずこのことを認識した上で坂城町における耕作放棄地の実態を踏まえつつ土 地利用計画に反映させていくことが重要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、第5次長期総合計画の策定にあわせまして国土利用計画第3次坂城町計画策定作業の中で都市計画による用途地域及び農業振興地域整備計画についても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

11番(円尾さん) それぞれ答弁をいただきましたが、それでは次の質問に入ります。

まず、評価をしてきたんだと。その中で今の評価を見ながら次へ進んでいくんだと。それは当然だろうと思いますけれども、内部評価が今、取り入れられているわけですけれども、将来的には外部評価というものもやっていくのかどうか、その辺についてもう1度ご答弁いただきたいと思います。

- **企画政策課長(片桐君)** 今後の方向として外部評価をやっていくのかというご質問でございますが、外部評価につきましては、取り組んでおるところもございます。 そういった中で、土地利用計画に限らず総合計画の策定段階におきましても、今後の方向としては、そういった方向にはあるかと思いますけれども、今後の外部評価の導入につきましては検討課題とさせていただきたいと思います。
- **11番(円尾さん)** 外部の評価については今後の検討課題ということですが、要は どういう事業がされていて、内部でももちろん評価するし、外部がどういうふうに 評価するかということは非常に大切なものだと思うので、その点については、今度 の計画を立てるときにきちんと位置づけをしていただきたいと思っています。

それともう一つ、先ほどの中で、審議会を立てていくんだという形で、町長の方から町民の意見は懇談会や調査をしていくんだと。それから、町民の総合計画審議会条例を見ますと、そこには町議会の議員とか町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、国及び県の職員、町の公共団体の役員、学識経験を有する者ということが規定されているわけですけれども、もうそろそろ私は住民の皆さんが参画ということに対して、この10年間でかなり意識が変わってきているわけですよね。そういう中で公募の委員ということも当然加えていく必要があるのではないかと思うんで

すけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

町長(中沢君) 長期計画、あるいは土地利用計画、あわせて最終的には議会の皆さんにご報告して、そして決めていく過程に相なるわけでございます。今いろいろな外部評価そのものについても長野大学にその一部をお願いするということは、大学は一つの学問の場であり、研究の場でございますので、ただ組み立てするというのではなくて、そのバックデータというものはいろいろな手法で進めていくということ、これは当然でございますし、これがまた大事な手法になると、こんなふうに思っております。

それと審議会の関係でございますが、今こういった大事なことでございますので、一つの縛りがあるわけでございます。有識者という面が一つ、学識経験的な、今でいう有識者の部門がございます。こういった面をどのようにいろいろとお願いしていくかということ、これは課題とさせていただきます。一般の皆さんからは、ある程度の骨組みができ上がった段階で、こんなことを考えているんだけれども、これに対してどうだろうかという問題提起をしながらの懇談会にしてまいりたいということが大事かなと、こんなふうに思っております。時間の一つの制約、あるいは枠組等のいろいろな問題等がございますので、手法的には、より多くの皆さんのご意見が反映されるよう努力してまいります。

11番(円尾さん) 審議会の中で条例に出されている学識経験者というようなことももちろんですけれども、やはりそこに住んでいる人たちがどう考えているか、そういうことに対して反映させていくにはどうすればいいかということが大事になってくると思うんですよ。そういう意味で、私はぜひ公募の委員をつくっていただきたいと思っているんですが、そのことについては、よくよく検討していただきたいと思います。そうすることが、やはり町民の皆さんにすべての町が今やろうとしていることがよく広がっていくということもありますし、効果も十分出てくると思うんですよね。そういうことを思うわけです。だから、途中までできて政策を皆さんどうですかというのではなくて、政策策定の中でその人たちの意見が反映される、そういうことが大事だと思うんです。そういう点で公募の委員、公募されてくる方は恐らく土地利用計画だったり総合計画だったり興味のある方が来ると思うんですよね。そういう意味でもぜひ検討をしていただきたいと思っています。

そして、これはもう何度やっても同じだろうと思いますので、検討していただき たいということで、次に用途地域の見直しについて、先ほどの課長の答弁では、ど うも用途地域というのがだんだん見直されてくるだろうなという方向が示されたと思います。特に私は今回質問するに当たって、坂城町の用途地域の地図はどういうふうになっているんだろうなと思って見せていただいたら、都市計画は図面は建設課へ行ってください、農振の図面は産業振興課へ行ってくださいと、1枚ずつ出されてくる大きな地図なんですけれども、それを合わせれば競合していませんから大丈夫ですよというんですけれども、それは当たり前のことであって、できれば今度の新しい計画の中では一つの地図をぜひつくっていただきたい。今情報が発達しているときですから、そんなに難しくないと思うんですけれども、やはり見てすぐわかる、ここが農振だ、ここが都市計画道路だと、そういうことがすぐ誰でも見てわかる、そういうものをぜひつくっていただきたいと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

- **企画政策課長(片桐君)** 用途地域と農振地域の合わせた図面ということですが、国 土利用計画の坂城町計画には、そういった図面もつくるようになっておりますので、 そういった図面の作成にあわせて、できますれば、そのようなご要望にお応えでき ればというふうに考えております。
- **11番(円尾さん)** 新しい計画の中では、すぐ見られるということを期待して次の質問に移ります。

2番目の問題として、町民生活を守るためにという質問をさせていただきます。 アメリカの金融危機に端を発した経済不況は、あっという間に全世界をのみ込ん で百年に1度の不況と言われます。日本経済は外需中心の経済構造になっています ので、その影響は大きく、将来の見通しが立たないところに不安感を大きくしてい ます。

特に工業の町坂城にとっては、マスコミが注目するほどの影響で、日本経済の縮図とも言えます。中小零細企業の皆さんの大変さは想像を超えるものであります。また、働いている皆さんは、リストラや休業など収入が減って生活が苦しくなっています。そこで生活防衛として自治体の役割が必要になってくるわけです。町民生活を支えていただくために、次の点について質問をいたします。

イ. 後期高齢者医療制度について

75歳という年齢で区分けをした後期高齢者医療制度が導入されて1年になります。制度そのものにも手直しが続いていたり、大変問題の多い制度で、取りやめを望むところですが、現存する制度であり、実施されていますので、質問します。

保険料を1年滞納すると保険証の取り上げが発生します。事業運営そのものは広域連合が行っていますが、制裁を受けるのは町民であることを考えて、坂城町として取り上げをさせない確固たる意思表示をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

また、現状の滞納状況はどうなっていますでしょうか。

なお、同じ保険制度の立場から関連して国保の資格証明書の発行を見直していただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。この間全国で命にかかわる問題が多くあり、厚生労働省でも滞納者に対する対応、子供のいる世帯や病気の治療中の人には資格証明書は出さないなど、少しずつ変わってきています。長野県下を見ますと、81市町村中46%の37市町村だけが資格証明書を発行しています。どこでも滞納があると思いますが、資格証明書を出さない努力をされているのだと思います。12月議会でも質問しましたが、工夫をしていくという答弁でした。どんな工夫をされ、今後どのように対応していくのか、お聞きします。不況の中で滞納の増加が心配されます。前向きな検討を求めるものです。

ロ. 介護保険について

制度が導入されて21年度は10年目を迎えます。3年に1度の事業計画が見直され、4月から第4期事業計画が始まります。保険料の見直しが同時にされ、基準額が150円値上げの3,550円になる条例が今議会に提案されています。保険料の値上げをしないでほしいと9月議会で特別会計の分析をもとに質問した立場から、値上げになったことは大変残念に思うところです。保険料以外に第4期の事業計画の特徴はどういうことがありますか。

また、計画を立てるに当たって利用者の実態や要求を反映させたものになっているでしょうか、お聞きいたします。

4月から認定の調査項目が82項目から14項目削除され、認知症にかかわる6項目が追加され、トータルで74項目に削減されます。厚生労働省のモデル事業の調査結果では、2~3割の人が認定度が現在より低く判定された報告がされています。結果として施設入所ができなくなったり、訪問介護の利用が制限されたり、現状のサービスが受けられなくなる可能性が指摘されています。十分な配慮が必要ですし、どう変化したか、追跡調査をしっかりやっていただき、サービスの後退がないことを願いますが、どうされますか、お聞きいたします。

ハ. 子育てに応援を

21年度の予算では、妊婦検診が14回無料に、第3子への出産祝金を3万円に 引き上げることを提案されており、前進面は評価するところです。子育てについて 2点に絞って質問します。

まず、子供の医療費無料化の年齢拡大についてです。

県下の市町村では、年齢を拡大していくニュースが次々と報道されています。 4 月から近隣では東御市が中学卒業まで、長和町では高校卒業の18歳まで年齢拡大をするニュースは驚きをもって受けとめました。県の調査では、中学卒業まで無料にしているのは31市町村であることが公表されました。全市町村の31%に当たります。我が坂城町は県の補助対象になる小学校入学までであり、町としての上乗せはしていません。何度求めても、それ以上の対応はされませんでした。町長は制度に従って、それ以上でも、それ以下でもないとの信条をかたくなまでに主張されています。経済不況で収入が減っている若い世代の応援と人口減時代の対策として、そろそろ政策転換をしていくときではないかと思いますが、積極的な答弁を求めるものです。

今、県では、10月より乳幼児、障害者、母子家庭、父子家庭などの福祉医療費の自己負担分の1レセプト300円から500円に値上げする方向が出されています。県議会で今、論議がされているところですが、不況下にいきなり60%にも上る負担増はいかがなものかと思います。町として値上げしないよう申し入れしていただきたいと思いますが、どうお考えですか。

2点目として、保育料の値上げをしないでいただきたいことです。

21年度の方向はどうでしょうか。入園手続の説明では、変わる可能性があることは記されています。不況時への対応として収入の落ち込みが明らかです。保育料の滞納を大変心配するところです。減免措置を保護者に知らせ、適用させることの検討をしていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

福祉健康課長(塚田君) 私からは町民生活を守るために、まず後期高齢者医療制度 についてお答えをいたします。

昨年4月から始まりました後期高齢者医療制度における保険料の徴収業務につきましては、各市町村が行っているところであります。こうした中で当町におきましては、滞納状況、2月末現在で33名、約76万2千円の保険料の未納が発生している状況になっています。これら未納者に対しましては、早期納入に向け、指導を行っておりますが、今年4月末の保険証の更新時において、おおむね6カ月以上滞

納がある方について短期保険者証の対象となりますし、またさらに災害その他特別な事情がないにもかかわらず1年以上保険料を納付しない方については、資格証明書の交付対象者となるわけです。

短期被保険者証及び資格証明書の交付につきましては、滞納者に対して納付相談の機会の確保、これを最大の目的として交付するものであります。納付相談、指導等を通じ、滞納者の世帯状況を十分に把握した上で実施するものであり、決して機械的に交付するものではありません。また、短期被保険者証及び資格証明書については広域連合から交付されることになりますが、短期被保険者証は町において有効期限を定めて交付することとなり、資格証明書においては、広域連合の審査会で個々の状況、国民健康保険での取り扱いなど各市町村の実情を勘案して交付されることになります。

また、町の国民健康保険における資格証明書につきましては、ご質問もいただい ておりますが、保険料の納入の相談、指導に応じていただけないなどのやむを得な い場合のみ、町の審査委員会において滞納者個々の状況等を十分に勘案して資格証 の発行を行っている状況であります。

いずれにしましても、税の公平性の面から見ましても、交付をせざるを得ない状況もあると思われますが、県下の状況等を見ながら極力交付をしないような状況を見据え、早い時期からの保険料納入に向けて相談指導をしてまいりたいと、そのように考えております。

それから、ロの介護保険についてですが、今年度策定します第4期介護保険計画につきましては、計画期間を平成21年度から平成23年度までとなっておりまして、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間地点としての位置づけがされておりまして、国から示された参酌標準の考えについては、第3期計画と基本的な考えについては変更がありません。第4期計画において、過去2回いずれも引き上げられた介護報酬について、介護従事者の処遇改善を図るために改定が行われております。計画の策定に当たりましては、3年に1度見直しを行う中で高齢者人口や要介護認定者等の人数、過去の利用状況を把握する中で、今後のサービス供給量等の推計、今後3年間に建設予定される施設等の調査などを行うとともに、介護報酬の改定による影響について考慮し、保険料の算定を実施してまいってきているところであります。

特に第4期の計画期間に建設される新たな施設、予定されている施設としまして

は、千曲市において4月からの寿光会が運営する有料の老人ホーム、それから平成22年度に上田市に老人保健施設の建設が計画されておりまして、いずれの施設も 坂城の町民の利用が見込まれる施設であるところから、事業計画の中に反映させて おります。

続いて、介護認定調査でございますが、4月より認定調査員の負担軽減の観点から制度が落ちないことを前提として調査項目が現行の82項目から14項目が削減され、新たに6項目を追加して74項目となるというものであります。この変更に際しましては、昨年10月から11月にかけまして、現行の調査項目に追加の6項目を加えてモデル事業として全国の市町村で実施する中で、当町におきましても10件の調査を実施し、国において現行制度との比較を行ってきたところです。その結果、1次判定において現行及びモデル事業が一致した場合は57.5%、モデル事業の方が現行の判定より重度に判定された割合が22.6%、軽度に判定された場合が19.8%であり、全国におけます各介護度状況の割合については、現行の審査判定と同等であるというような結果が出ております。

町といたしましては、新しい調査項目について認定の更新等に際し、介護度がどのように変わったか、今後も調査してまいりたいというふうに考えております。

それから、次のハの子育で応援でございますが、乳幼児に係る町福祉医療給付費につきましては、給付対象としては、小学校就学前までの乳幼児で、所得制限はなしとなっております。給付対象部分は医師レセプト当たり300円を控除した残りの自己負担分であります。平成18年度に見直しを行ったところでありまして、給付対象を入院・外来とも小学校就学前までというふうに拡大したところでもあります。年齢拡大及び無料化については、福祉医療費全体にかかわることでもありますので、今後、他の市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

福祉医療費の自己負担を300円から500円への引き上げについてでありますが、この引き上げについては、長野県福祉医療給付事業検討会におきまして、医療保険制度を初めとする社会環境の変化、それから自治体の財政状況を踏まえながら、将来にわたって現行の給付水準を維持しながら持続可能な制度としていくためには、絶えずその内容を検証しながら改正していくということが求められているわけです。ただ単に増額をしていくというのではなく、持続可能な制度としていくために検証をしているということでございます。平成20年度以降においても福祉医療制度の

内容について見直し、検討を行っていくことが妥当ではないかというようなことで 検討がされております。

今回、検討に当たりましては、県市長会、県町村会及び県の三者による検討会において論議がされ、その中で現在の自己負担額を500円に引き上げるように報告されたところであります。受給者負担額の引き上げ額の決定に当たっては、過去3年実績で1件当たりの自己負担額が最も低額な区分である乳幼児入院外の平均額が1,721円であることから、これを県、市町村及び受給者で均等に負担することとした場合の額である573円をもとに無理のない額とすること等を考慮して、1レセプト当たり500円としたということでございます。

実施期間は周知期間を置いて平成21年10月診療分からとしています。現在、 当町を取り巻く経済情勢、大変厳しい状況に入っているところでございますが、今 後、他の市町村の状況を踏まえて統一した自己負担額で足並みをそろえていきたい というふうに考えております。

なお、県への引き上げないようにという申し入れということでございますが、県 の方で検討している経過もございますので、その動向を見ていきたいというふうに 考えております。

それから、保育料につきましては、現在、軽減措置としましては、国の基準額の85%の保育料としておりまして、15%を町で負担しております。また、2名以上の児童が通園している家庭については、人数に応じて5割、または9割の軽減措置を設けております。保育料の値上げにつきましては、昨年からの状況によりまして、先の見えない経済状況になっておりますが、まだ今後の動向がはっきりしていないこともありますので、経済状況や近隣の市町村の状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

また、減免措置等の周知につきましては、町で規定している項目について、これらについてはお知らせパンフ等により園を通じて周知を図っているという状況であります。

11番(**円尾さん**) それぞれ答弁いただいたわけですけれども、後期高齢者医療制度、いよいよ1年が過ぎて7月の保険証の見直しのときに判断されていくんだというお話がありましたけれども、実際には2月で33名の方が滞納している。この中で納付相談やいろいろなことをしながらやっていきたいんだと、そういうお話がありました。それらの方に対して担当課としては今どんな対応をされていますでしょ

うか。実際には早い時点でのこういう滞納とかそういうことが解決していく、全員 が解決するとは限りませんけれども、早い時点で解決していくことが大事だと思う んですよね。そういう中で現時点でどんな対応をされているのか、お尋ねします。

福祉健康課長(塚田君) 現状お答えを申し上げます。

約33名の方がおるんですが、早い時期からの滞納発生状況を押さえていくという面では、一番は電話での徴収をお願いをしております。それから、33名、これは後期高齢者医療だけにはかかわらず、内容的に申しますと、ほかの保険についても、その家庭等についての滞納状況がありますので、それらにあわせても連絡をとっているということです。それから、あとは高額医療等、それから、いろいろな返済分等も出てきますが、その都度そういう返済等が出てきた時点におきましては、直接連絡をとりまして対面コミュニケーションをとりながら、それらの発生している分についての納入を促すと、そのような状況をとっております。

11番(**円尾さん**) 今のお話の中で電話での催促が一番最初だというお話がありました。実際 75歳を超えた方たちに電話をしただけでちゃんと理解してもらえるかどうかという点には非常に疑問があるところですよね。そういう点でも対面方式だったり何らかのいろいろな方法を考えていっていただきたい。そして、やはり保険証が配付されないというふうにならないような対応を前もって手を打っていただきたい。そのことを切にお願いするところです。

介護保険については、第4期はそんなに3期と変わらないんだというお話がありました。中身的には10年目に入っていきますので、かなり安定はしているんですが、先ほどの中で、調査項目で坂城の場合は下がった人は少なかったというお話がありましたけれども、要は下がった人たちが一番困るわけですよね。認定度が落ちていくと施設へ入れないというような状況も出てきます。そういう意味で、きちんとした追跡調査をしていただきたい。そして、対応していただきたいと思います。そして、今やはり施設入所ということが保険料にも大きくかかわってくるんですけれども、坂城町で今、実際に待機している人は何名ぐらいいるのか、その辺について、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) お答えをいたします。

施設の待機者につきましては、関係施設ございますので、ちょっと手元に資料が ございませんので、また後ほどお答え申し上げたいと思います。

11番(円尾さん) 後で調査表をいただきます。

そして、医療費の無料化についてですが、先ほど申しましたように、18年にこういうふうに変わったんだというのは県の制度そのものが変わったんですよね。だから、それに沿って町もやってきたというのが現状なんですよ。だから、その中で31%にも及ぶ市町村で既に中学を卒業するまで医療費の無料化ということが出されていると。今、人口が減っていく時代にありますし、そういう意味で子育て支援には若い人たちへの応援ということも大事になってきます、この不況の中で。そういう点で町長にお伺いしますが、依然として考えを変える気はないでしょうか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

- 町長(中沢君) どなたが町政を担うに当たっても、よりよき手厚い福祉ということ、求めていることは理の当然でございます。そうした中で、それぞれのお父さん、お母さんにも担っていただいたり、また、町も制度を十分に生かしながら工夫を凝らしてやっていくということが福祉政策の基本になるなと、子育ての基本にもなるなと、こんな思いもいたします。そしてまた、今度いろいろな面で300円から500円に上がるという、そういった面も県や国等でいろいろ施策を検討し、みんなが参画してプロジェクトをやっていくと、組んでいた結論については、私はそれを尊重していきたいなと、こんなことも考えているわけでございます。私としても、できるだけ手厚い福祉ということ、子育てに対して、よりよい対応ということ、特に町村会におきましては、小規模町村の皆さん、時には交付税で、ほとんどでやっている皆さんがそういった対応をしていると。そしてまた、自主財源が67%もありながら窮屈な運営を強いられていると、これまた事実だと思うわけでございます。総合的に判断して方向とすれば何とかそういう対応をしてまいりたいと思うことは十分理解していただきながら、当面今の体制でやらざるを得ないなということもまた理解していただきたいと思います。
- **11番(円尾さん)** なかなかいろいろな点で交付税をたくさんもらっているところではそういうこともできるけどというお話なんかがありまして、ご苦労されているということはよくわかりますけれども、やはりぜひ一歩踏み出していただいた政策をしていただきたいと思います。それは何回も同じことを言っていますので、お願いします。

そして、保育園のことについてお伺いしますが、先ほどの保育料のことで、これ から滞納もふえてきて大変なんじゃないかなと思う気がしているわけですけれども、 たまたま保育園の入園の許可しますよという申し込み、あるいは新しい方には許可 しまして、承諾しまして1日入園というようなお話の中のプリントが出されました。その中で私、非常に驚いたんですけれども、こういうのが出されているわけですけれども、その中で、要は保育の実施期間中であっても保育園に入園できる基準に該当しなくなった場合は保育の実施を解除しますと。それから、改めてまた四角の中で、しかも赤い字でこうやって印刷されていまして、その中で、就職活動や休職中は保育に欠ける要件として認められませんと。3カ月お父さん、お母さんのどちらかが働いておらず、保育料に滞納があった場合については、ご家庭の状況により休園、退園等をしていただく場合がありますということを、それぞれ入園許可した人たちに出されているわけですよね。確かに保育に欠けるとか、そういうことについては私も保育園がどういう状況にあるかということは百も承知しているんですけれども、なぜ、こういうふうにわざわざこんなことをしながら保護者の方に出していくのか、その辺については非常に疑問に思います。このことについて説明いただきたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) ただいまの円尾議員さんのご質問につきましては「保育園 入園承諾書の送付について」という通知の中に記載されてある事項だというふうに 理解しておりますが、今までも入園書類につきましては、町の基準に従いまして、 先ほど申しておりましたように、保育園の実施期間中であっても保育園へ入園できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除しますということで、保育に 欠けない状況が発生した場合には、保育の実施を解除していきますという、町の規 定において通知を出しているということでございます。

今回特に先ほど申されましたお知らせにつきましては、やはり今日までもそういう規定はあったわけですけれども、今の社会情勢の中で、やはり保育料がちょっと厳しいとか払えなくなってきているとか、いろいろな状況が確かにあります。そんな中で、やはり就職活動、それから休職中においても、やはり入園の基準だとか保育料に意識を持っていただくために明記する必要があったのではないかなという判断から記載をさせていただいたわけであります。実際に所得がなくても保育に欠けている状況が出てくるとした場合には、当然町におきましても減免措置等とらせていただくわけですが、現状の中におきましては、病気だとか介護だとか、そういうものが一応対象になってくるということで、今回お知らせしたことが減免につながるものではありませんと。できれば今後の保育園、それから、保育行政に認識を持っていただきたいという状況の中でお知らせをしてあるというふうにご理解をいた

だきたいと思います。

11番(円尾さん) 規定の中でのお知らせだからというようなことをおっしゃっていますけれども、じゃあ、これを受け取った保護者側はどういうふうに思うんでしょうね。本当にこのことで、これを受け取られて保護者の方から、もう保育園へ行かれないかもわからないという相談を受けました。現実には確かに保育料を滞納されたり、保育に欠けるという状況がある場合は保育園としては成り立たないわけですけれども、百年に1度の経済不況と言われているときの対応としてどうなんだろうと。本当に私、びっくりしてしまいました。賃金カットはどこでもやられているし、一時帰休という形もされている。いつリストラになるかわからない。そんな中で新しい仕事を探していくなんていうのは本当に困難なことですよね。今、上田のハローワークでは毎日1千人の人が職を探しに来ている、そんな状況。あるいは自営業者の人にとっては、いつ仕事をたたまなきゃいけないかと戦々恐々としているんですよね。そんな中で、こういうことを通知を出していくというのには今の経済状況の認識が甘過ぎやしないかと。その辺について私は非常に態度が、そういうことを役場がやっていくということに対して非常に怒りを持ちます。

本来、保育に欠けるということは百も承知していますけれども、不況の中で今、 子供の貧困というようなことも問題になっています。そんな中で子供の居場所を取り上げるような、こんな形を行政が前面に立ってやっていく、そんなことでいいんでしょうかね。むしろ私は町民の生活を守っていくという本来の自治体の役割ではないかと思います。これについては何らかの対応をすべきと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

町長(中沢君) 町の保育行政につきましては、いろいろ保育に欠ける皆さん、お困りの皆さんに、よりよい施設に入っていただくということが基本であるわけでございます。そのためには各保育園をすべて施設的には充実させているということについてはご理解いただきたいなと。そしてまた、いろいろな面からも保育士を備え、保育に万全を期しているということでもございます。たまたま今そういうお話がありましたが、百年に1度のということは、それなりのことは理解いたしますけれども、保育園というものがこういう状況の中で、こういう仕組みの中でできているんだよということそのものについては、また啓発しなければならない一面もあろうかと思いますので、そういった面からご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

11番 (円尾さん) 坂城の行政の中で保育の位置づけというのはずっとやられてきているということについては百も承知しています。その中で、やはりこういう状況の中におどしをかけるみたいな、あんな形で、しかも赤いプリントで出していくというようなことが、やはりそれを見た町民の人たちはどう考えるかということですよね。坂城の町政は本当に冷たいというふうに言われました。だから、そういうことも考えながらやっていっていただきたい。同じ何かを伝えていくにも言葉を選んでいただきたい。やはりわかっていただくようにということを一番大事だと。だから、そういう意味で私は認識が甘過ぎるというんですけれども、そういうことをぜひ改善していただきたいと思います。

そして、今、生活防衛ということがこの不況の中でも大変重要になってきます。 そんな中で、いろいろな施策があるわけですよね。緊急小口融資であったり、就学 援助だったり、いろいろなものがあるんですけれども、それらはやはり外国人の人 も含めて知らせていく、それが一番大事だろうと思っています。それらを利用でき るような相談窓口というようなことも設置もしていただきたい。やはり困ったとき には役場に来てほしい、そういうことを願って質問を終わります。

議長(池田君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後5時35分)

3月10日本会議再開(第3日目)

1. 出席議員 14名

田中 邦 義 君 武 君 1番議員 8番議員 春日 2 山城 賢 一 君 9 IJ 林 春 江 君 3 IJ 柳 澤 澄 君 安 ふみ子 君 10 IJ 島 4 中 嶋 登 君 円 尾 美津子 君 11 5 IJ 忠 君 柳 沢 昌 雄 君 塚 田 12 IJ 6 大 森 茂 彦 君 13 IJ 宮 島 祐 夫 君 入日時子君 池田 博 武 君 IJ 14 "

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 中沢 君 副 長 栁 澤 君 町 哲 教 育 長 長谷川 君 臣 会 計 管 理 者 塩野入 猛 君 務 課 長 忠比古 総 中村 君 企画政策課長 片 桐 君 有 まちづくり推進室長 陽 君 塚 田 住民環境課長 下 和久 君 福祉健康課長 君 田 好 塚 子育て推進室長 沢 恵 三 君 中 産業振興課長 﨑 義也 君 宮 建 設 課 長 田 茂 康 君 村 教育文化課長 沢 悦 子 君 西 総務課長補佐 博 澤 君 柳 係 務 長 総務課長補佐 健 塩 澤 君 財 政 係 長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長吾妻忠明君議会書記金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 定額給付金についてほか 安島ふみ子 議員

(2) 中之条団地についてほか 入日時子 議員

(3) 21年度予算で町の課題はほか 田中邦義 議員

(4) 土地開発公社について 春日武議員

(5)経済情勢激変の予算編成についてほか 宮島祐夫 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(池田君) 最初に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番(安島さん) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問を始めます。

1、定額給付金について

ようやく今年度の第2次補正予算関連法案が成立し、定額給付金や自治体による雇用創出、妊婦健診の無料化、高速道路料金大幅引き下げ、介護報酬のアップなど多岐にわたる景気対策の財源である財源特例法も成立いたしました。特に総額2兆円の定額給付金は、今月5日、全国のトップを切って青森県の西首屋村と北海道の西興部村で給付がスタートいたしました。西目屋村の対象の世帯は537世帯、村にはATMが1台しかないので、現金での給付を原則とし、2月27日に申請書を発送し、3月2日から受け付けを始めたところ、3日間で全体の75%に当たる約400世帯から申請書が届いたそうです。これは住民の関心の高さと、いかに皆様が心待ちにされていたかをあらわしていると思います。そして、初日の5日には全体の4分の1に当たる世帯が給付金を受け取ったそうです。

規模からいいますと、坂城町はこの村のちょうど10倍くらいの世帯数になると

思われます。坂城町はいつ申請書の郵送ができ、給付が行われるのか、一日も早い 給付を待つ町民の皆様のお問い合わせが始まっております。

- イ. 実施要綱と給付のフロー(流れ)について
- ロ. 子育て応援特別手当について

これにつきましては、定額給付金の話題があまりにも大きくて、ご存じない方が多いわけでございますが、厳しい経済情勢のもと、多子世帯、複数の子供さんがいる家庭の子育ての経済負担を軽減するためにもり込まれた予算でございます。小学校に上がる就学前の3年間に当たり、第2子以降の子供さんに1人当たり3万6千円が支給されます。例えばご夫婦と子供さん2人の一般的な4人家族であれば、第2子でこの対象に合えば定額給付金6万4千円と、この手当3万6千円でございますので、1度に10万円の給付があるというわけでございます。これもまた非常に皆様の期待の大きいものでございます。この申請につきまして、定額給付金の申請と並行して行われるのかどうか、これにつきましても計画をお聞きいたします。

ハ. 給付金辞退者の対応について

高額所得者がこの定額給付金を受け取るかどうかということが非常に話題になりました。中沢町長におかれまれしては、給付金を受け取られますでしょうか。

今日のNHKの世論調査を見ますと、全体の2%の方が受け取らないと答えておられました。もし町民の中で受け取らない方がおられるとすれば、国に返上するのはもったいない、例えば松本市などでは、もう既にホームページで定額給付金について簡単にお知らせをされておりまして、定額給付金等を公共のために使ってほしいと希望する市民向けに寄附金の受け皿について設置を検討しておりますというふうに記載がホームページに載っております。長野市もそのように検討中であるようです。坂城町では、この点どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

ニ. 振り込め詐欺について、防止策について

同じく松本市で6日に市役所定額給付金係を名乗る男から銀行の口座番号を聞き 出そうとする不審電話があったそうです。これからもこのたぐいの詐欺事件が頻繁 に起こってくる可能性がございます。これについての対策をお聞きいたします。

ホ. プレミアム付商品券について

プレミアムというのは、プレミアとも言いますが、割増しとかおまけとかいう意味でございます。長野県でも38の市町村が販売予定でございます。坂城町の場合、10%のプレミアム付商品券、買い物券が3月2日から商工会で販売がスタートし、

そして昨日、お昼には、もう売り出した3千万円分の商品券が完売したということでございます。これほどの人気の商品券は今までにはなかったと思います。商工会加盟の町の商店に経済的効果がどれくらいあらわれるのか、反響と効果に対する期待についてお答え願いたいと思います。

これで1項目めの質問を終わります。

町長(中沢君) 安島議員のご質問にお答えしてまいります。

定額給付金についてでございます。この領域というか、行政が支え合う領域は大変広いもので、総務課、あるいは福祉健康課、産業振興課等の課長にもあわせて答弁させます。

定額給付金につきましては、昨年8月29日に政府与党において総合経済対策として定額減税方式が打ち出され、10月30日の追加経済対策で給付金方式に変更し、今年1月27日に2008年度第2次補正予算で成立に至ったという経過がございます。現在、財源となる国の第2次補正予算の関連法案が成立したことを受けまして、町民の皆さんに対する給付に向けまして鋭意準備を進めているところでございます。

申すまでもございませんが、支給の目的は景気後退下の住民の不安に対応して生活支援とあわせて地域の経済対策の向上を図るということでもございます。町では国からの補助金をより有効に活用し、地域の活性化にもつなげたいという思いから、定額給付金給付事業のほかにプレミアム商品券等にも取り組んだところでもございます。あわせて多子世帯の子育ての負担に対する配慮から、子育ての応援特別手当の支給事業も行うということで、子育て支援を図ってまいりたいと考えております。

ご提案もございましたが、定額給付金については、支給辞退者の寄附金への窓口というご提案でもございますけれども、定額給付金の趣旨からいいますと、より多くの皆さんに、できるだけ早くということが一つの方向づけがあるかなと。そのためには、できるだけ簡素化をして早期に支給したいと、そんな思いもございます。

そしてまた、お話のように松本市の例ということも一応私どもは高齢者の給付金をどうするかということも検討した中ではございますが、そういった事情等も考慮いたしまして、できるだけ早くそれぞれの皆さんにお伝えする、そしてまた、高額者でご辞退ということは、その人の意思を大事にしてまいりたいと、こんなふうに考えておりまして、そういった特別に寄附の窓口を設けるということは想定しないということでございます。

総務課長(中村君) 定額給付金事業につきまして、短期間に多くの事務を進めるということになります。庁内に実施本部をこれから設置をいたして対応いたしてまいりたいと思います。

給付金が受けることができる対象者でありますけれども、21年、本年の2月1日を基準日といたしまして、町に住所がある方、外国人に関しましては、短期の在留者、不法滞在者を除きまして、外国人登録原票に記録をされている方皆様を対象といたすところであります。

1人当たりの支給金額でありますけれども、1万2千円を原則といたしまして、 基準日に65歳以上である方と18歳以下である方につきましては、2万円を支給 をいたすというものであります。

事務の流れといたしますと、今月27日を目途といたしまして、各世帯の世帯主の方に充てて申請書をお送りし、30日から申請の受け付けを開始する予定であります。申請の期限は申請開始から6カ月と定められておりますので、これは9月30日までに申請をいただくということになります。申請がない場合は、辞退をされたものとみなすということであります。

給付金の支給につきましては、受け付け開始と同じ今月30日から一部開始する 予定でおります。テレビで報道されました、先ほどお話ありましたとおり、金融機 関があまりにも遠くにあるですとか、口座がないですとかという場合には現金支給 ができますけれども、原則として口座振替という方法論で支給をいたしてまいると いうことでございます。

また、事務費等の内訳でございます。議会初日に関連の補正予算につきまして議決をしていただいたところでございます。主なものとして、臨時職員の賃金、事務の消耗品、申請書印刷などの印刷製本、申請書の郵送費、それから、この郵送費の中には申請を送り返していただくときの郵送費であります。それから口座への振込手数料というような部分もございます。そして、電算システムの改修の費用、合計で1、312万円を予定をいたしております。

次に、振り込め詐欺などの犯罪に対する防止策に関してでございます。

これまでも広報などで定額給付金の支給を装った振り込め詐欺にご注意いただくよう啓発をさせていただいております。現実に支給の手続が始まった場合には、ますますそういうケースが生じてくる可能性があろうかと考えているところです。今後さらに広報啓発を行っていくとともに、町民の皆様からのお問い合わせに対応し

ていきたいと考えております。

また、町民の皆様方におかれましても、役場から皆様への電話によるお問い合わせも必要になる場面もあろうかとは思いますけれども、そういった際にATMをどう操作してくれだとか、手数料を振り込めとか、そういう求め方は一切あり得ませんので、ご承知をいただいて、少しでもご不明な点がございましたら、役場、あるいはまた交番などへご連絡をいただければと考えるところであります。

そして、この定額給付金、それから子育ての特別手当に関してのお問い合わせに 関する専門の電話、有線を用意をいたします。内容不明等につきましては、そのダ イヤルへお問い合わせをいただければと考えております。

福祉健康課長(塚田君) 私からは子育て応援特別手当についてご答弁申し上げます。

子育て応援特別手当についてでございますが、現在の厳しい経済情勢の中におきまして、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し、配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として第2子以降の児童について給付を行い、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資することを目的に支給されるということでございます。定額給付金の後ということで、あまり知らない方もいるかというお話もありましたが、子育て応援特別手当ということもあわせて支給をしていくということでございます。

給付の対象者は、平成14年4月2日から平成17年の4月1日までの間、先ほどもご質問ありましたが、小学校就学前3年間の間の生まれの子でありまして、第2子以降である児童が対象となります。

給付については、第2子以降の子1人当たり3万6千円が支給となります。対象者を事前に抽出し、当該する世帯主へ申請書を郵送する予定ということで、給付金と同じ対応になります。また、広報紙及び有線放送など利用して給付金にあわせて広く庶民への周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、給付の開始時期につきましては、先ほど総務課長からもお話がありましたが、給付の受付開始申請期間、支給の申請受け付けの開始日から6カ月ということになっておりますので、一応9月30日までで締め切りというような形で対応させていきたい。3月30日から6カ月先の9月30日までという対応をしていきたいというふうに考えております。

国からの交付金については、今のところは支給該当総数をこれからはっきりした 抽出を行いますが、予算上におきましては220名計上してございまして、総額 792万円を見込んでおります。あわせて事務費につきましても、この事務に携わる職員の時間外勤務手当、申請書及び冊子等の印刷製本費、郵送に係る通信運搬費、給付の見込みに係る振込手数料等を予定しているところであります。

事務作業につきましては、住民の方の皆さんへの周知を図り、混乱を与えないように留意をしながら、定額給付金の事務作業とあわせて進めていくことになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

産業振興課長(宮崎君) 私からはプレミアム付商品券の反響と効果に対する期待についてご答弁させていただきます。

ご承知のとおり、先ほども議員さんからもお話しいただいたように、商工会で発売されたプレミアム付商品券につきましては、1万円で1万1千円分というようなことで、購入者においては最低1万から10万円分まで購入することができたということでございます。規模で申しますと、3千万円の商品券に300万のプレミアムがついて3千セットが発売されたということになります。

このプレミアム付商品券販売の計画当初につきましては、定額給付金の支給にあわせて給付金により購入していただければと、そんなもくろみもあったわけでございますけれども、タイミングが合わせられなかったということで、この分については少し残念な部分もあったわけでございますけれども、反響につきまして、3月2日発売当初でありますけれども、3千セット中1,320セットが売れたということで、商工会に40人からの列ができたというようなことで、非常にそういう部分では反響があったと。順調に販売が伸びて、昨日完売となったということでございます。

効果ということでございますけれども、この商品券そのものについては有効期間が6カ月ということで、短期間に町内の事業所に3,300万円分の消費が見込まれるということでございます。ご案内のとおり、現在、消費活動については縮小傾向にある中で、この短期間で3千万円の消費が町内にあるということは非常に大きなことだなというふうに考えているところでございます。これは本当に消費者、そして事業所双方にとって有効であったということでございます。何よりもこれをきっかけに町内における商店のよさといいますか、サービスのよさといいますか、そういうものをご認識いただいて、この部分が次につながっていければ一番いいのかなと考えております。

と申しますのは、先ほど申し上げましたけれども、定額給付金についても、これ

から申請が始まるということでございます。これらとうまく相乗効果が得られるようにということで、その評価ができるというふうに考えているところでございます。 そういう意味からも定額給付金についても町内でご使用いただければありがたいと 存じます。

10番(安島さん) ただいま定額給付金については、あらまし説明をしていただきました。今月27日に申請書を発行していただくと。30日から受け付けを開始すると。6カ月間有効ということで、9月30日まで。原則として口座振替を原則として現金給付はしないということでございました。まずは、速やかな事務処理をお願いしまして、一日も早い給付を要望していきたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、プレミアム付商品券がこんなすごい爆発的な売れ行きがあったということは、給付金の申請も1週間くらいの間は非常に殺到するのではないかと思われます。申請や給付の仕方について、先ほども広報で周知したいというお話がありましたけれども、どのように周知徹底をしていくかということ、それともう1点は、テレビなどを見まして、我が町も現金支給していただけるのではないかと思われる方が非常に多いと思うんですが、あらゆる疑問に対して答える窓口をどのように設置するか。先ほど課長から専門の電話を設けますということですが、いつから開設し、もう既に開設されている自治体が多いわけですが、いつからその電話が開設されて、番号の周知というのはいつからされるわけか。

それと一番心配なのは、特にひとり暮らしの高齢者、この給付金のことをご存じなくて、また申請書を書いたり、手続するのが難しい方に対する配慮、そういった対応をどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

それと寄附については、町長の方から、できるだけ事務を簡素化して早期に給付したいので寄附は考えていないというご答弁でしたが、坂城町におきましてもホームページを開きますと、ふるさと寄附金というのがあります。こういうものを開設されているわけでございますから、この給付金をきっかけに、それをもっとアピールしていただいて、今回活用すべきではないかというふうに考えます。これについては、どうお考えでしょうか。

次に、プレミアム付商品券についてでございます。

プレミアム分が300万円ということで、約5,600万円の交付金から町は 100万だけ支出しております。200万が商工会からということでございますが、 まだ給付金を受け取っていない時点でこれほどの人気ぶりであるわけでございます ので、タイミングを合わせて給付が始まってから相乗効果を見込んで第2弾という ふうなお考えはないのかどうか。

私もプレミアム付商品券を購入しました。これほど人気があるんでしたら、議員はちょっと辞退すべきだったと今反省しているんですが、本当に町内の地元のお店で買い物をしていただく、皆様の財布のひもを緩めていただく、消費を促していくということで非常に効果が見込まれるわけでございます。そういった面で次の手を打っていく必要があるのではないかと思いますが、これらについて再度ご答弁いただきたいと思います。

町長(中沢君) 今回の給付金にかかわる寄付金という考えそのものについても、私 も何度かそれなりに考えたところでもございます。そういった高額所得者がいろい ろ国等で論議されているわけでございますが、その大宗としては、みんな政府の皆 さんも受け取るということの中でございます。受け取る意思があると。そしてまた、 本来法的に見ますと、これは寄附金というよりも本人が受け取っていただき、より 有効に利用していただくというのが本筋だなと、こんな思いもいたします。

しかし、ご指摘の面もございますので、時にはその使途を、例えばコンポストをこの際買って、より環境の面で、あるいは火災警報機もいろいろあると。そういうことをも願いながら、その趣旨を変えてという気持ちもあったわけでございますが、今回は法に基づいて素直にやっていくという中では、寄附を強制するようなことになってもいけないし、あの人がやるんなら、わしもやらなきゃいけないんだなという本来のそういう大事な面もいろいろ支障があるなということで、法に照らして、その方法をとったわけでございます。私自身もそれをいただきながら、よりそういったものの一つ一つが生活の、あるいはまた経済効果に役立つ手法というものを考えていきたいなと思っております。

寄附金については、ご指摘のように、ふるさと寄附金があるわけでございますが、なかなかいろいろ広報する中でも、ちょっと実績が上がっていないということも事実でございます。寄附に対するいろいろなお願いやら、あるいは受け付けは、常にできるわけでございますので、そういった面はそういった面で対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

それともう一つ、プレミアムの関係でございますが、商工会とお話しする中で、 当初の計画の中でもいろいろ需要を喚起するという中で、商工会もこういうふうに する、町もこういうふうにして、そしてやろうということで、今回の場合は、それ を一時的に進めると。そしてまた、あるいろいろな時に対応しては、さらに別の時期に、あるいは考えるということでもお話し合いはしておりますが、この件につきましては、一応ここでまず先陣を承ったということでご理解いただきたいと思います。

総務課長(中村君) どう周知をしていくかということであります。当然、申請書にあわせて4ページほどの説明を申し上げていきたいと考えております。

そういった中でいろいろなご説明をしてなんですけれども、お問い合わせをいただけるように、何と申しましょうか、定額給付金ダイヤルでしょうか、定額給付金・子育て応援特別手当ダイヤルでしょうか、コールセンターのような形で運用いたしてまいりたいと思っております。電話、それから有線、回線は確保いたしました。82-3179という番号になります。ただ、現時点、回線の確保ということでございます。

それから、手続はやっていただくんですが、ちょっと気になっている部分がございまして、それは私どもが考える申請ですと、そういう形にはしないかなと思うんですが、申請書に本人確認のために原則として運転免許証ですとか、パスポートですとか、写真付の住基カードですとかの写しをつけてくださいと。それから口座のカタカナ表記のお名前の入っている面をコピーしてつけてくださいということがございます。これが、どのお宅にもコピー機があるわけでもないなというようなことで、それから写真付の本人確認用のものをお持ちでない方だっていらっしゃるなというようなことであります。今、住民票を申請をされる際に本人確認という手法をとっておりますけれども、その範囲でということであります。コピーというところがちょっと気にかかっておりますし、また、ご心配いただきました高齢者であまり自由にポストまで、あるいは申請書を書くのもという方に対してはどうだというところも心配をいたしておるところでありますけれども、3月24、25日に民生児童委員さんの定例会がございます。そこへ出席をさせていただいてお願いをいたして、民生委員さん方にそんな対応をしていただけたらなというようにも考えております。ちょっと手続のところで悩んでいるところはございます。

それから、そういった手続のところで辞退というようなところにつながってもいかんなというようなこともございます。定額給付金、これまで納めていただいた、あるいは今納めていただいている税金が返ってくるんだという、最初、定額減税というような形でお話が始まったわけですから、そんなふうに気楽に、という言い方

がいいかどうかはわかりませんが、考えていただいて、ぜひお受け取りいただいて、 ぜひ町内でお買い物をしていただきたいなと考えるところであります。

10番(安島さん) ただいま2回目の質問に対して答弁いただきました。

多少確認書類等が複雑になるということですが、これにつきましても、いろいろ 工夫をしていただきまして、一人でも多くの方に早く給付がされるように役場とし て仕事をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

太陽光発電についてでございます。

イ. 食育・給食センターの太陽光発電について

国は2008年度1次補正予算で、一般家庭住宅用の太陽光発電システムの設置 費用に対する補助金創設に90億円計上しまして、21年度予算では、201億円 の補助金を創設するなど、太陽光発電の普及策に非常に積極的になってまいりまし た。

さて、町では3年前に統合保育園、南条保育園が完成したわけですが、その保育園には太陽光発電が導入されておりまして、その当時としては、先進地の取り組みであったというふうに評価しているわけでございます。太陽光で発電された電力は、施設内で消費されますが、晴天の日中など発電量が消費量より多いときは、余った電力を電力会社に売る。逆に雨天や夜間など少ないときは、足りない分の電力の供給を受けるという仕組みになっております。

南条保育園にお聞きいたしますと、今、休日などの余った電力というのが月に約1千円分電気を電力会社に買い取ってもらっているというふうに聞きました。しかし、園内の電力をすべてこの太陽光発電で賄えるのが一番理想なんですが、なかなか電灯分ぐらいしか賄えないということで、設置費用が非常に高価なのにコストが高いという費用対効果を考えますと、厳しいものがあるというのが事実でございます。その点がネックになっておりまして、今までは一般家庭でも導入がなかなか進まなかったわけでございますが、国や県、自治体の設置費用に対する補助制度が必要であったわけです。

長野県で調べますと、約25の自治体が一般住宅の設置の補助をしております。 上限を決めまして $1\,\mathrm{kW}$ 当たり $3\,\mathrm{T}$ から $5\,\mathrm{T}$ 円の設置補助金を出しております。長野市では、今年度の予算では、その補助を拡大するというふうに発表しておりますし、また、長野県もエムウエーブに大規模な太陽光パネルを設置して CO_2 削減、地球 温暖化防止に貢献したいと言っております。

いよいよ坂城町におきまして、今年度、食育・給食センターの建設に着手していくわけでございますが、財政が厳しいということで太陽光発電システムの導入が見送られたということをお聞きいたしまして、非常にがっかりしております。ほかでもない子供たちの学校給食をつくる施設、文教施設であります。優先して設置していただけないのでしょうか。

昨日も同じ質問がありまして、課長の答弁では、当初の建設計画では設置する予定であったけれども、計画のシステムは30kWhで約3,200万円の設置費用が見込まれる。2分の1の補助金を利用しても1,600万円となるので、費用対効果やランニングコストを考え、断念したという答弁の内容でございました。これでいいのでしょうか。時代の流れに逆行していませんでしょうか。

金融危機の打開策として各国で今、環境ですとかエネルギーの分野に巨額の集中 投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆるグリーン・ニューディール政策の 日本版を日本としても推進しようしております。電力会社に反発の声があるものの、 2010年には太陽光発電の電力を今の1kW当たり24円を49円、2倍の価格で 買い取る新しい制度を具体的に打ち出しておりますし、この3月中には庁舎ですと か小中学校の公共施設に国が積極的に設置に支援するという成案を出してくる予定 でございます。つまり導入しやすい環境が整いつつあるわけでございますから、も う1度設置の断念の結論を転換できないのか、お聞きいたします。

ロ. ものづくりの方向転換を

日本の太陽光発電の累積導入量というのは、2005年にドイツに抜かれまして、これまで日本がずっと1位を保っていたのですが、世界一の座を失いました。政府は、それを奪還するために本格的にまた導入に支援策を講じるということで、先ほども申しましたが、日本版グリーン・ニューディール政策というのを打ち出しております。これは環境保全と経済発展を結びつけたもので、これから注目されてまいるわけでございますが、先ほども言いましたが、一般家庭の住宅の設置に補助が出るということは、太陽パネルの設置を希望される方がふえるということで、その工事も進んでくると。今、工務店などで設置作業ができないという方が多いので、その人材を県などでこれからどんどん講習会を開いて人材育成をしていくというふうに言われております。

次の成長分野は環境産業でございます。地域経済の活性化、雇用の創出も期待で

きるとして、宮城県では今年から太陽光発電の関連企業の県内誘致に乗り出したそうです。太陽発電に使用するパネルはシリコン素材などさまざまな部品でつくられております。こうした精密部品の製造分野の開拓ができないのか。また、これから電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の研究などに取り組めないのか。ものづくりの町、坂城町では、このような国の環境対策の動向にスピーディーに対応することが今の不景気の活路を見出すことにつながると思います。これらにつきまして、ご所見をお伺いいたします。

教育文化課長(西沢さん) 私からは、イの食育・給食センターの太陽光発電についてお答えいたします。

昨日のご答弁と重なる部分がございますが、ご了承いただきたいと存じます。

議員さんのご質問にもございましたように、国は地球温暖化対策など環境を切り口にした経済活性化策、日本版グリーン・ニューディール政策、正式には緑の経済と社会の変革の骨格を固めました。これは学校や自治体の庁舎など公共施設に太陽光発電パネルを設置し、さらに民間への普及拡大を図りながら環境と経済の両立を目指すものです。また、発電された電力を高額で購入する制度を導入するとしています。また長野市でもエムウエーブへの太陽光発電システム導入に向けて、その調査費を新年度予算に計上したという報道がございました。地球温暖化に貢献する太陽光発電を取り巻く状況に新しい動きが出てきたと理解をしているところでございます。

食育・学校給食センターに太陽光発電パネルを設置し、子供たちや地域住民の多くの皆さんに環境自然エネルギーに関心を持ってもらいたいとの考えから、当初より購入について検討をしてまいったところでございます。太陽光発電システムの導入には多額の費用がかかることから、補助制度の活用は不可欠ですが、現在の制度を利用することが難しいこと、また、急激な経済状況の悪化により、町財政が一段と厳しさをましたこと、さらに太陽光発電の設備費、ランニングコスト、建設場所の検討、費用対効果など総合的に判断をし、残念ながら断念することといたしました。

しかしながら、初めに申し上げましたとおり、国が新しい施策の骨格を固め、公 共施設に太陽光発電パネルの設置を進める環境整備の方針が打ち出されました。町 財政を取り巻く状況や制度の内容など、環境が整えば改めて太陽光パネルの設置に 向けて検討してまいりたいと存じます。 なお、食育・給食センター建物の構造は、今のまま変更することなく、太陽光パネルの設置ができる設計になっております。

産業振興課長(宮崎君) 私からは口のものづくりの方向転換をというご質問にご答 弁させていただきます。

自動車メーカー各社が低価格のハイブリッドカーの開発、販売を新聞等で発表し、これからのものづくりの世界にとって環境というのは大変重要なキーワードとなってきているところでございます。これまで町内企業の環境、とりわけ省エネへ取り組みにつきましては、個々の企業のニーズに委ねられていましたけれども、地域のこれら技術のレベルアップには、外部の力を活用し、企業相互のノウハウの蓄積、研鑚を行う必要があると全企業に参加を呼びかけまして、町内15社、町外2社が参加して今年6月から毎月1回、まず省エネという部分の根幹となる熱と電気について基礎知識から勉強会を実施し、現在、参加企業に赴いて熱や電気についてのエネルギー管理を実地で学習し、相互研鑚を進めているところでございます。

町内事業所において環境を重要なキーワードとしてとらえる中で、個々の企業ごとに太陽光発電パネルの設置、ISO認証登録、グリーン調達への対応等、実情に合わせて実施しているところであり、まずはこの省エネ等のゼミナールに集まっていただいた企業が相互に研鑽する中で、これら技術・知識が当地域に広まりまして、環境にやさしいものづくり地域、こういったことが進んでいくことを期待するところでございます。

また、太陽光発電については、財団法人さかきテクノセンターが事務局を務める 坂城技術交流研究会を母体に、ばらサミットの開催にあわせて坂城の工業をPRす るために、ばら公園にモニュメントを設置したいと進めているばらモニュメント政 策委員会で、そのモニュメントの装飾を太陽光発電とLEDで行うよう施工中であ るなど、一部企業でありますが、町内企業にも研究の機運が上がり始めているとこ ろでございます。

さらにテクノセンターでは、昨年7月から坂城町を中心に地域製造業技術のレベルアップ、新規事業への取り組み等に対応するために研究機関との連携が不可欠なことなどから、国内最大の研究機関、産業技術総合研究所と連携して、坂城ものづくりコンソーシアムを開催しております。7月に関東経済産業局と関係機関の共催後援を得てキックオフシンポジウムを実施した後、隔月でイブニングセミナーを行い、交流会、さらにおいでいただいた先生方、研究員でございますが、翌日、町内

企業を見ていただいて、企業課題の解決等を図っていただくなど、町内企業との関係も深まっているところでございます。 21年度についても、現在の手法を進めて、企業が現在かかえている課題解決や将来構想への助言等をお願いしていきたいと考えております。

このコンソーシアムのテーマとして、現在は町内製造業の基盤であります加工技術を中心にしてございますが、企業の課題として環境への対応、創業者から後継者への技術の継承、次世代育成は大変重要ととらえまして、個々の企業への対応等を進めていくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

10番(安島さん) 給食センターの太陽光発電設置についてでございます。

坂城小学校の5年生が、12月10日、名古屋で開かれました中電エコセッションへ県の代表として参加いたしまして、今まで環境学習の成果を発表しました。次に発行します議会報で掲載いたします。今日はちょっと作文を読みたかったんですが、時間がありませんので、また読んでいただきたいと思います。

食育・給食センターというのは、給食を調理、煮炊きするわけでございますから、ほかの施設と比べ物にならないくらいCO₂が排出されるわけでございます。やはり食の教育と環境教育の拠点となるような施設にしていただきたいと思いますので、3月中に国の支援策がはっきりと打ち出されますので、ぜひそれを見て、また方向転換をしていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、ものづくりの町ということで、私もいろいろなところで情報を得る中で、 経済産業省が全国の雇用創出企業1,400社ということで、人を育て、人材を資本に活躍する優良企業さんということで、長野県では坂城町のアルプスツールさんが選ばれておりまして、大きく載っておりました。非常にさすが坂城町だなと、優良企業が多いんだということで感心しました。また、こういうしっかりとしたテクノロジーを生かして次の環境産業の方に結びつけていっていただきたいというふうに期待しております。

さて、暖冬の影響で、この冬は私は1度も雪かきをせずに終わってしまいました。 うれしい半面、これでいいのかという恐れもあります。地球温暖化がもたらす影響 は私たちの想像をはるかに超えるものだと思います。本気になって環境対策に取り 組む必要性を感じております。2月には議運、議会報の委員会で鹿児島市の環境未 来館というところを視察してまいりまして、こんな施設をぜひ坂城にもつくりたい なと思い、帰ってまいりました。この暖かさで、ばらの開花も例年よりも早いので はないかと思われます。早目早目の準備が望まれます。この不景気ではございますが、美しいばらに囲まれ、ほっと心が癒される6月のばらサミットの大成功を願いまして、私の一般質問を終わります。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時58分~再開 午前11時09分)

議長(池田君) 7番 入日時子さん。

7番(入日さん) 1. 中之条団地について

去る2月25日に戌久保団地で火災が発生し、残念ながら1名が亡くなられました。心よりご冥福をお祈りいたします。

今月1日に中之条団地の見学会がありました。私も行ってみましたが、多くの家族が訪れ、とても盛況でした。しかし、家賃が1DKで3万円、2LDKで4万5千円、3DKで5万円、3LDKで6万円です。民間アパートより安いとは言いますが、果して戌久保団地の人が入居できるのかと心配になりました。

町長は、平成19年12月議会で中之条団地の建設について、老朽化した町営住宅の整備を図るとともに高齢者、障害者、子育て世帯、I・Uターンなどの皆さんの住宅確保のためと説明しました。当時、片桐建設課長も戌久保団地の改修という目的で建設する。入居の優先については、戌久保団地の入居者がまず優先すると答弁しました。私も建設前に委員会で現地視察をし、そのとき家賃について担当者に聞いたら、戌久保団地の人の家賃を急に上げるわけにはいかない。最初は5千円ぐらいにしたいという答えでしたので、戌久保団地の人も安心して移れると思っていました。

しかし、いざ完成したら、地域優良賃貸住宅ということで、家賃が3万円から6万円、敷金が3カ月必要です。入居基準も月額所得が15万8千円以上で、48万7千円以下となっています。なぜ、このように途中で変わってしまったのか。

この基準に当てはまる戌久保団地の人が何人いるのでしょうか。15万8千円未満の人は、1DK2万1千円、2LDKで3万1, 500円、3DKで3万5千円、3LDKで4万2千円という町の規定もありますが、それでも今と比べれば1DKで約5倍、2LDKで約8倍の家賃です。

このような高い家賃で入る戌久保団地の人がいるのでしょうか。 町として戌久保団地の人が入居できる施策をとっているのでしょうか。 以上4点について建設課長の答弁を求めます。 次に、町営住宅建設の考え方について伺います。

公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸すことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとなっています。今まで町営住宅は旭ヶ丘ハイツ以外は所得によって家賃が決められ、入居基準も月額0円から20万円以下となっていました。現在、町営の古いところの家賃は2千円台です。町営住宅は、所得が低くて民間アパートが借りられない人のための大事な施策だと思います。それなのに町営住宅が老朽化し、建て替えても優良賃貸住宅ということで家賃が3万円以上では、所得の少ない15万8千円以下の世帯は、どこに住めばよいのでしょうか。古い町営住宅にしか住めないということでしょうか。今ある古い町営住宅は、お風呂もなく、トイレも汲み取り式です。公営住宅法の健康で文化的な生活を営むに足りる住宅だと言えるでしょうか。本当に低所得で住宅に困っている人のために、また老朽化した町営住宅の建て替えについて、どう考えているのか、町の住宅政策について町長に答弁を求めます。

町長(中沢君) 入日議員のご質問にお答えいたしてまいります。中之条団地に係る お話でございます。

魅力あるまちづくりを推進していく上で地域の実情に応じた低額所得者、中堅所得者、子育て、あるいは雇用対策などを含め、多様なニーズにいろいろ応え、整備していくということが必要であるわけでございます。現在、当町で管理しております町営住宅は、中之条団地を含めますと、224戸でありまして、県営住宅121戸と合わせますと、町内の公営住宅は345戸という状況で、県下では飛び抜けて多いということでもございます。幅広い層の住宅ニーズにも応え、また、ある面におきましては、産業の振興にも役立ってきたと、こんな思いもするところでもございます。

お話のように戍久保団地、旭ヶ丘団地、あるいは網掛団地等の公営住宅法に基づく町営住宅につきましては、昭和30年代から40年代にかけての住宅で、更新の時期を迎えているということも事実でございます。今後は町全体の公営住宅のストック総合活動計画、今回の住宅そのものも戍久保団地をどうこうというのではなくて、全体の公営住宅のストックの総合計画ということに基づきまして、建て替え、あるいは修理、維持保全ということに心配りをしているところでもございます。

高齢者など低所得者の住宅整備につきましては、いろいろな面がございます。ま

ず今回の住宅は地域優良賃貸住宅制度に基づいて、先般9月の議会においてご承認をいただき、そしてまた、いろいろと料金も決定させていただいたわけでございます。これは地域において、より快適な住宅、そしてまた、その中に子育ても、あるいは高齢者もというような皆さんもいろいろ対応する中での新しい国の制度を取り入れたということでもございます。町営住宅そのものにつきましては、公営住宅法によっていろいろ修繕、建て替えという手法もあるわけでございます。

先般、国の方といろいろお話しする中でというのは、国交省住宅局や関東地方整備局の住宅部といろいろ懇談する機会があったわけでございますが、そういった中でも今後の住宅政策とすると、10年、20年先を見る住宅政策の中では、地域優良賃貸住宅が、よりかなっている制度だということで、それに基づくものでございます。

あわせて、今までの既存の住宅をどうするかということにつきましては、今までのいろいろと公営住宅の制度に係るいろいろな補助金、あるいはまた、修繕費に係るもの等々を導入いたしまして、順次進めていくということで、それぞれの施策を分け、有効に進めてまいるということでございます。

建設課長(村田君) 私からは中之条団地について(イ)入居状況と戌久保団地から の転居状況はというご質問から順次お答えをさせていただきます。

中之条団地の入居状況でございますが、既に入居が始まっておりますA、B棟は 2棟合わせまして1 DKが1 6 戸、3 L DKが8 戸、計2 4 戸でございますが、現在のところ、入居が1 0 戸、入居許可済みが7 戸、手続中が5 戸ということでございまして、現在、B棟の3 L DKが2 戸があいているという状況でございます。また、先ほど議員さんからもお話がありましたとおり、2 月2 0 日に完成をいたしましたC棟3 DK8 戸、D棟2 L DK8 戸、計1 6 戸につきましては、先般3 月1 日に見学会を行ったところでございますが、予想を上回る5 0 世帯を超える皆さんが見学に訪れたところでございます。

申し込みの状況でございますが、C棟につきましては8件、D棟につきましては 16件の申し込みがございまして、この15日に抽選会を行い、入居者の決定を行 う予定でございます。

成久保団地及び旭ヶ丘団地からの移転入居件数はというご質問でございますが、 現在のところ、両団地からの移転入居された方はおらない状況でございます。

中之条団地につきましては、当初はご質問のとおり老朽化した戌久保団地、旭ヶ

丘団地の建て替えということで進めてきた経過もあるわけでございますが、国の新たな住宅政策が施行される中で、公的賃貸住宅の整備は地域の実情に応じた魅力あるまちづくりを推進する上で有効な手段の一つであることを踏まえまして、町全体の公営住宅ストックの状況を勘案する中で、当町のまちづくりに関連する施策、例えば事業所を数多くかかえている当町におきましては、町外からの勤務している従業員も多く、雇用対策面からの住宅政策、また子育て支援、定住促進対策などの施策との連携が必要であるということから、一昨年9月に施行されました地域優良賃貸住宅制度に基づいた公営住宅の整備を図ることとしたところでございます。

優良賃貸住宅の入居資格といたしましては、その所得が48万7千円以下、所得が15万8千円に満たない方にあっては、その所得の上昇が見込まれる者に限るという条件がございます。また家賃につきましても、その所得要件に見合った設定となっておりまして、制度、目的の異なる公営住宅法に基づく町営住宅に入居されている世帯でも、中之条団地への移転につきましては、入居資格要件を満たした世帯に限られるわけでございます。

優先的に入居できる対策はないのかというご質問でございますが、中之条団地は 戍久保団地、旭ヶ丘団地を取り壊して建て替えるという、いわゆる「法定建替」で はございませんので、入居にあたりましては、国の制度要綱の入居者資格に準じて の入居となります。このことから入居者資格を有した方が大勢申し込みをされてい る状況でございますので、戍久保団地の方を優先的に入居できる施策については、 現状では難しいところでございます。戍久保団地、旭ヶ丘団地につきましては、直 ちに用途廃止、解体するということではございませんので、ご理解をいただきたい と存じます。

次に(ロ)町営住宅の基本理念はということでございますが、住民の住生活の安定を図る上で、地域の実情に応じた高齢者、子育て世帯、Iターン、Uターン世帯など、さまざまなニーズに応じた公営住宅の整備は重要な施策であると考えておるところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、現在、町で管理をしている町営住宅は、中之条団地を含めまして7団地、224戸でございます。

若干細かく申し上げますと、戌久保団地、上平団地などの公営住宅法に基づく住宅が172戸、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツが12戸、地域優良賃貸住宅の中之条団地が40戸という状況でございます。また、公営住宅法に基づく県営住宅が町横尾団地、村上団地の2団地121戸ございまして、町営住宅、

県営住宅を合わせますと、町長が申し上げたとおり、町内の公営住宅は345戸ということになっております。

町営住宅の修繕などの管理につきましては、公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、各団地の維持保全、改修などを計画的に行っておりまして、本年度も 上平団地の屋根の防水塗装工事を実施したところでございます。

しかしながら、ご案内のとおり、当町の町営住宅は昭和40年代前半に建設された住宅が多く、主要設備も含め、耐用年数を経過し、更新時期を迎えつつあるのが現状でございます。既存ストックの多様な活用により、財政負担の時期的集中を回避し、効率的かつ的確な公営住宅の供給を図っていくことが重要課題となっておるところでございます。

そのような状況を踏まえ、特に高齢者などの低所得者向けへの住宅の整備につきましては、先ほども町長からお話がありましたが、関東地方整備局の住宅担当部局、住宅整備課長さんには特段、当町にまでお越しいただき、町営住宅を実際に見ていただく中で、その方策についてさまざまな角度からお話をいただいたところでございます。

公営住宅の制度の中では、例えば補助金等を活用して住宅供給公社や民間で建設管理をしていただくというような手法や、大規模改修については地域住宅交付金等の対象になるというお話もいただいたわけでございます。折しも厳しい財政状況が予想されているところではございますが、今後も町の財政負担を軽減できる有利な補助金、また建設管理などの手法・手段を研究し、効率的、かつ的確な町営住宅の整備の検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

7番(入日さん) 先ほど町長の答弁で9月議会で決まったと言われたんですが、9 月議会ではC、D棟の建設について可決したことは私も記憶していますが、それが 地域優良賃貸住宅で家賃が3万円から6万円ということで周知徹底していなかった と思っているんですけれども、その辺再度確認したいと思います。

それから、国の新たな住宅政策が出されたので変更したということですが、特に今、課長の答弁でA、B棟は既にほとんどうまってしまった状況で、C、D棟も入居資格条件を満たした人に限られるという話でした。事前に伺ったところ、戌久保団地の入居資格の15万8千円以上の人は何件いるんですかと聞いたら、一応2件だという答えでしたけれども、戌久保団地からの入居者はゼロだということも聞いております。地域優良賃貸住宅制度要綱で入居者の募集方法に不良住宅の除去等特

別な事由がある場合は入居させるとなっています。また、町営住宅等管理規定には、 生活保護基準に相当する場合や低額所得の場合、家賃を全額から3分の1免除する 制度もあります。それらを適用すれば戌久保団地の人は優先的に入居できるのでは ないでしょうか。それらを適用し、戌久保団地の人を優先的に入居することができ ないのか、再度答弁を求めます。

中之条団地の建設は、戌久保団地の老朽化による建て替えが当初の目的だったはずです。先ほど答弁では、ストック総合計画に基づいて建て替えを行った、多様なニーズに応える必要があるということで、今回入居条件もこういう条件を満たした人に限られるという答弁でしたが、こんな短期間で、なぜ、中之条団地の入居条件が180度転換してしまったのか、非常に不思議ですし、不満に思うところです。

また、最初、戌久保団地の人を中之条団地に移して戌久保団地は壊して更地にするという計画がありましたが、それはどうなったのでしょうか。そのことについてお伺いします。

それから、課長の答弁でも今の町営住宅は耐用年数が過ぎているという話でした。 これから、それらをどのようにするかは、またいろいろ検討していきたいという話 でしたが、やはり今古いところに住んでいる人が安い家賃で安心して住めるように なるというのが町営住宅の基本の目的ではないかと思います。そのことについて、 どう考えているのか、お伺いします。

ある経済学者が年収が幾らあれば生活できるかを実践したところ、田舎で自給自足して300万円なら家族2人でぎりぎり生活できた。しかし、200万円では無理だったと言っていました。私も今の日本の平均的な生活水準を考えれば、1世帯4人まで総収入が300万円以下の場合、低所得世帯にあたるのではないかと思っています。今まで町営住宅は月額所得がゼロから20万円の人が入居対象でした。現在、民間アパートでもお風呂や調理器、水洗トイレの設備は当たり前です。今ある町営住宅のほとんどは30年以上前の建設のため、それらの設備がありません。高齢になれば一人での外出は困難になり、家にお風呂があったり、常式のトイレだとどんなにか助かり、暮らしやすいでしょうか。それらのささやかな夢を抱き、新しくなった中之条団地に入居できると思っていた人は多いと思います。財政難の中、家賃収入を得たいという町の気持ちもわかりますが、町営住宅の本来の目的を考えれば、古い住宅を新しくしたら、そこに移ってもらうというのが筋ではないでしょうか。3万円から6万円の家賃が払える人を優先するのでは、町営住宅を建設する

意義がないと思います。低所得者向けの住宅について、どう考えているのか、町長 に再度答弁を求めます。

町長(中沢君) 先ほど申し上げましたように、坂城町には町営の住宅もございます。また、雇用促進事業団の住宅もございます。さらに県営住宅もございます。あるいはまた、民間で一生懸命そういった面で頑張っていただいている方々等もございます。そうしたいろいろな事情、総合的なストック計画、坂城としてどういうふうに住宅を進めていくかということが課せられた課題でもあるわけでございます。今、町が地域優良賃貸住宅そのものの制度を取り入れるということは、坂城町の中でいろいろ町外の皆さんがやってきております。そしてまた、町外へ帰っていく。何とかそういう皆さんにも坂城へ住んでいただいて、そして頑張っていただくということが住宅政策の中でも大事なことでもございます。そしてまた、子育てとか、あるいは三世代世帯の皆さんということも、これまた大事なことでもございます。政策であるわけでございます。こういった中で国の政策、そして10年、20年先を見込む場合に地域優良賃貸住宅制度というものは取り入れるべき制度ということで進めてまいったわけでございます。

そういった面と、もう一つ、ご指摘のように、公営住宅、町営住宅そのものがあるわけです。これは公営住宅法に基づく問題でございまして、戌久保ばかりではなくて、すべての町営住宅がいろいろと老朽化しておるということで、これはその改修修繕には大きな政策決定をしなければならないと。それに基づくもの等をどうするかということで、過日、国の課長さんにも見えていただいて、これからの住宅等については、それなりに専門家の意見を聴いていろいろ対応していくという中では、これからは地域住宅の交付金等、あるいはまた、公営住宅法に基づくいろいろな手立てをしながら、安心して住める、小さいながら安心して住める、危険のない、そういった面への修繕行為というか、リフォームとか、そういった面には力を尽くしていかなければいけないと、こんなふうに考えております。町全体の住宅政策の観点でのいろいろな対応であることをご理解いただきたいと思います。

7番 (入日さん) 今、町長の答弁がありましたが、国が新しい住宅制度をつくるたびに家賃や入居基準の所得が上がり、せっかく建てた町営住宅に入れなくなるとすれば、何のための公営住宅や住宅政策なのでしょうか。今、格差社会が広がり、貧困層がふえています。だからこそ貧困層の底上げが必要なのだと思います。失業で職と住居を失った人も全国では数多くいます。先進国と言われ、経済大国と言われ

る日本が、それらに対して何もできない、何もしないのは本当に恥ずかしいことだ と思います。

坂城町でも少ない年金で四苦八苦している高齢者や所得が少なくて民間アパートを借りられない人も多くいると思います。そういう人たちこそ、終の住処として明るく文化的な安心して暮らせる住宅が必要なのではないでしょうか。そういう温かい配慮ができる町政であってほしいと思います。古い町営住宅が、よりよく住める住宅になるように、今後ぜひとも考えていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

- 2. 21年度予算と今後の町政について
- イ. 財源確保と方針は

今度の世界的な不況は百年に1度と言われています。町長も招集あいさつで、町内企業も業種を問わず大変な打撃を受けている。個人町民税は4.1%減、法人町民税は53%減というように、非常に厳しい予算です。そして恐ろしいのは、この不況が、まだどん底ではないということです。私も昨年末から今年にかけて製造業が何件か会社をたたんだ話を聞きました。その一方で「やめられる人はまだいい。やめたくても借金が返せないのでやめられない」という悲痛の声もあります。

この間テレビで坂城町の工場の様子が放送されました。経営者の方が「ピーク時に比べ、1割から2割の仕事しかない。10人いた従業員も5人に減らした。この状態が6カ月以上続けば、とてももたない。ともかく仕事が欲しい」と言っていました。

昨年7月から総務産業委員会も町内視察をしてきました。既に受注の落ち込みが始まっており、原材料やガソリンの値上げで利益の確保が難しいという企業もありました。高い技術力を持ちながら仕事が減って困っている状況でした。そして、今年1月に訪問した企業では、派遣社員はやめてもらった。60歳以上の継続雇用も打ち切る。雇用調整で休みをふやすというように深刻な状態になっていました。町内大手企業の正社員削減のニュースも流れ、この先どうなるのか、あすは我が身かと多くの人は今、不安をかかえています。また、団塊の世代の退職が続きます。今の状況が続けば、今後さらに仕事を失う人がふえ、個人町民税も法人町民税も減る一方です。議員としても、町の財政不足に対応すべく、今議会で4%から5%とささやかですが、報酬カットをし、浮いた165万6千円を雇用の創出に充てるよう要望しました。町長として、この厳しい現状を踏まえ、今後どのように財源確保を

するつもりなのか、お聞きします。

また、この財政難の中、20人足らずの部落解放同盟へ210万円、人権政策確立支援に15万円の補助金が予算化されています。昨年より30万円減額されてはいますが、組織の規模からすると破格の扱いだと思います。過去の歴史の中で同和地区に対していろいろな政策が行われてきました。解放同盟への補助金もその一つですが、既に国も県も廃止しました。また、現在は同和問題だけではなく、人権擁護という広い視野で人権や差別問題に取り組んでいます。その中で推進の会への補助金も廃止しました。真の平等を願うなら、解放同盟への補助金や人権政策確立支援などの補助金をなくし、地域で頑張っているボランティア団体に配分してほしいと思います。

薔薇人の会を初め、福祉施設や学校のサポーターなど多くのボランティア団体が行政を支えています。ボランティア団体を支援し、発展させる上でも必要経費を補助することは大事だと思います。薔薇人の会の活動により美しいばらが長期間見れるようになりました。大望橋親水広場をつくる会の活躍で大望橋下の河川敷がきれいになり、通学も安心してできると中学生にも喜ばれています。アレチウリの除去には地元月見区の中学生もボランティア参加しています。河川敷なので草がすぐ伸びてしまい、年4回草刈りをするそうですが、河川事務所から支給されるガソリンではとても足りず、町の地域づくり活動支援事業からも援助してもらっていますが、まだ足りないとのことです。ガソリンさえあれば、もっと回数もふやし、きれいにしたいと言っていました。

また、コミュニティー月見は幼児からお年寄りまで多世代交流の場となっています。卓球クラブや老人会のスマイルボウリング、人形劇サークル、木彫りサークルなど多くの団体が利用しています。特にパソコン教室は親切でわかるまで教えてくれると評判です。また、小学生から高校生まで自分の居場所がなくて来る子も多く、ここに来ることで自分の居場所ができ、安心して明るくなったり、自信を持ったりしています。あいさつや礼儀など社会のルールを学ぶ子も多くいます。まさに地域の公民館的な役割を果しています。運営は賛助会員の会費や寄附等でやっていますが、パソコンの保守点検やインターネット代、水光熱費などの経費がとてもかかります。パソコンも古いものを寄附してもらって使っているため、新しく更新したいということですが、お金がなくて、なかなか更新できません。せっかく地域づくり活動支援事業が町の施策としてあるのですから、区からの申請だけでなく、ボラン

ティアグループからも申請を受け付け、備品購入など対象経費に入れてほしいと思いますが、どのように考えているのか、お聞きます。

また、失業者の増加に対応すべく町としても国の特別対策事業を受け、ばら祭りの駐車場要員や草取りなどの短期の臨時雇用を募集すると言っていますが、県下の各自治体でも1カ月から3カ月の短期の臨時雇用では応募者が少ないと報道されています。昨日の答弁で、6カ月未満の短期雇用に3年間で1,500万円、1年以上の雇用に3年間で1,900万円、臨時雇用対策費が入るということですが、1カ月から3カ月の短期ではなく、最低でも6カ月から1年の雇用はできないか、お伺いします。

坂城町の職員も、この3月で退職される人が多いと聞きました。この不況で大手企業の採用が減っています。今こそ優秀な人材も獲得するチャンスだといって来年度採用分も前倒しして採用したり、新卒だけでなく、40代から50代まで採用枠を広げた自治体もあります。昨日、財政難なので職員の採用も極力控えているとの答弁でしたが、ピンチをチャンスに変えるために優秀な人材確保は必要だと思います。未来の坂城町に大きな力を発揮してくれると期待しています。未来への先行投資と思って採用枠を広げたり、年齢拡大をし、民間からの登用や経験豊富な人材を採用することについて、どう考えているのか答弁を求めます。

町長(中沢君) 21年度予算、今後の調整、そしてまた、財源確保と、そういった 観点からご答弁いたします。

国内企業が未曾有の経済危機に直面しております。町内においても企業業績の悪化、地域経済への多大な影響が懸念されているとともに、いろいろな憂慮すべき事態も生じているということは承知しているとおりでございます。

町税収入の動向ですが、個人町民税につきましては、昨今の景気動向、雇用状況等から個人所得が伸び悩み、減退しております。前年度と比較しまして4.1%、3,300万円の減額を見込んでおります。

次に、法人町民税でございますが、秋以降の企業収益の急速な悪化ということにより、法人割の分、大幅な減額が見込まれるということから、53%、2億6,500万円の減ということでもございます。町税全体では、25億6,300万円あまりで、前年度と比較してマイナス10.4%、2億9,700万円の大幅な減となっております。

今後の財政見通しでございますが、世界的な景気の後退局面、個人の所得が伸び

悩んでいるというような状態等を勘案いたしますと、法人町民税を初めとして町税収入はかなり厳しい状態が続くものと予想しているところでもございます。税収が落ちてまいりますと、普通交付税の算定の上では基準財政需要額も減額となりますので、それはある程度交付税に反映されてくるということも考えております。昨今の財政を取り巻く厳しい状況の中で、引き続き町行財政改革推進計画、集中改革プランというものを積極的に取り組みまして、人件費、物件費などの経常的な経費の削減、投資的事業の重点化・優先化等により徹底した歳出削減を図ってまいりたいと考えております。

また、公有財産の利活用につきましても、自主財源の確保、負担の公平性の観点から、未収金の縮減に努めるとともに基金残高、あるいは国、県の交付金、助成金につきましても、いろいろ意を用いてまいりたいと考えております。

雇用の創出につきましては、新年度から3カ年の特別対策として実施するふるさと雇用再生特別交付金事業につきましては、民間企業やNPO法人等への委託事業でありまして、これは雇用期間は原則1年以上と定められているところでございます。また、雇用の面で緊急雇用創出事業がございますが、これはシルバー人材センター等への委託や町が直接雇用いたすもので、雇用期間は6カ月未満とされております。原則的には離職者のつなぎ雇用としての緊急的な特別対策ということで、その観点から実施するものでもございます。

いずれにいたしましても、現下厳しい雇用状況の中にございます。住民の生活を 守る観点からいろいろな施策展開、そしてまた、雇用の拡大に努めてまいりたいと 考えております。

総務課長(中村君) 私からは財源の確保というところで少し申し上げます。

今、町長からもありました普通交付税につきましては、20年度は固定資産税の 償却資産分が伸びたというような関係から25.2%の減というようなことになっ た次第でありますし、国全体にいたしましても、平成12年度、21兆円をピーク として減少を続けております。21年度は若干ふえるというようなことが言われて おります。

もう一つ、21年度特徴的なお話として、国も地方も、やはり大変財源的に厳しいという中で、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の枠というのがかなり大きくなるというようなことを言われております。これもそのような形で予算には見込んでおるわけであります。

そうは言いましても、公債費の負担の適正化、平準化という観点から、引き続き、 先ほど町長が言いましたように経常経費を圧縮をしていくという中で財政指標の改 善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、補助金に関するご質問でございます。

補助金の見直しにつきましては、行財政改革推進計画に基づきまして、歳出削減策の一つとして実施をいたしてまいっており、特に1万円以下の少額の補助金については、原則廃止をいたしております。20年度、今年度から町の補助金、負担金につきましては、事業費の補助ということを原則といたしております。また、21年度では団体の予算、決算において過大な繰越金を計上している場合、それから預金等資産がある場合、また、補助目的がおおむね達成をされた団体等につきましては、廃止、縮小の方向で見直しを進めているところでございます。そういう中で、例えばボランティアをされている団体ということで、年限を切って補助をいたしております団体につきましては、その年限の中で予算計上させていただいているわけであります。

また、お話がございました地域づくり活動支援という面での補助につきましても、20年度同額計上をいたしております。自治区が主体ということではございますけれども、他の団体等についても該当するケースがあれば対応ができるかなと、このようにも考えております。

それから、雇用というところで職員採用の前倒し等というお話がございましたが、これが定員管理の適正化ということを国からも強く言われている中でございまして、21年度までの計画で、21年度当初は、ほぼ計画を達成をするという形になっております。21年度の中で集中改革プラン、それなりに見直しをしていかなければいけないかなというように考えておりますが、現状の経済の動向からいたしますと、21年度、22年度ぐらいのところで先が見えるというような経済状況でもなかろうということでありますから、やはり現状の集中改革プランの方向性というところについては、大きくかじを切って拡大をしていくというような方向には、とてもならないだろうなというように考えておりますので、例えば前倒しをして職員採用をするというようなことは、なかなか考えづらい現状の財政の状況ではなかろうかと考えております。

企画政策課長(片桐君) 部落解放同盟坂城町協議会への補助金についてお答えを申 し上げます。 同盟への補助金につきましては、過去長い間補助をしてきた経過がございます。 昭和56年前後の年度におきましては、800万円を超える補助をしてきたという 状況もございます。ただ、これにつきましては、その時代の背景を踏まえながら、 時の理事者が政策的な判断の中で進めてきているということでございます。また、 あわせて坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例の第1条の目的にも部落差別を初め とするあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図るというような観点もございまして進め てきておるということをご理解いただきたいと思います。

そういった経過の中で、先ほど申しましたように、この条例も名称を変えまして、 今、人権擁護審議会という部落解放という文言がとれまして、すべての人権の中で 対応していくという状況でございまして、ここ数年、減額をしてきておるという流 れもございまして、19年度から20年度は270万円から240万円、20年か ら21年は210万円ということで、方向としては、今、議員さんのご指摘のよう な方向にあるかと思いますが、今後もそういった状況を踏まえながら補助制度につ いては検討を進めていきたいというふうに思っております。

- **まちづくり推進室長(塚田君)** 地域づくり活動支援事業につきましては、広く地域づくりに係る事業に対しまして、いろいろな決めの中で助成、支援を行っております。従いまして、条件に合致するものでございましたら支援、助成等は可能かと存じます。
- 7番 (入日さん) 町長は百年に1度の世界的な不況だと言いながら、国の緊急対策を活用するだけで、町独自の対策を打ち出していません。気持ちは十分あるが、財政的に困難だと昨日の答弁でもおっしゃいました。もちろん財政難ということはよくわかります。町長や役場の職員、議員は危機感が乏しいのではないかと町民からおしかりを受けました。企業の経営者も30%の給与カット、役付きも10%から20%のカットをし、何とか従業員の雇用を守ろうと必死です。町長は、自ら8%のカットをしている、議会も承認したではないかと考えているかもしれませんが、今度の不況は突発的な人災であり、非常事態です。非常事態には、やはりそれなりの対応が必要ではないでしょうか。

私は、この前初めて中之条区が出版した名誉町民、鈴木直三翁の記念集を読みました。都庁の職員で高給取りでもなく、慎ましい生活でこつこつためたお金で中之条の敬老会へのプレゼントをし、たまたま住んでいた家が売れた。それも直三翁の人柄から、持っていれば、もっと高く売れるのに、相手の言い値で手放し、その半

分を坂城町に寄附し、貞明保育園が建ったと知りました。------

-----直三翁は、特にお年寄りと子供を大切にし、子供がよくならなければ、今以上に世の中はよくならない。世の中をよくするのは、そこに住む人間だ。人間を育てるのが教育だ。教育が大事だといって貞明保育園の費用や学校へのピアノや天体望遠鏡などいろいろ寄附してくれました。私利私欲なく少しでも人のために役立ちたいと願った鈴木直三さんは坂城町の誇りです。お金があっても、なかなか町のため、町民のため、子供たちのためと、これほど気前よく出してくれる人はいません。自分は暮らしていければよい、あとは人の役に立つ使い方をする。まさに神様のような人だと思いました。

これらを考えれば、特別職の給与をこの非常時だけでも20%カットする、寒冷地手当は係長職3級以上は支給をやめる、特別職は寒冷地手当も交通費もなくす、共働きの職員は一人が課長職4級以上になったら、配偶者は役場をやめる、県や町職員の町の出先機関や関連施設への天下りや横滑りをやめるなどすれば、もっと雇用が拡大できるのではないでしょうか。仕事がなく、生活の見通しの立たない人を1人でも多く雇用するために、とりあえずすぐできること、考えられることだと思います。そして優秀な人材確保や経験豊かな40代、50代の民間からの雇用は発想展開をもたらし、町の将来にも新たな力を発揮し、活力あるまちづくりも期待できます。これらの取り組みについて、どう考えるのか、町長の答弁を求めます。

ある本に公民館の役割として「児童館でもなく、青少年センターでもない。公民館が少年を対象に取り組みを行う意味は、地域の成り立ち、歴史や自然、そして人としての私たちの暮らしの大切さを知ることである。そうでなければ、よりよい人間として地域での豊かな生活は望めない。地域の歴史や自然を遊びを通じて異年齢の地域集団の中で学ぶ体験がない限り、本当に自分の郷土を大切に思う人間は育たない」と書いてありました。先ほどの親水広場づくりやコミュニティー月見の活動は、まさにこれだと思います。先ほどボランティア団体からの申請も受け付けているということでしたが、備品購入も対象経費にならないか、そういうことを検討していただく余地はないのか、そのことを再度お伺いします。

議長(池田君) 時間がないので、簡潔にお願いいたします。

町長(中沢君) 自治法というものがございまして、行政の長なる者は、議員と違った分野において責任体制が求められているわけでございます。そういう中で、町長

職というものについての給料体系というものは、広域全体の中で、あるいは県下の中で、こういったものをいただきながら、よりそれ以上に頑張っていくということでもあるわけでございます。そしてまた、法によりまして長の寄附金は禁じられているという、その趣旨もご理解いただきたいと思っております。

そういう中で私に課せられたことは、まず何よりも誠心誠意行政に頑張っていくと。よその地域には負けないと、そしてまた、工夫を凝らすと、そして、なおかつ、職員を、よりいっぱい頑張っていただいて町政に応えていくということが何より大事だなと、こんなふうに思っております。こういう危機のときに、あれもこれもやりなさいという発想そのもので切り抜けられるわけにはいかないわけでございます。そういった観点も重々いろいろ考えていただいてのご質問をいただきたいと、請い願うところでございます。

議長(池田君) 時間がないから、簡潔にお願いします。

- **まちづくり推進室長(塚田君)** 備品購入費につきましては、補助金額の10%を超えるものはだめだということになっております。今のところ検討するといった状況ではございません。
- **7番(入日さん)** 時間が終わってしまったので、残念ですが。先ほど給与以上の仕事をしていると町長が自負されましたけれども、やはり非常時にはそれなりの対応が必要ではないかと思います。そして、近代国家のなすべきことは、やはり町民が誰でも安心して暮らせるような富の分配だと思います。そんなやさしい目を持った町政を実現するために、ともに頑張りたいと思います。

以上で質問を終わります。

- 議長(池田君) ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午後12時10分~再開 午後1時30分)
- 議長(池田君) 一般質問に入る前に入日時子さんより発言を求められております。 これを許可いたします。
- 7番(入日さん) 大切な時間をちょうだいいたしまして、すみません。 先ほどの私の一般質問の中で「-----」という発言を削除していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 議長(池田君) 説明のとおり削除することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番(田中君) 昨年10月以降、輸出関連の急な坂道を転げ落ちるような受注の激減で、町内企業の生産活動は極度に低下し、収益と雇用に危機的な打撃を受けております。一日も早い景気の回復を祈り、願う毎日であります。

この状況の中で21年度の町の予算が提出されました。

1. 21年度予算で町の課題は

私は、来年度の予算の中で三つの課題について質問を行います。

本定例議会に予算議案として、景気対策関連の20年度一般会計補正予算及び21年度の一般会計と7つの特別会計が提出されました。特に21年度一般会計予算では、厳しい景気の落ち込みで町民法人税が前年比53%、町税全体でも10.7%のいずれも大幅な減額であり、従って、財源手当として借入金である町債が5.6%、貯金である財政調整など基金からの取り崩しが40.8%の増額で、借入金の歳入と歳出、それから基金からの歳入、歳出を除く通常の事業予算ベースでは約2億1,600万円ほどの単年度における歳入不足、いわゆる赤字となっております。国も地方も膨大な借金をかかえて財政健全化を進めているところでありますが、この日常化している厳しい財政に世界規模の不況が加わったことを考えると、やむを得ないことと考えます。

イ.事業の「選択と集中」「費用対効果」など行政コストの低減、削減の取り組みは

本来、その年の支出は、その年の収入で賄うというのが財政の原則でありますが、この先の景気の見通しを考えると、さらなる税の落ち込みが予想せざるを得ない状況であります。このような緊急時であればこそ、歳出に当たっては効率的で効果的な執行に最大限取り組むことが求められるところであります。最少の経費で最大の効果を上げる、同じ行政サービスならば、より少ない予算で、同じ予算を使うのであれば、より多くの質の高い行政サービスに向けて全職員が一体となって取り組むことが町民の福祉の向上と信頼につながることであります。このような財源が厳しいときは、行政コストの削減に取り組むよい機会でもあると考え、必要なものは必要なときに必要なだけのコスト意識を高められることを強く望むところであります。さて、そのためには事業の選択と集中で、休止や廃止、縮小にどう取り組んで予算を組んだのか。また、費用対効果を上げるために事務事業を進める中で工夫や改

善などをどう実践し、実施していくのかなど、行政コストの低減の取り組みについて説明を求めます。

ロ. 景気対策・中小企業対策は最善であるか

町内の商工関係事業所・企業の冷え込みは想像を超えるもので、企業の皆さん方は、じっと耐えて忍んでおられる状況にあると言えます。このような状況が進む前に早期に対策を打つべく、去る12月定例議会の一般質問で、資金繰り対策、雇用創出支援、町内でのお買い物促進とプレミアム付商品券の発行などの補正予算を要望したところでありますが、この補正予算の中でプレミアム付商品券が3月2日に売り出され、また、町の制度資金の金利が0.2%引き下げられました。特別給付金の関係が主なものでありますけれども、さらにまた新年度予算として雇用関係で、ふるさと雇用再生特別事業、あるいは緊急雇用創出という県の資金を取り込んだ公園管理と森林環境管理への予算が組み込まれ、補正予算とあわせて景気対策が事業化されました。内容や規模の上で私は十分とは思いませんが、財政事情などの面から最善なものなのか。また、さらなる対策を考えておられるのか、町長に所見を伺います。

なお、未曾有の景気の悪化が進む中で、町独自の対策として次の3点について、 どう考えるかもあわせて伺います。

一つは、中小企業の新技術や改善活動、雇用創出などの支援として、テクノセンター研修室の無料提供であります。

特に、国の雇用調整助成金、これは町内の関係企業50社ほどあるそうでございますけれども、この給付を受けている企業に対して、その休業の間における研修場所として、さらに講師の派遣などできないかを伺うものであります。

2として、プレミアム付商品券の増発でございます。

追加発行でございますが、午前中の質問の中でもありましたが、町長は発行を考えておらないということでございますが、3月2日に発売して1週間以内に完売という大変好評でございます。こういうものをさらに今落ち込んでいる消費を刺激し、そして町内の商工運用やサービス業の皆さんに力を与えていただけるプレミアム商品券、それも商工会に今回のような負担をかけるのではなく、プレミアム付ぐらい300万円ぐらいを、こういうところへ再発でできないかどうか、再度お伺いいたします。

また、町内の商店が減って商業過疎化が進んでおります。そこで、例えば西友が

閉店後、店舗を取り壊しました。この取り壊し費用を考えると、格安な、割安な賃貸料で他の事業者による店舗再開、お店を再開するなどに向けて、町として、そういう打診や調査などの働きかけをしたのかどうか、考えたのかどうかについても伺います。

3として、ワークシェアリングや企業の休業日の増加で工場等で働いている勤労者の方の所得が大きく減少しております。こういう人たちに町の賃金や、あるいは時間外雇用といった手当を振り分けて町の仕事などへ臨時的にその休業の時間・日時を生かして所得の機会に提供する志高い思いやりはないかどうか。

これは新聞にも載りまして、ご承知のとおり、箕輪町の管理職職員は、全員管理職手当1割をカットし、その100万円余のお金で役場の仕事をワークシェアリングするという非常に志の高い町の住民の奉仕者としてのすばらしい考えを示して新年度から実行するということであります。町の21年度予算を見ましても賃金がふえております。恐らく職員が減った分だけ賃金に振り替えているんだと思いますけれども、あるいはまた、時間外手当が21年度は秋の衆議院選挙で600万円ほど特別の時間外手当をもり込んだということでありますが、それを除いても前年に比べて190万円ぐらいの減でございまして、これも3,400万円ほどありますので、こういうものを、たとえ1割でも2割でも住民の企業さんの休業に当たっている人たちに、お仕事を手伝っていただいて、職員の皆さんも残業をしないで済むような、そういう取り組みについてどう考えるかを伺うものであります。

ハ. 公共下水道の早期供用へ向けて財源と方策は

昨年6月の定例議会で同僚議員の質問に答えて町長は、事業費10億円の圧縮と10年計画で平成30年には公共下水道90%、浄化槽と合わせて、ほぼ100%下水化が実現できる旨答弁をされております。19年度末までの整備区域が50%弱であるのに対し、投資した額が計画事業費の57%を占めております。下水道事業特別会計の規模もそれほどふえておらず、来年はこういう事業でございますので、総体の絶対額が減っております。そういうことを考えると、町長は何か特別の財政的な措置を考えておられるのではないかなと期待しております。例えば事業の選択と集中で下水道事業に絞り込むとか、国や県などに特別の財政支援を予定しているとか、また、工法を大幅に変えて工事費を大きく削減するなどでありますが、現在の事業認可は谷川の北までと網掛が22年度までであります。南条と上平について残り8年でほぼ完了することとなりますが、下水道事業特別会計の中の工事費は、

多くて3億円、21年度は2億円弱であります。こういう状態で、8年で60億円 近い工事ができるのかどうか、そのための財源を確保できるのか大変気になるとこ ろでありまして、この財源と方策をどう考えておられるのか、町長に伺いまして第 1回の質問を終わります。

町長(中沢君) 田中議員の質問にお答えしてまいります。

21年度予算を中心にした町の課題への対応でございます。お話の中で行政コストの低減といった問題、あるいは景気後退に伴う中小企業対策等の問題につきましては、既に何人かの議員さんがご質問し、答えてもまいっておりますので、より具体的な面として担当課長に答弁させますが、私の方からは公共事業として最重点にいろいろ取り上げております公共下水道の問題についてお答えしてまいりたいと思っております。

現在、公共下水道事業は、汚水処理施設整備交付金制度を利用いたしまして整備を進めているところでもございます。財源としては、事業費の2分の1を国からの交付金、残る2分の1の9割は公共下水道事業債、1割は受益者負担ということで、それを充当しているわけでございます。交付金につきましては、通常の補助金が削減されていくという状況の中で、要望に沿った金額がほぼ交付されております。公共下水道事業債でございますが、後年度の起債償還額に影響し、一般会計からの繰入金にも影響するため、これは計画的に進めていく必要があるわけでございます。

次に、20年9月議会で申し上げた公共下水道の圧縮と10年計画の重点投資と の取り組みの状況でございます。

事業費圧縮の取り組みのうち、小網区の汚水処理施設整備手法の見直しによりまして、20年10月に小網区懇談会を開催し、浄化槽への見直しに当たって特別対応期間を設け、浄化槽設置補助金の上乗せ、維持管理に対する補助金等により設置者の負担軽減を図っていくということで合意されたわけでございます。11月には小網地区の活性化委員会の設置もできまして、浄化槽による早期水洗化を図る取り組みが進んでおります。小網地区の見直しによりまして、公共下水道事業費といたしましては、約5億円の圧縮が見込まれるということでもございます。

事業費の圧縮への取り組みのうち、流域下水道幹線管渠の延長という問題がございますが、20年9月に県の出先機関、それと本庁の環境部長、知事への段階的な要望を積み上げております。また、10月には県にも動向いただきまして、国の担当部局でございます関東地方整備局に参りまして、具体的な協議等も行ってきてい

るところでもございます。国からは原則に沿ったものでなければ延長は認めがたい旨の厳しいお答えもございました。事業費の圧縮で一部見込みどおりとならない部分も予想されますが、重点投資につきましては、下水道事業を重点事業と位置づけ、21年度予算で不況等による他の事業も抑制せざるを得ない状況もあるわけでございますが、公共下水道事業費は前年比1,491万6千円の増となった予算でもございます。町の他の状況を勘案しながら、早期実現というか、下水道の完成を目指してまいりたいと思っております。

総務課長(中村君) 私からは21年度予算における行政コスト低減の取り組みについてお答えをいたします。

ご質問にもございました世界的な景気の後退、町内企業への影響が大変大きいと。 また、どのくらいの期間というところ、懸念をされるところであります。新年度の 予算の編成に当たりましては、町税の大幅な減収見込みもございまして、一般財源 の確保が大変厳しい財政状況での編成となったところでございます。

私ども坂城町の財政の状況といいますか、年々の状況、多く法人住民税にウエートのかかる部分がございますので、年々波を打つというのは、これまでも何度も経験をいたしてきておるところでありますから、それなりの備えということは常に忘れないでいるところでございます。

そういう中で、平成17年度に国の新たな地方行革指針に基づきまして、21年度を目標といたして具体的な取り組みを明示いたした行財政改革推進計画、集中改革プランというものを策定をいたして行政機構の見直しをいたしましたし、定員管理の適正化、事務事業の精査・見直し等を図っているところでございまして、あわせて人件費、支出の削減にも努めてまいったところでございます。

新年度におきましては、団塊世代の退職等に伴い、大幅な削減を図っております。性質別の歳出内訳を見ますと、人件費は2.4%の減でございますけれども、職員人件費は建設事業にかかわる事業費支弁分や先ほど衆議院議員選挙というようにおっしゃられましたけれども、もう一つ実は5月に選挙がございます。そこで120万円ほど計上させていただいております。農業委員さん方の選挙であります。720万円というようなものがございますが、さらには4人は採用をいたしますので、やめた4人と採用する4人との差額等も含めて考えますと、実質的にはマイナス6.1%、7,500万円近い減額ということになろうかと思います。給与の明細のところをご覧いただきますと、4,400万円くらいになっておろうかと思います。が、こ

れは公社の事務局の体制を、これまでは公社への補助という形であったものを兼務という形に変えて人件費計上をいたしたというようなことも含めて、そういった数字になっておりまして、実質的には7,500万円の減額ということになりました。それから、箕輪町さんの管理職手当、課長職に限って10%カットだというお話ですが、私どもは、この3月で5年間、係長職である管理職も含めまして10%の削減をいたしてまいっております。

それから、事務的な経費のうち、特に経常的な経費の削減につきましては工夫をいたしまして、町民サービスの向上を図るとともに、よりご利用いただきやすい行財政運営を目指して、これについても行財政改革推進計画によって積極的に取り組んでいるところでございます。

物件費の関係では、シーリング設定等により需用費及び委託料で2,600万円 を減額したところでもございますし、団体等の補助金につきましても、事業費補助 を原則として、運営補助的な経費については、抜本的な見直しを図っております。 一部事務組合の負担金と合わせて3,200万円を減額いたしております。

ハード事業においては、継続的な基幹道路の整備を初め、まちづくり交付金事業や公共下水道事業の面的整備の促進、学校施設の耐震化対策、ソフト面では少子高齢化社会に向けた福祉施策の充実、健康づくりへの取り組みなど、さらなる需要増が見込まれるところでありまして、事業の重点化、取捨選択が必要となってきております。

土木費につきましては、ご承知のとおり、A09号線と中之条住宅団地が完成をいたしました。継続事業のA01号線や坂都1号線の事業進捗状況に応じた予算配分によって前年度対比44.7%の減額といたしたところでございます。

まちづくり交付金事業につきましては、21年度が最終年度となるわけでございます。食育・学校給食センターの建設で教育費が61.5%の大幅な増となったところであります。公務サービスの質を落とすことなく、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等を精査をいたしますとともに、安全・安心のまちづくりと雇用の安定的な確保といった観点からも限られた財源の効率的・重点的な配分に努めているものでございます。自律の町づくりに向けて職員一人一人がコスト意識を持って行財政運営に努めてまいるとともに、特定財源の確保、基金残高の確保につきましても努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、もちろん職員時間外勤務というところもそれなりに圧縮をいたしたところ

でありますが、通年の予算という考え方をせざるを得ない状況でありますから、20年度補正の中で対応いたした部分を含めて、それなりに圧縮はできているかなと。一番は、やはり職員の健康という面から、そういう圧縮をいたしたいということ、結果として予算的にも圧縮もいたしているということ。その時間をワークシェアというような形で雇用に結びつけられないかということであります。私どもの仕事が、どうしても職員という立場でなければかかわれないというような部分も、ある程度以上にございます。そういった方法論がとり得るようなことについて、今後検討をさせていただきたいと存じます。

産業振興課長(宮崎君) 私からは景気対策、中小企業対策に関連したご質問について順次お答えしたいと思います。

まず、新技術導入、新たな雇用開発支援でテクノセンターの無料開放、講師のあっせん、派遣についてということでございますけれども、テクノセンター及び機器等につきましては、財団法人さかきテクノセンターが管理をしているところでございまして、町もさらにご出捐いただいた企業の皆さんも室料等減免措置はあるけれども、原則有料な施設でございます。しかし、坂城テクノセンターが事業主体となって取り組んでいる事業というものについては、当然無料ということでございますし、そこへ予算もつくことになります。

ご案内のとおり、坂城テクノセンターは当地域の企業の皆さんを技術的に支援するために設立された施設であり、また財団でございます。地域の皆さんが真に要望されている事業については、できるだけ取り組んでいくようにしているところでございます。テクノセンターでは財団の意思決定をしていく組織として理事会、また、評議員会が設けられておりますけれども、どのような事業が必要か、どんな事業がいいのかというような検討をしているのは運営委員会というところで、こういった意見をお聞きして進めております。

この運営委員会は、比較的小規模の企業の皆さんにお入りいただいておりまして、全員で今24名おられます。来年度事業について、この3月17日に開催されますが、今のご提案の趣旨もそこでお伝えしてまいりたいと考えております。講師のあっせんにつきましても、その内容にもよりますが、必要に応じて補助事業を用いながら、また県等の機関からの派遣も含めて、現在でも対応しているところであります。当然その課題により、すぐ対応可能か否かはありますけれども、まず具体的な内容についてテクノセンターへお出かけいただき、お話ししていただけるようにお

勧めいただくということもやっていただければありがたいかなと思います。

次に、景気対策の一環といたしまして、町でも100万円の補助を行った、商工会で実施したプレミアム付商品券でございますが、3月2日に発売され、昨日9日に完売となりました。このプレミアム商品券の発売によりまして、9月2日までの6カ月間、短期間で3,300万円の消費が町内において見込まれておりますので、景気対策という部分では貢献できるものと考えております。これが一番は引き続き町内事業所において消費が拡大していければと考えるところでございます。

このプレミアムの追加策でございますが、消費者への効果や町内の事業所に与える影響を考えますと、その規模というのは大きければ、それはいいんですけれども、ただ、月末から半年間、定額給付金の申請も始まります。これを町内で消費していただくことも大切であると考えるところでございます。従いまして、すぐにということではなくて、今後必要に応じ、商工会と話し合いを持ちながら対応を進めていくというふうに考えるところでございます。

次に、商店が地域から消失していることへの対策でございますけれども、ご承知のとおり、昨年11月末に西友坂城店が閉店いたしました。閉店に当たりまして、当然、営業しておりました同店により後利用の事業所の模索が行われているということで、現在もそういった努力をされているというふうにはお聞きしております。また、町に対しましては、撤退のお話について西友さんからの積極的な説明はなく、こちらから同店の本部に状況を問い合わせる中で、本部店舗開発担当者が来庁して説明を伺うまで、詳細について把握できないというような状況でございました。町として、後利用のあっせんを行うということは立地条件と業態のマッチング、店舗規模などあっせんを行う具体的なノウハウ等から難しいところですけれども、商工会と情報交換をしながらも方策が見出せればと考えているところでもございます。

次に、勤労者の所得低減対策につきましては、町内に居住する勤労者の生活の安定を図るために、勤労者生活資金融資を行っているところでございます。この融資は限度額100万円、融資期間が5年以内、償還方法につきましては、融資期間内の元利均等償還、融資の対象となる資金は、教育、医療、冠婚葬祭及び災害復旧に要する資金で、勤労者で互助会の会員及び組織労働者を対象としていまして、融資機関については長野県労働金庫ということでございます。住宅ローンなどの生活資金の1年元金据え置き等金融機関への働きかけ等につきましては、現状の中では取り組みが非常に厳しいと考えているところでございます。

次に、雇用調整助成金につきましては、従来の雇用調整助成金が昨年の12月から当面の間、名称が変わり、中小企業を対象に中小企業緊急雇用安定助成金となりまして、その内容も助成率3分の1から5分の4に引き上げられました。町においても坂城町が主催となりまして、3月13日の金曜日の午後1時30分から坂城テクノセンターにおいて、町内関係事業所を対象にハローワーク篠ノ井の担当官による雇用安定関係助成金の説明会を開催することにしてございます。全対象企業の皆さんにご案内をさせていただいておりますので、ぜひご参加いただきたいと思うところでございます。

雇用調整により休業中の社員の皆さんの臨時的雇用などにつきましては、先ほど 総務課長からお話がありましたので、これにて私の答弁を終わらせていただきます。 建設課長(村田君) 私からは下水道のご質問の中で事業費圧縮の取り組みのうち、 流域下水道幹線管渠の延長についての協議状況と、早期供用への方策についてご答 弁させていただきます。

昨年10月の関東地方整備局との協議におきまして、国から流域下水道幹線管渠の終点マンホールの位置につきましては、処理面積、または水量が全体の3分の1となる地点とされており、水質保全のための高度処理が実施されていれば、人口がおおむね1千人以上となる地点とすることができるという国の原則があります。高度処理を実施しているという要件に当てはまらなければ、処理人口が3千人あっても延長は認められない旨の説明を受けているところでございます。

千曲川流域下水道終末処理場では、湖沼水質保全特別措置法の規定により水質保全を図る地域として指定される地域には当てはまらないため、高度処理は実施されておらず、処理人口が1千人以上となる地点とする要件は適用できないため、水量について土地利用状況の変化を考慮して精査する中で、国の原則に従って幹線管渠を延長できる部分があるかどうか、県と協議を進めてまいっているところでございます。

10年計画において、先ほど町長の答弁にありましたが、小網地区の話がございましたが、流域下水道の幹線管渠の延長により、事業費の圧縮を約5億円見込んでいたところでございますが、困難が予想される状況でございます。10年計画では整備が残っている区域面積、人口及び事業費から1ha当たりの事業費及び人数を算出し、公共下水道事業費の圧縮と重点投資により30年度末に見込まれる残事業費をおよそ15億円と想定し、残りの人数を逆算して下水道普及率をおよそ90%と

して浄化槽を含めると、町のほぼ全域で水洗化を可能にすると見越しておりました。 事業費の圧縮で一部見込みどおりとならない部分も予想されますが、下水道事業を 重点事業と位置づけ、他の事業の状況を勘案しながら重点投資を図り、整備促進に 取り組んでまいりたいと考えております。

早期供用への方策については、国において地方公共団体における厳しい財政状況 や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期、低コスト、かつ手戻りのない未普 及解消方策を検討するため、下水道未普及解消クイックプロジェクトが18年に発 足したわけでございます。新たな整備手法を実地検証する社会実験等が全国のモデ ル市町村で進められております。

当町でも国から示されている整備手法のうち、排水設備の緩勾配化、上限流速の緩和、マンホール間隔の延長等、取り入れられるものは取り入れて整備費用の縮減を図ってまいってきておりますが、社会実験の検証結果で有効とされた手法の中で取り入れられるものについては取り入れて、今後、効率的な整備により普及促進をしてまいりたいと考えております。

1番(田中君) 時間はいただいたわりに何か話がちょっと進まなかったなという気がいたしております。

職員が10人おやめになって、そして4人採用で6人減るんだから、7,500万円実際には削減とか、そういう……。私の聞きたかったのは、そういうことよりも、むしろ今ある中でのどれだけ削減をしたり、選択と集中とか費用対効果を取り組んでいるかということでございまして、これは、今日はもう時間がありませんから答弁はいいですけれども、今後も私は聞いてまいります。私は、ぜひ何でも職員がやらなくてはいけないという考えを変えていただきたいなと思うんですね。住民の皆さんができることは住民の皆さんにやってもらうという。

そこで今日私、福岡市が平成12年からDNA運動、Dというのはできるか、できないかのDなんです。Nというのは、住民も職員も納得するかどうかの納得のNなんですよ。Aというのは、しかし、そうかといって神経質になるほど一生懸命やるのではなくて、少しはゆとりを持って遊び心を持ってやりましょうというDNA運動を12年からスタートしたんですよ、福岡市は。それでもう既に17年のときに1,100件以上の改善をやって成果を出しているんですね。今、全国でまねしている町村もいっぱいあるんですよ。

ここで私が言いたいのは、このDNA運動というのは、ご承知のとおり遺伝子で

すよ。遺伝子でまさに職員の皆さんの遺伝子である、そういう自分の社会の思い込みとか、そういう考えを切りかえましょうよと、意識を変えて取り組みましょうよということなんですね。活力あふれる職場でやりがいのある仕事をつくっていきましょうということで、初めはDというのが、できることからやろうと言ったんですね。ところが、3年たったら、できない理由を考えるのをやめようと進化しているんですよ。いろいろ一般質問もそうですけれども、何かお話を聞くと、こうだからできない、こういう規定でだめだ、こうだと。できないことを言うのではなくて、こういう障害があるけれども、こういうふうにやれば3分の1できるよとか、何かそういう前向きな取り組みをしませんかということなんですね。

こういうことを取り組んでいただかないと、そうでなくても毎年毎年厳しい財源と言っているので、そういう中でどうしてやっていくのかということ、一方で住民のニーズはふえているわけですね。もう皆さん方ご承知だと思うんですけれども、昔の交付税特別会計のかわりにできた臨時財政対策債という、これは100%、後で国が交付税を見てくれるよと言っているんですよね。これも既に90兆円近くたまっていて、1年の15.8兆円ぐらいのあれでいくと、6年分近いものが、もう既にたまっちゃっているんですよ。これは誰だってわかるように、交付税の総額がふえない限りは、これがこっちへ入っちゃうんですよ、将来。一般のところへ食い込まれて先食いしていることになっちゃうわけです。だから改善したり改革したり何かもう少しコストの安い、例えば人件費をコストの安い方へ取り組みませんかということなんですね。

私は一つだけお話しさせていただくと、人件費の定年退職で不補充が多くなって 6人減らしたと言いながら、例えば保育士さんなんか臨時でどんどんやっているん ですね。一般的な常識からいって臨時で間に合うんだったら臨時の人の方がコスト が安いんだからどんどんやってもらえばいいんですよ。そういう発想を、いわゆる 行政の常識が世間の非常識にならないように取り組んでいただきたいなという思い で、わけてもこれだけ財政が厳しい、税源が入ってこない、そういうときだからこ そ、皆さんに頑張っていただきたいなと思うわけです。

産業振興課長に、私、21年度の新しい雇用創出の関係で、県の基金を取り込んだふるさと創生と緊急雇用創生ありますよね。ほとんど7項目あるうちに6項目は委託なんですよね。これはこの後総括や何かで聞いていきますけれども、委託ということになると、確かにふるさと創生なんかは委託の方がいいということになって

いるんですけれども、予算がそっくり人件費へ行かないのではないかと。それからまた、山の整備に、公園整備に3年以上の継続した雇用がつながるのかどうか、どういう形でつながっていくのかということ、そういうことをちょっと聞かせていただきたいなと思いますけれども、時間がありませんから回答は結構でございます。

それから、公共下水道につきましても、いずれにせよ、町長は30年に90%、 ほぼ100%と言っておられるので、それに向けて、ぜひ取り組んでいただきたい ということを期待を申し上げておきます。

クイックプロジェクトを、これは私も実は県の関係の部署に行って聞いてきたんですけれども、鼠区とか、新地団地とか、ああいう固まっているところへあらかじめ中規模のものを合併浄化槽で取り込んじゃって、そして、それは国で補助金対象になると言っているんですよ。だから、そうすると先へどんどん先っちょの方も今のように地続きを延ばしていくと、いつまでも時間、後ろがかかっちゃうんで、先にできるところはやって、そしてパイプが行ったら、そこへつなぎ込むという、岡の原の団地のようなやり方、そういうことなんで、そういうこともぜひ検討をしていただきたいということで要望しておきますので、お願いいたします。

いずれにせよ、箕輪町のような志、自分たちを割いても住民で今、企業でお休みになって不本意で働く機会がない人たちに自分たちの仕事を手伝ってもらおうという、そういう発想をぜひ町の中でも新年度以降において検討していただきたいなと思いますし、テクノセンターの関係は、やはり一義的に、名称は変わったようですけれども、雇用調整助成金を受けている企業は2回まで勉強会ができるわけですよ、休んでいる時間に。そうすると、その分を中小企業の皆さん方はなかなか勉強する場所や何かがないわけですよ。だから、そういうのをテクノセンターへ行って教室のようなところで勉強をしっかりできる、場合によっては、そこに適切な講師さんまで応援してあげられるようなこともぜひ考えていただきたいなと。21年度予算でテクノセンターへの運営費が100万円減っているのも知っています。だから、テクノセンターは100万円分を今度はいろいろ合理化していかなくてはいけないと思うんですけれども、この緊急時だということで対応を期待しておりますので、お願いいたします。それについては今後も私はそういうことで確認していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは2番目の質問に入ります。

2. 工業の町を担う人材育成を

町の活力の源は、言うまでもなく産業力でありまして、その基盤は人材であることから、私は19年の12月の定例議会の一般質問で、小学生の理科クラブの取り組みについて提案し、町の考えを求めたところでありますが、残念なことに、この意義や必要性などに十分な理解が得られておりません。世界的な不況と地域間格差が広がる今日、いかに競争力のある産業が必要であるかを強く感じているところであります。

この町の産業基盤は、先人が築いてこられたものづくり、工業であり、次の世代にしっかりとつなげ、発展させていくための条件は、唯一最大の資源である人材にあると言えます。学校で理科の実験などの授業が減少傾向にあって、その結果から子供たちの考える力が弱まっていると言われております。もっとも理科や科学に限らず、多様ないろいろな能力が生かされ、発揮される社会が必然ではありますが、この町の限られた地域の中で、より付加価値の高い、強い競争力のある産業を将来にわたって培っていくためには、理科やものづくりに強い関心と興味を抱く人材が不可欠であります。こういう資質は、できる限り若い、幼いときからの経験や学習体験、機会の触れ合い等が必要であり、有効かつ不可欠であると言えます。我が工業の町ならばこそ、あってしかるべきではないかと考えて、小学生の理科クラブや若い人たちの新技術導入、挑戦の場づくりについて提案、質問をするものであります。

イ. 小学生の理科クラブ創設へ受け皿づくりを

昨年、ご承知のとおりノーベル賞の物理学と化学部門で日本人4人が受賞されるという快挙がありました。このことで子供たちの化学への興味や関心が膨らんだことと思いますが、こういう機会こそ絶好のタイミングと考え、改めて提案するものであります。

最近、都会の民間の学習塾などで小学生向けの理科の実験教室がふえておりまして、しかもそこの受講する生徒がそれ以上にふえているようでございます。また、地域内のボランティアや学生の応援などによる公民館や公園の青空のもとで、実験や工作などを月に日を決めて定期的に行う理科教室やサークルなどの活動が注目されております。我が町には他にないテクノセンターがあり、企業の技術者や学校の先生などの退職者、さらには信州大学繊維学部との連携も行われております。こういう地域環境や要素を活用して、毎月1回常設の理科クラブを野球やサッカーなどのスポーツクラブと同じように活動して、そういう場をつくるための準備会や協議

会や、あるいはキーマンとなる人材の協力要請などの受け皿づくりの取り組みについて、教育長は、どう必要性を考えて取り組むおつもりか、決意をお聞かせいただきたいと思います。

ロ. 次代へつなぐ技術導入支援の取り組みを

今、不況の真っただ中にありますが、この先の中長期的な成長に向けて、地域の中核的な競争力のある新しい技術や町内企業の戦略技術を、どのように今現在この時期に取り込めるか、ものづくりの現場力をいかに向上させる改革を取り組むか、それが次の次代へのつなぎになる重要な、必要な条件であると思います。私は、そういう取り組みを町が支援する一つの例として、リバースエンジニアリング・クラブというものを提案します。

このリバースエンジニアリングとは、製品や技術など新しい技術を製品を分解しながら、そこにある中身を調査し、そして新たな技術を取り組むものでありまして、新技術や新しい製品開発の手法の手っ取り早い一つであります。将来有望な分野である航空機関連や、宇宙、環境、医療やエネルギーなどの、そういうものに今、先端的に使われる目ぼしい中核的な部品や加工精度、機能性、重さ、あるいは加工方法、いろいろな要素技術を調べながら、自分たちの技術との違いやコストなどを評価しながら自分で新たな技術を取り込むものであります。

町内企業の若い技術者の皆さんが今お仕事がなくてあいている、そういう時間を使って先端的な技術に触れ、自らが現物にそういうものを実感することによって効率的な新たな技術を導入する機会となるのではないかと期待するところであります。こういう場づくりを進めて分解する製品や、あるいは部品ユニットなどの購入費などを町が応援してあげたり、あるいは研究機関との連絡調整、これは一部国の科学技術総合研究所などともやっているようでございますけれども、さらにもっと企業の専門的な、先端的な企業とのつながりなども含めて、町の支援することができないかどうか、こういう取り組みについてお考えを伺いまして1回目の質問といたします。

教育長(長谷川君) 小学生の理科クラブ創設への受け皿づくりの決意をということ でご質問をちょうだいしましたので、お答えをさせていただきます。

これにつきましては、19年12月の議会でもお答えを申し上げました。基本的には、その考え方を変えてはおりません。小学生の自然や自然科学に対する興味・ 関心を高める場としましては、まず一番に学校での理科教育、あるいは総合的な学 習、生活科の学習があります。こちらにつきましては、町内での小学校において自然に関する興味や関心を高めていただくという意味で、実験や観察を大事にしたり、栽培活動、飼育活動というものをなるべく取り入れて体験を通して学んでいただくようなことをお願いをしております。また、授業そのものも結果を教え込むという授業ではなくて、昨日も申し上げましたが、子供たちが問題に気づき、それを自分の力で解決していきながら、事実に気づいて知識を身につけるという問題解決学習で授業を進めてほしいということで研究を進めてもらっております。

ただ、ご指摘をいただきました遊び等を中心とする日常生活での自然との触れ合いは非常に少なくなってきたことは事実でありまして、この辺につきましては、何らかの方法で子供たちが直接自然と触れる場、直接体験できる場を多くしていくことは十分必要であるということは同感であります。

そのような場としては、今まで町の公的な機関としていろいろな講座をやってまいりました。これについては前回も答弁させていただいたわけでありますが、20年度行われた講座の中で特筆すべき点につきますと、信州大学の中村教授が指導してくださいました3回にわたります水辺の教室でありますけれども、私も参加をさせていただきましたが、大変すばらしい自然との触れ合いの場をそこでちょうだいをしました。一緒に中村先生と歩いていまして、いつもぼんやり見つめている千曲川というのが本当に自然学習、理科学習の宝庫であると。いつも中村先生がおっしゃいますように、こんなすばらしい自然が目の前にあるのに、どうして子供は来ないんだろうという、そういう思いを強くしたわけであります。こういう場をもっともっと多くの小学生に提供するということが必要であることは思いを一緒にするところであります。

しかし、その運営をどうするかということにつきまして考えていったときに、前回も答えましたように、公的な公民館であるとか、教育文化課であるとか、テクノセンター等でやっている講座を中心にしては、なかなか発展性が持てない部分がございます。どうしても地域の皆さんが、あるいは育成会の皆さん等が主体的になってそこのところへかかわっていただくことを私も切に要望しているところであります。

ご提案いただきましたような月1回の小学生の理科クラブというものが、そうい う民間の皆さん方の手で実施されるには幾つかの問題が必ず生じるかと思いますが、 それについての相談の窓口として教育委員会が当たることは、これはやぶさかでは ありませんし、十分相談に乗って、そういうものが軌道に乗ればということを私も 期待をしております。ですけれども、長い目で見たときに、やはりこういう講座は、 あくまでも民の皆さんが中心になって進めてくださる、そして、それが次から次へ と伝わっていくような、そういうシステムを持つ必要があるかなというふうに基本 的には考えております。

議長(池田君) 簡明にお願いします。

産業振興課長(宮崎君) リバースエンジニアリングを交えての新技術の導入という お話をいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、坂城テクノセンター等におきましては、国の産業技術総合研究所やら大学やらと連携しておりますので、それらと連携しながら、いずれにしても企業の発展のための新技術の導入について取り入れるように努めてまいりたいと考えております。

1番(田中君) 時間がなくて満足な答弁をしていただかなかったことについておわび申し上げたいと思いますけれども、要はいずれにせよ、もう基調として少子高齢化は財政が厳しくなる、少なくなる、活力がなくなる。そういうときに次の世代の子供たちや孫たちが、やはり今と同じような幸せで元気な社会を体験できる、生きていられる、そういうために、より一層皆さんのご努力をお願いしたい、期待しているわけです。厳しいときだからこそ、無駄な経費を省いて、より住民のために職員一人一人の心がけを信じて望んで一般質問を終わりたいと思います。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時31分~再開 午後2時42分)

議長(池田君) 8番 春日武君。

8番(春日君) ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従いと言うべきでしょうが、一問一答でありますので、答弁によっては通告以外のところまで踏み込んでの質問になるかもしれませんが、ご配慮をいただきたくお願いを申し上げるところでございます。

土地開発公社について、その後であります。

行政は、いかなるときも町民ありきが大前提でありまして、円滑な行政運営には 町民の理解と同意が不可欠であります。今回取り上げる土地開発公社ですが、私は 過去4回、この問題の一般質問をしてきました。あまり知られていないその成り立 ちと仕組みは容易というよりは難解で、すべての疑問が明らかになったとは言えま せん。そこで最新の数字を使いながら再度試みたいと思うところでございます。事業の規模から見ても町政への影響が無視できない土地開発公社でありますから、わかりやすい答弁を求めるものであります。

町政に携わる人にとっては当たり前であっても、一般的な町民にとっては役場や 議会で使用される言葉の中には難しいものが少なくありません。今回再度取り上げ る土地開発公社もその一つではないかと思われますので、私なりの説明を織りまぜ て進めてまいります。

自治体が道路や公園、学校や保育園等をつくる場合は、自前で土地を取得することが法律で定められています。土地の取得には幾つもの手続と手順がありますし、 無事終了するまでには多大な労力と時間がかかります。土地には持ち主がおります し、お金を用意する必要もあります。土地の評価や価値は人それぞれでしょうし、 欲しいからといっても、直ちに手に入れられるたぐいのものでもありません。

そこで円滑な事業を後押しする目的で1972年、公有地の拡大の推進に関する 法律、略して公拡法が制定され、土地開発公社が発足しました。つまり土地開発公 社は自治体組織の中にあって自治体出資の法人であって、その役割は公有用地の取 得、すなわち町政を行う上で必要な土地を取得することであります。

本来、公有地は上物をつくったりするための施設用地に限定されていて、将来的に整備が見込めない市街化調整区域は先買いの対象にはされていませんでしたが、 将来の需要も見込んで、こういった土地も買えるようになったし、また、買収した 土地を公共事業の代替地にも充てることになったのであります。

このような法律の中の拡大は、本来の計画的な土地取得という目的からは外れてしまい、価値がないと誰もが思うような土地まで買い込んで、やがてそれが使い道のない不良資産を持つということになったのであります。10年前、1,537もあった全国の土地開発公社の多くが、こういう事態になってしまったのであります。買い入れた土地の量とその金額の多さに利息の支払いにも苦慮する始末で、前進も後退もできぬままに本家である自治体の財政を圧迫し続けているわけであります。

坂城町は、このように不良資産を持ったということは見受けられません。今から じっくりと答弁を聞かなくてはわからない部分もあるわけであります。私が公社の 問題を取り上げた約10年前と思いますが、1件、小面積の土地でしたが、土地の 取得価格よりも利息の方が多くなっているところがありました。今はその土地も公 共用地として立派に使われています。こういうときに立派という言葉は使えるのか どうかわかりませんが、とにかく立派に使われているということであります。直近の坂城町土地開発公社の経営状況報告書、これは平成20年3月31日現在、約1年前のものですが、これに基づいての質問をいたします。

イ. 使わない土地はありますか

漠然としているので、少しずつ進めていきますが、公社で保有している用地は、大まかに言うと公有用地と代行用地、土地造成用地の三つに分かれます。公有用地というのは道路として計画されているところの土地で、町道A01号、A04号、坂都1号、2号といった用地であります。坂城駅周辺活性化事業用地、また中学校整備事業用地、水と緑の公園事業用地、福祉・文化施設設備事業用地、食育・学校給食センター整備事業用地であります。金額でいうと、7億8千万円であります。

代行用地は3カ所ですが、坂都5号線用地が主なるもので、2億5千万円であります。どこかというに中之条の国道からインターへの道路をいうのでありまして、この道を国道から西の方へしなの鉄道の線路を越え、工業団地を横切り、千曲川を渡り、将来完成見込みの国道バイパスへつながる予定道路のことを言います。用地の確保は工業用地内にあると、こういうことでございます。

あとの2カ所は、工業団地内にあって、既に売りに出ている土地であって、合わせて8千万円であります。

そこで、公有用地 7 億 8 千万円に含まれる公共用地の一つ、坂都 1 号線用地 2 6 筆で 3 億 7 千万円、 7 , 5 0 0 ㎡分の用地がありますが、道路敷として使うのは、そのうち 5 筆分で 1 , 7 3 4 万円ほどであります。代替地としての 2 1 筆分 3 億 5 千万円分の用地は、どこにどういうご事情の用地なのか、課長に答弁をいただきたいのであります。

ロ. 売る土地は売る努力を

この項は、住宅造成用地についてであります。売り出し中の住宅造成用地は、町内12地区にあって分譲地として販売中のものが合計33区画あります。販売代金の合計は約4億4千万円であります。これが全部売れれば町の財政も潤うのですが、そうはいきそうにありません。なぜなら前年度の販売実績は4区画、完売までに10年ぐらいはかかるのではと私は思います。それでは、どうしたらいいか。分譲価格の思い切った値引きをすることかと思います。土地を買収するに当たり、公拡法第7条では、土地買収価格の規定を設け、地価公示法第6条の規定による公示価格を基準として算出した価格をもって、その価格としなければならないとしているので

あります。この法律をひっくり返してみれば、土地を売却するに当たりとなるはず でありまして、時価(公示価格)に造成費用を加え、さらに事務的経費を加えた価 格で分譲することになることかと私は思います。

そこで、どのくらいの値下げをしたらいいかということになりますが、10年さかのぼって国の地価公示価格を見ますと、坂城保育園西側、これは第1種住宅地域でありますが、平成11年、6万2,800円/㎡でありますが、20年、4万3,400円、31%の下落であります。南条泉団地、第1種低層住宅専用地域でありますが、平成11年、4万7千円、20年、3万6千円、23%の下落であります。ちなみに坂城駅前の近隣商業地域も見てみますと、平成11年、8万800円、20年、5万3,300円、34%の下落であります。県の地価調査価格というものもありますが、これを見てみますと、22%から26%の下落のようであります。現在の分譲価格の20%引きを私は提案しますが、町長にここの答弁を求めます。

ハ. 宣伝をして売り尽くす

物を売るのはみんなそうですが、徹底した宣伝をすることがよいのかと思います。 そして、一気に売り尽くすことかと私は思います。値下げが首尾よく行われてから のことになるとは思いますが、そのときこそ行政も議会も先頭に立って、そして町 民も一緒になって売り尽くす努力をしなくてはならないと思います。冬の来るのは 遅いし、春の来るのは早い。自然に抱かれた坂城町は、まさに桃源郷であります。 さかのぼれば村上義清が武田、上杉にこの地を10年もの間、死守して渡さなかっ た歴史と自律の町坂城がかけがえのないふるさととして、なぜか重なるのでありま す。町民の財産を町民のお金に買える手立てを早急になすべきと私は思いますが、 町長に答弁を求めます。

二、宅地分譲事業の役目は果たしたと思うが

私は進行中の経済危機も遠からず回復するであろうから、行政はとどまることを せずに新しい事業も含めてハイペースで進めるべきと思っていましたが、バブル景 気がはじけた後の二度にわたる平成不況も2~3年で回復しましたが、今の不況は、 いつ底離れするのか見当さえもつかない状況であります。ある学者の曰く、この状 況は歪んだ経済の修正が始まったところだととらえているわけであります。もしや この不況は長期にわたるのかと懸念されます。

今年末の公社の借入金は約9億1千万円になるということであります。そうする

と、利息が年間約1千万円になります。10年前になりますが、当時、年間の借入 金額が20億円、25億円と何年間も続きましたが、9億円にまで減らせたという ことは並々ならぬ企業努力の結果であると私は思います。

さて、宅地の分譲に移りますが、33区画を売り尽くした時点で宅地分譲事業の 役目は果たし終えたと思いますが、いかようにお考えになられているか、町長の答 弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

町長(中沢君) 春日議員のご質問にお答えしてまいります。土地開発公社に係るご 質問でございます。

ご案内のとおり、土地開発公社は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地をなるべく土地等の取得及び造成、その他管理を行うために公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして設置されているということでもございます。そして、土地開発公社による公共用地の先行取得によって、町の事業はもとより上信越自動車道や長野新幹線といった国家的プロジェクトである高速交通網の整備を初め、高速道インターアクセス道路等、今の坂都5号線ですが、その開設、現在も関係者の絶大なご協力によっていろいろな整備もうかがえるところでもございます。坂都2号線、現在の上室賀坂城停車場線の田町線でございますが、既に16mというような道路が見えてきております。これまた土地開発公社の先行取得のたまものでもあるなと、こんなふうに思っております。

このような土地開発公社は、いろいろな法律にのっているわけでございますが、 その時々の判断する中で公有地の拡大や公有地となるべき土地の先買い、そして事 業推進に伴う代替需要にも応えてまいったというところでもございます。これが国、 県の事業を呼び込み、町の基盤整備に結びついてきたということ、これは事実でご ざいまして、まちづくりに大きく寄与しているという認識もございます。このよう に坂城町においては土地開発公社の機能を十分に活用しながら、行政事務の執行に 努めてまいったわけでございます。また、中期的な視野に立ちましての保有地も持 っております。

こういった観点から申しましても、使わない土地はないわけでございます。いずれ事業化に結びつける公有地でございますが、国等の施策いろいろございまして、 長引いているという土地もあるということも承知しているところでもございます。

次に、宅地造成事業の分譲価格についてのお話がございました。

ご指摘のように社会経済の動向などによりまして、地価も変動しております。近年、土地の下落傾向も強まっており、その価格差も著しくなっているということでもございます。一般的に地価というものは時代の流れの中で変動する地価ということの認識は当然でございますが、その一方において、町の土地開発公社による宅地分譲は行政の定住人口増の一翼を担っているという性格から、自ずから民間レベルの土地取引とは異なるという性格もございまして、苦悩するところでもございます。

土地開発公社におきましては、平成7年の岡の原住宅団地を契機に本格的な宅地造成事業に着手し、昨年19年度の前田住宅団地に至るまで、町内11カ所、139区画の造成分譲を進めてまいったところでもございます。これまで106区画を販売いたし、このうち97戸の住宅が新築され、定住人口の増や町財政、そして町の活性化に役立っているということでもございます。

公社の宅地造成事業につきましては、さらなる販売促進と分譲地の状況や住環境整備とのご意見をいろいろ伺うために、昨年8月に購入いただいております皆さんの意向調査を行うとともに、今年度の公社理事会において販売価格と地価推移状況について資料提供を行い、検討を進めているところでもございます。販売価格と現実的な地価推移のギャップという面では認知もあるところでございますが、行政施策としての位置づけを踏まえながら地価との隔たりの改善に向けて諸々と努力しているところでもございます。

宣伝広告にある販売促進でございますが、今年度におきましては、都市計画事業の代替需要とあわせながら旧貞明保育園跡地の宅地造成にも取り組んでいるところでもございます。新年度において分譲開始が行われる状態になってまいっております。

昨年の秋以来の不況という中で大変厳しい状況下にございまして、景気浮揚の一助として潜在的な土地需要に応えていかなければならないと、そういった面もあろうと思います。新規の分譲開始とあわせながら、分譲開始から一定年数を経過した分譲地の価格の見直しを行うということ、宅地造成事業が定住人口の増や活力あるまちづくりに結びつけるという施策の、そういった原点にまず立ち返りまして、販売促進に一層の力を注いでまいりたいと、こんなふうに考えております。特に町外からの定住促進や子育て世代の応援という面にも力点を置きまして、購買意欲の掘り起こしと宅地取引から住宅建設といった初期投資の負担軽減につながる施策も検討を進めているところでもございます。

具体的対応といたしましては、公社理事会の審議後になろうかと存じますが、町内外へ分譲地の案内や新たな販売促進施策の宣伝にも努め、そしてまた、所期の目的に向けて大いに努力してまいりたいと考えているところでもございます。

次に、宅地造成事業の役割、役目と申しますか、そういった観点で申し上げますと、高速交通網の建設事業に伴いまして、莫大な残地処理と比較的利用しがたい土地の用途の拡大を図るといった課題に対しましても、土地開発公社による宅地造成事業は、公共事業の推進と相まって効率的な土地利用を図る上で民間とは異なる視点で大きな事業効果があったと自負しております。各地域において、よみがえる土地をつくるということもまたモットーの一つで対応してきたところでもございます。

役割を果たし終えたか否かにつきましては、これからの動向を慎重に見つめることも大事でございます。民間活力の動向や土地利用等も踏まえて対応しなければならないといった面はございます。土地開発公社そのものにつきましても、事業見直しということが求められてくること等も考えられます。当面は既存分譲地の販売促進を主体にいろいろ施策展開をしてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

百年に1度と言われる経済危機の中でございます。土地利用、あるいは定住人口の増、あるいは町の活性化ということは何よりも大事な施策でもございますので、こういった面からの取り組み、さらに土地需要や景気浮揚などさまざまな要素を考えながら適時情勢を伺いながら知恵を絞り、そして対応してまいりたい、こんなふうに思う次第でございます。

企画政策課長(片桐君) お答えを申し上げます。

使わない土地はありますかという点でございますが、この中の公社保有のうち坂都1号線用地の状況についてご答弁を申し上げてまいります。土地開発公社におけます公有地の取得につきましては、町からの委託により公社と町との協定に基づいて行うものでありますので、町の立場においてご答弁をいたしてまいります。

坂都1号線につきましては、平成元年度から7年間の事業認可期間で起業いたし、当時は既に開設済みでありました坂都4号線、通称逆木通りでございますが、これと高速道インターアクセスとなりました坂都5号線との790mを結ぶ事業として取り組んできたところでございます。長野冬季オリンピックにあわせた上信越自動車道と北陸新幹線といった高速交通網の整備と坂城インターアクセスとなり、県事業で取り組まれることになりました坂都5号線、そして、こういった大型公共投資

に関連いたします工事用道路の開設や坂城町としての都市計画道路網の整備など時間的な制約と国、県事業の諸調整が求められる中で、当時、地元対策委員会の絶大なるご協力のもとに複数の事業が同時に行われたわけでありまして、現在の都市基盤や社会経済活動に大きく生かされているところでもございます。

こういった事業背景にございまして、用地のご提供をお願いするに当たりまして、直接の事業用地はそうなんですが、残地につきましても用地の取得ということの経過もございます。さきに申し上げました同時に複数の事業が執行されている中で、多くの代替地の需要が寄せられておりました。この代替用地の確保は、円滑な用地交渉を進めるに当たりまして、当時、最優先の課題でもあったところであります。代替用地の所在につきましては、この起業区間であります中之条地区を中心とする周辺及び事業の進捗にあわせてインター線から南側地域の一部にございます。

議員さんお尋ねにございました代替用地21筆、3億5千万円余という数字につきましては、19年度決算の状況でございまして、今年度、平成20年度中に処分となった箇所もございます。現時点では17筆、2億4千万円余といった状況でございます。

個々の用地交渉の過程におきまして、代替地の確保は先ほど申し上げましたとおり必須の状況でございました。具体的な代替地を求められて取得をして用地交渉をお願いしてきたものの、最終的には代替地の取得をなさらずに売り切りで決着したという例もあるわけであります。その事業を進めるに当たりまして、当時におきましては、いずれも必要であったわけでございます。そういった用地手当により今の都市基盤整備につながっているというご事情もご理解いただきたいと思います。

8番(春日君) 土地開発公社に対してどうするかというと、これは町長の答弁では 見直しをしながら対応したいという、こういうことでございます。土地開発公社の 理事会という、こういうところもクリアしなければならない部分もありますので、 決定はその時々ということにしても、今の時点でもう少しお聞きしたいところがあ りますので、お願いしたいと思います。

坂都1号線の長期にわたるご事情というか、道筋の説明がありましたが、3億5千万円あった土地が1年間で17筆の2億4千万円になったということでございまして、販売済みの1億1千万円の中身も時間があればお聞きしたいところですが、結果として受けとめておきたいのであります。相当な残地、それから用地、代替地があるという、私は今の聞いたところでは、そういうことを受けとめましたが、そ

の代替地は多分宅地として売れるに適したいい土地ではないかと思うわけであります。それから、そうじゃないそれ以外の土地でも別な使い道、例えば宅地の一部にとか、畑とか、農道とかにも積極的に売ることを考えられないのか、その点を、これは町長にお伺いをいたします。

- **町長(中沢君)** 先ほど課長が申し上げましたように、新幹線、高速道等々大きなプロジェクトの中で坂都1号線が開設されたということでもございます。その交渉の中でそれなりの苦労もございましたし、また、そうしなければならなかった事情もあるわけでございます。そういった残地につきましては、鋭意いろいろこれからも対応を考えてまいりたいと思う次第でございます。
- 8番(春日君) それでは、ロの項に移りますが、売る土地は売る努力をであります。 事務局がとったアンケートによれば、分譲地を既にお買いになられた方が坂城町 を選んだ理由に、住宅環境を1番とした方が32%もおられました。2番目には交 通の便がいいと、その方が20%。3番目には、公共施設を挙げ、15%の方がお られました。日照と価格を選んだ方がそれぞれ13%おられました。このうち買え ることができるものを買えれば、その土地の魅力が増すはずであります。買え得る ものは一つ分譲価格であります。

ところで、私はこの項で20%と言いましたが、町長はどのくらいの具体的な数字を想定しておられますか。先ほどは資料の提供を行い、改善に努力と申したと思いますが、その根拠があれば、またお示しをいただきたいのであります。

町長(中沢君) 町の宅地分譲というものは、民間の分譲と異なります。いろいろな 政策の中で対応しているわけでございます。長年の中で先にお入りになった方々、 そういった皆さんにアンケートをとる中で、坂城町はよりよい住み場だということ で、現状においては、ある程度納得していただいているという背景があろうかなと 思っております。

一般的に申し上げまして、20%というのは行政としてあまりにもちょっと激変 過ぎると。まず1割ぐらいのところ、それよりも時価の趨勢をしっかり見つめて、 その中の何割をどうこうするということから始まるものだろうと、こんなふうに思っております。加えていろいろとあっせんしていただける方へのお手当、そしてまた、町外から来られる方、子育ての方、そういった面は町の行政と相まって固定資産税を1年なり何なり延ばすとか、いろいろ対応して、納得いくというか、これが 販売のいろいろな手法に供せられるんだと、そういった自信の中において対応して

まいりたい。これから諸々検討する上において、いろいろな要素があろうかと、そんなふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、宅地の価格そのものは引き下げるという方向で検討してまいります。

8番(春日君) ハの項に移りますが、宣伝をして売り尽くすであります。

ただいま町長が、ある程度坂城にお住まいの方は納得しているだろうというようなお話でございますが、私がこのアンケートを見ましたところ、かなり坂城に満足度が高いという、こういうことでございますので、ちょっとご披露させていただきます。

坂城町へ町外から来られてお住まいになられた方は約半数でありまして、町内の方が半数、お住まいになっての感想は、満足と、やや満足で70%、普通が20%、合計90%の方が安住の地として坂城町をお決めになったということであります。その方々の感想をちょっと読ませてもらいますが、一つ、四季の移り変わりを十分感じ取れる。周囲の畑の美しさを末永く伝えていきたい。駅が2カ所あるので便利。田舎過ぎず、町過ぎず、よい。合併しないのがよい。温泉とばら。夜は静か。同世代の子供がいて子育てにとてもよい。自然が多く、山が近いので、緑で癒される。風が気持ちいい。自然災害が少ない。もう少し土地が安く、広い土地を販売できればと思う。団地内外に親切な方が多く、気持ちよく過ごすことができている。箱庭のような町と評した方がいるが、住、産、自然環境の調和がとれた町として存在していってほしい。ざっとこういうことであります。私がいいとこどりをした感もありますが、そのままの文であります。

人は終の住処を決めるのに一番気にかけることは、ご近所の方々の親切心かと思うのであります。このアンケートの中にそれがあったことはまことに心強い限りであります。あまりいいところをやると、いいところをいっぱい過ぎると、町長はまだまだ宅地造成をやるのではないかというような気持ちがあまり沸いてきてもらっても困りますので、課長に伺いますが、このアンケートの結果などももり込んで、心に響くような宣伝を広範囲にしたらよいのではと思いますが、いかがなものか、答弁をお願いします。

企画政策課長(片桐君) お答えいたします。アンケート結果をもとにのご質問でご ざいます。

100%いいというわけではございませんけれども、大方の人が好感を持って住宅用地を取得されたという結果は事実でございますので、そういった面も含めまし

て、先ほど町長がお答えしましたが、優遇といいますか、そういった面も総合的に 含めて、こういった声もあわせて公社ともども大いに宣伝に努めてまいりたいとい うふうに考えております。

8番(春日君) それでは、二の項に移ります。宅地分譲の役目は果たしたの項であります。

公社は右肩上がりの経済成長を前提に地価が安いときに買う、そういうために設立されたという確固とした理由はあったにせよ、自治体は、不慣れな、そして、とりわけ難しい土地売買をしなくてはならないのかと私は不思議な気持ちにもなりましたが、これを機に、時に業者のノウハウも学びながら一気に売り尽くしてもらいたいのであります。そうすれば、この項の宅地分譲の役目は果たし終えたということになるのであります。

実際私は、今日の今までの質問で町長には、そんな気持ちになれるわなというようなお答えをいただけるような気持ちでここに来たのでありますが、結果としては、これからの動向を見ながらという、こういうお答えでありますので、これをどうこうしてもらいたいというようなこれ以上のことを言うと、またどうもよくないかもしれませんので、この部分は私の気持ちとすれば、業者のノウハウも学びながら、この部分ではチョンにしたいと願っているところであります。

さてそれでは、時間はありますが、おしまいにしたいと思いまして、終わりに一 言申し上げたく思います。

公社で先行取得してある土地というのは、さっき学校の用地だの、水と緑の公園の用地とか、事業目的のはっきりしている土地ではあるけれども、景気との兼ね合いで事業着手がかなり遅れることも十分考えられるということであります。

ただ、急がなければならない部分というのも一つあるわけでございまして、それは去年の同僚の議員の質問にもありましたとおり、自治体財政健全化法に基づかなければならない部分があるということであります。これは土地開発公社の負債も含めての、それらを含めて算出しなければならない将来負担比率という、こういう比率が四つの指標のうちの一つではありますが、他の三つの指標の公表も同時に義務づけられたわけであります。財政の実態を把握するためのもののようであります。この比率が高いと、いわば財政運営上の縛りもあるというわけでありまして、これを下げなくてはいけないのであります。そこで今後は公社では土地は買い取らない、また今持っている土地はなるべく早く売ってしまう、これが鉄則であろうかと私は

思います。

町長も公社の理事長さんも同一の人物ではありますが、今日のテーマは土地開発 公社絡みゆえ、公社の理事長さんに強く要望したいのでありますが、以後、町長か ら公社でどこぞの土地を買い取ってもらいたいとの要請があっても、頑として受け ないでそっぽを向いていてもらいたいのであります。

質問を終わります。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後3時34分~再開 午後3時45分)

議長(池田君) 再開いたします。

ここで、会議時間の延長をいたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番(宮島君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、 一般質問を行います。

三権分立の立法権、司法権、行政権、日本の法治国家において、今回の裁判員制度、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されるわけであります。国民の代表が刑事裁判に参加し、日本の司法に新たな時代に入るわけであります。しかし、残念ながら、国民も協力し、改正された裁判員制度がいまだ国民の理解になじんでいないことは非常に残念であるわけです。もっと法の理解に基づいた徹底する必要があるのではないかというふうに国民の一人として思うわけでございます。

さて、もう1点、文部科学省が平成21年11月に全国の小中学校の携帯持ち込み禁止を通知しているわけですが、今回の通知を出すに当たり、平成20年12月現在では、全国の公立小中学校の現状には、およそ90%以上が禁止しているわけであります。子供を巻き込むトラブルが相次ぐ中、ついに文部科学省が禁止することになったわけでありまして、一律禁止には安全のための課題はあったわけですが、我が坂城町の教育委員会としては、学校、父兄、子供三者の話し合いにより学校への持ち込みを原則的には禁止したわけでありますが、2~3の特別扱いもあるようであります。しかし、我々地域においては、学校と連携し、安心・安全のまちづくりに一丸となって取り組む必要があるのではないかというふうに思うわけであります。

さて、質問の第1点でありますが、経済情勢激変の予算編成についてであります。 イ. 財源算定の根拠について

百年に1度の世界的な金融危機による経済不況に加え、日本経済が戦後最悪とも言われる深刻な不況に直面し、2008年10月から12月期の国内総生産(GDP)の速報値は、前期比3.3%の減、年率換算で12.7%、第1次石油危機の影響を受けた1974年以来、約35年ぶりの水準で、戦後ワースト2となったわけであります。このような経済状況激変の予算編成について、財源算定の根拠と税収の見込みはどのように分析するかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

次に、繰入金、財政調整基金、文教施設整備基金、町債、食育・給食センター建設事業臨時財政債、合計15億6,799万8千円という金額があるわけでありますが、本予算において60億5,800万円の中でいくと約25.8%の歳入になるわけであります。率で申し上げますと、4分の1の比率であるわけですが、財源の確保と穴埋めに財政調整基金、また、町債による建設事業費が今後の財政運営にどのように影響するかについてもお伺いをさせていただきます。

ロ. 財政収支の改善策の取り組みについて

戦後最大の経済危機にある景気も雇用も予想以上の速さで悪化しているわけです。 切れ目のない財政出動が必要であるわけであります。地域企業の業績悪化などで企 業収益などに課税する法人町民税が大幅に減少し、自治体を取り巻く環境の変化、 多様化する住民ニーズの変化に対応するための財政収支の改善の取り組みについて もお伺いをいたします。

また、坂城町行財政推進計画、自律の町づくりへの道しるべ、改革プランは平成15年度を原点からの、いわゆる行財政改革と位置づけ、坂城町行財政改革推進計画を策定し、平成20年度を第1次目標とし、計画的に実施することになっているわけであります。今回、平成21年度は第2次目標として随時改革を実施しているわけでありますが、今回、改革プランをどのように取り組みされたかについてもお伺いいたします。

町長(中沢君) 宮島議員のご質問にお答えいたしてまいります。

経済状況が激しく変わる中での予算編成、そして、その財源算定に対する根拠ということについて、ご説明申し上げます。

昨年秋口からの世界的な景気の後退によりまして、町内企業への影響が危惧され

ているところではございますが、町においても厳しい予算編成を強いられたという ことは事実でございます。

最初に町税収入でございますが、個人町民税につきましては、昨今の景気動向、 雇用情勢から前年度対比4.1%、3,300万円の減額を見込みました。法人町 民税につきましては、企業業績の急速な悪化ということで、法人税割の大幅な減額 が見込まれるということから、53%、2億6,500万円の減額といたした次第 でございます。固定資産税につきましては、20年度において長野新幹線関連の償 却資産分が大きく伸びたところでございますが、21年度は評価替えの年でもあり、 0.8%の微増といたしました。また、町のたばこ税につきましては、実質額等を 考慮して12.1%の減額計上でございます。町税全体では、前年対比マイナス 10.4%、2億9,700万円の減額で、25億6,300万円を計上した次第 でございます。また、大幅な税収の落ち込みにより、普通交付税の算定の上では、 新年度の交付税に反映される部分もありますが、臨時財政対策債の発行額と合わせ まして、実質的には交付税全体でマイナス4.8%、3千万円の減額の6億円を見 込んだところでもございます。

次に、繰入金でございますが、主に財源不足を補てんするための財政調整基金、 公債費に充当する減債基金及び食育・給食センターの建設に充当する文教施設整備 基金からの繰り入れでありまして、全体で前年対比40.8%、2億5,300万 円の増、8億7,500万円を計上した次第です。これによりまして財政調整基金 の21年度末残高は、おおむね6億円、減債基金が2億5千万円、文教施設整備基 金の残高が1億7千万円を見込んだ次第でもございます。町債につきましては、A 09号線道路改修や公営住宅建設事業の完成に伴い、土木債がマイナス79%でご ざいます。

一方、給食センターの建設に係る教育債でございますが、これは大きく伸びております。また、国と地方を合わせた財源不足の拡大に伴いまして、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増大する見込みで、27.8%の増額を計上したところでございます。町債全体では6億9,300万円で、前年対比6.0%、3,900万円の増となっておりまして、21年度末の町債残高は73億2,800万円という次第でございます。

今後の財政見通しでございますが、世界的な景気の後退局面、雇用情勢、個人所 得の動向等から、法人町民税を初めとして町税収入は大変厳しい状況が予想される ところでもございます。町といたしましても、国、県の緊急経済対策等と連動し、 企業と連携を図る中で現下の危機的状況を一日も早く打開し、安心・安全なまちづ くりを推進してまいりたいと考えております。

財政運営につきましては、引き続き町の行財政改革推進計画、集中改革プランの 積極的な取り組みにより、人件費、物件費など経常的な経費の削減、投資経費の重 点化等により歳出の抑制を図ってまいります。あわせて公有財産の利活用等による 自主財源の確保にも努めてまいります。経常収支比率、実質公債比率の抑制など財 政指標の改善にも努めてまいりたいと考えております。

総務課長(中村君) 私からは、ロの財政収支の改善策の取り組みについて、お答えを申し上げます。

世界的な景気の後退、百年に1度という中にありまして、三位一体改革以降、地 方財政は厳しさを一層増してきておりますが、一方で、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応したきめ細かいサービスも求められているところであります。 こういったことから経費節減の徹底とあわせて知恵と工夫により住民サービスの向 上を図るとともに、より親しみやすい行財政運営を行うため、自律のまちづくりへ の道しるべとして行財政改革推進計画、集中改革プランを策定をいたし、積極的な 取り組みを図ってまいったところであります。

その内容というところで、人件費、物件費、経常経費等につきましては、さきの 田中議員への答弁のとおりでございます。投資的経費におきましては、継続的な基 幹道路の整備等を初め、まちづくり交付金事業や公共下水道の面的整備の促進など を重点に実施してまいります。また、食育・学校給食センターの建設につきまして は、ほぼ特定財源で手当するなど工夫をいたしております。普通建設事業費全体で は、前年度対比マイナス11.0%、1億600万円の減となっております。

13番(宮島君) ただいま町長からは経済状況、財源の予算編成の内容の算定の根拠について細かく報告があったわけであります。

そこで、それに関して再質問をさせていただくわけですが、ご案内のように、この景気回復は1年あるいは2年、3年、5年というような非常に短期、中期、長期というような見通しを、国なり経済界は、そんな予測をしているわけでございますが、ただいま町長からは今期の予算については大変いろいろな財政基金なり経常経費を減らして何とかして組み立てたと、こういうことであるわけでありますが、そこで町長に今、私が申し上げる内容でございますが、本当にこの短期なり中期でこ

の財政状況、いわゆる合併をしない自律の町、本当に町民のニーズにどこまで応えられるかと、財政的に。あるいは今回の資料を見てまいりますと、いわゆる土木費等についてはかなり減っている、災害復旧費もそうなんですが、やはりそれには町民がついているわけでございますので、そういった観点に立って、町長、どんな考え方で、短期的には、あるいは長期に向けて財政収支をしてまいるかについて、まず最初にお伺いさせていただきます。

町長(中沢君) いろいろ予算を編成する中で、今年度重点といたしましては、大きなものとして食育・給食センター、そしまた、退かないぞ、これは重点だということの中では、下水道に係る事業等をもり込んだわけでございます。しかしながら、ご指摘のように大変法人税、あるいは住民税等極めてきつい面も出てまいっております。この面については、こういった景気でございますので、当然なことだなと、こういうふうに思っておりますし、固定資産税については、本当に力強いものを持っていると、こんなふうにも思っております。自主財源比率が67%ということでございますが、この近隣にはない一つの力強さのあることも当然でございます。

地方自治そのものに向けては、地方交付税を初め諸々の施策があって各基礎自治体は成り立っているわけでございます。そういった交付税の減額が今までの実績の中で相当響いているということも事実でございます。施策展開に当たりましては、国、県等のいろいろな施策をより導入する、そしてまた、交付税についてもいろいろ対応してまいるという中で、自律の町として十分生きられる、そういった対応できると、こんなふうにも考えているところでもございます。

今回、財源の面でいろいろ苦労し、そして対応はいたしましたけれども、町としては、いろいろの切るべきものは切り、そしてまた、倹約できるものは倹約し、なおさらに行政のやらなければならない分野と、時には民にお願いする分野等もいろいろと振り分ける中で、真に行政がやるべきサービス、公共投資等は重点的にやっていくということで対応してまいりたいと考えております。

13番(宮島君) 町長からご答弁いただいたわけでありますが、自主財源67%、自律の町ということであるわけでありますが、最近、長野県81市町村の、いわゆる予算編成の内容を『信毎』等で見てまいりますと、この隣接と言っていいか、言い方はあれですけれども、隣接あたりの状況と我が町と比較してみると、思い思いの施策を、町長は施策と言っておったわけでありますが、一つそこで、やはり財政堅持をやるということは結構なんですが、特に県下の状況を見てまいりますと、最

近、いわゆる健康保険というか、地域の保険医療というものについては大変どこの 町も苦慮していることであるわけでありまして、特に私も孫を持つ一人として、ぜ ひひとつ小学生、あるいは中学の医療費の無料化というか、そういう財政確保も私 は必要ではないかと。決してすべて事業をやっていけということではないわけであ りますが、そうした少子高齢化、あるいは今の経済状況からして、そういう社会福 祉の面に、どんな考え方で今後、財政の中で進めていくかについて、いま1度お答 えをいただきたいと思います。

- 町長(中沢君) いろいろ施策展開する場合に、例えば介護保険料を決めるという中では、卑近な例が、上田市や千曲市よりは低い、長野市よりも低い、あるいは同じぐらいということを念頭に置きまして、サービスは減らさないと、これで頑張るような、そういう施策展開をということを希望し、そして、そのように決定させていただいております。今後、山間地で特別にいろいろな対応のできるところをモデルケースにするよりも、少なくも町として基礎自治体として他の同じような規模の町以上にいろいろ対応できる施策展開、そういう中でいろいろ国の施策を見ながら、そして子育て、あるいは保健の関係に精一杯努力してまいりたいと、こんなふうに考えるところでございます。
- **13番(宮島君)** ぜひひとつ、そういった方向で町民の負託に応えるよう、町長に お願いするわけであります。

次に、総務課長に、先ほど口として財政収支の改善策の取り組みについてお答えをいただいたわけであります。多分お手元に資料をお持ちだと、私も持ってまいっているんですが、「坂城町行財政改革推進計画~自律のまちづくりへの道しるべ~集中改革プラン」というのを私は十分熟読をして今回質問させていただいているわけですが、いよいよ第2期と言っていいか、これに進まれるわけですが、事務局としては、どんなスケジュールの中で進めていくかについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

総務課長(中村君) この自律のまちづくりへの道しるべは、平成15年に取り組みまして、16年からということであります。先ほど箕輪の管理職手当1割カットというお話、私どもは16年からやっていますというのは、このスタートと一緒ということであります。それが集中改革プランという形で国が地方の行政改革を計画づくりをやりなさいと言われたのが16年、17年から集中改革プランという形で、より数値目標をつくって進めてまいったということであります。名前が集中改革プ

ランという名前でありますので、この後のものをつくれと言われるのか、言われないのかというところは一つあるかと思っております。ですが、行財政改革という方向性、これは堅持していかなければいけないというように考えていますので、21年度、それなりにこの次の計画をどうしていくかという検討を進めてまいりたいと考えております。

13番(宮島君) わかりました。ぜひひとつそういう方向で担当の総務課長の方で 進めていただきたいと思います。

さて次に、2番目として、緊急経済対策についてであります。

イ. 地域産業の景気回復の見通しをどう見るか

製造業を中心に大きな打撃を受けている。関連する産業全体に業績悪化が広がっているわけであります。ご案内の雇用も深刻化する状況に直面しているが、町内企業の、いわゆる自動車、電機、基幹産業の現状からして、地域産業の景気回復の見通しをどう見るかについて、まず最初にお伺いをいたします。

ロ. 雇用創出支援対策の取り組みについて

我が坂城町の、いわゆる工業隣地からしての潜在力を生かした町としての雇用創 出支援対策をどう取り組むかについて、お伺いをいたします。

産業振興課長(宮崎君) 私からは緊急経済対策について順次お答えしたいと思います。

まず、地域産業の景気回復の見通しをどう見るかということでございますけれども、ご案内のとおり、今日の金融危機につきましては、経済関係の専門家筋の意見などを参考にいたしますと、一つの大きな要因としてアメリカのサブプライムローンを源泉とする証券を担保として資金調達を行っていたと。このローンの不払いが急増したことにより引き起こされた金融危機ということでございます。また、世界各国の金融機関や証券会社などは、さきに申した証券などサブプライム関連商品を多く保有して、それぞれの金融機関などがどの程度所有しているかが不明なために信用不安に陥って今日の経済状況の低迷の一因になっているというふうに考えられています。こういった状況において世界各国の消費が冷え込み、輸出産業が中心の我が国といたしまして、自動車産業を初め各種産業が低迷していると思われます。

一方、国内産業に目を転じますと、昨今は自動車業界において在庫調整が進展し、 急激な減産体制から需要にあわせた生産体制に移行するとマスコミにより報じられ ております。しかし、好調時のような増産体制にシフトするわけではなく、今後の 需要動向を見ながらの生産調整がしばらく続く模様であり、すぐさま景気の回復に 結びつくといった状況ではないというのが現在の一般的な考え方であろうかと思い ます。

当町におきましては、新春賀詞交歓会に先だって、経済産業省製造産業局次長の後藤芳一氏や、最近はセブン&アイ・ホールディングス代表取締役の鈴木敏文さんなど、多くの知識人にご講演をいただき、先を見据えた情報の提供をいただいております。鈴木敏文さんによりますと、この危機的な不況は必ず脱出することはできるが、以前のような消費活動に戻ることはない。重要なのは、経済状況の変化にあわせ、柔軟な対応ができる企業体質をつくることだなどとおっしゃられておりまして、景気回復後に向けた企業の心構えなどを語られております。また、町内の企業の社長さんからは、昨年、商工会で開催いたしました地域経済懇談会や機会があるたびに企業の状況等についてお話をお聞きしているところでございますけれども、お話を伺う中で景気回復に関する目途について、その時期についてまで言及される社長さんは、ごくわずかでございまして、国内の企業の状況とあわせ考えてみましても、今後しばらくの間は回復の目途が立たないといった、そういう考え方が趨勢となっているということでございます。

次に、雇用創出支援対策の取り組みということでございます。

現在、求人の巡回相談を坂城テクノセンターにおいて月2回、第2、第4月曜日に実施しているところであります。この厳しい町内の雇用状況を踏まえ、ハローワーク篠ノ井、長野労働局等へも相談回数をふやすお願いをしてまいりました。当地域だけでなく、影響を受ける地域があまりに広範で厳しい返事しかいただけないのが実情でございまして、何とかこの3月については相談日をもう一回ふやしていただくということで3回実施していただくということになってございます。

ハローワーク篠ノ井では、1月に千曲市において管内関係事業所を対象に雇用安定関係助成金及び雇用対策説明会を開催したところでございます。この助成金は雇用調整を迫られている企業にとっては有効であるわけでございますが、この制度を知らない企業も、特に小さい小規模事業所に多いことから、町といたしましても、町が主体となって3月13日の金曜日の午後1時30分から、坂城テクノセンターにおいて町内関係事業所を対象に、ハローワーク篠ノ井の担当官にお越しいただき、この説明会を開催することとしております。また、現在、県のミニジョブカフェを、この第4月曜日、23日でございますけれども、開催すべく、今、調整を進めてい

るところでございます。

いずれにしても、こういった国の制度等の説明につきましては、一人でも多くの、こういったことが利用されて雇用を守れればというふうに考えるところでございます。町及び商工会において昨年12月より月1回、第2水曜日に事業主を対象に金融個別相談を商工会館で開催して保証料を含め、融資等の相談に対応しています。これについても足をお運びいただきたいと思います。

こんな状況の中でございまして、国、県、町、商工会、テクノセンター、テクノ ハート坂城協同組合等と連携をして相談機能を強化し、対応してまいりたいという ようなことで、よろしくお願いいたします。

- 13番(宮島君) 内容については、中身はちょっとわかったわけですが、そこで担当課長に率直にお答えをいただきたいわけですが、例えば今の地域、280社ある中で、一体、例えば12月末、あるいは年明けに分けてでも結構ですが、今の操業状況、各社の。そういうものについては何か掌握しているかどうか。操業状況、例えば昨年はこういう状況、年かわってはこうだということについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。
- **産業振興課長(宮﨑君)** 各社の操業状況はどうかというようなことでございます。

特に自動車関係、あるいは建機関係等、町内の大手の企業さんにおかれましては、 週休等の中で4日ですとか5日ですとかというような部分、今、現実的に、そうは いっても、さらに社内で休みをとっているところというような部分でありまして、 外観からはそうは把握できないということではございますけれども、いずれにして も雇用安定助成金等を既に活用されている企業も40社を超えているということ、 それは基本的には比較的町内の大きな規模の企業の皆さんが多いということから察 すると、かなりの部分でそういった休業というか、そういう対応、あるいは教育訓 練、そんなことでの一時帰休と申しますか、そんな対応をしている企業がかなり多 いというふうに考えております。

13番(宮島君) 町長に1点お伺いするわけでありますが、最近、メディア、新聞 紙上では、非常に我が坂城町のことは、ご承知のように常日ごろ出ているわけであ りますし、特に経済新聞なんかは東証一部の日精樹脂の、いわゆる株価だとか、あ るいはジャスダックの竹内製作所の株等々については、大方町民の皆さんも関心を 持っているわけでありまして、実は先般そんな話も町長から直接、全協ですか、話 を聞いた経過があるんですが、いわゆるこの激変する企業の坂城町がそういうメデ

ィア、新聞報道から県下81市町村の中で最有力ということで記者会見までやっているというような状況、大変注目の町であると。これはある面においては町民としてうれしいことでありますが、やはりそこの行政の責任者、あるいは議会等については、それなりきの対応をしていかなければいけないわけでありますけれども、ただいま担当課長からも操業の話が出ておったわけですが、町内の、いわゆる円高、輸出関連産業が非常に多いわけでありまして、こういった製造業を早い機会に景気回復の見通しは、町として、町長として、今までテレビ等で記者会見しているわけですが、そのポイントとなる方法は何かと。この政策でいけば、我が町は大丈夫だというご意見がありましたら、ひとつお答えいただきたいと思います。

町長(中沢君) 景気回復に対する見通しそのものについては、先ほど産業振興課長が申し上げましたように、いろいろな有識者にいろいろ来ていただき、情報提供する中で、それぞれの企業がいろいろ自らの業種、業況になぞらえて考えていくと、そういう力を養う、あるいはまた、相談機能、情報交換の場をつくっていくということが大事かなと。そしてまた、大事なことは、雇用一つの問題にとりましても、上場しておりますので、竹内製作所、あるいは日精樹脂さん等々は株価、みんなに知られ、発表もされているわけでございますが、ともに人員整理という面での対応もあったわけでございます。自主的な退職者という中で、ほぼおさまったということもお聞きしておりますし、また、それぞれの皆さんは持てる力がございまして、どちらかというと、自力で今後のいろいろ就職活動、あるいは働き場を決めていくということが多いなということに対しては、坂城の力かなと、こんなふうにも思っております。

こういった景気ということで、坂城が何かというような状況で、いろいろ『信毎』やその他でも報じられたわけでございますが、何か大変な町だと、そのこと自身はそのとおりでございます。

ただ、マスコミに申し上げているのは、ただ、こうで困る、困るという話、あるいは経営者の話でなくて、その従業員のところへそっと行って聞いてこうだという書き方そのものについては、疑問のある手法だなと。そこへまた私がいろいろ映像の中でということになれば大変なことだと。そういうことから、三者ばかりのテレビの会社については、長い間お断りしてきたわけでございます。お断りしながらも、ある時期にはいろいろ申し上げますということで、今回は町の予算がちょうどできたなと、そういうことで、まず予算についてお話ししますよと。その次にいろいろ

町の経済状況についてお話ししますよと。その次にはまた欲をかきまして、今年の全国的イベントについてお話ししますから、そういった面からいろいろ皆さんに申し上げたいから集まってほしいといった手立ての中で進めたわけでございます。関係のマスコミの皆さんにも、もう少し広い目で、より慎重にということは常々考えておりますし、また、そういう趣旨のことは申し上げている次第でございます。

13番(宮島君) ぜひひとつ勇気と自信を持って今後とも町の情勢についてアピールをしていただく、これは要望で結構ですが、ぜひひとつやっていただきたいというふうに思うわけであります。

3番目に、しなの鉄道についてであります。

イ. しなの鉄道沿線自治体活性化協議会設立について

しなの鉄道は、全国初の新幹線並行在来線として平成19年10月に開業しているわけです。この10年間は草創期の経験をもととし、経営改革を推進し、経営健全化に努めなければならないわけであります。今回のしなの鉄道沿線の9市町村の自治体による活性化協議会設立による事業内容、また地域公共交通活性化再生法に基づく組織、利用者増につながる新事業の計画は、どのように取り組むかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 北陸新幹線開業による長野以北在来線の予測について

北陸新幹線の長野-金沢間が2014年に開業予定をされているわけであります。 県も2010年度までには長野以北の並行在来線経営のあり方を固める方針である わけでありますが、しなの鉄道としての長野以北の在来線の予測について、国、県、 JRとの対応状況についてもお伺いをさせていただきます。

ハ. 信越線篠ノ井長野間の対策について

開業以来、懸案の運行、経営対策として、機能充実を図るためにもJRとどのような検討をしているかについてもお伺いをさせていただきます。

町長(中沢君) しなの鉄道沿線自治体の活性化協議会についてのお尋ねでございます。

本年2月16日に、しなの鉄道沿線9市町が商工団体、住民、鉄道事業者ともどもに、しなの鉄道活性化協議会を成立いたしました。しなの鉄道は、平成9年10月に開業以来、一貫して輸送人員が減少し、10年間で13.6%減少したところでもございます。この間、経費節減とともに3回の運賃改正を行い、平成17年度以降、黒字が計上されております。しかし、経費節減は限界に近づいているなとい

うこと、さらなる輸送人口の減少ということで、歯止めのきかない難しい課題もあるわけでございます。この協議会では、地域が一体となって利用者の増加を図るということ、これが何よりも大事でございまして、総合的な計画を策定は予定されておりますが、そういった中で、より具体的な対応を21年度にいろいろ進めてまいるということでもございます。

北陸新幹線開業による長野以北在来線の件でございますが、それと信越線、篠ノ井ー長野間の対応ということについての方向づけもいろいろ大変な状況であるなと。長野県が平成18年度実施しました長野から妙高高原の需要予測の結果、また平成19年度に実施した同区間の収支予測結果等厳しい状態が示されております。さらに県では、20年度、軽井沢から妙高高原間を通しの収支予測調査を実施し、分析した後、21年度に経営計画の基本枠を検討し、22年度に向けて基本を決定していくということでもございます。あわせて県では在来線の経営が厳しい中で、新幹線の経営が順調であるなどを踏まえ、他県との連携、さらに並行線との枠組について、いろいろと国に働きかけをしているところでもございます。

町といたしましても、まず、しなの鉄道の関連については、沿線の皆さんと連携を密にし、利用者の増加に努めてまいりたいなと、こんなふうに思う次第でございます。

私、しなの鉄道の監査役を言いつかっているんですが、そういう中で坂城駅でございますが、ホームのいろいろ案内板等が古いと、また内容等もちょっと今風じゃないなというようなこと、さらに広告塔がそのままになっているということは、駅の風格、勢いというものをそぐ面があるから、こういった面については互いに連携して、でき得れば、ばらサミットまでには、来て駅もいいなと、こんな対応をしたいというお話とあわせて、今回広められる千曲川さかきバラ公園につきましても、しなの鉄道も一つのコーナーをいろいろ用意していただいて、そしてオーナーとしてともに頑張るようという要望を申し上げて、いろいろその線に沿っても努力していただくことになっております。

建設課長(村田君) 私からは、しなの鉄道について、しなの鉄道沿線自治体の活性 化協議会設立について、その概要について順次お答えをさせていただきます。

しなの鉄道の支援については、平成17年に県沿線9市町村及びしなの鉄道で、 しなの鉄道再生支援協議会を設立し、しなの鉄道再生計画を策定し、平成21年度 までの5カ年計画で再生に向けた施策や必要な施設、設備の整備を実施してまいっ たわけでございます。

平成19年、国土交通省では、地域の公共交通の維持は事業者の努力だけでは難しいとのことで、地域の関係者が連携して活性化に取り組むことが必要との認識から、地域公共交通活性化再生法を制定し、協議会が計画を策定し、活性化事業を行う場合には支援することとなりました。それを受けて、しなの鉄道活性化協議会を設立したということでございます。組織については先ほど町長から答弁があったとおりでございます。

平成21年度は調査計画期間になっており、調査は関係機関に委託し、1、しなの鉄道の利用者減少の要因を分析し、需要予測モデルを策定すること。2、列車増便にかかわる旅客需要予測及び増員に伴う旅客需要を創出するための施策。3、新たな旅客需要を発掘するための手法等について行う予定と聞いております。また、連携計画の内容といたしましては、この調査を踏まえて今後、協議会で検討することとなる予定だそうでございます。

活性化再生事業に対する国の補助制度では、鉄道の活性化にかかわる事業として、 1、鉄道の実証運行。 2、待合環境の整備。 3、イベント車両借り上げ。 4、公共 交通サービスに関する情報提供。 5、ノーマイカーデーなどが事業の事例として挙 げられております。

いずれにいたしましても、今後の協議会の動向を見ながら関係団体と連携し、しなの鉄道の利用促進策の検討を進めることとなると聞いております。ご支援ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、北陸新幹線開業による長野以北の在来線の予測についてということでございますが、長野以北の並行在来線につきましては、平成8年12月の政府与党合意により新幹線の開業時にJRの経営から分離することとされ、翌平成9年には県と沿線市町村で確認書を取り交わしたということでございます。その中で経営主体については沿線市町と協議することとされております。

これを受け、県では平成18年度から需要予測の調査を始めた次第でございます。 平成18年度の需要予測では、輸送密度は2005年の1日5,300人から30年後には減少率約40%の1日当たり3,100人と減少傾向にあると聞いております。また、平成19年の収支予測では、新会社が初期投資をしない場合であっても初年度で9,700万円、30年間の累計で4億7,500万円となる傾向にあると聞いております。これらは、しなの鉄道による運営を想定したものではないと 聞いておりますが、20年度実施している収支予測調査を踏まえて県内の並行在来 線の運営形態について比較しながら、最もよい形の枠組を平成21年度以降検討す ると聞いております。

次に、信越線篠ノ井ー長野間の対策についてでございますが、ご案内のとおり、 しなの鉄道でございますが、平成2年12月、政府与党の申し合わせにより軽井沢 一篠ノ井間は経営分離されることとなり、平成9年10月に北陸新幹線開業と同時 に開業を始めたわけでございますが、県において今年度実施している収支予測調査 を踏まえて篠ノ井ー長野間を含めた県内の並行在来線の運営形態について比較し、 最もいい形の枠組を来年度以降、検討すると聞いております。

町といたしましても、国、県の動向を見ながら、よい方向を見出せるよう支援していけたらなというふうに考えておるところでございます。

- 13番(宮島君) ただいま町長から、しなの鉄道の取締役というお話があったわけですが、そこで町長に1点先に聞くわけですが、私は新聞の報道だけでそれを見ていることで発言をするわけですが、しなの鉄道の井上社長は、平成20年9月に退社をしているわけ。従って、それ以降ただいまのところ半年は社長不在ということだと思うわけですが、多分代表権を持っている専務がやっておられるか、その辺のことは、私は内容はわからないわけですが、最近、新聞の中では、県の指示は6月末までには選任をするというような意向のようでありまして、ただいま担当者なり町長から話がございました、いわゆる北陸新幹線の推進に伴う、しなの信越線の長野以北の経営主体となるために社長が不在なのか、しなの鉄道の可能性があるかどうか、その辺について、この大事な時期にいても大変なところ、いない社長が6カ月ということは、ちょっと私は常識的には長過ぎるのではないかと。それなりきに以北等の関連、あるいは篠ノ井ー長野間の関係だというふうには理解もできる面もあるわけですが、その辺についてちょっとお尋ねさせていただきます。
- **町長(中沢君)** しなの鉄道の人事については、その内容については承知しておりません。ただ、前の社長さんは、さらなる飛躍のために去ったというお話は聞いておりますし、また、現在の専務理事が頑張っていろいろな仕事に耐えられるということもわせて、お話のありますような方向が出ているということも側聞はしております。
- **13番(宮島君)** ただいまの内容については理解をいたしました。

そこで町長にお聞きをする、これは要望でございますので、ぜひそのようにさせ

ていただくということでご理解いただきたいわけですが、今回の、いわゆる地域公共交通活性化再生法、これは隣の河東線なんかも今やっているふうに報道されているわけですが、そこで、できるかできないかは今後の町長さんの、いわゆる立場でご発言をしていただければいいんですけれども、そういった中で先ほど坂城駅舎のホームの話が出たわけでありますが、私は地域の長年の懸案、まあ、懸案というと失礼な言い方ですが、テクノさかき駅の、いわゆる乗り降りに利便性の持てるような高齢者のためにエレベーターなりエスカレーター、そういったものは、そういう活性化に基づく中でできるものか。それ以上に、例えば大きな、いわゆる列車の車体の更新だとかいろいろあろうかと思いますが、そういう細かいものまで手が届くかどうか、これを最近の新聞で上田駅の、いわゆる昇降機の増設なんていうのも、ちょっと新聞に出ていたわけですが、ぜひひとつ要望でございますので、そういう地域の要望をぜひひとつ受けていただいてお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長(池田君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等審議、一般会計 予算案総括質疑、委員会付託、各特別会計予算案総括質疑、委員会付託等を行いま す。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後4時45分)

3月11日本会議再開(第4日目)

1. 出席議員 14名

邦 義 君 武 君 1番議員 田 中 8番議員 春日 2 山城 賢 一 君 9 IJ 林 春江君 3 IJ 柳 澤 澄 君 安 ふみ子 君 10 IJ 島 4 中 嶋 登 君 円 尾 美津子 君 IJ 11 5 IJ 忠 君 柳 沢 昌 雄 君 塚 田 12 IJ 6 大 森 茂 彦 君 13 IJ 宮 島 祐 夫 君 入日時子君 池田 博 武 君 IJ 14 "

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 中沢 君 副 長 栁 澤 君 町 哲 教 育 長 長谷川 君 臣 会 計 管 理 者 塩野入 猛 君 務 課 長 忠比古 総 中村 君 企画政策課長 片 桐 君 有 まちづくり推進室長 陽 君 塚 田 住民環境課長 下 和久 君 福祉健康課長 君 田 好 塚 子育て推進室長 沢 恵 三 君 中 産業振興課長 﨑 義也 君 宮 建 設 課 長 田 茂 康 君 村 教育文化課長 沢 悦 子 君 西 総務課長補佐 博 澤 君 柳 係 務 長 総務課長補佐 健 塩 澤 君 財 政 係 長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長吾妻忠明君議会書記金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 一般質問
 - (1) 子育て支援対策についてほか

林 春 江 議員

(2) 行政経営の新たな環境を迎えてほか

山城賢一 議員

- 第 2 議案第 2号 坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及 び処分に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する 条例及び坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7号 町道路線の廃止について
- 第 8 議案第 8号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第 9号 平成21年度坂城町一般会計予算について
- 第10 議案第10号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第11 議案第11号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第12 議案第12号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第13 議案第13号 平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第14 議案第14号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第15 議案第15号 平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第16 議案第16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算につい

7

- 7. 本日の会議に付した事件 前記議事日程のとおり
- 8. 議事の経過
- 議長(池田君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しております ので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(池田君) 最初に、9番 林春江さんの質問を許します。

- **9番(林さん)** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。
 - 1. 子育て支援対策について
 - イ.「次世代育成支援行動計画」の取り組みと成果は

我が国の赤ちゃんの誕生につきましては、2005年の合計特殊出生率は1.26 と過去最低に陥りました。2007年には1.34とわずかながらの回復が見られ、 2008年もその兆しがあるかの報道に期待感もわくところでありますが、過去30 年間にわたり減少し続けた少子化が及ぼす影響について、日本の将来に危機感を持つと答える人が8割を超えたと、少子化対策に関する特別世論調査の結果が2月26 日、内閣府から発表されております。まさに少子化対策は国家的課題であり、早急な対応が求められるところであります。

平成15年、次世代育成支援対策推進法の制定に伴い、坂城町は平成17年、次世代育成支援行動計画を策定、次代を担う子供と子育て家庭への支援等に取り組まれてまいりました。その成果が出生率の向上につながることを目指したことは言うまでもありません。しかし、行動計画策定後の当町の出生数は、平成17年度、129名、18年度、同じく129名と横ばいでありましたが、平成19年度は127名と2名の減、平成20年度は2月現在で106名の誕生ということであり、残すところ1カ月となった今年度の出生数については、大幅な減が予想されております。

ちなみに町内小中学校の児童数で見ますと、平成21年度につきましては、3小学校全体で860名、中学校で453名、合計1,313名でありますが、平成13年度時点では、小学生1,044名、中学生540名、合計で1,584名という児童数でありました。驚いたことに10年足らずで約270名の減ということであります。この減少数と現在の出生率を照らし合わせてみますと、正直、背筋が凍る思いもあります。今議会ご提示の平成21年度予算のうち、少子化対策は国策に準じた妊婦健診の無料化と第3子以降の出産祝金の引き上げが新規に設けられております。このことが功を奏して出生数の増加につながることを大いに期待するところでありますが、いずれにしましても、次代を担う子供たちの減少は、工業の町、

働く人の町、坂城の将来にとって最大の打撃であり、改めて少子化対策を最大の優先課題として取り組むべきと思うところであります。ただいま申し上げました坂城町の赤ちゃんの出生数の実情についての町長のご所見と少子化対策へのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、次世代育成支援行動計画策定後、子育て支援対策として、これまで特に力を入れて取り組んだことはどんなことであるのか。出生数の動向から見て、その成果をどう受けとめられるのか、お伺いいたします。

ロ. 目標設定への達成状況は

あすを担う子供たちが心豊かで健やかに育つためには、家庭はもとより社会全体で子供たちを支えていくということを次世代育成支援行動計画の基本理念とし、総合的な施策展開に向けての実施予定など、目標設定を掲げてありますが、その達成状況及び目標への達成見込みはどうであるのか。また、未達成事項と達成に至らなかった要因としては、どのようなことが考えられるのか、あわせてお伺いいたします。

ハ. 後期計画策定について

平成17年度からの5カ年を前期とした行動計画は、最終年度に当たる平成21年度後期計画策定に向けた準備に入ることになり、それに要する予算も提示されたわけであります。ここでは前期計画での未達成要因の解明及び改善策はもちろんのこと、大切である子育で中、あるいは子育でに関するさまざまな立場の人たちの声の把握及び現状の把握等あらゆる角度からの情報収集が大切になると考えるところであります。特に現在、工業部門における環境が非常に悪化しておりますが、工業の町としてのその独自色はどう打ち出していかれるのか。後期計画策定の取り組み体制及び時期をどう考えているのか。子育で支援に不可欠とされる住民参画の位置づけに対するお考えもあわせてお伺いいたします。

これで1項目の1回目の質問といたします。

町長(中沢君) 林議員の質問にお答えいたします。

子育てについて、各般のいろいろな状況等をご説明いただき、そしてまた、町の 出生率あるいは子供たちのいろいろな状況等を各般にわたってご指摘いただいたわ けでございます。敬意を表します。

まず、子育て支援という中において大事なことそのものは、坂城は雇用の町、そ してテクノの町であって、他の町村にない雇用の町であると。周辺からも寄ってき ていただいていると。これを大事にしていくということ。あわせて生活環境、住宅、文化、アクセスあるいは花と緑、こういったものを充実させて、より坂城に住んでみたいと、最近そういう方も徐々にございますが、ふえております。そしてさらに、子育て支援ということで、保育園そのものを、よりいろいろと充実させていくとか、あるいはいろいろ働く町でございますので、企業におけるお母さん方等への対応をより充実させていくとか、諸々の課題があるわけでございますが、何よりも今そうした少子化傾向というものについて歯止めがかからない、若い人たちの生活といろいろ周辺が要望しているところにギャップがあると、そういった面での精神面とのいろいろな隔たり、こういうものもまた解消していくことが大事だなと、こんなふうに思っております。

そうした中で次世代支援の行動計画があるわけでございますが、急激な少子化の進行、そして、それが今後とも社会経済全体が極めて深刻な中では、より懸念されているところでございまして、次世代育成の支援対策推進法が施行され、そしてまた、それに基づく対応がご指摘のように17年度から21年の5年間にわたってでき上がったわけでございます。平成22年からは、さらなる5年間に向けて新しい10年計画、2期目の計画を立てていくということでございますので、大きな課題として、より衆知を集めて進めてまいりたいなと、こんなふうに思っております。

行動計画でございますが、ご承知のように次世代を担う子供たちと子育ての家庭への支援ということがまず第一でございまして、1人子供が生まれる、成長する、そういう家庭を、そしてさらに2人、3人の子供と合わせた、そういった総合的な支援計画が必要だと、こういうふうに思っております。今年度末におきましては、前期計画が終わるわけでございます。5年間取り組んだ施策、どうだったんだろうかということを若干申し上げます。

まず、地域における子育で支援としての児童館でございます。開館時間の延長ということ、これによって少しでも働く保護者のための利用しやすい環境整備にも尽くしてきたところでもございます。また、国との連動で児童手当ということもございます。小学6年修了まで支給年齢を拡大するとか、あるいは3歳未満の第1子、第2子の支給額を1万円引き上げるなどを行ってきたところでもございます。

保育園の保育料でございますが、2人在園している場合には、保育料が高い園児 について半額として、通園数に応じて負担軽減も図ったということとあわせ、保育 園の運営につきましては、国の基準の85%ということで町なりに頑張っているこ とでもございます。

乳幼児の医療につきましても所得制限をどなたにもなくすということで、小学校 就学前まで一応は拡充してまいったところでもあります。

保育サービス等の充実でございますが、南条の保育園がオープンいたしまして、 坂城町は他に誇れるように保育園の施設、南条、坂城、村上は整備相なったという ことでもございますし、南条保育園では乳児保育の体制を整え、6カ月児から受け 入れているというきめ細かな対応もしたところでもございます。快適な生活環境の 確保ということは一貫しておりまして、本年度中に中之条の町営住宅も整備された わけでございますが、こちらの方も周辺の皆さんからもいろいろ入居希望がござい ますので、そういった中での人口増、あるいはまた、子育てについても、より利便 を図ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

このほか母性、幼児の健康の確保、増進、相談事業等々いろいろな面で魅力ある体験の機会を拡大いたしまして、教育環境等も整備してまいったわけでございます。 大事な問題でございますので、次世代育成支援行動計画には直接の当事者も踏まえ、そしてまた、それなりの専門家のご意見もお聞きし、実情を把握しながら、そういった行動計画を立て、それによって町の機関全体がバックアップをする、そして、さらに企業、団体もバックアップする、そういった仕組みづくりが何より大切と考えておるところでございます。

福祉健康課長(塚田君) 私からは目標設定の達成状況についてご答弁申し上げます。 町長の方から答弁ありましたが、具体的な内容について説明をし、一部ダブる面 もあろうかと思いますが、お願いします。

全計画の基本目標の一つとしまして、地域における子育ての支援におきましては、個別実施事業で児童館の利用拡大について利用しやすい環境整備に努めるとなっておりますが、平成19年4月より開館時間を6時から6時30分に延長するとともに、長期休みについても午前8時30分からと開館時間の延長をすることにいたしました。また、土曜日につきましても、月1回でありますが、開館することとし、働く保護者のため利用しやすい環境整備の実現を推進しております。

次に、基本施策の中で経済的支援の取り組みでは、子育て支援に対する経済的支援、これの充実といたしまして、児童手当を平成18年から所得制限の緩和ということで、小学校3年修了時から6年修了までと支給年齢の拡大を実施してまいりました。また、平成19年4月から同じく3歳未満の第1子、第2子の支給額を月額

5千円から1万円に引き上げを実施したところでもございます。保育所保育料の軽減につきましても、お話ありましたが、平成19年4月より複数の園児が在籍している保護者の負担軽減として、2人在園の場合、保育料の低い園児について半額になっていた方について、保育料が高い園児について半額にするという改正を行ってきております。乳幼児医療につきましても、18年4月より所得制限を廃止しまして、対象を小学校就学前までに充実したところでもあります。

次に、多様なニーズにあわせた保育サービス等の充実という項目につきましては、 平成17年10月に新たに南条保育園をオープンしまして、保育環境の充実に努め、 保育園の受け入れ年齢を6カ月児からすることにより働く女性や家庭の子供への一 層の支援を図ってまいったということであります。

基本目標の2として、母性並びに乳幼児の健康の確保、増進及び相談事業の充実につきましては、胎児が順調に成長し、安全に出産するため、また、産後の母親の心身の健康を守ることを重点に、母親学級の実施や赤ちゃん手帳の交付、妊婦一般健康診査の補助、母子手帳の交付等を実施いたしております。

基本目標の3として、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備とございますが、体験を広げる多様な体験機会の拡大、子供の活動を支援する環境整備、 魅力ある学校教育の推進にも努めてきたところであります。

基本目標の4としましては、生活環境の整備がございます。快適な生活空間の確保の一つとしまして、これもお話ありましたが、町営の中之条団地が完成し、入居者を募集しておるところであります。

町の次世代育成支援行動に基づき実施してまいりましたものを一部具体的に申し上げました。これらさまざまな施策が行われまして、次世代を担う子育て支援のために一定の成果が図られてきたものではないかというふうに考えております。

また、未達成の事項についてでありますが、計画中の中には今後実施予定、あるいは実施を検討する事業も掲げてあります。内容的には多くの施策を掲げてありますが、当町の規模で本当に必要であるものかどうか、また、時期が早いのではないかというようなものもございます。これらについては、それぞれ研究・検討を重ねているところでもありますが、これから後期策定計画を策定する中で、さらなる検討をし、充実した計画を策定していきたいというふうに考えております。

続いて、項目ハですが、後期計画の策定についてであります。

後期の行動計画策定に当たりましては、前期計画において達成された施策並びに

これから実施する施策や実施を予定する事業なども含めまして十分検討していくことになります。工業の町として特色ある施策ということでもございますが、さきの達成した目標のところでご説明いたしましたように、町営住宅の中之条団地が完成し、本年から入居が始まり、住宅分譲地として大木久保、前田住宅団地等も造成される中で住宅の環境の整備をしております。働く保護者のために未満児保育の対象拡大による受け入れ、児童館の開館時間の延長、土曜日の開館時間も実施をしてきているところであります。職業生活と家庭生活の両立の推進の中でも触れておりますが、男女がともに家庭における役割を担い、安定就労につながるまちづくりを目指して、若い世代が安心して家庭を築き、子供を産み育てることができるように、経済的自立した生活への支援ということで関連しております子育て支援センターの充実もあわせて推進してまいりたいと考えております。

また、少子化対策の支援の一つとして出産祝金の増額、健康な子供の出産として 妊婦健康診断の充実、広域行政における小児初期救急センターの共同運営、病院群 輪番制などにおきましても、児童、福祉、医療の充実など新たな時代のニーズへの 取り組みも推進していくことが考えられます。

後期行動計画の基本的な指針につきましては、基本的には前期と同様になってまいりますが、特に仕事と子育てとのあり方について、仕事と生活の調和実現の視点が追加されます。また、子供と家庭への支援の視点に社会的養護を必要とする子供の増加や虐待等の子供のかかえる背景の多様化という状況に十分対応できるよう、取り組みを進めることも考えられております。策定する前に必要とされているニーズ調査、ニーズ把握においては、潜在的需要を踏まえたサービス量の把握をするようになっております。また、多様な主体の参画と情報公開により意見を幅広く聴取し、反映させることが必要となります。住民の参画という意味でも利用者の利点に立った評価指標の導入を行い、指標の設定には住民のニーズを十分加味してまいりたいと考えております。

また、要保護児童への対応についても、社会的養護体制の充実を図るように求められている経過もございます。以上のような追加点ももり込みながら後期計画を策定していくということになります。

計画取り組みの時期につきましては、まず乳幼児期から小学生まで対象としたニーズ調査を8月ごろまでに行い、報告書を作成いたします。それから、行動計画策定委員により内容等を検討し、意見等を集約し、計画を策定していくということに

なります。

組織体制についてですが、前期計画作成時と同じく、行動計画策定委員には策定 段階において長野大学の先生、民生児童委員、幼稚園、保育園、小学校、PTAな ど関係する人たち、団体から選出をしていきたいというふうに考えております。

なお、策定委員のメンバーには町内の方々に参画をしていくことが当然ですが、 検討をしていく中で広く皆さんの意見を取り入れ、充実した計画にしていきたいと 考えております。

9番(林さん) ただいまは1回目の質問に対するお答えをいただいたところであります。

先ほど町長のお話の中で保育園運営のことについては国の基準の15%で町なりに頑張っておいでるというような話がありました。保育園の入園手続等に対するこの間の質問の中にもありましたけれども、入園に対して一定の規律があるということは十分理解しておりますけれども、保育園運営に当たる経費の財源を見ますと、保護者の負担金と、あと一般財源がほとんどの財源ということから見て、もう少し町としても緩やかな対応ができるのではないか、また、してほしいという気持ちが強くありますけれども、その辺はいかがでしょうか。町長からご答弁いただきたいと思います。

町長(中沢君) 保育園の運営について行政がやらなければならない分野は多々ある わけでございます。まず保育園を立派に整備するということ、そして、保育園に入 れないというようなことだけはなくすということ、これが行政の入り口の課題であ るわけでございます。その次に入っていただく皆さんに、より利便性を確保しなが ら充実した保育園内容を持つということが大事であるわけでございます。

そうした中でお父さん、お母さんにもご負担もいただきたいと。国の基準の中で保護者の皆さんが、国で100%とれというのを85%で残るものについては町で頑張りますよということで、なおかつ昨今の財政状況の中でも、その基準は何とか足したいということで精一杯財政面では努力しているということをご理解いただきたいと思います。

9番(林さん) それから、やはり先ほどのお答えの中で乳幼児の医療制度のお話がありました。小学生就学までの拡充をしたということであります。乳幼児医療制度については、各自治体の取り組みが自治体の特色という位置づけ、少子化対策の一番のネックとして医療費の無料化を拡大を取り上げているところがあります。

坂城町については就学前ということでありますけれども、就学前ということについては、大分レベル的にはちょっと低い面ではないかなというようなことも懸念されるんですけれども、31市町村においては、中学校卒業までというような対応が、それが一番多い対応というような県内の状況であります。特に長和町などは18歳まで引き上げて、子育て支援を充実した中で人口増につなげたいという思いから、こういう対策を打ち出したということであります。

子供を持つ親としての責任は町長おっしゃるように十分わかりますけれども、このご時世でありますので、乳幼児医療給付については、もう少しアップされるような体制も私は強く望むところでありますけれども、自主財源が69%の自治体であると、坂城町はそういう状況でありながら、そういうところはちょっと低いということが一般からすると、ちょっと不満ではないかなと思います。なおさらのこと、町民の皆さんの税金をそういうところに使っていくということは町民の皆さんの理解もいただけるのではないかなという思いがいたしますけれども、その辺いかがお考えでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

町長(中沢君) 少子化対策について、とかく今お生まれになっているお子さんに対する対応ということにいろいろ目が行きがちでございますけれども、考えてみますと、少子化対策の最たるものは、要するに、今若い人たちの気持ち、あるいはライフステージの中に、よりよき伴侶を早く持つとか、あるいはお子さんを産んでという方が少ないということ、これが何よりも大事なことで、こういった面での、産んでそういった生活にという方々を育てるとか、多くするということが大事でもございます。

また、坂城に例をとってみますと、どちらかというと、坂城で育った方々が、このふるさとを置いて自分の勤め先の方で家庭を持ってお子さんを育てているという例も多々あるわけでございます。何とかふるさとに思いを起こしながら坂城で住んでいただきたいという、こういった面、あわせて先ほど申し上げましたように、坂城町には勤める場所もあるんだわい、また、文化あるいはいろいろな生活環境もいいだわいというものをつくりながら呼び寄せるというようなことも大事かなと。こういったことを抜きにして、今生まれた皆さんにという、それは一つの方法でございますけれども、少子化対策というものは国家的ないろいろなお話の中で、あるいはそれぞれの皆さんの生涯生活の中でどう位置づけるかということが大事だなと思っております。

今、乳幼児に係る無料というお話、いろいろございます。これもやれ、あれもやれという峰渡りの気持ちはわかりますけれども、そこに施策は選択しなければならないこともあるわけでございます。先日もお答えしましたように、私自身、矛盾を感じております。67%自主財源はあるこの町が一生懸命やっているんだけれども、他のその反対に60%、何十%が地方交付税でやっておられるということ、そういうところでは、そんなふうにできるんだなと、いろいろございます。要は町の現状を鑑みながら精一杯やっていきたいなと。いろいろなことをやりたいことは山ほどございます。その気持ちはございますけれども、責任者として財政運営上いろいろ選択させていただかなければならないということもご理解いただきたいと思います。

9番(林さん) 大変なことは重々承知した上の質問でありますけれども、順次そういう対策を練っていただきたいと思います。

それから、課長に一つお伺いしたいんですけれども、後期策定のことについて、 ああいう策定計画があるということすら住民の中にはご存じない方が大分いるので はないかというようなことも心配されます。何か行政に携わった方とか、そういう ことの中で知っている人は多いと思いますけれども、その辺のPRも、こういうこ とを町はやっているんですよというようなPRも大切ではないかと思いますけれど も、その辺簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

- 福祉健康課長(塚田君) 次世代の行動計画につきましては、やはり一番基本とするところは家庭と子供への支援対策ということが一番であります。今年、策定するに当たりまして、いろいろな方のご意見等を拝聴する中で、また中間報告等も策定する予定ですので、そこらの辺、また広報等へあわせて掲載し、状況等周知していきたいというふうに考えます。
- **9番(林さん)** 次に、2、集中改革プランについて質問いたします。
 - イ. 集中改革プランによる経費削減額と実績の情報開示は

坂城町の行財政改革(集中改革プラン)は、国に先駆けた形で平成15年に取り組み、16年度から順次進められてきたところでありますが、目標年度とする平成21年度を目前に控え、改めてその実績及び成果、また推進への課題や今後の対応も含めてお伺いするわけであります。

平成18年6月議会において、私は行財政改革の推進状況に関する質問をいたした経過があります。そのときの答弁で、推進計画に掲げた項目については、平成17年度までに全体の90%の実施に至ったとのご説明をいただいております。そ

れから3年の経過とともに目標年度を迎えるわけでありますが、目標達成度及び経 費削減額はどのようであるのか、お示し願います。

また、削減実績については、平成18年度以降の情報開示がなされていないよう に思いますが、開示への考えについてもあわせてお聞かせ願います。

ロ. 削減効果と住民サービスについて

次に、集中改革プランで示されている推進期間につきましては、21年度という 一応の目標ではありますが、今後もとどまることのない絶えざる改革に注目いたす ところであります。折しも少子高齢化社会の進展などにより、行政需要は多様化し、新たなサービスや質の向上、体制の充実、いわゆるソフト事業の強化が今後さらに 必要性を増すことが必至であると考えるところでありますが、今回の世界的な規模 と言われる急激な景気の後退は、工業の町、坂城町に一段と重くのしかかっており、 来年度以降の町財政運営はさらなる厳しさが予想され、住民サービスの低下や住民への負担増にもつながりかねないことも懸念されます。

一方では、こんなときであるからこそ一層経費削減による効力を求め、期待もいたすところであります。集中改革プランによる経費削減効果が住民サービスにどう生かされたのか。また、今後はどう生かそうとお考えなのか、あわせてお伺いいたします。

以上で2項目の1回目の質問といたします。

総務課長(中村君) 集中改革プランの経費削減額と情報開示はという点で、まずお答えを申し上げます。

「坂城町行財政改革~自律のまちづくりへの道しるべ~集中改革プラン」により、 行政コストの縮減と住民サービスの向上を図ってまいったところであります。集中 改革プランにおける経費の削減額というお話であります。人件費、物件費、補助費 等歳出の抑制と使用料の改定や入湯税の導入など歳入の確保という両面から取り組 んでまいったところであります。

16年度、これは集中改革プランでなく、その前段、自律のまちづくりへの道しるべという段階、16年度でありますが、それ以降の歳出の抑制ということで申し上げますと、例えば平成16年度、職員数158名ということでありました。20年度は148名ということになっております。また、21年4月におきましては、141名という予定でございます。6年間で17名の減少という予定をいたしております。また、これは自治法の改正でありますけれども、19年度、収入役制度の

廃止もございまして、16年度から20年度末見込みで人件費の削減額は合計で1億5,700万円ということに累計でなろうかと思います。事務経費の精査による減額につきましては、需用費のシーリングあるいは委託料の削減等で16年度から20年度末の見込みでございますけれども、1億5,800万円、団体補助等の減額が約8千万円ございます。歳入の確保という面で17年度に入湯税の導入を行いました。また、使用料の改定を行いました。これも5カ年で3,300万円、また普通財産の売り払い等で、さらに公有財産の活用という面も含めまして、約2億円という歳入をいたしております。収支全体での改善、16年度から20年度末見込みで、5カ年、6億3千万円程度になるものと見込んでおります。

それから、情報の開示ということでございますけれども、職員数あるいは平均給与費等の状況につきましては、これは人事行政の運営等の状況に関する条例によりまして、毎年、広報でお知らせをいたしているところであります。集中改革プランにつきましては、目標年度を平成21年といたしておりますので、これまでの経過や実績、今後に向けての取り組みなどを含めまして、21年度行政改革推進審議会へ経過等のご報告をいたし、それ以降の取り組み等についてもご意見をお聞きいたしながら公表に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ロ、削減効果と住民サービスについてであります。

経費削減効果がどう住民サービスに生かされているかということでありますが、町のハード事業、ソフト事業の両面における重点施策の展開に、その費用を反映して住民サービスの向上を図っているところでございます。平成21年度については、お話にもございましたが、財源確保が大変厳しい状況でありました。そういう中でも基幹道路や下水道の整備、それから食育・学校給食センターの建設といったハード面の重点事業を進めることができるということ、それから高齢者、障害者、子育て支援といった福祉サービスや健康づくりへの取り組みなどのソフト面の重点事業についても、これまでのサービス、21年度予算で削減したところはないわけであります。また、一部拡大もできたわけであります。そのように努めてまいっているところであります。

今後につきましても、削減いたしました経費につきましては、町の重点施策、あるいは必要とされる住民サービスの維持、拡充につなげてまいりたいと考えているところでございます。

9番(林さん) ただいまきちんとしたご説明をいただいて、ありがとうございまし

た。

いろいろな厳しい中でも、財源の減った中でも今までサービスは削減しないで、 なお拡大したようなお話をいただいております。6年間で6億3千万円程度の経費 削減ということは、これからそれをいかに生かした、ただいまおっしゃったような サービスに向けて充実されることを切に望んでおります。

集中改革プランについては、21年度以降も方向性は堅持していくというような 考えも昨日来のご質問の中でお示しになっておりますけれども、その辺では具体的 な方向としては何かお考えがあるのか、一つだけお聞かせいただきたいと思います。

総務課長(中村君) ただいま6年とおっしゃられましたが、16年から17年、18年、19年、20年という実績で申し上げました。5年で6億3千万円ということであります。20年の見込みが1億3千万円くらいになろうかと思いますし、21年の予算のところで申し上げますと、21年単年で1億4千万円くらいにはなるかなと考えております。21年度の中で、先ほども申し上げました行革審を持ちまして、今後への取り組み等をお諮りをいたしてまいりたいというように考えております。

しかし、そういう中で、方向性、これまでの実績等ございますから、そう大きくぶれてがらっと変わるというようなことにはならないだろうなというように思います。ここまで削ってきていますから、そう削れるものもそうなかろうというところも一つありますけれども、21年度、大変厳しい内容になるでしょうし、あるいは22年度もそうでしょうし、どこまで今のような状況が続くのかわからないという中で言えば、厳しさが、それこそ実はサービスを少し削らなければならないかなというようなことに、経済の状況によってはならないとも限らないかなと、最悪。そんなようには思います。ただ、それは経済の動向によりけりで、極力そういうことを避けながらコストカットをいたしながら考えていかなければならない、継続をしていかなければならないというようにも思うわけであります。

9番(林さん) ただいまのご答弁のとおり、確かに削って削ってサービスが落ちるようでは本当の行政改革にはならないと思います。不必要なものを削っていただいて、サービスはいただきたいということですけれども、21年、22年度のさらなる厳しさに対しては、もしかしたらというようなニュアンスも伝わりましたけれども、極力頑張っていただいて住民のサービスは維持していただきたいと強く要望しておきます。

3. 町政懇談会の開催について

イ. 町政懇談会開催への考えは

百年に1度という不況の波が世界中の経済を凍りつかせ、大変暮らしにくい社会になっております。特に坂城町はものづくりの町、工業の町としての恩恵に支えられてきた町であるがゆえに、その打撃は特に大きく、中小零細企業の経営苦、また雇用状況の悪化は、ここにきてさらに深刻さを増しております。住民の中には、今日、明日の生活に不安をかかえている人が少なくありません。この厳しい時期に直面した今、自立を目指し、その根幹として協働のまちづくりを進めている坂城町としては、協働の基本であるコミュニケーションを深め、また厳しい状況を住民と行政が共有し、理解し合える機会の一つとして、まず町政懇談会の場を持つことが必要ではないかと考えるところであります。先が見えないという景況感の中で不況のあおりを受け、撤退したスーパーマーケットの跡地や窓の明かりが消え、かわりに張られた入居者募集の黄色いチラシがわびしいアパート、そして企業においては、いつも満車に埋まっていた従業員用駐車場の空間等、町内を少し見回しただけでも寂しげなすき間にやるせなさを感じるところであります。

この逆境を超え、前に進むために必要なもの、それは町長がいつも言われている 企業の持てる潜在力にまさるものはないかとも思いますが、加えて潜在力の下支え となった住民パワーを生かし、活力を醸成することも一考に値するのではないかと 考えるところであります。そのためには幅広い住民の声を聞くことができる町政懇 談会等を積極的に開催する必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたし ます。

以上で3項目の1回目の質問をいたしました。

町長(中沢君) 町政懇談会ということについてのご質問でございました。

いろいろ施策を進めていく上に、より多くの皆さんの、そしてまた、頑張っている皆さんの声を聞くということ、そしてまた、企業の町でございますので、企業の皆さんの声も大事だということで、あえて行政と企業、そして住民のまちづくりということを町政の基本にしているわけでございます。

町政懇談会ということは、いろいろ多くの皆さんに声を聞けよというお話であろうと。行政分野において広報とか、あるいは広聴活動といった類型はいろいろあるわけでございます。特に広聴活動というものを施策者がどう位置づけるかということ、これまた大事でございます。私は地方自治法にのっとり、私が選挙で選ばれた、

議員の皆さんも選挙で選ばれた、いろいろな声を持っていると。この場を一番大事な基本に据えて運営してまいりたいということでもございます。

あわせて教育委員会に係る問題、あるいは農業委員会、民生委員、児童委員、こういう法的なものでいろいろ役割が出されているもの、福祉の面、農業の面、こういった問題については、そういった皆さんとより懇談をするということ、これは大事でございますし、これまた実行しているところでもございます。

さらにまた、民的な関係といたしまして社協、PTA、あるいは文化団体等々ございます。そういった面についても常に出かけていろいろお聞きしている立場をとっているところでもございます。とりわけ工業の町でございますので、テクノセンター、テクノハート、商工会等々のつながりには1度も欠席することなく常に耳を傾けていくという基本的な考え方も持っているところでもございます。そうした中で地域の声ということ、これもまた大事でございます。

特に私は区長会、行政協力の皆さんに重きを置いております。皆さんとじっくり話しながら地域の代表した意見を行政に反映させると、これが基本でございますので、地域の声はそこで聞いていくということでもございます。そしてまた、時には個々のお話等もございますが、大体8時には私がいるからということで、何人かの人が固有の問題、固有の地域の問題もいろいろ提言していただいていることでもございます。こういった問題は、私とあわせて職員がいろいろ地域に学ぶということ、そういった姿勢において頑張ることが大事かなと、こんなふうに思っております。

すべてが町政懇談会と私は位置づけておりますが、21年度に向けては、長期総合計画が策定されるわけでございますので、ある程度のこんなことを考えているという一つの施策をいろいろ申し上げながら幾つかの地域でいろいろと、俗に言う議員さんの言う、いわゆる町政懇談会型のものも考えていく、タウンミーティング的なもの、そういった面で進めてまいりたい。要するに施策をする上においては、自分の長年の経験の中で足りない分をより皆さんにお聞きするという姿勢の中で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

9番(林さん) 町長から町政懇談会に対するお考えをお聞きいたしました。

前回も同じような答弁だったんですけれども、結構しつこい私のことですから、 もう1度挑戦いたしました。

男女共同みんなの会とか女性団体連絡会の主催するところにも、本当に皆さん、 恒例の1年間に1度やる町政懇談会には大勢の皆さんが参加しております。ああい う場で理事者が前でに並んでいただいて、皆さん、忌憚のない意見を言ったり、また町側の考えをお聞きすることが、そういう方たちは参加したら大分勉強にもなる し、状況も理解する一歩ではないかなと思って再度質問につなげました。

今の町長のお考えの中では、長期総合計画の策定に備えてタウンミーティング的なものを用意しているというようなお考えが述べられました。それをちょっと早目にまたやっていただければ、なおさらグッドだと思っておりますけれども、よろしくご検討ください。

国の緊急生活支援策として打ち出されてきました妊婦健診の14回の無料化、子育て支援の中では、とてもありがたい施策だと思いますけれども、今日こうして子育て支援を中心にやってきた中では、考えることとしては、応援体制もこれは期限つきという中で、ちょっとその辺が私としては不満足なところであります。また、そういうような動きが国からあったときには、ぜひ町としては、これは継続するべきではないかと、赤ちゃんが生まれることは緊急なときだけ産んでいいのかと、そういうような継続的に進めることを強く要望していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長(池田君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時01分~再開 午前11時12分)

議長(池田君) 2番 山城賢一君。

2番(山城君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。大トリということでございまして、答弁それぞれいただいた内容が重複するかと思いますけれども、よろしく答弁お願いいたします。

2008年後半から、かつて経験したことのない速さで下降線をたどってきた日本経済は、本年に入りましても景気に明るさが見えてくるという材料がなく、今回の不況は1929年の世界恐慌になぞらえるなど実体経済が急速に冷え込んでいる状況にあります。産業のグローバル化により雇用安定を基本とする日本的経営の弱体化で雇用問題に厳しさを増していることであります。これまでの輸出主導による経済成長が困難になりますと、輸出を前提として生産能力をつくり出した自動車や電機など機械産業の構造転換は避けられないわけでありまして、日本のものづくり技術とサービスを考えた、また新しい産業の創出、内需を中心とした産業構造の創出など、産業構造の転換が言われているところであります。

当町坂城におきましても、まことに深刻でございますけれども、一日も早い経済

回復を願うものであります。定額給付金などの財源を確保する2008年度第2次 補正予算関連法案が成立しまして、定額給付金、子育て応援特別手当交付金事業や 地域活性化・緊急安定実現総合対策、生活対策臨時交付金事業の景気対策がいよい よ実現の運びとなりまして、暮らしを支える底上げにとの思いであります。

1. 行政経営の新たな環境を迎えて

イ. 積極的に改善策の確保を

個性ある独自のまちづくりに向けて「行財政改革~自律のまちづくりの道しるべ」を策定し、さらには国の行革指針に沿った集中改革プランにより21年度を目標に多くの改革に取り組まれてこられました。多様化・高度化している事務事業において効率化や健全化、そしてサービスの向上に向けた組織の再編など一定の効果を示されたわけであります。

しかしながら、ご承知のとおり、世界的な経済不況の荒波が企業活動に覆いかぶ さりまして、未曾有の経済危機に直面しております。金融サミットでは景気刺激 に向けた財政金融政策の協調対応や金融危機再発を防ぐための市場改革による大 規模な財政出動で景気を下支えしようとしているものの、回復基調に向かうのは 2010年後半以降とも言われております。21年度一般会計当初予算におきまし ては、歳入の根幹であります町税でありますが、前年度対比、個人町民税は4.1% 減、法人町民税は業績悪化等による53%減など、町税全体として前年度対比マイ ナス10.4%の2億9,700万円の大幅な減額の25億6,300万円を見込 まれたわけであります。財源不足を補うための財政町政基金からの繰入金は、32% 増の5億9、500万円の繰り入れとなりまして、年度末の基金残高は約6億円の 見通しとなることを示されました。繰入金は前年度比40.8%増の8億7,499 万8千円、町債は6%増の6億9,300万円となっております。新年度におきま しては、まちづくり交付金による食育・学校給食センターなどの継続事業、生活環 境整備の下水道事業など、また安心・安全な学校づくりの取り組みなど極めて厳し い中ではございますが、まずは住民の生活を守るという最低限を必要とする積極予 算であると認識をしております。

しかしながら、想定外の急激な環境に直面し、歳入の厳しい状況の推移が想定される中、最善の改革プランの策定にシフトをしていかなければならないと考える次第であります。来年度は、将来にわたって自律の町を構築していくための第5次長期総合計画並びに第3次国土利用計画坂城町利用計画において、目指す坂城町の姿

の策定事業に入るわけであります。厳しい財政状況に対処しつつ、改革の時代を生き抜いていかなければならないと思うわけでありますが、どういった対応でお考えなのか、お考えをお伺いをいたします。

ロ. 企業の町として国へ支援強化を求めて

先ほども申し上げましたところでございますが、世界的な不況の嵐で自動車や電機など輸出産業を中心にして大規模な減産が広がったことから、町内企業におかれましても最悪の状況に置かれております。

歴史のある先端技術と創造性を誇る企業集積の町、ものづくりとやすらぎの町として工業製品出荷額1,895億円余の実績もございますし、この実績が町の振興を押し上げてまいりました。このかつてない厳しい産業危機を乗り越えていくためには、企業規模を問わず企業の自助努力、あるいは町としての支援と申しましても大変難しい問題でもあるわけであります。町は、緊急対策として緊急保証制度の説明会や金融個別相談会、国の雇用町政助成金等の取り組みをなされてまいりましたが、取り巻く環境は全く不透明というのが現実でございます。

産業活力再生特別措置法という法律がございますけれども、これでは経済の持続的な発展を図るためには、その生産性の向上が重要であることに鑑み、特別の措置として事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、あわせて事業活動における知的財産権の活用の促進をすることにより、我が国産業の活力の再生に寄与することを目的とうたっております。

町内の企業数276社、従業員5,800余名の雇用が存在する実績があるわけでございますが、企業の町として国へ積極的に支援強化を求めていかなければならないと考える次第であります。町として積極的な対応をいかれるのかどうか、お考えをお伺いをいたしたいと思います。

ハ. 雇用創出について

雇用の安定は、住民の生活を守るとともに大きな産業基盤を築くことになるのでありまして、町には潤いをもたらし、また、人づくりであり、町の財産ともなります。経済活動の失速で生産縮小による雇用情勢が極めて厳しい状況であることから、坂城町緊急雇用対策会議の中でも対応されてきました。さらに新年度は緊急雇用対策として県の緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業を取り入れ、活用

する中で、3年間で3,400万円、70人規模の雇用の確保をするというお示しがございました。雇用についての窓口は、ハローワーク等専門機関があるわけでございますが、雇用の創出につきましては、また国、県の関係機関、あるいは企業の皆さんとの調整としての体制づくり、また町として、どこまで踏み込みができるのか、人手が不足している今言われております介護とか農林業、また、今後成長が見込まれております環境エネルギー分野での雇用の創出がクローズアップをされております。町としての雇用創出の支援について、どんなフォローが考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

ニ. ふるさと納税について

ふるさと納税につきましては、昨年、同僚議員からの質問がございまして、町長のお答えは次のような答弁でありました。「坂城町に貢献していただくという観点とサポートしていただくという観点をよくかみしめながら、いろいろと早急に対応してまいりますし、また、私自身もいろいろな関係者と話す中で身についた手法で対応してまいりたい」ということでありました。平成20年4月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の制定による、ふるさと納税制度について、平成20年度第2回の定例会招集あいさつの中でも町長は、坂城町においても基本を長期総合計画に置きながら、子供らの健やかな成長を願う応援、鉄の展示館、坂木ふるさと歴史館への応援、花と緑、ばらいっぱいの町づくりへの応援など、まちづくりの魅力を訴え、多くの皆さんからの寄附金募集に応援をしていただければと準備を進めているということでありました。

行政運営の新たな環境に直面する中で、坂城町の文化、教育、福祉、環境など活性化に応援していただき、魅力あるまちづくりを進めたいものであります。町の考え方を提示し、誇りに思う郷土づくりに賛同されるようなメニューを示した条例が必要ではないかと考えます。

例えば、町外にお住まいになられている親戚、あるいは知人に、ふるさと納税制度の呼びかけをしていただくために、はがきサイズのカード、これははがきを提出して、また送り返すという関係でこんなことを考えたんですが、それを広報などに挟みまして町内の全世帯に配布をしていただきます。紹介していただく方、そのご家庭には、あて先を記入されたカードをお持ちいただきながら、いただいたカードを町よりのご案内により先方さんのご理解をいただき、応援をしていただいたらどうかというものでございます。これは寄附金が選定できるふるさとまちづくり応援

寄附条例ということで進めていただいたらどうかなと、せっかく法律があるのでありますから、前向きにと提案いたしますが、お考えをお伺いして1項目めの1回目を終わります。

町長(中沢君) 山城議員さんから各般にわたってのご質問があったわけでございますが、私からは行政経営の新たな環境を迎えての企業の町として国とどうやっていくんだというご質問、そしてまた、ふるさとづくりの中のふるさと納税という関連について、まずご説明し、その他の案件につきましては、関係課長の方から説明させます。

ご承知のように、私どもの町は工業、産業の町でございます。戦争中に疎開された、あるいは誘致された、そういう企業から始まりまして、今日の生きる道として最高のものを残していただいたなと。こうした歴史過程については、先人の皆さんに深く敬意を表するところでもございます。

現在の企業を取り巻く経済環境ということは、これまた大変なことでございまして、既存の技術をより高度化する等々、そしてまた、いろいろな面で世界的な視野に立たなければなりませんので、いろいろな問題が生じてくるわけでございます。こういった新しい分野に向けては、今ここにいる我々の責務であると、そういう観点で何とか先人の知恵をより生かして、そして、さらに伸ばしていくということで頑張ってまりたいと、こんなふうに思っております。

産業のいろいろな活力を生み出すということについては、国への支援ということ、 とりわけ工業の町でございますので、国の産業政策と深いかかわりがあるので、ご 指摘の重要さは重々承知しているところでもございます。

もう一つは、坂城町が産業の町であるならば、地域における住民とフェース・トゥ・フェース、顔と顔とのつながりができるということとあわせて、産業面では国や県の人たちと、そういった面の身近な関係をつくり上げるということで、坂城ならではの対応をしているということは自負しているところでもございます。

その例として、坂城テクノセンターでございますが、今年度、経済産業省といろいるお話をし合いまして、試験検査機器の更新、あるいは人材育成という面にもこぎつけたということ、これまた、相手の方でも坂城の産業は、工業はということをご理解いただいた結果でもございます。また、産業界、あるいは学会、そしてまた、いろいろな研究機関との対応も大事であるわけでございます。今、テクノセンターにおきましては、我が国のトップレベルでございます独立行政法人、産業技術総合

研究所とのつながりを持っております。県下でも1、2という状況かなと、こんな 思いもいたしております。そこから定期的に研究者を迎えて、ものづくりコンソーシアムという継続的ないろいろな研究会を持っているわけでございます。先日も関 東経済産業局へ参りまして、また、環境の問題、あるいは省エネルギーの問題等も 担当課長と論議してきたところでもございます。当町において、それぞれの皆さん が頑張っていただいていると、この形、こういった支援は、より進めていかなければならない、これがまた行政を担う者の責任と、こういうふうに心得ております。

議員さんもご参加いただきましたが、1月4日の賀詞交歓会、今までの形よりも、その以前にいろいろ世界の状況、経済状況、工業状況等把握したいということで、経済産業省の製造産業局の次長の後藤芳一さんに来ていただいて、いろいろ生の話を企業の経営者とお話し合っていただいたと、こういったこともその事例かなと、こんなふうに思っております。こういった時代には、町がまずしっかりしていろいろなノウハウを得ると同時に、その支援機関を国、県、そして研究機関に求めていくということは、これからの行政の要諦になるのではないかなと、こんなふうに思う次第でございます。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ご承知のように、20年度の税制改革の中で、ふるさとに対し、貢献または応援したいという納税の皆さんから、いろいろ寄附金等を町にお寄せいただきたいということで、いろいろな仕組みづくりもしているわけでございます。ふるさとの納税制度ということで、信州坂城ふるさと寄附金というホームページを設けてもいるわけでございますが、実際に申し上げまして、現在、5件、66万円という状況に相なっております。これは、私はどちらかというと、坂城町が資金的に大変だから、その糧にというよりも、それより心の問題として、ふるさとに思いを寄せていただいてということですので、より多くの皆さんにご参加いただきたいということでございますので、先ほど議員が申し上げましたような一人一人がより多くと、こんな思いもいたしております。もちろん東京坂城会等にも参りまして、いろいろとお話をいたしました。そのお一人の方が、ちょっと時間はかかるけれどもと言いながら、自分でそれなりの、まず寄附金を納入していただき、これからは東京坂城会でも頑張るわいというお話をいただいておりますので、時間はかかりますけれども、より充実してくるんだろうなと、こんなふうに思っております。

また、こういった納税制度というものは、先ほど申し上げましたように、ふるさ

とに思いを起こしていただきたい、ふるさとの交流だよということ、ふるさとのことをいろいろと伝えてほしいというような気持ちからいたしますれば、より多くの皆さんということでございます。町の職員にもいろいろと対応を考えさせるとともに、町全体で、これはやっていこうじゃないかという町政の一つの方向というか、周辺の税によって、また町もより頑張るよという過程で進めてまいりたいなと、こんなふうに思っております。

総務課長(中村君) 私からは、行政経営の新たな環境を迎えて、積極的に改善策の 確保をという点であります。

行財政改革は町の行政管理が合理的で、また効率的運営を図るために継続的に取り組んでいくべきものと考えているところでございます。当町におきましては、平成12年に策定をいたしました行政改革大綱を踏まえつつ、平成15年度から自律のまちづくりに向け、坂城町行財政改革、自律のまちづくりへの道しるべを策定をいたし、17年度には国の新たな地方行革指針をもとに、さらに具体的な取り組みをお示しをして「坂城町行財政改革~自律のまちづくりへの道しるべ~集中改革プラン」で行政コストの縮減、住民サービスの向上に取り組んでまいっているところでございます。先ほど林議員さんのご質問にもお答えをいたしました、これまで職員減による人件費の削減、補助金、負担金については、団体等の事業に係る助成ということを、また、運営費に係る部分については、原則として除いてまいるといった見直しや、需用費におけるシーリングの設定、投資的経費の重点化による歳出の抑制を図ってまいったところであります。また、公有財産の利活用による自主財源の確保や国、県の補助事業を取り入れての事業展開など行ってまいったところであります。

集中改革プランは平成21年度を目標年度としております。行財政改革は、この16年から、あるいは17年からの取り組みだけで終わってしまうという性格のものでもなかろうと考えていますし、常に知恵と工夫をいたしながら住民サービスの向上に取り組むべきものと考えているところであります。そして、その目指すところは、行政のあり方を社会経済の変化や住民のニーズに即したものに変えていくこととも考えられるところだろうと思います。

お話にございました1929年、暗黒の木曜日というところと類似をして、さらに厳しいのかなと。ただ、あのときは、それぞれの国が保護主義に走ってしまったという反省もあって、世界的に保護主義的なことは取り組まないようにというよう

なお話もあります。これは柳澤澄議員さんのご発言の中にあったかと思います。 1929年のときは日本、ドイツを除いて10年はかかったというお話であります。 そこまではかからないようなことを期待をいたしたいんですが、財政状況、大変厳 しさを増しております。また、これから先もさらに厳しくなるのかなということも 考えられ得るわけで、時代の変化を的確にとらえ、財政の健全化、行政の効率化に 引き続き取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

産業振興課長(宮崎君) 私からは雇用創出に係るご質問についてご答弁させていた だきます。

先ほども議員さんからもお話あったわけですけれども、町では今回の新年度予算ということで計上もさせていただいてございますが、県の基金事業によるふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業を雇用創出という関係の一つとして計画してございます。これは国の第2次補正予算を受けて県に両事業で約26億のお金が交付されると。これは3年間の期間限定ということでございますけれども、県はこれを基金として造成いたしまして、各市町村に配分する事業で町にはふるさと分として1,900万円、緊急雇用創出分として1,500万円、合計3,400万円が3年間で交付されるということでございます。

これらの事業につきましては、当然県に基金造成ということもございまして、細かな交付要綱が定められまして、2月26日付ということでございますけれども、それに伴いまして、いろいろな募集というようなことで、私どもにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業として3件、特産品の普及、宣伝、販路開拓を行う坂城特産いいもの振興事業、町内全体をばらの里というようなことで整備していくばらの里管理事業、さらにびんぐしの里公園の未整備部分の環境整備等を進めるびんぐしの里環境整備事業ということで、3年間で新規雇用4人ということですが、通年雇用をしながら進めていくという事業でございます。

また、緊急雇用創出事業ということでございまして、これについては、直接雇用 もできるというものでございますけれども、それぞれの事業の内容については、ち よっと省略させていただきますが、坂城の里山森林環境整備事業、林道作業道環境 整備事業、ばら祭り会場整備事業、フレンドリールーム支援事業、村上っ子体験活 動向上事業、人と人とのかかわり向上事業、情報社会に適応できる子供を営む事業 というように教育委員会と私ども産業振興課、建設課等々の事業として、これも3 年間、ただし、これはそれぞれ6カ月以内の臨時雇用分ということで、約50人ぐ らいの雇用をしながらということで予定してございます。これらの事業を行うことにより、少しでも雇用のサポートができればというようなことでございます。

町独自により、より多くの対応が図れれば住民の雇用確保等が推進されるわけでございますけれども、財政規模の大きい市などとは違いまして、非常にコンパクトで今までも大変スリム化をしているというような状況の中で新たな雇用というのは大変厳しいものがございます。そういうことで、当面については、これら事業の推進ということで進めていければと思います。

また、雇用を守るということからいたしますと、景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、または出向させた場合に、その手当もしくは賃金の一部を助成する雇用安定関係の助成金の説明会を今週金曜日、テクノセンターにおいて開催する予定でございます。約40人ぐらいの申し込みを既にいただいているということになってございます。

また、経営主の皆さんにつきましては、12月から月1回、第2水曜日でございますが、商工会館にて金融個別相談をしているところでございます。そのほかに3月23日につきましては、今ハローワークの相談日を月2回させていただいてございます。今月は1回ふやしてございますが、月の最終になる3月23日の月曜日に、ハローワークの相談日に重ねて県のミニジョブカフェを一緒に開催するように今お願いしておりまして、できそうだということで準備を進めているところでございます。そういう中で、先般もジョブカフェの担当者とちょっと話をしたんですけれども、大変厳しい雇用状況ということで、求人開拓がそれぞれ大きな課題になっているという部分でもございます。

ただ、そういう中で、やはり製造業というのが非常に厳しい。ただ、それを除いた部分で全く求人がないわけではないというような、報道等でも出ておりますけれども、例えば警備関係ですとか、資格は要りますけれども、介護関係ですとか、そういうところには、まだ若干求人もあるということでございます。ジョブカフェ等につきましては、職業を直接、ハローワークと違いますので、紹介等はしないけれども、適性検査をしたり、一時的にいろいろなお話を聞いていただけるというような部分もありまして、私どもとしては、ぜひ坂城町の中でそれができればということで今お願いをしているところで、1回目の様子を見ながら引き続き、次はどうするのか、そんなことも検討をしていきたいと考えております。

2番(山城君) それぞれ答弁いただきました。

集中改革プランの考え方でございますけれども、本当に本年は何とか町の自主財源も69%、かなり自主財源としてはいいんですが、ちょっと何年かで見ると大変厳しくなるなということで、早急にどういった改善策があるのか、検討をぜひお願いしたいと、そんなふうに思います。

それから、企業の町への国への支援強化でございますけれども、町長も積極的に関係各所へ行かれるという、これはやはり坂城の町の地域性という考え方から、やはり地域と企業、一体性あるいは主体性を持って内発型で上の方へ持っていかないと、とてもじゃないけれども、せっかく雇用があり、優秀な技術があるにもかかわらず、もったいないということですね。ぜひこれは町としては本当に企業の支援があってこそ町の将来があるということでございますので、これもよろしくお願いをしたいと思います。

それから、雇用創出についてでございます。

これについては、なかなか企業にしてもそうですし、また自治体としても、行政としても大変難しい問題であります。職を選ぶという、今の若い人たち、なかなか職を選ばなければあるんじゃないかということも考えたんですが、全体的に経済が落ちているということですから、なかなかこの辺は厳しい状況にあります。町でも産学官連携をやっておられますが、これも窓口は一応産業振興課ということですね。それが町全体として各課連携した何かそういうことは、雇用創出は大きな大局的な面になるんですか、そういう連携をやはり図っていく必要があるのではないかなと、こんなふうに思うんですが、その辺はお考えがあればお答えをいただきたい。

それから、来年度の予算の中で緊急雇用対策創出事業ということで、中小企業人 材確保推進事業ということで100万円上程されております。この点、雇用措置に 関係あると思いますが、お答えできる範囲でお答えをいただきたい、こんなふうに 思います。

それから、ふるさと納税につきましてですが、これは先ほども、やはりホームページをやっていてもなかなかということですが、今回ほかの議員からも環境エネルギーの関係で太陽光の関係いろいろと質問が出ました。今回、食育・学校給食センター、太陽光発電は、やはりこういった厳しい状況の中で、計画は立てたんだけれども、後々ということになったわけでありますけれども、例えば一つここのふるさとまちづくり応援寄附条例の中に町では、こういうことを計画しているよと、太陽

光発電、本当はやりたいんだけれども、厳しい状況の中でできないと。こういう目的を持って皆さんに町内の方々に関係ある方にご理解いただく、そんな方策はできないか。

それから、簡単に言えば、町長もおっしゃいましたが、町中でうまくやってもらえば、例えばの話ですけれども、1コインで寄附、応援をしていただくということも考えられると思うんですけれども、そういうことで、ふるさと納税につきましては、例えば太陽光の発電事業についての応援ができないかという、これについてお答えをいただきたいと思います。

町長(中沢君) まず企業の町でございます。国、県、研究機関といろいろと連携をとって、そしてまた、その施策を町が職員、私が勉強しなければいけないわけでございます。そういった面での努力を重ねながら、より頑張ってまいりたいと。そして、さらにまた企業は行政がいろいろするというのはほんの一部でございまして、企業の皆さんにいろいろな世界的な視野に立って、そしてまた、国の諸施策を導入していただきながら、この2年、3年じっと耐えていただいて、さらなる瞬発力をつくってもらいたいなと、こんなふうに思っております。

産学官連携は坂城ならではの対応だなと。数えてみましても上海の復旦大学日本研究センター、信州大学、長野大学、創造学園大学、さらにまた、埼玉工業大学、そしてまた、研究施設といたしましても、産業技術総合研究所らとすばらしいつながりがあるわけでございます。そうした中で大事なことは、工業技術、人材育成というものに重きを置きながらも、子供らの将来に向けていろいろな面から産学官連携が役立てばと、こんなふうに思っておりますし、この間も坂城高校へ参りまして、坂城はそういった面の力を持っているから、皆さんもそういう仕組みを、より生かして、よりよい高校づくりにしてほしいと、こんな思いを述べたところでもございます。

ふるさと納税に係るお話としては、先ほど基金というお話もございました。現在、そういった面では極めて出発したばかりだなと。町の中にふるさとまちづくり基金がございますので、そういった面で当面対応していくと。ただ、それをいろいろ給食センターがこれこれという中での、町が困るからと、こういうことよりも、坂城のイメージでございます水と緑のまちづくり、ばらのまちづくりとか、あるいは匠、歴史のまちづくりとか、あるいはこれから具体的に青少年の育成の中で、例えば千曲川のほとりに今、子供たちの勉強する場をつくっておりますので、そういった面

での応援ということで、ともに共有するという形で持っていければなと、こんなふ うに思っております。

それと今、食育・給食センターのお話が出ましたけれども、現段階における施策というのは、ここで入れる場合には、例えば3,600万円かかる、その2分の1はと。ただ、その施設について15年なりでは必ず変えなければならないと、そういった後での対応の助成金というものがありませんよということ、これも事実でございます。全体の中でいろいろとどうかなということ、あわせていろいろ太陽光など熱エネルギーの問題、あるいは環境整備の問題等については、各般にわたってやるべき対応だなと、こんなふうにも考えておりますし、企業においては、もう10年も前から省エネということを柱にいたしまして、テクノセンターを中心にいろいろな団体をつくりながら頑張っていただいているということで、既に全体の中では芽が出ているなと、こんなふうに思っております。いろいろと今後対応してまいりたいと思います。

2番(山城君) 太陽光については、やはり行政が先導するということも大事でございます。

時間がないので、次に入らせていただきます。

次に、介護保険運営についてでございます。制度が今度変わります。

イ. 制度の改正で内容はどう変わる

平成12年4月の介護保険制度スタートから丸5年を経過、制度全般について初めての見直し期を迎えた平成17年に介護が必要な高齢者の状態が悪化する中で、それを防ぐために新たな介護予防給付サービスの導入と特別養護老人ホームなどの施設の入所者から居住費、食費など自己負担してもらうことなどの介護保険法が改正されました。

これは介護サービスの受給者が飛躍的に増加したのに伴い、増大を続ける介護サービス給付費を抑制するのがねらいでありまして、居住費、食費は17年10月から、また、要介護者の半数以上を占める要支援、要介護1の軽度の高齢者を対象とした介護予防給付サービスは平成18年4月からそれぞれ施行したわけでございます。

介護が健全な事業として育てるためには、採算がとれる介護報酬が求められますが、半面、また高額な報酬は保険料の引き上げとなってくるわけでございます。弱い立場の高齢者に適切なサービスがきちんと提供されるようチェックしていくこと

が大事でございます。予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設、サービスの質の向上のためのケアマネジャーの研修や資格の更新制の義務化、保険料の負担のあり方、制度運営の見直しであります。安心してサービスが受けられるかどうかは自治体の政策立案と遂行能力、つまりみんなが地域で安心して生きていくために必要なサービスの実現のために、どう財源を使い、どのような施策を打ち出していくかは、まさに町の力量次第ということになります。21年度から第4期事業がスタートいたしますが、坂城町介護保険サービス内容や住民負担、これから3年間どう変わるのか。

また、介護予防の受け皿である地域ぐるみの包括的な取り組みの地域支援事業の 拠点として、その中心的存在は地域包括支援センターにあります。高齢者が住みな れた地域での日常生活が安心して続けられるよう、地域における介護保険の総合的 なマネジメント機関として位置づけられておりますけれども、この取り組みと成果 についてお伺いをいたします。

1回目を終わります。

福祉健康課長(塚田君) 私からは介護保険運営についての制度改正についてお答えをいたします。

介護保険制度は3年に1度見直しを行うこととなっておりまして、平成20年度に平成21年度から平成23年度までの第4期事業計画の策定を行ってまいりました。第4期計画は、第3期計画に策定した平成26年度までの中間段階としての位置づけのため、制度自体の大きな変更はありませんが、介護保険料の算定に当たりましては、幾つかの見直しがされているところであります。

主なものといたしましては、今後の高齢者の伸びと認定者数を考慮した給付額の増加と、第4期期間中に設置を予定される福祉施設等の影響を踏まえるとともに、保険の給付額に対して65歳以上の第1号被保険者の方の負担割合が19%から20%に引き上げられました。さらに介護者の処遇改善のため、介護報酬の改定も実施されたところであります。これらの要件を踏まえ、保険料の算定を実施する中で、保険料の急激な上昇を抑制し、住民の方の負担を軽減するために、国におきましては介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これが交付され、介護報酬改定に伴う上昇の抑制が図られています。

また、町におきましても、介護保険支給準備基金の取り崩しを行いまして保険料の上昇を抑えております。それにより平成21年度から23年度までの基準といた

します保険料を現在より150円増の月額3,550円にお願いをしていきたいというふうに考えておるところです。

なお、特例交付金と支払準備金の取り崩しにより、約450円基準月額が抑えられているということであります。この基準額の算定に当たりましては、区長会の代表者やサービス利用者の代表、サービス提供者の代表による介護保険運営協議会にお諮りをし、ご審議をいただいておるところでもあります。県内各市町村においても保険料の改定が予定されておりまして、近隣市町の改定予定、おおむね3千円台の後半から4千円台の前半となっている状況にあります。県平均では4,038円となる見通しであります。

続いて、包括支援センター、地域支援事業による介護予防事業の取り組みでございますが、要支援、要介護者を除く高齢者はリスクの高低はありますけれども、要支援、要介護状態の予備軍と考えられている中で、生活機能の低下が見られ、要介護状態等になる可能性が高い高齢者の早期発見、早期対応が要介護状態等の発生防止と減少につながるものであるということで対応しております。

当町では、高齢者が持っている機能の回復、改善や維持を目的とし、介護予防に係る事業に取り組んでおります。具体的には、通所型介護予防事業として、ふれあいセンターと老人福祉センターにおいて実施しています生きがい活動支援通所事業、通称、生きがいデイサービス、それから、IADL訓練事業、日常生活への対応を通じ、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの指導も行っておるところです。また、訪問型介護予防事業では、保健師や訪問看護師が高齢者宅を訪問し、閉じこもりや認知、うつ症状等の恐れのある高齢者の相談に応じ、必要な指導を行うとともに医療機関との連携に努めているところでもあります。年々高齢化が進む中で高齢者が家庭や住みなれた地域の中で健康で活動的な生活ができますように、介護予防、生活の支援活動など地域支援事業を充実し、支援、要支援、要介護状況の発生防止と減少に努めることが重要課題でありまして、今後も積極的に推進をしてまいりたいと考えております。

2番(山城君) 答弁いただきました。

介護保険料は、県内は平均しますと4%増ですね。156円。県平均でいくと、4,038円ということで、我が坂城町は一応150円ということで3,550円という答弁をいただきました。これはやはり先ほども課長おっしゃいましたけれども、1号被保険者の負担割合が1%上がったと。それから、それに加えて介護者の

報酬が3%上がった、その大きな差だと思いますけれども、近隣に比較しますと、 坂城町は、私個人としては抑えた方かなと思うんですけれども、これはまた次の事業に入っていくに当たって、また基金が問題になると思うんですけれども、その点 十分な配慮をお願いしたいと思います。

では、時間がないので、まとめに入りますけれども、2002年以降、幾つかの 懸念材料を指摘されながら、戦後最長と言われる回復基調を続けてきた日本経済が 後退局面に入ったのは、米国発の金融危機をきっかけに世界的な規模で先進国がマイナス成長に転落、新興国も減速し、実体経済が急速に冷え込んでしまったわけで あります。結局、輸出産業が大きなダメージを受けましたし、それに伴って、また 設備投資も落ち、加えてまた個人消費も期待できないということで、来年度は特に 厳しさが感じられると思います。これは先ほども申しましたが、内需の充実を柱に 経済発展を視野に入れなければならない。先ほども話しましたが、新エネルギーの 研究や、またそれらに対する環境対策、医療、福祉といった地域経済にも目を向け ていく必要があると思います。

この厳しい中でございますが、来年度、当町では明るい話でありますが、厳しい中にも、『ばらサミットin坂城』、あるいはまた、『全国辛味大根フォーラム』が計画され、開催される予定でございますけれども、これは明るい話題と言えます。これを契機に全国から関係者の皆様、また、多くの皆さんが関心を持って来町されると思いますけれども、農商工連携した産業の町坂城の真価を見聞いただき、そしてまた、町外で活躍されている方々には、ふるさとの活躍が明るい話題になり、なおかつ早い回復基調で元気な町になるように念願し、また、期待を申し上げ、以上で私の一般質問を終わります。

議長(池田君) 以上で通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後12時13分~再開 午後1時30分)

議長(池田君) 再開いたします。

日程第2「議案第2号 坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」以下15件の議案については、すべて去る3月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第2号 坂城町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及

び処分に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第3「議案第3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する 条例及び坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第4「議案第4号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例について」

議長(池田君) これより質疑に入ります。

1番(田中君) この条例の附則ですけれども、説明をお願いしたいんですが、公布の日から施行だけれども、20年11月21日から適用ということなんですけれども、それから3カ月ほどさかのぼって適用ということで、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) 附則の適用日からでございますが、これは国の関係の健康 保険法の施行令の一部が変わりまして、町の福祉医療費の給付金条例の中の附則第 3項で引用する部分でありまして、条例中でいきますと、坂城町福祉医療給付金条 例の附則の中にあるんですが、これが国の改正日によりまして施行日が変わってい るという状況であります。

議長(池田君) ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第5「議案第5号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」議長(池田君) これより質疑に入ります。

11番(円尾さん) 第5号について質問いたします。

先ほどの一般質問の中でも出てきましたけれども、基準額を150円値上げする という話でした。基金を取り戻したりする中で抑えてきたんだという話がありました。その150円とした根拠は何なのか、ご説明いただきたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) 今回の改定に当たりまして、平均で150円改定するという根拠ですが、円尾議員さん、それから山城議員さんの一般質問の中でもご答弁は

申し上げてございますけれども、一つとしましては、1号被保険者の負担割合の増加というものが19%から20%、1%増加になっているということが一つあります。

それから、もう一つは、過去3年間の給付状況と今後の高齢者の人口、それから 認定者数を考慮した給付額の算定ということで、そういうものを算定させていただ いています。それがもう一つの見直しの条件になっております。

それから、もう一つは、ご答弁申し上げてありますように、やはり医療施設が有料老人ホームが1カ所、それから、もう1カ所上田市近辺にも設置移転されるというようなお話を伺っております。当然町でも、ここらへ入所する状況が考えられます。これに基づく自然増という関係の中では、約500円増を見込んでいます。

それから、介護従事者の処遇改善のための介護報酬等の改定というものが今回おおむね長野県で2.8%、通常3%以上というふうに言われていたのですが、最終的には2.8%に抑えられたということで、これが100円見込まれています。実際的には600円の、普通に算定すると600円の介護保険料が上昇するわけですが、ここへ6,800万円基金がございまして、その基金を投入をいたさせていただきました。なるべく住民負担を抑えるという意味で、基金を入れさせていただきました。なるべく住民負担を抑えるという意味で、基金を入れさせていただいた関係で、先ほどの500円上がるのが基金を入れることによって100円の増になると。500円上がるというのは自然増の影響にあるのが500円、基金を投入することによって400円で100円増、それから、介護報酬の改定による100円というのがあります。実際には200円上がる予定になるんですが、ここへ答弁にもありましたように、先ほど条例にもありましたように、特別交付金というのがございます。介護報酬で上がる分の100円の2分の1、50円は国で見ていただくということで、200円から50円引いた150円、これが今回上げさせていただくという根拠になっております。

11番(**円尾さん**) 中身としては自然増プラス介護報酬の引き上げということが主だったと思うんですけれども、その中で基金が今度、国から交付されてくるのでという話の中で、今まで3期の基金を見てみますと、かなり基金がたくさんたまっていまして、今までの期とは違って。だから、その中でそこを対応していただいたということは非常にありがたかったかなというふうには思っています。

その中で普通低所得者なんかの軽減措置ということで、ほかの市町村では段階を 広くしていますよね。そういう形で低所得者の人に対して軽減をしてきたというこ とがあるんですけれども、坂城の場合は、そのまま今までのを踏襲したんですけれ ども、それはなぜなのかということを1度お聞きしたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) お答えをいたします。

3年ごとに計画を定め、今回第4期ということになっております。人口形態とか 医療費の給付状況とか見ますと、自然増、それから自然環境による増加的なものが 見込まれるという中で、大幅な増加というものは町としては考えていないわけです。 その中で今、特段使っておりますのが9段階、これはやはり人口の多い市なり町な りで、やはり所得による大幅な差がある、そういう市町村によっては9段階を取り 入れて保険料に差額を設けているという状況になっております。

うちの町でも一応6段階設けておりますが、1段階では基準額よりも50%、要するに基準額の半額で見ておると。逆に6段階の上の方は1.5倍という状況ですが、そんなような対応をとらせていただいています。

1 1番 (円尾さん) ちょっと質問の趣旨をつかんでいただかなかったのかなと思うんですけれども、いわゆる大きな人口があるところが9段階とかという、長野市とか上田市がそうしていますよね。それは低所得者に対して軽減をするという目的で間をあけているという方向があるんですけれども、坂城町では、その方向をとらなかったということですよね、今回。だから、そのことが低所得者の人たち、ここでいきますと2分の1ですか、50%負担という形になるんですけれども、そういう形での方法をとらなくて、今までどおり踏襲してきたということはなぜなのかなというところをお聞きしたいというのが一つ。

それから、ついでに、もう3回になっちゃいましたので、もう一つは、いわゆる 先ほどの条例の中に基金の設置をいたしましたけれども、この基金が3年間の限定 ですよね。その中で交付金を基金にしていくということですけれども、その基金と、 ここにある会計の中の基金というのは別建てなのかどうか。一緒に運用できるのか どうか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

それから、3点目としましては、やはり一般質問でも触れましたけれども、認定項目というのが変わってきます。答弁の中では19%の人たちが下がったんだというようなお話がありましたけれども、実際には、今、施設入所するためには3以上ですか、そういう人しか入れないんだけれども、認定度が2になってしまったら施設へ入れないというようなことが起きてくるわけですから、そういう点で今回4月から始まる項目については、しっかりと追跡調査をしていただきたい。それは本当

にどういう形でしていくかは別ですけれども、ケアマネジャーの方たちと話し合ったりしながら、現状のサービスがどうしても後退しないようにということをしっかりと守っていただきたいと思います。これは要望に近いんですけれども、お答えいただければ結構です。

福祉健康課長(塚田君) 一つは基金条例をつくった段階なんですが、50円ずつということで150円ですが、3年間で150円分の基金ということで、800万円から900万円ぐらいになるわけですが、これは一応3年間の中で取り崩して保険料の方に充てていくということであります。ですから、それは町の基金は基金として扱いますし、今回来るのは、先ほども申しましたように、あくまでも臨時特別交付金ということで介護報酬が上がって、そのために来るということなので、3年間の中で使わせていただくということであります。別建てという考え方でよろしいかと思います。

それから、先ほどの6段階から9段階というふうにあるんですが、やはり今回は前回の3年間の踏襲という意味がございます。3年間の状況を見ながら今後の将来に向かっての見方をまた見ていくという状況がありますので、一応今回、審議会等でお話もいただきましたけれども、現状の6段階の中で対応をしていくという方向を出させていただきました。

それから、もう一つ、認定の内容が変わってきておりますけれども、これについては先ほどご答弁でも申しましたように、多少の変化はございますが、全体的に見ると、そんなに上下はないということでございますが、やはりそのことによってどういう状況が起きてくるか、それは議員さんがおっしゃいますように追求をして調査をしていくということ、これはご答弁でも申し上げてありますが、それは調査をしていくという方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今、町長の方からお話がありましたが、坂城のことばかり言っていちゃいけないと。長野市では3,990円、それから、千曲市では4,050円、上田市では4,160円、これが一応近隣で算出してある保険料ということで、うちの方は平均値3,550円ですので、言わせていただくと、かなり今回いろいろな状況を取り入れて低く抑えさせていただいたのかなと、そんなように理解しております。

11番(円尾さん) ちょっと違うんですけど。

議長(池田君) 質問に対しての答弁が違うということですか。

福祉健康課長(塚田君) 6段階にした理由というのは、今9段階使っているところがあるんですが、市町村によってはそういう状況もあるんですけれども、坂城町は今までのやってきた経過を踏襲しながら今年も、今回の3年間についても6段階でやっていくと、そういうふうに決めたということです。ですから、その後においても、また今後の保険料の状況によっては9段階になっていく状況もあるんですが、過去の3年間の状況、今後3年間の状況を見て6段階でいいじゃないかという、そういうお話をいただいた中で決めさせていただいたということであります。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手多数により)可決」

◎日程第6「議案第6号 坂城町下水道条例の一部を改正する条例について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第7「議案第7号 町道路線の廃止について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第8「議案第8号 町道路線の認定について」「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第9「議案第9号 平成21年度坂城町一般会計予算について」

議長(池田君) 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示されて質疑されますよう、お願いいたします。

まず歳入について質疑に入ります。

1番(田中君) 3ページでございます。

款、町税の項、固定資産税でございますが、1の1目の固定資産税、これが 1,100万円増額になっているわけでございますが、一般的には地価が下がって いるという状況の中で増額要因を説明願います。

それから、次の5ページでございます。

2の地方譲与税の揮発油譲与税でございますが、これが前年度ゼロから950万

円になったという、これも説明、どうしてこういう形になったかということをちょっとご説明をお願いいたします。

それから、23ページでございます。

諸収入の雑入の6目の、ここで株式会社坂城町振興公社納付金が1千万円でございますが、昨年は2千万円の予算でした。その前は、ちょっと私、調べたら、もうちょっと多かったんですが、年々減ってきているという根拠というか、大分主力であるびんぐし湯さん館、下がっていると思うんですけれども、21年度が半分になったという、どうしてかという、ちょっと説明をお願いします。

以上、歳入お願いします。

総務課長(中村君) 当初、当初の比較の中で固定資産税、評価替えの年でありますので、これは地価続落という状況もあると。それから、平成6年の評価替えの際に負担調整ということをかけて、おおむね最終的に20年くらいはかかるということであったんですが、その負担調整が大分追いついてきたというようなこともありまして、地価の下がりもありまして、これは2月25日の『信濃毎日』でもご覧をいただいたかと思いますが、私どもの坂城町は宅地でかなり大きな減少という、これは県の固定資産税評価審議会で承認をいただいた結果として、そんな数字で、土地については、そういう評価替えになるということであります。

土地につきまして、昨年当初、これは税目でまとまっていますので、償却資産は土地、家屋、償却資産という三つございます。それを土地だけに関して言いますと、20年当初で見ておりますのが4億500万円です。それから、この予算で見ておりますのが3億8,800万円と考えております。これが対前年比95.80%ということであります。

それから、家屋でございますけれども、これが20年当初、5億1千万円考えておりました。それがこの予算では4億8千万円ということであります。例えば20年中に新築された家屋というのは80数棟というような状況で、通常よりはちょっと少なかったかなというようなことがございますので、4億8千万。当然これも評価替えがあります。それから、新築の大きなものが、そうなかったということ。これが95.81%であります。

それから、償却資産ですが、これは以前にも申し上げましたけれども、20年当初、5億1,200万円ということでおりますが、新幹線10カ年の特例ということがございまして、これは償却資産であります。ただ、償却資産でありますから、

落ちます。おおむね7~8%償却、過去の例を追いますと、7~8%この部分について落ちてはいます。ということなんですが、これが20年度ふえておりまして、ふえておるということの中で、当初予算ではそれを見ていません。5億1,200万円でありましたが、21年、この予算の中では5億6,100万円見ておりまして、109.57%。合計をいたしまして、100.8%ということになります。ですから、土地、家屋については評価替えということで負担調整も追いついてきた部分もそれなりにあって減額になりますと。ただ、償却資産については、新幹線の影響というところがございまして、総体としての固定資産税とすると、ふえて計上させていただくことができたということでございます。

企画政策課長(片桐君) 振興公社の納付金についてお答えをいたします。

今、湯さん館の経営状況ということが一番の基本でありまして、入館者も微減というような形で、若干減ってきておりまして、加えて1人当たりの客単価も若干減少ぎみという状況でもございます。

それと昨年の春以降、秋口までの、いわゆる原油高の高騰によりまして、かなり 灯油、燃料代が経営の中で相当圧迫といいますか、ウエートが大きくなってきてお ります。開湯当初と比べますと、昨年は約4倍ぐらいの灯油の値段の差があるとい うような状況が一つあります。

それと加えて穀物相場の高騰ということで、仕入れの原材料が上がってきている と。食堂の販売につきましては値段はそのままというような状況の中で、やはり利 潤の分がかなり薄くなってきているということが一つ大きな要因というような形で 考えております。

そんなような状況の中で、17年から入湯税も振興公社から納入をされているんですが、この辺の考え方も一つあろうかと思います。といいますのは、年間券の方が1日約250名前後ぐらい入館をいただいております。そういう方も1日券で500円入る方も同じ入湯税30円をいただいているというようなことで、総体的な経営の中では結構入湯税のウエートも大きいというようなことも直接の原因ではありませんけれども、そういったことも経営の中では出てきております。

そんなような状況で、2月10日に県の中小企業振興センターから経営のエキスパートの方をお願いをいたしまして、2月10日に湯さん館のいろいろ経営状況を調査していただきまして、また、この3月25日に職員を集めて指導をしていただくというようなことで、経営の方はそれぞれ何とかうまくいくような形では取り組

んでおりますし、大根や芋の大根焼酎についても積極的な力を入れて対応している というようなことです。

そういった中で、先ほども言いましたように、今年度もかなり、先ほどのいろいろな要件の中で3月の補正で相当の減額をさせていただかなければならないというような状況でございますので、経営の方が少し景気の動向も含めて厳しくなってきているということでご理解をいただきたいと思います。

財政係長(塩澤君) 5ページの地方揮発油譲与税についてのご質問でありますけれども、これにつきましては、同じページの項3にございます地方道路譲与税、従来、地方道路譲与税ということで歳入していたものでございますけれども、これが21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴いまして、従来の地方道路譲与税、これが使途制限のない地方揮発油譲与税というものに改正されるということになっております。そういったことで従来のものと新設の地方揮発油譲与税ということで、21年度予算においては2目に分けて計上をいたしておるということでございます。3月までの地方道路税につきましては、従来どおりの歳入ということになりますので、一部はまだ地方道路譲与税として残るということで、そういったことで二つに分けて計上し、新しい地方揮発油譲与税については、おおむね60%ぐらいを見込んで950万円ということで計上いたしております。

1番(田中君) 大分わかりました。

そこで、まず固定資産の関係ですけれども、昨年、確かに新幹線の10年経過で新たな固定資産の償却資産がふえたということで、たしか1億円近い増額がありましたよね。さらに償却資産という形で、ここの新幹線がメーンとして、さっきの話で9.5%ですか、伸びるということでよろしいわけですね。

私、ちょっと確認だけしておきたいのは、償却資産はもちろん中小企業、大企業の町内の企業の機械設備も入っているわけなんですけれども、こういう人たちの負担はどうなのかというのを、もしわかったら教えてください。今こういう景気のもとですから。

次の地方揮発油譲与税、大変よくわかりました。

それから、びんぐし湯さん館の関係、坂城町振興公社、この後出てくる3月補正で大分また減ると。私は決算のときも予算に比べて納付金が大分減っているということで質問申し上げたら、協議をした上でということでありましたけれども、さらにその経営ということで、去年は確かに前半、原油と穀物など前の年からの値上が

り、異常な高騰があったんですけれども、ここへきて去年の秋ごろからはおさまっているし、原油も大分下がっていますので、一層の経営努力をしていただいて、せっかく納付金という、ここに欄があるんですから、しっかり決算のときは、予想よりたまにはふえるように、ひとつ努力をお願いしたいと思います。

総務課長の1点、お願いします。

総務課長(中村君) 設備投資にかかわる償却資産はどうかということであります。 これは1月31日までの申告ということでございまして、やっとまとまって課税データとして入れているという段階でございまして、あわせて住民税、所得税の申告相談もやっておりまして、まことに申しわけございませんが、私も資料を欲しかったんですが、ちょっとそれまで職員の時間的余裕がございませんで、手元に資料を持っておりません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

1番(田中君) 進行になっちゃいけないんで、ちょっと幾つか聞かせていただきます。

まず、27ページでございます。後でもちょっと関連もあるのでちょっとお聞きします。

総務管理費の1目ですけれども、右側の説明欄の中ほどなんですけれども、本当はこれ、昨年も聞いておかなければいけなかったんですけれども、臨時職員社会保険料1,040万1千円という、04021という真ん中ほどにあるやつですけれども、これは何人分ということで、ここの保険料を町が負担する、この積算の根拠は何人分で、どういうような仕事、例えば予算書を見ていると、小さい臨時職員というのもあるんですけれども、一定の、これを掛ける対象になる臨時職員の人たちというのは、どういうような状況の働いている人たちをここで社会保険料として負担してもらっているのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、33ページと34ページにあるんですけれども、総務管理の7目の広報広聴費と次の8目の電算ですけれども、ハードウエアリース料というのがあって、しかもパソコンが、例えば33ページの広聴にあるんですが、それから次のページの電算のところもそうなんですけれども、二つあるんですけれども、一つはこうい

うソフトウエアというのはリースと違うんですけれども、契約をどういうような形でされているのかということをちょっと説明をしていただくということと、それから34ページ、ハードウエアリース料が991万5千円あって、これは前年と同じ額なんですが、その下にパソコンがあるわけですね。ハードウエア、パソコンをリースを受けていながら、またさらにパソコンを備品購入で買っているわけですね。前のところも同じなんですけれども、前はハードウエアリースが広聴の方は289万4千円あって、そしてパソコンが23万1千円、前年に比べればかなり少なくなって165万9千円ほどパソコンの購入料は少ないんですけれども、要はハードのリースとパソコンというのは、どういう関係というか、片方でハードを長期の契約で借りていながら、まだ自分でも買うということの説明をちょっと、どういうことかお伺いしたいと思います。

ハードウエアリース料は1,895万2千円というんですけれども、去年よりは14万ほど低いんですけれども、この価格の設定とか契約の方法というのは、ちょっと私、不勉強で今までちょっとわからないんで、説明をお願いしたいと思います。それから、43ページでございます。

歳入にも関係するんですけれども、010の2010年の世界農林業センサスでございます。これは調査員が135万8千円と大きいんですけれども、ほかの工業調査にしろ、来年は結構いろいろ調査ものがあるようですが、特に調査員の賃金というか、01ですから報酬ですけれども、ちょっと大きいのは、これがどうして、手間がかかるのかどうか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、85ページでございます。

農業費の5目でございますが、ここの15番の工事請負費が3,030万円とあるんですけれども、去年はここの欄が1,630万円、約倍近くふえているんですけれども、これの説明を、どこのどんな工事をやるかというのを聞かせていただきたいなと思います。工事費積算の内容ということでございます。

それから、87ページでございます。

林業費の2目でございますけれども、ここの上から右側の説明、5行目の伐倒駆除2,260万円、去年より119万3千円、松くい虫が減っているということで、松くい虫の事業費の119万1千円が去年の当初予算に比べて減っているんですが、ほとんどそれが伐倒駆除でございます。これはひとつ松くい虫の被害が切るところが少なくなったという積算のもとなのか、あるいは私は、その下の方にもあります

が、町有林管理事業の中に作業員241万6千円があるんですが、これも去年より65万6千円ほど減っているんですね。これはふるさと雇用再生で森林管理に係るから、そっちへ振り替えるから減っているのか、あるいは松くい虫が少なくなって切る木が少なくなったからなのか、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

次に、88ページとか89ページとかあるんですが、ほかもちょっとページがあるんですけれども、いっぱいあるので、実は県のふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出基金あるんですけれども、104ページとか188ページとかあるんですが、これで特に一つは緊急雇用というのは半年以内の短期の働き場をつくるということですよね。これを見ると、臨時職員というのは、114ページの教育総務の中に臨時職員が271万9千円あるっきりで、あとは委託ですけれども、委託でどういう形で雇用というものを、委託契約の中で雇用する人数という、町として、いわゆる制限づけというか、されるのかどうかということ。それから、受け皿なんかを、ふるさと雇用再生も含めて、びんぐしの里環境も含めて委託であげているところの受け皿、またもう一つ、ふるさと再生の場合は、104ページですけれども、1,500万円、3年間ということで、これは長期の雇用ということなんですけれども、そういう形で3年間継続した同じ雇用につながるということなんですかね。今までそういう管理していたところとの関係なんかがどうなるかということを説明をお願いしたいと思います。

要は、せっかくこういう基金でございますので、今、職場がほとんどなくなっているということを考えると、企業さんなんかで休業日がふえているので、こういうものをもっと積極的に直接雇用した方がいいのではないかと私は思うんですけれども、その辺を委託にした場合は、いわゆるどんなメリットがあるかを聞かせていただきたいと思います。雇用の関係でございますので。以上でございます。

総務係長(柳澤君) 私からは、27ページ、臨時職員社会保険料についてお答え申し上げます。

この部分の社会保険料でございますけれども、おおむね一般職と同様の日数を勤務する特別職の方、臨時職員というようなことを想定をしておりまして、月額支給の方の分を計上してあります。児童館長さんですとか、保育士、調理員などといった40名を積算をさせていただいているところでございます。

企画政策課長(片桐君) お答えいたします。

まず、ハードウエアのリース料の関係でございますが、広報広聴の関係でございますけれども、サーバーの更新ということと、それからファイアーウォールのリース料という内容でございまして、289万4千円ということでございます。

それから、パソコンにつきましては、34ページの備品購入費ですが、これにつきましては、6台分、端末の更新を図るというものでございます。それから、同じ電算費の中のハードウエアリース料でございますけれども、これはパソコンの買い取りの部分とリースの部分がありまして、そのリース料であります。あわせて今年新しくリースをかける台数ということで991万5千円という内容でございます。

それから、世界農林業センサスの調査員の報酬という点でございますが、これは 10年に1回の世界で農林業センサスをやるということで、ちょっと当たっている かどうかわかりませんが、農業の国勢調査みたいな形ということで、調査員が今の ところ74名ぐらい、まだちょっと調査が始まっていませんのでわかりませんけれ ども、74名分という予定で組んでおりまして、10年に1度の世界的な調査ということで報酬が大きいということでございます。

産業振興課長(宮﨑君) 幾つかご質問をいただきました。

最初に、85ページでございます。農山漁村活性化支援交付金事業が、工事請負費3,030万円が昨年に比べて多いということでございます。

これにつきましては、20年度から3カ年で町内の土地改良事業と申しますか、中之条用水の漏水部分の修繕、梅の木のため池の修繕、そして今の中之条用水が清水踏切のところで狭まっている部分であふれるというようなことで、バイパス路をつくるというようなことで、3カ年の国の補助事業で取り組んできているところでございます。3年間で6,350万円ということで、初年度20年度については梅の木のため池改修と。21年度についてはバイパス路、ボックスカルバートといいますか、暗渠形式の中で200mバラ公園のところまで道路を掘っていくという、そういう工事でございまして、3カ年のうちの真ん中の年ということで、この金額でございます。

それと87ページの松くい虫の伐倒駆除の関係でございます。これについて今の 緊急雇用等の関係ということではなくて、予算の範囲の中で対前年どうだというこ とではなくて、予算のトータルの中でこれを駆除していくというようなことで、約 1千㎡等の駆除の処理ということをここで委託でやっていくというようなことでご ざいます。 それと緊急雇用関係の事業費についての委託の関係と雇用の関係それぞれのご質問でございますが、これにつきましては、山城議員さんのご質問でも若干お答え申し上げてございますが、国が基金を設けて、それによってやっていく事業というようなことで、実は国の中で細かな要綱が定められてございます。それに沿ってということで、最初のふるさと等については、委託ということでございまして、さらにこの事業を受け入れたということ、事業が終わったらそれで終わりでなくて、後の事業につながるようにという、そういう部分でございまして、従って、雇用も人数的には1事業1人ないし2人ということで4人程度ということで、それぞれ私どもの予算、あるいは建設課の予算というようなことでの対応になってございます。

これについても委託により行う事業ということで、民間企業、あるいはNPOに対して委託でやりなさいというような事業でございまして、非常に要件的にも厳しいと。さらに今までやっていた事業のそのままそれを振り替えるということでなくて、新たな事業創出というような部分で、そういう中で、この3事業を該当させたわけですけれども、実はいろいろアイデアも出して県との何回かヒアリングといいますか、事前も含めてキャッチボールをやりながらやったんですけれども、この事業、3年間でふるさと分が1,900万円というようなことで、事業量的には、この3事業が目いっぱいであったというのが実際であります。

それと次の緊急雇用でございますが、これについては、委託事業と自ら実施する 事業というようなことでできます。期間も非常に短いというような中でございます。 ただ、委託が非常に多いという部分でのご指摘でございますけれども、この委託 という部分の中では、今言った民間ですとかシルバー人材、その他法人以外の団体 というような部分もございます。それぞれの中で一番今多いのは、バラの里等の建 設さんの事業もあるわけでございます。これについては、やはり団体ということで、 今、薔薇人の会等でいろいろと今まで駐車場から何から全部、町の職員もでござい ますけれども、対応していたんですけれども、こういった全体のそういう団体とい うものも視野に含める中で支出していこうというようなことで、そういう部分で委 託という部分で出てきております。

そういう中で、実際に直接雇用という部分については、教育委員会関係の事業が 主となってきているわけですけれども、それ以外については、基本的には、いろい ろ個々の募集というような部分も検討されたわけですけれども、いろいろな角度か ら検討の結果、委託という部分で進めていくということになってございます。 ただし、委託とはいっても、委託先については、基本的にはハローワークへの募集というものをとっていくというようなことでございます。そういう中で、ハローワークさんへ求人といいますか、それを出していくわけですけれども、私どもとすると、そういう中で地域の雇用というのが大事なことでございまして、そこら辺についても特に検討しながらというようなお願いの仕方になってくると思いますけれども、そんなことで町の雇用というのを重点的にできるような形で考えているところでございます。

すみません、答弁漏れがありまして。

作業員の241万円の内訳ということでございますが、これにつきましては、山林一般の管理ということで、一般の方50人、あるいは草刈り機を持っていかれる方、さらにチェーンソー持ちというようなことで、約190人ほどの作業をお願いするというようなことでなっています。作業員の内訳というようなことでございます。

1番(田中君) 予算の質問、2回でございまして、実は大事なのを落としていましたので、とりあえず今の説明の中で、大体わかりましたが、いずれにせよ、まずーつリースの関係というか、電算の関係、今、非常に日常業務のツールでありますけれども、結構あちこちに電算のリースや、そういう関係が多いので、できるだけ合理的な使い方というか、そういうものは結構大きな金額になっておりますので、そういう検討を職員の皆さんで、できるだけ合理的に使えるような取り組みを望みます。

実は課長にちょっと雇用の関係なんですけれども、その前に一つ商工の関係で落としました。89ページ。

一番下の19の補助金の関係ですけれども、職員派遣団体補助金855万2千円ですけれども、去年は、これが総務の一般管理の方に入って、たしか1,800万だか、あったんですよね。これはちょっと、なぜここへもってきて総務の方から消えちゃったのはどういうことかということを、総務課長でもいいですけれども、お聞きします。去年は1,800万が半分以下になっているという根拠もあわせてご説明を。

実は雇用の関係で産業振興課長に、今、一般質問等で重々くどくお話ししたように、雇用が非常に冷え込んでいますよね。町内のリーダー企業ですらも週に3日も4日も休んでいるというような状況で、そういうときに、やはりスピーディーに、

今、手当を、特に緊急雇用ですから、緊急雇用の方は、できるだけそういう休んでいる人たちを使えるような方法というものを考える、それには委託よりも直接雇用の方がよろしいんじゃないかという気もしますので、そういうことについてちょっと検討をしていただきたいなと思います。

今早く雇ってあげるということと、もう一つ委託という形をした場合は、委託先の団体が手数料というか、事務費やなんか取っちゃうと、その分直接雇用の方へ行く、そういう心配がちょっとどうなるか、ちょっと説明してください。

総務課長に大事なことを、今日午前中の集中改革の効果という中に人件費が今年は141名で去年は148名。給与明細書を一般質問の予算書を見ると来年度21年度は129名なんです。私、実は休み時間にも控室でそんな話を同僚としていたときに、給与明細に出てくるのは、いわゆる常勤的非常勤の人たちが漏れているからじゃないかという、常勤的非常勤の人は給料を直接支払っている、この金額に入っているわけです。給与明細の中にね。ここにいる給与費の中に給与、手当、共済費というのが入っているから、その分入っているはずなんですね。そして臨時の人たちは賃金なんですよね。固定費ですよね。なぜ、これだけ数字が違うかという、その説明をわかりやすく、私はこれでもう質問できないんで、お願いします。わかりやすく。

議長(池田君) 審議の途中ですが、テープ交換のため10分間休憩いたします。 (休憩 午後2時34分~再開 午後2時45分)

議長(池田君) 再開いたします。

総務課長(中村君) まず、産業振興課のところで派遣団体補助金というのがありまして、これは20年度の予算をご覧いただいても同様に計上してあると思います。 総務管理費で1,800万円ほど20年度は計上がございます。21年度は計上がございません。これは一般質問の中で、どなたかのところで申し上げたかと思うんでありますが、これは土地公2名分の補助金として計上、20年度までいたしてまいったわけでありますけれども、この予算書の中でも債務保証を、これまでの3年間に比べますと、おおむね半分に落ちている。これから先の3年間の中で土地開発公社の事業量というものもそれなりに小さくなっていくんだろうということ等もございまして、これは派遣という形態ではなくて、職員が、具体的には企画政策課の職員が土地開発公社の業務を兼務するという形に変えたいと、4月からそのようにいたしてまいりたいということで、給与明細の中で約4,400万円弱の減額とい

うことですが、その減額へ補助費で見ていたものを足したり、それから選挙の、今年選挙が5月に農業委員、遅くても9月、ちょうど今日から半年で任期が切れる衆議院の選挙があるわけで、両方で720万円、時間外勤務をしていますというようなことで、そんなこと等々を見ると、7,500万円ぐらい人件費としては平年ベースで考えると削減ということがあるというお話をいたしたと思うんですが、総務管理費の方で落ちておりますのは、総務管理費の人件費へその分を計上をいたしているということでございまして、テクノセンター部分につきましては、20年度も計上があります。それが一つでございます。

もう一つ、一般質問の中での答弁の職員数の違いというところであります。

確かに給与なりで計上はいたしておりましても、これは実は定員管理という、これは国へご報告申し上げるものがございまして、これは一般職についてということで、給与明細のところは一般職ということでありますので、これは129名になっているかと思います。嘱託の職員につきましては、実は定員管理の方では含めて報告をしなければいけないということがございます。これは町全体の中で嘱託職員についても報告しなさいということで、一般質問の答弁につきましては、定員管理の数字でお答えを申し上げました。

内訳を言いますと、一般会計の中で一般職128名、教育長1名、それから常勤的非常勤職員6名であります。なおかつ、定員管理の数字としては、下水道会計の4名、有線会計の常勤的非常勤職員1名、それからテクノセンターの職員、派遣をいたしております職員1名ということで、合計141名ということになりますので、そのように申し上げたわけであります。

ですから、一般職が――教育長は身分上は一般職です、身分上は。ただし、給与については特別職の例によるということが教育公務員特例法にうたわれておりますので、身分的には一般職ということであります。ということで、一般職員128名、教育長1名、常勤的非常勤6名、下水道特会で4名、有線特会の常勤的非常勤1名、テクノセンターで1名ということで141名になります。給与費明細書は、これは一般職と書いてございますよね。一般職ということで129名ということになっております。

実は、この定員管理というのが常に私どもきつく言われているところでございます。昨年、一昨年あたりからは、その結果を交付税ですとか、記載の申請の際ですとか、結果が出ていないとか、目標までどのように到達させるんだとか、そういう

説明を常に求められるということの中で、どうしても私どもとすると、念頭にあるのは定員管理ということでございまして、一般質問のお答えの中でも、そちらの数字を使わせていただきました。そういうことでご理解をいただきたいと存じます。

産業振興課長(宮崎君) 私からは、緊急雇用創出に関する二つのご質問にお答えしたいと思います。

一つは、委託ということになると遅くなるということで、少しでも早くということでございますけれども、一番は今回のこの事業があくまでも緊急雇用創出ということでございます。委託についても、速やかにやるように取り組んでいきたいと。本来なら、できれば年度内という部分も実は考えからあったんですけれども、国等の補正予算との絡みがあったりして、県でもそれを断念したというような経過が一つあります。

それともう1点でございますが、委託すると人件費以外のものが出ていくだろうというようなことでございますけれども、これについても決まりがありまして、新規雇用する失業者の割合が85%以上の場合は人件費の割合が7割、75%の場合は8割ということで、これは決まりでありますけれども、できるだけ人件費に回すように、それは基本的な考え方というふうに考えています。

1番(田中君) すみません、予算の質問は2回ということでございますけれども、 もう1回ぐらい、いいですかね。

総務課長、わかりましたので、そういうことであれば、ここの空白にそういうことを書いておいてもらいたいね。私どもは、これをもって一般職というか、説明でいくと、せっかくここに空白があるんだから、このほかに常勤的非常勤とか、そういうことで、これは説明書ですから、わかりやすくしてもらいたいなと思います。 141名の内訳は、ここの数字との違いはわかりましたので。

それで派遣している団体はいいんですけれども、土地公で、総務課長、皆さんが 決めたことだから間違いないと思うんですけれども、いわゆる兼務というような形 で団体で仕事をしていっても、公務員法やそういう規定はいいのかどうかというこ とと、もう一つ、産業課長は、できるだけ年度早々にでも雇用につなげるように努 力をお願いしたいと思います。そこだけお願いします。

総務課長(中村君) 予算書の表記、それから付表、これらは地方自治法施行規則であったと思います。そこに定められておりますので、定員管理という話は全く別なお話なのでありますので、そこはご理解をいただきたいと存じます。

それから、地公法上いかがかというお話であります。確かにおっしゃられるとおりであります。周辺、長野市、千曲市、上田市、どんな対応をされているのということでお聞きをしました。ほとんど兼務でやってらっしゃいます。ただし、一つ町の側でやらなければいけないこと、これは条例もございますが、職務に専念をする義務の免除という手続をいたさなければいけないということはございます。それはそういうことで手続をとりながら進めてまいろうと考えております。

7番 (入日さん) 47ページの款3項1目3の説明の中で、19021シルバー人材センターの負担金ですが、今シルバーに登録する人が非常に多いと。だけど、仕事量がなかなかないということとあわせて、登録している人の技術力とか能力とか、そういうのもあると思うんですが、仕事がある人は1年中あるんだけれども、ない人は全然ないということで、何とかならないかというような声がいろいろな人から聞かれるんですが、そういう指導がこちらでできるのかどうか。指導というか、そういうふうに何とかなりませんかというようなことが、こちらの方からも一応補助金を出しているので要望みたいにできるのかどうかということを1点お伺いします。それから、52ページの款3項1目4の中の説明の13004の地域活動支援センター委託料で、これは説明の中を見ますと、今までの共同作業所の事業が変わってこんなふうになったというふうになっているんですが、その中で障害者の創作生産活動の機会を提供し、社会交流の促進、地域生活支援を促進するというふうになっているんですよね。もし、こういう事業の内容でしたら南信濃やまびこ舎なんかも障害者のためにやっているわけですが、そういうのは対象にならないのかどうか。そのことをお伺いします。

それから、60ページの款3項2目3の説明の中で上から2番目の02021一般職給料ですが、この3月に一応中沢先生も含めると正規の保育士さんが5名やめるわけですけれども、その後4月から2名補充ということですが、この間臨時職員の募集をしていましたけれども、今まで1年雇用とか3年雇用とかあったんですが、これからもそういうように、ある程度3年ぐらいの期間をもって雇用していかれるのか。それから、そういう人とあわせて1年とか6カ月の短期雇用の人は人数的にどういうふうに考えているのか、お伺いします。

それから、109ページの款9項1目3の消防施設費の中で説明15002防火水槽修理で100万円、それから、その下の防火水槽移転で500万円とってありますが、諸収入の中で防火水槽移転補償金が950万円あって500万円しか使わ

ないということと、それから、一応これを挙げてあるということは場所ももうほと んど決まっていると思うんですが、どの場所を移設したり修理するつもりなのかと いうことをお願いします。

それから、113ページ、款10項1目2の説明19061特色ある学校づくり 交付金ですが、毎年毎年テーマを決めてやっていると思うんですが、21年度はど んなテーマで特色ある学校づくりをするのか。

それから最後ですが、125ページ、款10項4目3の図書館費で、図書館長が225万5千円で、これはもう役場の職員からではなくて、嘱託職員として雇うと思うんですが、今まで嘱託職員の館長さんの場合は、ほとんど学校の校長先生をやられた方という感じでなっていたと思うんですよね。やはり今みたいに職がない時代ですので、そういう年金をもらって生活をしている人ではなくて、司書士の資格があって、もっと若いような人が雇うように、そういうふうな考え方はないのか、お伺いします。

福祉健康課長(塚田君) 順次お答えいたしますが、一つは47ページ、シルバー人 材センターの関係ですが、シルバー人材センターにおかれましては、更埴市に事務 所がありまして、そこで旧上山田、戸倉、更埴、坂城ということで、それぞれの地域において、それぞれの事務局を置いて担当しております。ただ、今こういう時代 の中で、やはり企業さんのシルバーへ対する庭木の手入れだとか一時雇用とか、そういうことが減ってきております。定年後いろいろ自分の趣味や何かを生かして自分のやりたいことをやったりとか、時間の中でそういう企業や庭木の手入れとか行っているんですが、なかなかそういう要望が現在減ってきている状況です。私どもも私と副町長、理事ということで理事会がありますので、その都度雇用の促進についてはお話もいただいたり、新たな雇用がないかというようなことを伺っておりますが、今後こういう時代でありますが、人数が多く、手早くやってくれるというような状況もありますので、そんなような状況についてまたお話を申し上げてきいたいというふうに思います。

それから、52ページの生活支援事業の関係、やまびこ舎等というお話をいただいたんですが、これについても一昨年までたしか補助金が出ておりました。時代の中で補助金事業も見直されたりして、たしか去年から出なくなったのか、それまでは事業に対して補助をしていた状況にあります。ただ、現在は共同作業所関係、障害者の就労移行していくような状況がありますので、そちらに対しての支援という

ような形で対応がされております。

それから、60ページの保育園総務費、臨時職員の関係ですが、常勤的非常勤、臨時職員、今回退職される方、それから、やめられた方がおりまして、2月に、たしか何名か募集した経過があります。今、臨時職員の方もふえてきておりますが、1年雇用、あるいはまた3年雇用、そんな関係で引き続き雇用体系の中では、そのような体制を引き続きとっていきたいというふうに考えております。総務費の方で私ども管理しておりまして、それぞれの保育園費の方で人数、対応になっておりますが、人数的にはちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

子育て推進室長(中沢君) 保育士の人数につきまして、お答えします。

一般職給料というところで申し上げます。保育士並びに事務職員等を含めまして 2 1 名が一般職給料に含まれております。常勤的非常勤職員、これが3名でございます。あと1年、臨時の最長3年の賃金につきましては、各保育園費に計上させていただいております。

住民環境課長(宮下君) 109ページ、消防費の防火水槽の修理ということで100万円計上してございます。これにつきましては、現在、町には146基の防火水槽がございますが、約1割になります17基がいまだ無蓋ということで、ふたのかかっていない防火水槽になっているということで、こういう時代ではありますけれども、1基につきまして、今年度修繕をし、有蓋化を図っていきたいというものでございます。場所につきましては、これから検討をさせていただきたいというものでございます。

その下にあります防火水槽の移設ということで500万円もってございますが、これとその下の火の見ホースがけ設置等ということで350万円、それから、少し上にありますが、設計管理費の100万円というもの、これを足し算いたしますと、950万円ということになります。これにつきましては、現在、田町区で田町の四つ角のところにあります防火水槽、火の見等が坂都2号線の道路拡幅工事により障害になるというようなことでありますので、防火水槽につきましては、耐震性の40トンのもの、それと火の見といいますが、今の時代ですので半鐘台、それから、地元消防団のホースがけ機能をホースをかける機能を持ったものということで場所を移して確保したいというもので計上してございます。

なお、これにつきましては、現在、事業主体が県になるかどうかは今、協議中で ありますけれども、そういう場所であります。 **教育文化課長(西沢さん)** 113ページ、上から3行目の特色ある学校づくり交付金について、お答えいたします。

基本的には、この交付金は小学校1校20万円、中学校40万円という額を交付するものですが、新しい学校の体制が決まって、その運営の計画の中でおよその計画がされてくるというところで、新しい担任の先生、子供たちがクラスの中で自分たちの特色あるクラス運営なり、いろいろな計画をしてくるという内容でございます。決まりましたら早急にこちらの方に申請をしていただくということです。

ただし、中学校につきましては、例年1年生は福祉の問題、2年生は職業体験、3年生は未来の坂城町というような大きなテーマの中で、ここずっとこの事業がされてきておりますので、新しい年についても、そのような方向であるというふうに聞いております。

- **教育長(長谷川君)** 図書館と申しますと、坂城町の文化の象徴の一つの場所でありますので、坂城町の図書館の館長という役に最もふさわしい方を広い視野で求めてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。
- **7番(入日さん)** シルバー人材センターについては要望していただけるということでわかりました。

それから、地域活動支援センター、課長が言っていたのは南信濃生活寮に対する 支援だと思うんですが、やまびこ舎というのはそれとは違って、障害者をかかえて 作業をしているグループなんですよ。農作業を中心に。そういう雇用の場を確保し ているグループだったら、先ほどの改定の条件に当てはまるのではないかというこ とで今までの共同作業センターだけでなくて、雇用をしているところも出せないか ということをお伺いしたんです。それについてもう1度お願いします。

一般職と常勤的非常勤の職員についてはわかりました。

あと臨時保育士さんについては各園で費用がもっていると。それは見ればわかる んですが、その人数をお伺いしたかったので、3 園について人数をお願いいたしま す。

それから、館長さんについては適任者をこれから選んでいくんだということで、 それはそのとおりなんですけれども、私が言いたいのは、今まで学校の校長さんな どを歴任された方で悠々自適、生活できるというような人ではなくて、やはりもう ちょっと若くていろいろなそういう知識を持っている方もいらっしゃるので、そう いう中で選んでもらいたいということで、これは要望ですから答弁はいいです。お 願いいたします。

福祉健康課長(塚田君) お答えいたします。

私のちょっと記憶違いかどうかわからないですが、やまびこ舎、障害者のところですよね。たしか昨年まで補助を出していたという経過があろうかと思います。山の上でりんごとかいろいろつくったりしている関係で、その施設に対する補助というものはたしか出ていたはずだと思います。やはり県費とか、これもそうですけれども、県費補助とか対象になる中で町の補助もという考え方がありますので、そのときにはたしか県費の補助もついていて、そういう対応がなされたというふうに記憶しております。

子育て推進室長(中沢君) お答えします。

各保育園の臨時保育士の数でございますが、南条保育園6名、坂城保育園4名、 村上保育園1名、計11名を計上させていただいています。

6番(大森君) それでは、お願いいたします。

ページ81ページ、款6項1農業費の目3、説明で19058中山間地の直接支払事業513万1千円と、これは状況についてご説明願いたいのと、何年か続いていると思うんですが、組織グループが入れかわったり、あるいはそういうような変動などはどうなっているのか、それについてお尋ねいたします。

次に、90ページの款7商工費、項1の商工費、目2の商工振興費、説明の010704中心市街地活性化事業、これについて、コミュニティセンターあるいはけやき横町の管理などを行っているという点で、ここのコミュニティセンターなどの利用状況がどんな状況になっているのか。

もう一つは、けやき横町で一応形とすれば全部ご利用されるようになったという ことで、そこでのにぎわい方について、どんなふうに判断されているのか、お尋ね いたします。

それともう1点ですが、中心市街地コミュニティセンターというホールがあるわけですが、これについては以前もどなたかから出ていましたが、愛称名をつけてほしいというのがあるんですが、私も会場をお借りして説明するときに困るので、わざわざ地図を用意するということで、チラシにも地図まで入れなきゃいけないという、ちょっと大変さがありますので、できれば鉄のホールとか簡単にわかるような愛称になればいいかなというふうに思うので、その辺の検討はどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、90ページ、そのすぐ下ですか、説明010705のまちづくり交付税事業の関係ですが、坂城駅周辺地域交流推進事業ということで、これは新しいイベントだと思うんですが、説明の方ではおしぼりうどんでのイベントということですが、これの辛味大根サミットにあわせてやるだろうというのと、それと駅進入路事業の中での交流広場ができるということで、そこでやるのかなというふうに想像するわけですが、このイベントについて説明願いたいというふうに思います。

最後になりますが、102ページ、款8土木費、項5都市計画費の目1、説明の方で010835のまちづくり交付金事業効果分析調査ということですが、これはまだ今年度21年度が最終ででき上がったばかりというところで、この事業の効果をどういうふうに判断するのかというのはちょっと私は理解できないんですが、例えば完了してすぐ調査して、そしてまた2年後とか3年後とか10年後という計画でやるのかどうか、その辺のところもちょっとわかりませんので、その辺のいきさつと今後の予定についてお尋ねいたします。

産業振興課長(宮﨑君) 幾つかご質問をいただきました。

まず81ページの中山間地域直接支払事業の状況はどうかというようなご質問でございます。

ご案内のとおり、中山間地域等で農業生産の維持を図って多面的な機能を保有する観点から農業生産活動に対して10アール当たり2万円、一定の助成を行うということで、町内については5地域が指定してございます。指定については、17年度からということの立ち上がりできてございます。そういう中で、やはり急傾斜地であること等が田については20分の1という傾斜、畑地ほかについては15度以上というような形の中で行われているというようなことでございます。

そういう意味で、状況はどうかというようなことでございますけれども、基本的な部分からすれば、やはり一番はその地域での後継者ですとか遊休農地をふやさないというような、そういう部分の中での取り組みもあるわけでございまして、今の交付等している状況の中で、それが辛うじて保たれている部分があるのかなという判断をしてございます。

この地域については、村上から言えば島地区、小野沢地区、上平の2カ所、あと 入横尾、北日名、南日名というようなところでございまして、ただ、傾斜地ですと か集団的な条件からいうと、ほかの地域でというのはなかなか難しいというふうに 考えているところでございます。 次に、90ページの中心市街地コミュニティセンターの利用状況はどうかという ようなことでございます。

その利用件数について、すみません、手元に資料がありませんので、後ほどご答 弁させていただければと思います。

それに絡みまして、コミュニティセンターという名前ではなくて、愛称という部分の中で、ある方に言われたということでございます。

これについては私もいろいろなところでお話は聞くわけでございます。ただ、現 実的には中心市街地コミュニティセンターという部分で名前も定着してきていると いうふうに考えてもございます。ここら辺については、ちょっと今後の課題という ことで宿題にさせていただければと思います。

それと91ページでございますが、まちづくり交付金事業の坂城駅周辺の地域交流事業と大根フォーラム等の絡みの中で、どんなようなイベントを考えているのかというようなご質問であったかと思いますが、これにつきましては、11月13日、14日ということで、辛味大根のフォーラムを開催していくと。1日目は金曜日でございまして、これについては県内の産地、あるいは全国ということでございまして、県外からもお運びいただくというところの中で、詳細については今プロジェクトで検討しているんですけれども、それぞれの地域で思いを持った方たち、辛味大根のフォーラムというのは、どうしても地大根ということで、その地域から伝統的にある、そういう野菜ということでありまして、正直言って既に絶えてしまったものを復活させたりという、そういう取り組みの中で地域の方が頑張っていると、それぞれの思いがあるというようなことで、初日については、それらのお話を聞いたり、地域の紹介をしたり、地域づくりに対する思いみたいなものを語ってもらったりという、そんなことで考えてございます。

2日目については、イベントにしたいということでございまして、やはり集客ということの中で20年度も志茂田景樹さんを呼んで商工会のお客様感謝デーとあわせてやったわけでございまして、21年度については、まちづくりがひとつでき上がるということで、その駅周辺のところでソフト的なにぎわいを創出するイベントをする必要があると。これがまず第1点。

それと商工会にしてみますと、にぎわいの中で商業振興を図るということ、さらに大根フォーラムとすると、イベントとして、これを内外に強く発信していきたいと、そういうイベントにしたいということで、それぞれ事業を持ち寄って進めてい

ければということで調整をしているところでございます。

あと、遅くなりました、コミュニティセンターの使用状況でございますが、4月から今、2,549人の方がご来館いただいているというような、20年度はそんな形でございます。あくまでもトータルということではございますけれども、それぞれ有効に活用していただいているということでございます。

それとけやき横町のにぎわいというようなことでございます。

ご案内のとおり、けやき横町につきましては、5区画目が昨年埋まりました。そういう中でお店が開いているという部分でございます。ただ、場所によっては、やはり休日にお休みというような部分もあって集客という部分でどうなのかという部分は確かに課題はあるわけでございますけれども、ただ、それぞれの中でにぎわいに向けて取り組んでいただいているということであります。できれば、やはり相乗効果というと、やはりこれから皆さんの中で休みをどうするかとか、いろいろありますけれども、いずれにしても、やっと埋まったというようなことで、今後それらについては商工会等と連携しながら対応してまいりたいと、考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

建設課長(村田君) 私からは102ページの都市計画費のご質問でございまして、 分析調査の関係のご質問がございました。

これにつきましては、まちづくり交付金事業、21年度で終了ということでございますが、15億何がしという事業費を使っておるわけでございますが、その事業につきましては、都市再生整備計画を立てまして、それに基づいて国の補助金をいただいているということでございます。これにつきましては、これを総括し、事業効果、目標値というのを再生整備計画にうたってあるわけでございますが、あくまでもこれは国から交付金をいただくための計画でございまして、その目標値の達成状況を分析をすることが国の示す必須事務事業ということで、これも交付金の対象でございますが、ご質問の中にずっとというようなお話もありましたが、単年度で、この目標値を調査していくということで、いろいろ項目がございますが、このうち専門業者に分析調査を委託しなければならない部分がございまして、その部分について委託料でもらせていただいておるということでございます。

6番(大森君) それぞれご回答いただきましたが、まず、中山間地の件ですが、私がお聞きしたかったのは、5カ所で、ここのそれぞれグループをつくってやってらっしゃるわけですよね。その地域地域で登録されて何件かの方がグループでやられ

ていると。そういう方々が17年から始めているので、高齢化されたりしてやめたいと。そのかわりまたご近所で、その地域内で新たに、私がやりましょうということで、そういう入れかえはあったかどうか。そういう動きなり、あるいはやめたいというような、そんな話が出ているかどうかということをお聞きしたいということであります。

それから、次の件にいきますが、コミュニティセンターの件でございますが、中 心市街地コミュニティセンターという、どこでやるのと聞かれて中心市街地、ろれ つがちょっと回らなかったりする人もいて、コミュニティセンターだと言っても、 それはどこだというふうにほとんどの人が聞き直します。鉄の展示館の隣だよとい うとすぐわかるということなんですよ。実際に町民の方に、鉄の展示館に見学に来 ている方はまず少ないということです、住民が。そこへもってきて鉄の展示館の隣 にあるコミュニティセンターでこういう集会やこういう講演会があるよということ をお誘いしてもすぐわからないと。駐車場はどこにあるかということもわからない ということで、結局は地図を書いて駐車場はここですということでご案内のチラシ の中に地図を入れなければいけないということがありますので、やはり早く検討願 えればと。あるいは鉄の展示館の名称を変更するという予定があるのであれば、ま たそのこともあるかもしれませんけれども、その辺のところで鉄の展示館の名前が もし変更になったにしても通用するような名前を用意するとか、そんなこともちょ っと考えていっていただきたいというふうに思います。例えばレザンホールといえ ば、ああ、あそこだとか、すぐ全県でもわかるじゃないですか。そういうような名 称などを、コスモホールはどこだとか、あんずホールと言えばすぐあそこだとわか る、そういうホールとしてきちっと定着させた方がいいというふうに私は思います。 そういうことをちょっと提案しておきます。

それから、次に交流推進事業、まちづくり交付金の駅周辺、これについて、辛味 大根サミットの中でやるということですが、ここへ町内の飲食店の皆さん、今おし ぼりうどんで旗を掲げているお店はそれほどあるというふうにちょっと思えません ので、こういう方々がイベントまでにおしぼりうどんを提供できるぐらい、町を通 れば食堂には必ずおしぼりうどんの旗が立っているというぐらいにして、やはり町 の特産だということをアピールするということも必要ではないかと。そういうお店 の協力は得られているのかどうか。今後そういう方向でいくのかどうかということ についての方向性についても、その考えについて質問いたします。 それから、先ほど分析調査で説明を見ても、ちょっとこの説明書を読んでもよくわからないので、数値でどういう数値があるのか。建設課の方で、その数値が何項目で、例えばこういう数値があって、必要なものはすべて必要な基準どおりできているかどうかという、そういう最後のチェックなのか、それともこういう事業をやることによってにぎわいが取り戻せる、都市再生に大きな威力を発揮しているというような数値なのか、その辺の数値が、例えば具体的に二つ、三つ挙げていただいて、こんなような調査ですということが知りたいなというふうに思うんですが。よろしくお願いします。

産業振興課長(宮﨑君) 私からは3点ご質問いただきました。

最初に、中山間地の関係でございます。

ご案内のとおり、中山間地につきましては、エリアもそうですけれども、そこへ加わっている方の名前も一緒になっているというようなことの中で、非常に、今ご指摘ありましたけれども、やはり地域の中で高齢化が進んでいるということも、これは事実でございまして、中にはなかなか手が回らないという方もいらっしゃいます。だけど、それは地域の中でカバーしていただいたりというようなことでございまして、やはりそれぞれの土地へも助成金がいくというようなことの中で、現状の中では引き続き、この制度をうまく活用していただくのがいいかなというふうに思います。これについては、やはり地域としても本当に前向きに取り組んでいただいているというふうに判断してございます。

それと今のもう1点は、コミュニティセンターのことでございます。コミュニティセンターはどこだかわからない方がいらっしゃるというような部分でございます。 ぜひ名前をというようなことでございます。

これについては、ある面私どものPR不足という部分もそういうことからすると あるのかなというふうには思います。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、 検討をさせていただきたいと思います。

それとおしぼりうどんの関係、辛味大根あるいは中心市街地のイベントとあわせての考え方の中で、やはり飲食店としてもいろいろな部分でもり上げていってはどうかと、おしぼりうどんという部分を特産品として普及してはどうかというようなお話もいただいたわけでございます。

今、ねずみ大根振興協議会については、生産者のほかに、こういった飲食店も含んで一つの組織になってございます。特に、そういっても21年度のこの事業につ

きましては、やはり農業も商業も一体となって何かいいイベントができないかという部分での活性化でございますので、そこら辺については商工会等と十分お話をして、今、旗という問題もありますけれども、どういう方向が一番PRはいいのか、今後イベントに向けて検討させていただきたいと思います。

建設課長(村田君) 事業効果の目標値はというご質問でございますが、幾つかの項目がございまして、手元に資料がございません。後日、提出をさせていただくということでご容赦をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

議長(池田君) 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後3時41分~再開 午後3時52分)

議長(池田君) 再開いたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

建設課長(村田君) 大変失礼をいたしました。

先ほどの分析調査の件でございますが、まちづくり交付金事業が計画どおりできているのかというような分析調査でございます。その目標値というようなお話が議員さんからありましたが、例えば2項目ほど挙げるとすれば、駅前の歩行者数ですとか、全体の公共公益施設の集積率というような項目がございます。

2番(山城君) 2点お伺いを申し上げます。

63ページの款民生費、項児童福祉費、目7でございますが、先ほど子育て推進室長さんから臨時保育士につきまして、南、坂城、村上ということで、南6名、坂城4名、村上1名という答弁をいただきましたが、例えば村上1名としますと、村上の臨時保育士が、説明でいきますと、15万6千円ということになるんですが、説明の違いか何か、確認をしたいと思います。

せっかくですからもう1点、59ページで、款民生費、項2児童福祉費の目1児 童福祉総務費ですけれども、説明で13001調査委託ということで86万のっか っていますが、この内容をご説明をお願いします。

子育て推進室長(中沢君) 63ページの臨時保育士についてお答えします。

クラス担当の保育士については、議員さんがご報告のとおり1名ということでございます。そのほかに調理員、1年間勤務される調理員2名、それからパート職員といたしまして、加配保育士2名、朝及び夕方の延長保育士3名、代替保育士3名

等でございます。

福祉健康課長(塚田君) 59ページの調査表集計委託ということでございますが、 少子化対策費の事業、これは林議員さんから質問いただきました、少子化対策に関 する次世代育成支援関係の行動計画を策定するために、その調査の金額ということ で、その委託料ということでご理解いただきたいと思います。

9番(林さん) 一つ、二つお伺いいたします。

49ページ、款3民生費、項1社会福祉費の目4心身障害者福祉費のうち、次ページ、50ページにあります福祉タクシー委託事業、その30万円減額されております。それから、次の51ページにある重度障害者福祉医療費が同じく120万円の減額ということと、52ページにつきましても、地域生活支援事業費が222万円の減額ということで、心身障害者というお立場の方たちに減額がちょっとあるのではないかなというような感じがいたしますので、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと71ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進事業費のうち 13委託料の70ページの一般健診調査、下から2番目、委託料ですけれども、そ こからずっと71ページの13012動脈硬化予防健診まで、その間の委託料につ いては減額が774万9千円という大きな減額、前年度に比べてありますけれども、 そのご説明もいただきたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) 49ページ、福祉タクシーの関係ほか重度障害、それから、52ページにおけます地域生活支援事業の関係、それから、71ページの一般健康診断それぞれ減額という、どういう理由かということでございますが、これは昨年度の実績に基づきまして算出してございます。当初、やはり福祉タクシー、それから健康診断等大勢の方にということの中で最大限、昨年、予算化させていただきました。

そういう中で減額しているものについては何かということでございますが、やはり実績に基づく中、それからまた、厳しい財政の中で、やはり見直せる範囲の中で、対応できる範囲の中で対応させていただいてあるということでございます。また、これ以上、例えば健診関係、これ以上の方が希望されるような状況になれば、またそれなりきに財政の方と相談をしまして対応はしていきたいと、そういうことでございます。

9番(林さん) ただいまのご説明の中で、確かにたくさん予算がついたけれども、

実績がなかった分には減らしたということはそれなりの対策だと思います。ですけれども、最後の健康診断については、受ける方が少なかったということでしょうかね。それについては、なるべく健康診断は受けていただかなければ、またいろいろな方面で保険料とかかかるんですけれども、その辺はどのような状況でしょうか。

- 福祉健康課長(塚田君) 健康診断につきましては、今年から医療制度の改正によりまして、特定健診という関係のもの、それから新しくできた制度でございまして、そちらの方で一般特定健診がされておる状況があります。なおかつ、ご質問にあります健診、各種がん検診等を含める一般健診につきましては、やはり町の健康を守るという重要な一つの施策であります。決して啓発が悪くて少なかったとか、そういうことではなくて、やはり大勢の方になるべく受けてもらいたいというのが私どもの願いであります。健康で長生きしてという、そういう町の健康に対する趣旨もございますので、これからも啓発には努めて大勢の方に健診をして、早期発見・早期治療に努めていきたいと、そういう考え方でおります。
- **5番(塚田君)** 1点だけお聞きしますが、92ページ、款7の目3商工費ですが、 説明のところの一番下にあります町民祭り事業ですが、この不況の中、何とか自粛 するなり、1年やめるようなことは考えられないか、お聞きします。
- 町長(中沢君) 大変世界的な不況の中で、それぞれの企業も頑張っていただいているということでもございます。さらに来年は、そういう中で、それでも坂城が誇るもので発信していきたいということで、ばらサミット、あるいはねずみ大根のサミット等も計画していると。学校でもいろいろと発信する事業を進めているわけでございます。こういった中では、それぞれのイベント、それがまた、今までどちらかというと商店街のにぎわいという状況に焦点が当たりがちだったんですけれども、これからは、そういったそれぞれのイベント、施設をつないで、これが観光につながるということが、より大事になってきているわけでございます。長野の善光寺のいろいろなご開帳もあって人がやってくる、あるいはまた、坂城の鉄の展示館でも板倉展をする等々あるわけでございます。生産活動そのものについては企業の皆さんに頑張っていただく以外にございませんけれども、こういった町全体として、それぞれの活力あるまちづくりということは常に進めていかなければならないことだと、こんなふうに考えておりますので、また、それぞれの場で準備されていること、最近の坂城どんどんは地域もさることながら学校の皆さん、各団体の皆さんがそれぞれ頑張っているということにも変化を持ってきておりますので、よりよい機会と。

さらにここで、苦しいけれども、発信していこうじゃないかという一つのテーマを しっかり持って頑張ってもらいたいと、こんなふうに思っています。

11番(円尾さん) 1点だけお尋ねします。

60ページ、民生費、保育園総務費に絡みまして、先ほどの答弁の中で各保育園についてお聞きするわけですけれども、先ほどの答弁の中で、正職員が21名だと。そして各保育園臨時さんが、先ほど数字を挙げられた6名、4名、1名というのはクラスを持つというふうに判断してよろしいんですね。さっきの説明だと。そういうことだったんですけれども、それでは、南条保育園が今度は15クラスですよという話がここに出ているんですけれども、その中で正職の人たちがクラスを持つのは何人なんでしょうか。それぞれの保育園でお尋ねしたいと思います。各保育園には正職が何人いて、クラスを持つ保育士さんは何人いるのか、その辺お願いします。

子育て推進室長(中沢君) 各保育園の保育士についてお答え申し上げます。

南条保育園はクラス担当の保育士、正職と言われる方が8名、常勤的非常勤の方 1名、臨時保育士6名の計15クラスでございます。坂城保育園、正職保育士5名、 常勤的非常勤1名、臨時保育士4名。村上保育園、クラス担当4名、常勤的非常勤 1名、臨時保育士1名でございます。

- 11番 (円尾さん) 今回ベテランの方がかなり退職されたり、残念ながらお亡くなりになったという方がおいでになって、正職が少なくなっているという中で、臨時の職員の人たちがクラスを担任していくわけですけれども、非常に不安定な雇用の中で1クラスを持っていくということは、ちょっと心配になるわけですけれども、そういうところへの配慮ということはきちんとされていかれるのか。臨時の保母さん、実力がないという、そういう意味ではなくて、やはり雇用がきちんとなっていないというところで、同じ仕事を責任を持ってやっていくというところに対して非常に心配があるわけですけれども、そういうところへの配慮をされているかどうか、その辺についてもう1度お尋ねします。
- **子育て推進室長(中沢君)** それぞれの園のクラス担当保育士の数について申し上げました。保育士については、ベテランの保育士が各保育園に配置されております。また、臨時保育士につきましても、ほぼすべての方が経験豊富な保育士でございます。そんなことからクラス担当を担当する保育士について心配しておりません。
- **13番(宮島君)** 86ページでございます。先ほど同僚議員が質問しておりますけれども、違った観点でちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、款6の農林水

産事業、目2の林業振興費、節の010633の松くい虫防除対策事業費2,436万円、これは金額を私、質問するわけではありませんけれども、いわゆる今年の防除の時期は、いつを定めているかと。いわゆる説明の資料では伐倒駆除1千㎡、特別防除が25haとあるわけですが、やはり適期防除、これは人間の体もそうなんですが、下痢しているときに下剤を打っても何にもならないということで、まさにそれと同じなんですが、どういう予測を立てて、いわゆる空中防除をやるか。それから、伐採については、どの時期にやるか、具体的にちょっとお示しをいただきたいと思います。

- 産業振興課長(宮崎君) 松くい虫防除の時期について、ご答弁させていただきます。 松くい虫につきましては、防除する時期というのが基本的にはあるわけでありますけれども、そういう中で今の空中防除が一番契機的には多いわけですけれども、 それについては、6月ぐらいに防除ということの中で、毎年同じ形の中で進めていくと。そのほかについては、できるだけその時期という部分はありますけれども、 そのほかに地域の中で取り組んでいただいたりという、要は1度に伐採、伐倒ができないという部分もございますので、適宜になかなか難しさもあるんですけれども、 できるだけそういった時期にできるように努めてまいりたいというふうに考えています。
- 13番(宮島君) 課長に聞くわけですが、虫には一つの時期があるわけだ。産卵から、いわゆる成虫まで。それを私は今聞いているわけ。卵の時期に打ったって、恐らく空中防除はきかないと思いますよ。また、伐倒する場合にも、卵時期に切っていいだか、その時期を私は聞いているんですが、虫の、いわゆる一生の中で、どの時期にやるか、ちょっと。それを判断をしなければお金をかけても意味がないわけ。しかも、これもちょっと質問するんですが、例えば空中防除1反歩、何リットルですか、わずかな10リットル以内だと思うんですが、それらを含めて虫の状況からいって、この時期なら完璧だと、この時期をひとつお示しをいただきたいんですが。産業振興課長(宮崎君) 今おっしゃられましたように、防除時期については適時という部分があります。そういう中で空中防除については先ほども申し上げましたように、6月というような部分でございます。今の松の線虫等の木の中での滞在期間というような部分もあるわけでございまして、これらの、特に松くい等の対象については6月から8月というような一番のそんな時期にできればと予定してございます。

そうはいっても今の空中防除につきましては、全県下スケジュールを組んでやっている部分もございまして、そうはいっても、私ども時期が悪いかというと、そんなことはないわけでありますけれども、細かい調整はそんなことで空中防除についてはやっているところでございます。そのほか適宜それぞれの中で伐倒駆除というようなことで対応させていただいているというようなことで、やはり適宜の時期、時期を失うとなかなかそれも広がっていくと。さらに状況的には松くいを広げないためには、少なくとも前年の0.9、1割ダウンぐらいでやらないと減っていかないというデータもあるようでございますので、そこらを踏まえて対応してまいりたいと考えているところであります。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りします。

「議案第9号 平成21年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に 審査を付託いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く民生費、款4衛生費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第10「議案第10号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第11号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

7番(入日さん) 3ページの歳入について1点だけお伺いしたいんですが、一般被保険者、国民健康保険税が前年度よりも大分少なくなっているんですが、国保に加入する人がふえているという説明があったんですが、退職の方はふえているんですが、上の方は、どうしてこんなに減っているのか、その1点ちょっとお伺いします。 福祉健康課長(塚田君) お答えを申し上げます。

今年、国民健康保険、医療制度にかかわりまして大きな改正が行われました。一つは、後期高齢者医療制度の創設、それと連動しまして国民健康保険にかかわる改正が行われました。国保に関しては退職者関係が一般へ移行したり、それから75歳以上の方が後期高齢者へ行ったりと、そういうような制度改正によりまして移動の状況がございますので、お願いをしたいと思います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異

議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第12号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異 議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に審査を付 託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第13号 平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に審査を付 託することに決定いたしました。 ◎日程第14「議案第14号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

1番(田中君) 2点ほどちょっと説明をお願いします。

7ページと9ページですけれども、下水道事業費の、まず7ページの1の19021の補助金の関係ですけれども、負担金の関係、上流処理の維持管理負担金4,749万1千円と、次の9ページの下水道事業の3目の流域下水道事業費の上流処理区事業負担2,041万8千円、これはいずれも前年を大きく下回っているわけですね。まず7ページの方も1,076万5千円ほど減っておりますし、9ページの方も1,683万3千円ほど、だから、約半分近くは減っているので、どうしてこんなに大きく変動するか、その説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、8ページでございますけれども、委託料の関係でございます。13007、8でございますけれども、認可変更の申請業務、去年はないんですけれども、これは次の23年度からの県の認可に向けての変更なのか、どういうことなのか、1, 600万円。それから、次の実施設計変更も前年よりも310万円ほど減っているんですけれども、ちょっと変化が大きいので、それをお聞きしたい。

その絡みで2.5点目でございますが、9ページの一番下の22の補償補てん及び補償金ということでございます。22001の地下埋設物移転補償、この間の説明では上水道管の移設ということでございますが、7,430万円ということで、かなり高額でございます。これはどこのどういう工事なのかということでございます。全体に下水道が、事業費が減っている中でこんなに大きい、町長の冒頭開会あいさつで下水道事業はふやしたというんですけれども、この補償がでかいからふえているんですけれども、下水道事業費の。これは内容としてふえたと言えるかどうか、ちょっと疑問ですけれども、この下水道管の移設に7,400万円という大きな金額を計上している、その説明、以上3点お願いします。

建設課長(村田君) それでは、順次お答え申し上げていきたいと存じます。

まず7ページの上流処理区の維持管理負担金でございますが、この関係につきましては、3年に1度負担金の見直しをしていくというような中で、21年度は負担金の見直しが行われたということでございまして、これはどういうことかといいま

すと、下水道に流入するお宅がふえてくるというような中で、また終末処理場でいるいろ精査する中で負担金が減ってまいりました。それでこの維持管理負担金が減ってきているということでございます。これは流量で決まってきますので、そういうことで向こうから示された数字が101円から81円ぐらいに落ちてきているということでございます。

それから、次に、9ページの流域下水道事業費の負担金でございますが、これにつきましては、21年度に予定されている流域下水道幹線管渠工事でありますとか、終末処理場の工事費の負担分でございまして、これの計画が前年度よりはそちらの方の計画が事業費が少ないということで負担金が減ってきているということです。

それから、8ページの委託料の関係でございますが、これは全体の計画区域面積 の基本計画の変更ですとか、下水道法による事業認可区域の変更ということの中で 1,600万円ということでございます。

それから、同じく実施設計測量等委託1,600万円ということでございますが、これは網掛地区の方の実施設計を予定しておりまして、要するに20年度の事業の継続でいきますから、実施設計の部分では前年度の設計のもとに次に移りますから、若干の減額があるということでございます。

それから、9ページの地下埋設物の移転補償、これはかなり大きいわけでございますが、21年度予定されているのは中之条地区、網掛地区ということでございますが、特に産業道路の東側、インター線の南側区域、それから、網掛地区の県道東側区域については、町道等が大変に狭くなっておりまして、主なものは上水道管の支障物件でございまして、ほとんど入れかえをしなければいけないというようなことの中でこんな数字になっておるということでございます。あと若干残りは電柱等の移転等でございます。

1番(田中君) 大体わかりました。

最後の大きな金額の移転補償、これはもちろん工事は県営水道がやるということなんですね。それで県営水道へ補償してあげると、その工事費を負担、補償してあげるということでいいんですか。ちょっと教えてください。

建設課長(村田君) お答え申し上げます。

田中議員さんのご質問のとおりでございます。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第15号 平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に審査を付 託することに決定いたしました。

◎日程第16「議案第16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。ご異 議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に審査を付

議長(池田君) ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第9号」から日程第16「議案第16号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月18日までの7日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月18日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月19日、午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告等を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後4時37分)

3月19日本会議再開(第5日目)

1. 出席議員 14名

1番議員 中 邦 義 君 武 君 田 8番議員 春日 2 山城 賢 一 君 9 IJ 林 春 江 君 3 柳 澤 澄 君 安 ふみ子 君 10 IJ 島 4 中 嶋 登 君 円 尾 美津子 君 11 5 IJ 塚 田 忠 君 柳 沢 昌 雄 君 12 IJ 6 大 森 茂 彦 君 13 IJ 宮 島 祐 夫 君 入日時子君 池田 博 武 君 IJ 14 "

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 中沢 君 副 長 栁 澤 君 町 哲 教 育 長 長谷川 君 臣 会 計 管 理 者 塩野入 猛 君 務 課 長 忠比古 総 中村 君 企画政策課長 片 桐 君 有 まちづくり推進室長 陽 君 塚 田 住民環境課長 下 和久 君 福祉健康課長 君 田 好 塚 子育て推進室長 沢 恵 三 君 中 産業振興課長 﨑 義也 君 宮 建 設 課 長 田 茂 康 君 村 教育文化課長 沢 悦 子 君 西 総務課長補佐 博 濹 君 柳 係 務 長 総務課長補佐 健 塩 澤 君 財 政 係 長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 吾妻忠明君議会書記 金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 9号 平成21年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第10号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第11号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第12号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第13号 平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第 7 議案第14号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第15号 平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 9 議案第16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算につい て
- 追加第 1 議案第17号 平成20年度坂城町一般会計補正予算(第7号)に ついて
- 追加第 2 議案第18号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算 (第2号) について
- 追加第 3 議案第19号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 追加第 4 議案第20号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 追加第 5 議案第21号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正 予算(第1号)について
- 追加第 6 議案第22号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 追加第 7 議案第23号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号) について
- 追加第 8 議案第24号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)について
- 追加第 9 発議第 1号 福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引き上げに 反対の意見書について
- 追加第10 発議第 2号 下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意見書に

追加第11 閉会中の委員会継続審査申し出について

- 7. 本日の会議に付した事件 前記議事日程のとおり
- 8. 議事の経過

議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長(池田君) 社会文教常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第7号 所得割重視の国保税を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手少数により)趣旨不採択」

「陳情第1号 日赤上山田病院の後医療に関することについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)趣旨採択」

議長(池田君) 次に、日程第2「議案第9号」以下日程第9「議案第16号」まで

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第9号 平成21年度坂城町一般会計予算について」

議長(池田君) 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました 議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算」のうち、歳入及び歳出の款1議会 費、款2総務費、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、 項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人 権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併 処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項について、3 月 1 2 日、1 3 日の 2 日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて慎重、詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。 〈歳入〉

- 一昨年に町税等収納推進対策会議を立ち上げたが、構成委員及び成果は。
- △ 委員長は副町長、副委員長は総務課長、委員は企画政策課長、福祉健康課長、 建設課長、教育文化課長。幹事として、財政係長、収納推進係長、まちづくり推 進係長などである。

2月末の徴収率は、町民税現年課税で19年度87.7%、20年2月末の徴収率は、町民税現年分で19年度87.7%、20年度87.8%、滞納繰越分、19年度10.5%、20年度13.61%、固定資産税分、現年分、19年度97.18%、20年度97.82%、滞納繰越分は、19年度6.35%、20年度10.34%、軽自動車税、現年分19年度96.46%、20年度96.73%、滞納繰越分、19年度10.2%、20年度15.01%と収納率が上がっている。

- 確定申告に時間がかかる。受付の人員をふやし、書類のチェックを事前にする など対応ができないか。
- △ 今年は定額給付金の事務作業があり、人員的な対応ができなかった。今後は応援体制がとれるよう、考えたい。
- 法人町民税の計上根拠と収納見込みは。
- △ 昭和61年以降最も少ないときで3億円ほどだった。これより下回るという予想で計上した。当初、予算計上時より経済は厳しい状態だが、予算額程度の収入を望みたい。
- 固定資産税の償却資産について中小企業の状況は。
- △ 大規模の償却資産は総務大臣より分配され、県内分については、県知事から分配される。おおむね4月中旬に分配の課税標準額の通知がある。20年の半ばまでは資産の増加も見られたが、課税状況の確定は、まだ時間がかかる。できるだ

け早く集計を行いたい。

- 介護予防施設使用料の内訳は。
- △ 上平区からの使用料として51万4千円、一般使用料が36万円、電柱使用料 3,900円である。
- B. Iプラザの共益費の内訳は。
- △ 現在11室中9室入居しており、この家賃的な内容である。 〈歳出〉
- 職員採用試験、本年度の採用人数は。
- △ 現時点で確定ではないが、保育士2名、行政職1名は採用したいと考えている。
- 食育・給食センターの職員体制は。
- △ 現在、検討中で、21年度半ばには方向性が示せる。
- 行政改革審議委員会の開催予定は。
- △ 17年度から集中改革プランが21年度で終了するので、今後に向け、プランを定めるため、早い段階で開きたい。
- 筆耕料は職員で対応できないか。
- △ 職員が賞状すべてを書くことは大変難しい。
- 文書配達を議員や委員にはファクス、メール等に変更できないか。
- △ 20年度は2月までに約4万6千通出している。対応できる方にはファクス等 での対応を進めている。今後検討し、配達を減らすよう努力したい。
- 庁舎設備保守点検の内容は。
- △ 庁舎設備保守点検、空調、エレベーター、火災報知機の点検、庁舎清掃、電話 業務委託などである。
- 庁車2台購入の内訳と町内業者からの購入か。
- △ 5人乗りワゴン車、軽トラックの予定で町内業者から見積もり入札を予定している。

(会計室)

- 各金融機関の利率は。
- △ 八十二銀行、長野銀行、信金は0.1%、ちくま農協は金利の上乗せをしていただき、0.15%、けんしんも0.16%である。
- 一時借入金はあるのか。
- △ 一時借入はしていない。借入の利率は高く、預金利率は低いので、基金等で運

用している。

- 収入の状況は順調か。
- △ 会計は順調にいっているが、預貯金が少なくなってきている。厳しい金融状況 にあって税収や財政状況は縮減が予測され、財政担当との連携を図っていくこと が必要である。

(議会義務局)

- 町のホームページにUCVの一般質問の再放送日程を掲載しているか。
- △ 20年12月議会の再放送日程は掲載した。本議会も掲載したい。
- 修繕料1万円は何か。
- △ 5月に人事構成があるので、議場の表中書きかえの費用である。 (企画政策課)
- まちづくり推進事業、講師謝礼が昨年より多い理由は何か。
- △ 村上義清の書籍監修にかかわる信州大学、笹本先生への謝礼を予定している。
- 総合計画策定事業で策定委員の人選と第5次に向けた取り組み内容は。
- △ 委員は前回同様20名程度を考えている。内容は、第4次の評価検証後、素案を示し、委員会、地区懇談会等で意見を伺う。具体的なことは、これから検討する。
- 広報広聴一般経費、インターネット保守料が昨年より100万円ふえている理由は何か。
- △ リースでハードウエアを更新するためである。
- 国際交流事業、国際交流委員謝礼の内容は。
- △ 陳俊英先生と長野大学への謝礼を見込んでいる。
- 国勢調査区設定の内容は。
- △ 22年に国勢調査を行う準備のために調査前年度に行うもので、地理的なもの、 調査戸籍等により調査区の境界を決める。
- 委託統計調査費、調査員の人数と内容は。
- △ 工業統計調査、輸出生産実態調査が18名、経済センサスが15名、世界農林 業センサスが74名、消費生活実態調査が2名である。調査員は広報でも募集を 行うが、役場職員に頼らざるを得ない面もある。役場のOBにもお願いしている。 民間の採用も検討する。
- 隣保館でいろいろなサークルをしているが、町民に知られていない。広報など

でお知らせはできないか。

- △ 会場の収容能力も考えた上で広報活動も検討していきたい。(産業振興課)
- 勤労者生活資金貸付預託金について、実際の状況は。
- △ 500万円の預託金に対して2.7倍、1,350万円で、2月末現在では8 件、276万円で、利用についてはあまり伸びていない。
- ふるさと雇用・特産品振興事業の内容は。
- △ 特産品の営業的な取り組みを強化し、普及宣伝、販路開拓、新商品の開発支援 を行う。町内の事業所に委託して1名を雇用する。
- ファミリー農園の状況は。
- △ 栗田、中之条、金井、上五明、月見に74区画あり、現在、68区画が利用されている。6区画はあいている。
- 遊休農地の今後の取り組みは。
- △ 農業委員会で土地所有者の意向を確認するアンケートをとる予定である。
- 緑化苗木12万円の内容は。
- △ 小学校の新入生にばらの鉢植えを贈っている。あと地域や学校からの要望による苗木代である。
- 建設業者の伐倒駆除作業への参入は可能か。
- △ 昨年は1社が町内の建設業者だった。県の山林作業の資格を取り、町に入札参 加申請をすれば可能である。
- コーディネート事業委託について、産学官連携の実績と成果は。
- △ 信州大学繊維学部の教授等を講師に定期的にセミナーを開催し、技術的な相談 にも乗っていただいている。産学官連携による新技術の開発に取り組む事例も出 てきた。
- まちづくり事業補助金の内容は。
- △ 商工会への補助金で、まちづくり事業に資する支出に充てられる。
- まちづくり交付金、坂城駅周辺地域交流推進事業の内容と目的は。
- △ 大根フォーラムを11月13日、14日に予定している。14日は駅周辺で一般のお客様を対象にしたイベントを考えている。
- 遊歩道整備等委託についての内容は。
- △ 葛尾、狐落城、愛宕山遊歩道の整備を地元の方に委託している。

(建設課)

- 小網地区活性化委員会補助金の内容は。
- △ 小網区の汚水処理について、委員会と懇談会を持ち、排水先などを協議してい く。21年度から5年間で計画している浄化槽整備促進のための補助金である。
- 町単工事の申請は何件か。予算で足りるのか。
- △ 約140件の要望があった。全部実施すると1億円以上の予算が必要となる。 1,400万円の中で27区均等になるよう、考慮し、地元と調整をしながら箇 所の決定を進めていきたい。
- まちづくり交付金は最終年となるが、予算の中で対応できるか。 20年度の入 札差金の対処は。
- △ 中之条団地道路改良工事、前田川バイパス路整備工事は予算内で完了予定である。入札差金については、交付金が減額となってしまうため、繰越事業として21 年度予算とあわせて実施する。
- 火災報知機設置工事163万円計上している。町営住宅全戸に設置するのか。
- △ 旭ヶ丘ハイツや中之条団地は設置済みで、それ以外の町営住宅に設置する予定 である。
- 耐震改修の上限は。
- △ 補助対象限度額は120万円で、その2分1が町と県の補助で、60万円が補助の上限である。
- 坂都1号線は大きな減額だが、21年度の予定は。
- △ 約4割減だが、20年度の繰越分とあわせ、事業の進捗を考えている。
- 緊急雇用対策事業の内容は。
- △ ふるさと雇用ばらの管理事業費、びんぐしの里環境整備事業、緊急雇用ばら祭 り会場整理事業の3事業である。
- 公園管理業務費が高いのではないか。
- △ 1,078万8,400円のうち約930万円は振興公社への委託費で、主な内訳は、賃金200万円、街灯などの電気料、約350万円、テニスコートや公園施設の受付管理委託が約280万円である。残りは吉野の里健康広場の除草などで、シルバー人材センターへの作業委託料である。
- 循環バス及び駅の利用者の推移は。
- △ 坂城駅は1日平均約2,100人。テクノさかき駅は約1千人、循環バスは1

日107人から116人が利用している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第9号「平成21 年度一般会計予算」のうち総務産業常任委員会に付託されました各事項について、 賛成多数をもって原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(柳澤君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月12日、13日の2日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長及び各担当係長の出席を求めて慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告申し上げます。

〈住民環境課〉

- 千曲坂城消防組合負担金が減っているが、どういうことか。
- △ できるだけ経費を圧縮でお願いしている。救急車等の償還が終わり、また修繕 費を圧縮したので減少した。
- 消防の広域化についての見通しはどうか。
- △ 32市町村で消防広域化研究協議会が設立され、今年1年で枠組をどうするか、 32市町村の首長が協議する段階である。
- 新入団員確保の取り組み状況はどうか。

- △ 新入団員の勧誘は12月から各分団が行っており、現在、新入団員は12名である。
- 新入団員がいなくてやめられないという話もある。町としての取り組みはどうか。
- △ 昨年は14名の新入団員がいたが、三つの分団に新入団員がなかった。なかな か厳しい状況である。町としては、2月の区長会の席でお願いをした。中之条区 ではOBを中心にした自主防災組織をつくり、消防団と協力し、第4分団に4名 の新入団員が確保された。地元との連携が不可欠である。
- 機械器具整備補助金の内訳は。
- △ 大きな修理等は町で行っている。消耗品の購入費等にポンプ自動車所有分団に 5万円、小型ポンプ所有分団に4万円補助を出している。
- 消防団に入ると住民税を安くする自治体もあると聞くが、坂城町はどうか。
- △ 今のところ考えていない。企業、個人事業主にもバックアップしてもらう消防 団協力事業所表示制度があるので、宣伝していきたい。
- 諸収入の防火水槽移転費補償金はどこから入ってくるのか。
- △ 県からの収入である。田町の県道拡幅工事の関係で、火の見やぐら、防火水槽 が必要となり、その移転等のための設計管理費、新設防火水槽工事費、半鐘台工 事費等である。
- 防犯灯について環境面から発光ダイオードに切りかえているものはあるか。
- △ 経費的な部分も踏まえ、検討していきたい。白熱灯が251灯で、全体の約17%に減っている。まずは白熱灯から蛍光灯への切りかえを優先的に行っていきたい。
- 防犯灯の設置要望はどのくらい出ているか。全部設置できるのか。
- △ 21年度分については、区長より取りまとめをし、昨年度と同じくらい要望があった。昨年度の実績は、要望が59カ所で、新設25カ所、修理16カ所、合計41カ所実施した。区要望以外の修繕を含めると、63カ所実施している。
- ごみ、資源ごみ収集処理委託費は減っているが、理由は。
- △ ごみ量のベースではなく、収集箇所数で算出している。20年度は燃料費高騰でふえたが、21年度は減少となる。
- 資源ごみの収集時間、順序はどうなっているのか。
- △ 委託業者が計画を立てて収集している。午前8時から午後4時の間に収集する

ということでお知らせをしている。業者には間違いなく収集するよう、指示をしている。また、ごみは午前8時までに収集所に出すことで基本的にはお願いしている。

- 資源物回収奨励事業について、ペットボトルの単価が下がっていると聞くが、 同額の予算でよいのか。
- △ PTA等登録15団体の事業実施に対して奨励金を交付している。新聞、雑誌、 段ボール、瓶等が対象であり、交付単価は、新聞、雑誌、段ボール等は1kg当た り3円、瓶は50本単位で50円である。ペットボトルは対象外であり、町で収 集したペットボトルについては、日本容器包装リサイクル協会から葛尾組合に約 530万円の有償入札拠出金が入っている。
- 不法投棄が見られるが、対応はどうか。巡回ルートを月によって変えるなど、 打ち合わせをしているのか。入横尾にタイヤの不法投棄がある。
- △ シルバー人材センターに委託し、防止パトロール、撤去等を実施している。月により巡回ルートを変えるなど検討したい。また、不法投棄の通報等があったところについては優先して実施しており、入横尾の不法投棄は3月で撤去する話になっている。看板の設置チップ等地権者とも話をしている。
- ごみ危険物収集所整備補助事業は、どこへ何カ所整備するのか。
- △ 補助金は1件10万円程度で、平成21年度は3カ所を見込んでおり、区から 要望があった際に実施する。ちなみに20年度は大宮、泉、中之条2カ所で整備 した。

(福祉健康課)

- 社会福祉協議会補助金が200万円の減額となっているが、支障はないのか。
- △ 町と社会福祉協議会で内容を精査、協議した中で対応できるとの話し合いから 減額した。
- 福祉タクシー委託料や地域生活支援事業費など減額しているが、よいのか。
- △ 地域生活支援事業は、障害者自立支援法により平成18年より実施義務づけられた事業で、当初は実績がないので多目に計上していた。3年目になり、実績にあわせて減額した。
- 福祉タクシー委託料は、重度心身障害者に1カ月4枚で12カ月分の利用券を 交付している。対象者は341人いるが、寝たきり施設入所の方もいるので、実 績から計上している。移動サービスには高齢者生活支援事業で移動困難な方に対

して、福祉サービスの提供場所、医療機関等の送迎を社会福祉協議会へ委託している事業もあるが、年間300名ぐらい利用されており、主な移動先は旧上田市から篠ノ井、松代方面までの間を利用している。

- 美山園建設償還利子補給はあとどのくらいで終わるのか。また、町民の入所割合は。
- △ 償還の期間が平成4年から返済しており、平成23年で終わる。月ごとの変動 はあるが、ほぼ定員の半分ぐらいは町民が入所している。
- 施設運営のチェックはあるのか。
- △ 指導監査は県が行っている。町には介護相談制度があり、美山園、美里園とそれぞれ3名ずつ委嘱している。月1回は苦情や要望など聞き取りをしている。その報告を受けて施設の改善に努めている。
- 福祉委員の活動において特記する相談があったか。
- △ 定例会において報告していただいている中で多いものは、高齢化に伴う心配事、 金銭的支援の相談が多い。
- 現在非常に厳しい状況だが、平成21年度の見通しはどう考えているか。
- △ 経済情勢から生活困窮者が出てくると思うので、関係機関と連携を密に持って 当事者の相談に乗っていきたい。
- 民生児童委員の推薦の見直しを図ってほしい。また、1委員の受け持ち人数や 区割りの見直しはされるのか。現在の民生委員の任期は平成22年11月末だが、 早い段階から選出方法についての対応を。
- △ 基本は区に1名の民生委員の配置であるが、現在では区によって複数の方がいたり、誰もいなかったりとばらばらの状況であるので、今までの経過を考慮しながら区と相談して進めたい。
- 心身障害者はどれくらいいるのか。
- △ 平成20年4月1日現在での数で身体障害者の方は770名、知的障害者の方は98名、精神障害者は手帳交付者が65名である。
- 地域生活支援事業の内容は。
- △ 障害者自立支援法により市町村に実施義務づけられた事業であり、相談支援事業、手話通訳等のコミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターの機能強化、日常生活用具の給付、日中一時支援などを実施しており、平成21年度より宿泊体験することにより、将来、地域生活の継続が可能となるよう支援す

- る自立生活体験事業がある。
- 緊急通報体制整備事業について、ひとり暮らしの老人の数は。
- △ ひとり暮らし老人の方は209名が登録している。訪問員は112名である。
- 火災報知機設置の義務化に伴って高齢者に対しては。
- △ 今、義務化されている火災報知機の設置は個人の責任でそれぞれが行うもので、 ひとり暮らし老人等への周知については、民生委員や消防団等で呼びかけていた だいている。町では安心電話の中に火災報知機の機能もセットした緊急通報体制 整備事業を実施している。現在、ひとり暮らし老人の185名が設置しており、 21年度も増設を予定し、進めていきたい。

(児童福祉費関係)

- 少子化対策事業の委員報酬とあるが、委員はどんなことをするのか。
- △ 次世代育成支援行動計画策定委員18名の報酬である。
- 行動計画を策定した成果は。
- △ 保育料の減免、児童館開館時間の延長、乳幼児医療の拡大等見直しをした。母子手帳の交付数から出産状況は人口減少していても120名前後は生まれており、横ばい状況を見ると、歯止めがかかっている。また、平成21年度の出産祝金について第3子以降を増額した。今後も安心して子供が生まれる環境の整備に努めていきたい。
- 保育園総務費の時間外勤務手当が増額されているが、3園の配分は。
- △ 南条保育園は153万円、坂城保育園、村上保育園、各226万9千円である。
- 出産祝金の内訳は。
- △ 第2子までが105名、第3子以降を25名と見込んである。
- 児童手当が減額されているが、その要因は。外国人の帰国の影響か。
- △ 外国人の支給状況は2月現在で29名。平成19年度は27名で、今年度の方が2名増となっている。平成19年度から3歳未満の支給額が増額されたので、 多目に見込んであった。21年度は実績から積算したので減額した。
- 母子家庭の世帯数は。中に生活保護家庭はあるのか。
- △ 母子家庭は140世帯、父子家庭は14世帯である。生活保護家庭はいない。
- 広域入所の内訳は。
- △ 町外から町内へ5歳児1名、2歳児1名の計2名。町内から町外は4歳児3名、 3歳児1名、2歳児1名、1歳児1名の合計8名分を見込んでいる。

(保育園)

(子育て支援センター関係)

- 子育て支援センターの職員はどのようになっているか。
- △ 2名分を計上している。経験豊富な保育士を配置しているため、2名で問題はない。
- 1日のセンター利用状況は。
- △ 常時20組以上が利用している。
- センターの相談内容は。
- △ 4月から1月までで162件である。内容は子育て不安、虐待、養育放棄、発 達障害など多岐にわたっている。
- 保育園の賄材料費について、給食費は値上げしたが、保育園の状況は。
- △ 牛乳、小麦等の値上げ、野菜の価格高騰など厳しい状況で、3歳以上児について1食195円を10円値上げし、205円で積算した。未満児335円は据え置きである。
- 村上保育園の土地借上料の内容は。
- △ 約1,300㎡で5年ごと更新している。金額については、平成5年から同じで、市価より安く借りている。
- 各保育園の修繕料が少ないが、視察等でいろいろあった箇所については大丈夫 か。
- △ 指摘していただいた箇所については、できる範囲で対応済みである。
- 一時保育は南条保育園と坂城保育園でしか実施していないが、村上保育園は必要がないのか。
- △ 希望はあるので、村上保育園でも実施したいと要望はしているが、予算上厳し い。今後検討していく。
- 障害児の加配保育士の状況はどうなっているか。
- △ 南条保育園は年長3名、年中1名、年少2名である。坂城保育園は年長4名、年中1名、年少1名、2歳児1名である。村上保育園は年中に4名の対象児がいる。

(衛生費関係)

- 予防接種事業の麻疹等予防接種の内容と減額理由は。
- △ 個別で接種する予防接種のことで、BCG、生二混、三種混合、インフルエン

ザがある。平成20年度は接種予定人数をやや多目に見積もった経緯があった。 接種予定人数を精査した上で予算計上したため、減額になった。

- 健康増進事業の一般健診などの検診料金に前年と格差がある。支障はないか。
- △ 一部の検診で検診委託機関との話し合いにより自己負担金の処理方法の変更を 行った。そのため検診料金の格差が生じたものである。これらのことを踏まえ、 予算計上したため、支障はないと考える。
- 保健衛生総務費の賄材料費の内容は。新給食センターの調理講習スペースが少ない。保健センターにおける食育に関する調理講習内容は。
- △ 賄材料費の内容は、食生活改善推進協議会の講習会、親子料理教室等のものである。保健センターでは離乳食講習会、食生活改善推進協議会講習会等を行っている。また、各小学校や児童館などへも出向いて調理講習を行っている。
- 予防費、上田市小児初期救急の負担金について、坂城町からの利用状況は。
- △ 平成17年度は99件、18年度は72件、19年度は71件あり、3年間の 平均は80件である。
- 妊婦検診診査の人数の見込みは。また、里帰り出産のため県外で検診を受ける 人数の見込みは。
- △ 受診予定人数は130人と見込んでいる。県外での検診は10人程度と見込んでおり、これは130人中に含まれている。

(教育文化課)

- 児童館の利用状況の現況は。
- △ 各館の登録児童数は、坂城児童館が88名、南条児童館が42名、村上児童館が51名で、坂城児童館が増加傾向、南条児童館が減少傾向、村上児童館は増減なしである。
- 児童館に対するクレームや要望をどのようにくみ上げているか。
- △ 毎月行われる3館合同の会議で聞いている。
- 児童館職員の現在の雇用形態について利用者からの改善要求はあるか。
- △ 1年継続雇用の常勤的非常勤職員がいるので改善要求はない。
- 各学校の備品をリストアップして各学校間相互に利用しているか。
- △ 教材備品に関しては行っていない。
- 金管バンドの楽器については貸し借りをしているのか。また、個人持ちのもの はあるのか。

- △ 楽器については町でそろえている。多少の貸し借りはある。
- 就園奨励費が前年度に比べて20万円ほどふえたのは。
- △ 国の補助基準が増額してきているからである。
- 学力向上事業について成果は上がってきているのか。
- △ 先生たちの授業が児童生徒の考える力を向上させているため、授業の改善がされてきている。
- 町内の教員住宅の利用状況は。
- △ 現在4棟7戸であり、今年度途中から1戸があいている。4月には満室になる 予定である。民間の賃貸住宅に入居していただく場合もある。
- フレンドリー教室、中間教室に通う生徒の人数は。
- △ 大峰教室に通う生徒は6名、フレンドリー教室に通う生徒は14名ないし15 名程度である。
- 坂城町奨励金ほかについてほかには何があるのか。奨学金は何人が受けているのか。
- △ ほかには定時制学校の授業料の補助が含まれる。平成20年度では大学生2名、 高校生6名の計8名が奨学金を受けている。
- 就学援助費の認定基準は。また、全生徒数における比率の推移は。
- △ 支給要綱の定めるところである。主に母子家庭や児童福祉手当受給家庭などが該当する。平成12年度の対象者の比率は3.8%、平成20年度は6.9%である。
- 就学援助について申請者全員が援助対象となっているか。
- △ 教育委員会で審議して決めている。多くの方々が対象者となっているが、対象 者として認定できない場合もまれにある。
- 小中学校の国際交流事業について、平成21年度は国際交流の予算はないのか。
- △ 平成21年度については、現在、中国側と調整中である。
- 時間外勤務手当が半減しているが、支障はないのか。休日出勤などはどのよう に対応しているのか。
- △ 4時間以上の勤務は振り替えで休みとしている。今年度の実績を見て計上しているが、どうにも足りない場合は補正での対応をお願いする。
- 振り替えの休みはとれているのか。
- △ とれないこともある。この場合は改めて時間外勤務手当をお願いしている。

- 補助金が減額されている。減額するに当たっては、各団体、組織と話し合いは したか。
- △ 坂城町文化協会及び坂城町陣太鼓保存会の会長と協議を行い、認めてもらった。
- 一律に減額したのか。
- △ 各団体の状況を見ながらご理解いただける範囲で減額した。
- 図書購入費が減額になったが、冊数にしてどれくらいの減少になるか。
- △ 1冊2千円として300冊の減少となる。
- 坂城の図書館でネットワークを使って予約した書籍は翌日には届くのか。
- △ 貸し出ししていなければ翌日には届く。
- 文化の館の利用についてシルバー人材センターが利用しているものに光熱水費が計上されているのはなぜか。
- △ シルバー人材センターには、清掃、窓口業務など中間の昼間の管理をお願いしている。計上した額はシルバー人材センターのためだけの光熱水費ではない。
- 昨年の事業は。
- △ お茶会、俳句会、子供茶の湯教室初め陶芸、絵画、茶道の公民館講座に使用されている。
- 寺浦遺跡の発掘調査について説明を。
- △ しまむらの出店に伴う発掘調査である。場所はセーブオンの西側である。
- 作業員賃金と作業委託の違いは。
- △ 作業員は町の臨時職員で専門的な作業を行ってもらう。作業委託はシルバー人 材センターから人材を派遣してもらい、発掘作業を行う。
- 文化財センターの展示状況と今後の企画は。
- △ 旧石器時代から中世までの出土品を展示している。今後は青木下遺跡から出土 した品々を中心に展示がえを行う予定。
- マレットゴルフ場の閉鎖が早いとの意見があるが。
- △ 若あゆコースは芝生の保護のため冬期閉鎖している。ちょうげんぼうコースは 通年利用できる。良好なコンディションでマレットゴルフが楽しんでいただける よう、冬期閉鎖しているが、利用団体と協議しながら考えていきたい。
- 指導員謝礼でスポーツ少年団の指導員は何人か。
- △ 平成20年度現在、11団体、86名である。
- 中学校の部活の指導員と関係はないのか。

- △ 関係ない。
- 給食センターの調理の臨時職員に関して外部委託の話があったが、その後は。
- △ 給食センター、保育園の調理員を合わせて総務課、企画政策課が中心となり、 現在検討している。
- 給食費の滞納はあるか。また、給食費の値上げの反応は。
- △ 2月までは未納はない。値上げに関する問い合わせは現在のところ来ていない。
- 各学校施設のテレビのデジタル化について、どのように考えているか。
- △ 方法とあわせて1台のテレビをシェアするなど、有効な方策を各学校と検討中 である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第9号「平成21 年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事 項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番(**入日さん**) 私は議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算」に反対の立場で討論します。

アメリカ発の深刻な経済危機が世界中に広がり、輸出依存の成長路線をとってきた日本は、かつてないほどの急激な経過悪化に陥りました。国民が生活不安におびえている中、財界と自民、公明の連立政権は2011年までに消費税増税を法制化しようとしています。1度きりの定額給付金を支給し、財源不足を消費税増税で埋めることは、多くの国民の反発を受けるでしょう。消費税増税をする前に米軍のグァム移転費用や米軍基地の建設費用、自衛隊の海外派兵をやめ、政党助成金の廃止や高額所得者の税率の見直し等を行えば財源は確保でき、消費税を上げなくても済みます。そして、これこそが内需を拡大し、景気を回復させる道です。既にEUでも消費税を下げることが決まりました。日本も個人消費を伸ばし、景気を回復させるためには、食料品や医療、学校、福祉への消費税は廃止すべきです。そうすれば

自治体としても、とても助かります。ぜひ国に要求してほしいと思います。

さて、坂城町の21年度予算も不況の影響をもろに受け、町民法人税はマイナス53%、町税全体ではマイナス10.4%と厳しい数値です。8億7,499万円の基金を繰り入れ、総額60億5,880万円、前年対比マイナス3.7%の予算を組んだ職員一同の並々ならない努力は評価します。歳入では長い間解決されなかった坂端地区の土地問題がやっと終結の目途がつき、担当者のご尽力に敬意を表します。しかし、中之条団地の家賃が3万円から6万円で、今までの町営住宅と比べ、何倍もし、現在の町営住宅の入居者が入れないことや、予防施設使用料、上平区から51万4千円の予算には反対です。

昨年9月議会で地域優良賃貸住宅として入居基準が示され、議会の承認があった とのことでしたので、議事録を確認しました。9月議会は私が病気で自分の一般質 問以外は欠席したため、全く知りませんでしたが、議事録を確認し、経過を知りま した。

しかし、当初、老朽化した戌久保団地の建て替えのはずだったのに、国が新たな住宅政策を出し、それにのった方が建設費の回収が図れるという町の意向が働いたなどと思います。戌久保団地の人は新しい町営住宅に移れるという夢は砕かれたわけです。こんな大幅な計画変更や月収48万7千円という入居基準に議員が1人も反対しなかったということは本当に残念に思いました。年収580万円もある人の住宅整備をすることが町として必要なのでしょうか。そのような施策に多額のお金が使われることに町民が納得するでしょうか。月収15万円以下で住宅に困っている人にこそ町営住宅が必要だと思います。今の町営住宅は30年代から40年代と既に耐用年数が大幅に過ぎています。その住宅の改修こそ急務ではないでしょうか。また、上平区にしても公民館として使用していない施設に51万4千円も払えないし、払う必要もないお金だと思います。

歳出については、一般質問でも言いましたが、国も県も廃止した解放同盟への補助金はやめるべきです。町長は、財政が厳しく、あれもこれもと言われてもできない。自主財源30%の町村が中学生までの医療費無料化をしているのに、60%の坂城町ができないことに矛盾を感じると言われました。国、県、町村、そして家庭、すべて入るお金が決まっていて、限りがあります。その中で何を優先するか、どう使うかの違いではないでしょうか。要は首長の姿勢だと思います。町長にやる気があれば医療費無料化の拡大はできるのです。国の福祉予算の削減で町の国保会計や

保育料も持ち出しがふえ、住民の負担もふえています。障害者の自立支援法や母子加算の廃止などは弱者をますます苦しめ、生活さえも脅かしています。町としても国の言いなりになるのではなく、国に対してもきちんと意見を言うべきだと思います。

特に後期高齢者医療保険事業に1億8,988万円を計上されています。年をとればどこかしら体も悪くなります。それを75歳で切り離し、別の保険にすること自体が人の心を持った政治とは言えません。速やかな廃止を求めるべきです。

町の零細事業所もこの不況でやめるところがふえています。国の緊急雇用対策だけでなく、町としても国保税の軽減等の対策が必要ではないでしょうか。県議会では福祉医療費給付金受給者負担金引き上げを含む21年度予算が自民党や県民クラブ、公明などの賛成多数で可決されました。障害者や子育て世代にとって1レセプト300円は大きな負担であり、無料にしてほしいという声も多くあります。それなのに500円に値上げされたら、収入の少ない世帯はどうやって暮らせばよいのでしょうか。町としても県に連動してあげるのではなく、弱者の負担をふやさない財源確保をしてほしいと思います。既に耐用年数が過ぎている町営住宅については、そこに住んでいる人の意見をきちんと聞き、方針を決めるよう、要望します。

人件費については、正職員の採用を控えたため、21年度に定員管理数に達する とのことですが、人員削減で職員の仕事がふえ、過労や病気にならない配慮や常勤 的非常勤職員、臨時職員の待遇改善を求めます。特に保育園や児童館での短期雇用 はやめるべきです。

以上、前進面を評価し、問題点を提起して反対討論とします。

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番(宮島君) 議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界の金融市場の混乱は百年に1度と言われる危機を招き、さらに金融の激変が世界経済を弱体化させています。日本経済も既に景気の後退局面に入っており、町内企業への影響が懸念されるところでもあります。昨年末には雇用情勢の悪化が浮き彫りとなったところであります。

景気の後退は住民生活や経済的弱者にも深刻な影響を及ぼし、このような事態に対し、住民の暮らしに責任を持つ地方自治体にも果断な対応が求められております。

地方財政を取り巻く状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税 5 税の急激な減少の中、公債費が高い水準で推移することや、少子高齢化が進展する中にあって社会保障関係費等の増加による大幅な財源不足を生じるところでもあります。都市と地方との財政格差の問題などが深刻化されております。平成 2 1 年度の地方財政対策においては、このように厳しい環境の中、地方自治体が雇用の創出や地域の元気回復に取り組むため、財源をどのように確保するかが課題であるわけであります。

特に地方交付税については、三位一体改革の影響により、ここ数年、国の交付税 総額の圧縮が続いており、特別枠の地域雇用創出推進費の創設や地方再生対策費な ど新規算定項目はあるものの、交付税を取り巻く環境はますます厳しくなっている ところでもあります。いずれにいたしましても、真の地方分権の推進、地方の自主 性が発揮できる制度へ改革が強く望まれるところであります。

このような社会経済情勢のもとで将来にわたって個性ある自律のまちを構築する ため、行財政改革推進計画の維持的な取り組みにより人件費の抑制、経常経費の削減、組織機構の再編、定員管理の適正化、行政サービスの向上に努力されている点を評価いたすものであります。

また、「自然と人と産業が共生するまちづくり」をスローガンに掲げ、第4次長期総合計画に基づき、多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、機をとらえ、財源の確保等にもご尽力をいただき、都市基盤の整備や住民福祉の向上、住民施策などの一連のまちづくり事業の取り組みに対し、心から敬意を表する次第でもあります。

さて、平成21年度の当初予算は大変厳しい昨今の財政状況を反映し、前年度対 比3.7%の減、60億5,880万円の予算規模となっているわけであります。

最初に歳入でございますが、町税については個人所得の伸びが停滞しており、不安定な雇用情勢等もあって個人住民税がマイナス4.1%、法人町民税については、町内企業を取り巻く厳しい状況からマイナス53%、2億6,500万円の大幅な減額、固定資産税については、評価替えなどもあって0.8%の微増、町たばこ税が減少傾向にある中で12.1%の減、町税全体では2億3,300万円、10.4%減の25億6,300万円あまりが計上されております。

これらは地方財政計画に沿った妥当な計上額であると思われますが、一方において、収納未済額も年々増加傾向にあり、負担の公平性の観点から厳正な対応をお願

いする次第であります。国庫補助金や交付税の減額が続く中で、地方債においては 適債事業の選択、臨時財政対策債の発行、また計画的な基金運用によるやりくりを 図られている点に対し、評価するとともに、より一層の財源確保をお願いする次第 でもあります。

次に歳出でございます。投資的な経費については、A01号線、坂都1号線などの継続的事業を初め、食育・学校給食センター本体建設や前田川バイパス路の工事、農山村活性化支援事業による用水路の改修など、全体では8億6千万円が計上されております。厳しい社会経済状況にあっての事業化でもあり、より良い執行体制の確保をお願いするところでもあります。

義務的経費については、扶助費が1.3%伸びておりますが、行財政推進計画により事務事業費の見直しにより経常経費の削減に努力されており、人件費については2.4%の減、公債費については4.9%の減でもあります。その成果が着々とあらわれております。

また、貸付金については、中小企業対策として中小企業振興資金にかかる預託金を1千万円増額いたしており、雇用の拡大を図るための緊急雇用創出事業等の取り組みにも大いに期待をいたすところでもございます。

ソフト事業については、全国的な規模ではばらサミットや辛味大根フォーラムの 開催が予定され、地域づくり活動支援事業、産学官の連携による産業振興や新商品 の開発、小・中学生の学力向上事業、学校支援地域本部事業など継続的な取り組み とともに子育て支援を推進するため、幼児健診事業の拡充、健康保健づくりに高齢 者の生きがい対策、障害者の自立支援についても配慮がうかがえるところでござい ます。

国と地方を合わせて借入金残高が800兆円を超えると見込まれる中、将来世代に負担を先送りしないようにするため、国、地方を通じ、財政健全化を進めることが重要な課題となっているわけであります。引き続き行財政改革を推進する中で行政コストの低減、事務事業の効率化を図るとともに、健全な行政運営や町民への説明責任といった観点での取り組みをお願いいたすところでございます。

国と地方の役割分担が再認識され、地方分権の確立が叫ばれている中で、我が坂 城町は早くから自律の町を標榜しております。引き続き、町民、企業の皆さんと協 働による「安全・安心な住みよい町づくり」、「ものづくりと安らぎのまち」を目指 し、さらに前進することをご期待申し上げ、総合的に評価のもと、私は議案第9号 「平成21年度坂城町一般会計予算」について賛成をいたします。

議長(池田君) 審議の途中ですが、テープ交換のため、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時00分~再開 午前11時11分)

議長(池田君) 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き、討論に入ります。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番(円尾さん) 議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算」に賛成の立場より討論いたします。

アメリカのカジノ経済に端を発した金融危機は、あっという間に全世界をのみ込んで百年に1度の世界同時不況と言われる大変な状況が急速に広がっています。日本経済は外需中心、つまり輸出中心の経済構造になっていますので、ほかの国よりもその影響をまともに受けています。この状況は全業種に広がり、よいところと悪いところの業種があったかつての不況とは全く異なり、深刻さを大きくしています。

また、底が見えてこない現況に大変な不安を感じています。特に製造業を中心としている工業の町坂城にとっては、その影響が大きく、日本経済の縮図とも言えます。中小零細企業の皆さんの大変さは想像を超えるものがあります。下請け、孫請けの工場では仕事を休んでいるところが多くなっています。働いている皆さんもリストラ、一時帰休などで収入が減り、不安定な日々を余儀なく過ごさざるを得ません。

21年度の予算で町税は全体で前年対比10.4%減、法人税にあっては53.6% のマイナスで、前年度の半分以下になっています。しかも今後の経済動向によって は、それすらも心配だと言われます。加えて19年度が基準になる地方交付税は、 17.8%の大幅なマイナスであります。そのほかの交付金においても経済の動向が左右されるものですから、軒並み減額になっており、大変厳しい状況が見て取れ、 予算編成にご苦労されたことがよくわかります。

今年度の一番大きな事業である食育・給食センターの建設では、財源確保に努力され、5億7,610万3千円中、一般財源の負担は43万7千円であることを評価したいと思います。

歳出について申し上げます。

大変厳しい予算編成において福祉関係の予算を維持されたことは評価するところであります。そして、かねてから要望されていた上田市小児初期救急事業への負担98万1千円を始めること、国の補助事業ではありますが、妊産婦の検診補助を5回から14回にふやしたこと、加えて第3子の出産祝金を増額した前進面は評価をいたします。

派遣切りやリストラなど仕事を失う人が多くあります。ふるさと雇用再生や緊急 雇用創出事業など補助事業が展開されますが、条件を満たすために厳しい面もあり ますが、最大限の効果を出すべく努力を求めるものです。また、ワークシェアリン グなど活用を含めた直接雇用の創出にも知恵を出して雇用の拡大を図り、町民の皆 さんの雇用不安に応えていただきたいと思います。

中小零細企業が町を支えています。資金調達に苦慮していますが、返す見込みがなく、セーフティーネットの制度さえ使えないのが現実です。金融機関と連携を密に保ち、制度が生かせるよう、力を尽くしていただくことを切望いたします。

同和問題については、今までにも何度も述べてきましたが、法律が終了し、国や県でも終結しています。残された問題点について解決に向けた方向が少し見えたことに大変な努力をされていることは認めるところです。運動団体への補助金が12.5%減額されましたが、210万円はほかの団体と比較すると依然として大きい額になっています。自治体が税金を特定の団体に提供することが間違いであって、運動団体が解放運動をしていくことを否定するものではありません。公平・公正であり、人権を守るためにもやめるべきだと思います。県下でも終了している自治体がふえています。期限を切って終結していくべきと考えます。

保育園については、20年度にはベテランの保育士さんが5人退職して2人の採用があるのみです。新年度は31クラス中14クラスが正規雇用でない保育士が責任を持っていくことになります。臨時保育士の力量を云々するものではなく、不安

定雇用での責任を持つことを心配するわけですが、十分な配慮をしていただきたい と思います。保護者向けのお知らせが問題になりましたが、規則を伝えていくのに も心配りを望むものです。

子供の医療費無料化年齢拡大を求めます。県費補助の範囲で就学前までの対応を しているのは市町村は81市町村中3町村のみです。わずかに11%です。早い時 点での見直しをお願いしたいと思います。

耕作放棄地の増加が心配されています。 20年度は調査が行われ、実態が明らかになりました。農業委員会を中心に対策が検討されつつありますが、効果を期待するところです。農業従事者の高齢化が進み、10年後の坂城町の農業がどうなっているのか心配されるところです。内需拡大のための農業が、今大変注目されています。自給率向上に地産地消、安全・安心の食料を確保するためにも農業政策の仕切り直しが必要でしょう。先進地に学んで展開を求めるものです。

第5次長期総合計画の策定が予算計上されています。2年間の事業ですが、10年後までを見据えての計画です。町民との協働をしっかり位置づけ、町民参画での計画策定を強く望むものです。

大不況下で町民生活が大変苦しくなっています。生活支援として現在、生活保護や就学援助、税金の免除、あるいは小口融資等々制度が幾つもあります。町民に内容を知らせ、外国人の皆さんを含めて生活応援をしていただきたいと思います。

ばらサミットが計画されています。不況で花火大会などの中止が報道されます。 工業の町坂城が不況の直撃を受けているときに、ばらサミットなんておかしいとい う声も聞こえてきます。が、こんなときだからこそ、元気を出すためにも心の糧に なるように最少の経費で最大の効果を出す事業展開されることを願うものです。

以上前進面を評価し、問題点を明らかにし、要望を申し上げ、総合評価として議 案第9号「21年度坂城町一般会計予算」に賛成といたします。

議長(池田君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号「平成21年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(池田君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第10号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長(池田君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託された議案第10号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」3月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下その概略を報告いたします。

- 有線の設備更新は通話機能のみでたくさんの機能をつけない方がよいと思うが。
- △ 加入者が減少する中で電話だけがよいのか、採算性を含め、将来的に検討したい。
- 電柱敷地等借上料の内容と移転等工事の箇所は。
- △ 町内にある有線の電柱の使用料を3年に1度支払うもので、1本に年額200 円、2,750本を見込んでいる。移転等工事箇所は決まっているのではなく、 道路の拡幅や住宅の新築等に伴い、実施していく。
- 有線放送設備基金の残高は。
- △ 20年度末で約1億8,700万円の見込みである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第10号「平成 21年度有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可 決することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第4「議案第11号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算につい

て」

議長(池田君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(柳澤君) 国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議 案第11号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」3月12日 の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、 慎重に審査を実施いたしました。以下その概略についてご報告いたします。

〈歳入〉

- 基金繰り入れの増額の理由は後期高齢者支援金と共同事業拠出金の増額による ものか。また、基金残高はどうなるのか。
- △ 後期高齢者支援金が2,200万円、一般の療養給付費について1,800万円、共同事業拠出金が1,500万円ふえていることが増額の主な理由となっている。基金残高は平成19年度末に1億8,699万円であり、20年度当初の予算充当が1,775万円、以降補正により2回、計125万円を取り崩し、現在額は1億6,798万円となっている。基金繰り入れ後の残高は1億円ほどになるのではないかと予想している。
- 国保の滞納状況は昨年と比べてどうか。
- △ 現時点の収納率は一般72.69%、退職78.76%、計73.40%となっている。昨年との比較は、制度改正のため後期高齢者への移行と退職国保の減少があり、難しいが、前年に比べて収納率は落ちている。
- 滞納世帯の状況はどうか。
- △ 現年度414世帯、滞納繰越分で704世帯となっている。
- 減免の対象となる世帯はあるか。
- △ 年度当初の賦課において所得により4割と6割の軽減措置がある。今、滞納と なっている世帯状況については詳しい分析は行っていない。
- 今後この経済状況の中で国保の滞納がふえてくると思われるが、現時点で滞納 者に対する短期保険証の交付状況はどうか。
- △ 短期証の交付状況は3月2日現在で6カ月が22世帯、3カ月が45世帯、1カ月が36世帯、計103世帯である。
- 短期証は一般の保険証とどう違うのか。
- △ 有効期限が区切られているだけで、利用条件は一般と全く変わりはない。
- 一般と退職の被保険者数とその傾向は。

- △ 2月末現在、一般被保険者4,001人、退職被保険者409人、計4,410人である。経過としては、3月末6,043人であったものが約1,600人、後期高齢者に移行し、4月には4,383人となった。昨年秋以降は社会保険離脱による加入者が増加傾向にある。
- 希望退職や解雇がふえていると思うが、その対応は。また来年度の見込みは。
- △ 報道等を考慮すると、被保険者は増加傾向と予想している。任意継続制度との 比較後の加入を説明するなど費用負担に配慮し、また退職被保険者の適用により 保険者負担の軽減にも努めていく。
- 保険料は前年の収入で賦課されるが、社会情勢が厳しい中、何か措置はあるか。 分納の種類は何種類あるか。
- △ 期間内収納が原則だが、相談には応じていく。納入可能な金額にあわせて支払 い方法を設定し、制約を行う。

〈歳出〉

- 国保連合会への委託料の内容は。
- △ 医療機関からの診療報酬請求内容を確認し、保険者に対し、請求する資格確認 事業や高額医療費の共同事業などについて委託している。
- 後期高齢者分が減っているにもかかわらず、保険給付費がふえている。算出根 拠は。
- △ 医療給付費については、平成20年6月から1月分の保険者負担分の平均を12 倍し、財務省原案にある医療費の伸び率を掛けて算出した。
- 後期高齢者支援金はふえていくか。長寿社会になっていくが、見通しはどうか。
- △ 後期高齢者支援金については、拠出基準単価があり、加入者数に応じて負担 するもので、単価が上がっている。20年度は3万8,217円掛ける加入者 4,446名であるものを21年度は4万3,251円掛ける加入者4,147 名として算出した。
- 特定健診受診の状況はどうか。
- △ 対象被保険者3,344人のうち1,420人が受診し、動機づけ支援154人、積極的支援55人、計209人が保健指導が必要との結果となった。保健指導は町保健センターが行っている。
- 高額医療費共同事業費の伸びについてはどうか。
- △ 過去3年間の対象となった高額医療費の割合に応じて、坂城町分を長野県国保

連合会へ拠出することになっている。

- 過去3年間の高額対象額は。
- △ 平成17年から19年の基準対象額について、坂城町は5,643万円、県全体で83億4千万円、坂城町の割合は0.67%である。
- 他市町村と比べて割合はどうか。
- △ 規模の近い松川町は 0.58%なので、坂城町は高額医療対象が多いということになるかもしれない。
- 県の中でも医療費の高い地域と考えてよいか。
- △ 19年度であるが、一般、退職、老人含めた全体で、県で13番目、1人当たり医療費は約43万8千円となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「平成 21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとお り可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番(大森君) 議案第11号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論を行います。

国民健康保険は自営業者、退職者などの保険であり、比較的低所得の人が加入している特徴があります。今日の経済や雇用の悪化で、今後、非正規雇用の労働者や失業した人たちの増加が予想されます。払いたくても払えず、滞納が増加することが心配されるところであります。

全国的に滞納がふえ、資格証明書の発行で多くの世帯が必要な医療さえ受けられなくなっています。子供のいる世帯でも、こうした事態が大きな問題となり、国民の切実な要望が厚労省を動かし、この4月より中学生以下の子供と本人が療養中の人に対しては資格証明書は発行しないこととなりました。この対応は当然のことであります。

年々滞納額はふえ続けています。滞納世帯に対し、ペナルティーが課せられ、この3月2日現在で短期保険証が103世帯、未交付が25世帯、資格証明書が24世帯と152世帯となっております。20年4月から後期高齢者医療制度への移動で加入世帯数が減少しております。加入世帯のペナルティーの比率は20年3月同期で4.79%、21年、この3月は6.4%を占めています。未交付世帯に対しては、しっかりと対応していっていただきたいと思います。

町民の健康と命を守る砦の保険制度であります。資格証明書の発行は県下81市町村で46%に当たる37自治体だけとなっており、到底認めることはできません。特定健診が20年度から始まりましたが、受診率は対象者3,334人に対し、42.59%でした。今後、受診率を上げ、この制度が生かされるよう、町民の意識を高めていただきたいと思います。早期治療のために人間ドックの受診に対しても補助の増額を望むものであります。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘いたしまして、議案第11号「平成21年 度坂城町国民健康保険特別会計予算」の反対討論といたします。

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番(安島さん) 私は、議案第11号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険の理念に基づき、我が国の社会保障制度において重要な役割を担い、地域医療の確保や住民の健康増進のために大きく貢献してまいりました。しかし、高齢社会において国保の被保険者の急激な高齢化が進み、特に65歳以上の高齢者の占める割合は、2月末現在、1,570人で、全体の35.6%を占め、加入者の高齢化による医療費の増加は国保財政に深刻な影響を与えております。

県下13番目に多い坂城町の老人医療費の高さでもそれをあらわしております。 本町の国民健康保険特別会計は、16億54万8千円が計上されておりますが、現 況の厳しい経済情勢のもと、雇用悪化による被保険者の増加や生活資金の困窮など 徴収環境はますます厳しさをましております。

こうした中、20年から始まった特定健診保健事業は、町健康づくり計画を基本 に生活習慣病予防やメタボ対策など増大する医療費の抑制につながるものと大いに 評価し、期待しております。

また、保険税の徴収におきましては、昼夜を問わず滞納整理を実施されたり、短

期被保険者証の交付や分納などきめ細やかな納税相談を行うなど公平な負担のための努力がうかがえます。今後も必要な財源の確保について中長期的な視点に立ち、健全な財政運営と保健事業の充実、保険税の徴収率アップに対し、ご努力をお願いいたしまして賛成の討論といたします。

議長(池田君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(池田君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第12号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業 特別会計予算について」

議長(池田君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託された議案 第12号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」3月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告をいたします。

- 住宅新築資金について、滞納も含め、すべてが完済するのはいつごろか。
- △ 現年分の返済の終了見込みは29年度であるが、過年度分の滞納もあり、完済 に向けてさまざまな手段と方法、タイミングを見計らいながら進めていきたい。
- 全体のどのくらいが滞納となっているか。
- △ 現年分は10%、過年度分は80%の滞納状況である。 以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成

21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第6「議案第13号 平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について」議長(池田君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(柳澤君) 老人保健特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議 案第13号「平成21年度坂城町老人保健特別会計予算について」3月12日の委 員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を 実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

- 老人保健の対象者は何名いるのか。
- △ 後期高齢者医療制度に移っている。この会計は老人保健の過年度の請求に対応 するために設置される。
- 過年度分の支払いには国支払基金等からの財源措置はあるのか。
- △ 受診時の負担割合で財源措置がされている。

本会計は整理期間ということになっているということで、以上で質疑を終結し、 討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成21年度坂城町老人保健 特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いた しました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第7「議案第14号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長(池田君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託された議案第14号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算について」3月13日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略を報告いたします。

- 流域幹線延長にかかわる 5 億円について大変困難だと予想される答弁だが、ど うなるのか。
- △ 9月時点で町長が10年計画を申し上げた。償還分を除いて残事業費60億円 が見込まれている。
- 21年度工事の網掛地区はどこか。
- △ 月見区の一部と網掛へ幹線を延ばす工事、県道より東側の予定である。
- 村上小学校はいつごろか。
- △ 現在、事業認可区域に入っていないが、21年度に認可区域に取り組む予定である。網掛の進捗にもよるが、上五明からの幹線を延ばして早く進めたい。
- 使用開始区域の接続促進は。
- △ 工事の説明の中で下水道法に沿って3年以内の接続を依頼し、使用開始時と3 年を経過する前に個々に通知して依頼している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成 21年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとお り可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第8「議案第15号 平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」議長(池田君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(柳澤君) 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議 案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月12日の委 員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎 重に審査を実施いたしました。 以下その概略について報告いたします。

〈歳入〉

- 1号被保険者の介護保険料の特別徴収について反発等問題はないのか。
- △ 平成12年度の制度開始時から特別徴収であり、定着もされ、反発等はない。
- 特別徴収、普通徴収対象者はそれぞれ何人か。また、徴収率はどうか。
- △ 特別徴収対象者は4,048人、普通徴収対象者は402人である。平成21年2月末現在の徴収率は82.41%、前年度時は79.75%である。滞納繰越金については、18.91%、前年同期は14.59%である。

〈歳出〉

- 要介護、要支援認定者数の推移については、どうなっているのか。
- △ 平成21年2月末現在で認定者数632人である。65歳以上の人口に対する 認定者の比率は14.32%である。平成20年4月時でも632人であり、認 定者数の増減はさほどない。
- 要介護、要支援認定者の介護度別の内訳は。
- △ 要支援1が26人、要支援2が70人、要介護1が138人、要介護2が108 人、要介護3が125人、要介護4が86人、要介護5が79人となっている。
- 要介護、要支援認定者のうち介護保険サービスの利用のない者は、どの程度いるのか。
- △ 平成20年12月末現在の要介護、要支援認定者の介護保険サービス利用率は 81.69%である。
- ○介護報酬のプラス改定がなされるが、直接介護従事者の給与増につながるのか。
- △ 国、県は介護従事者の処遇改善を期待しているが、実際に反映されるかどうかは事業所の運営にもよるところがあり、各事業所の判断である。
- 住宅改修分が100万円ほど減額されているが、今回の改定と関係あるのか。
- △ 改定は関係ない。平成18年度から21年度の推移から判断した。
- 寿光会が介護施設も開設するとのことで、町内の施設待機者は減るのか。
- △ 平成20年3月時点での町内の施設待機者は40人である。寿光会では50床 を開設予定だが、受入者については、まだ不明である。
- 要介護、要支援認定の仕方が変更されるに当たり、更新時に認定の軽度化がされるのではとの報道があるが、実際にはどうか。
- △ 平成20年9月から10月に行われたモデル事業の中では認定の軽度化等は見

られなかった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成 21年度坂城町介護保険特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり 可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番(入日さん) 私は、議案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算 について」反対の立場で討論をいたします。

介護保険制度は国の制度であり、町はそれに従ってやっているので、町の責任というよりは国の制度の問題ですが、誰もが安心して介護が受けられるということで始まった介護保険も国の支出を減らすことにのみ重点が置かれたり、認定審査に多額の費用が使われ、お金がなければ介護も十分受けられない人を生み出しました。それなのに3年ごとの見直しで国からの予算は削られる一方で、施設の運営も苦しく、職員の給与も仕事に見合うものになっていません。

不況の中、国からの指導もあり、今回、保険料の値上げは基金を取り崩し、最小限に抑えたということでした。その努力は評価しますが、1号及び2号は900円、3号は1,350円、4号は1,800円、5号は2,250円、6号は2,700円保険料が上がります。不況で仕事を失った人や少ない年金の人はどうやって暮らせばよいのでしょうか。

また、認定制度の見直しにより寝たきりの人が軽くなるなど、利用者の介護度を下げてサービス利用を減らそうとしています。保険料は上がり、必要なサービスは受けられないのでは何のための介護保険制度なのでしょうか。このままではお金だけ取られ、必要なサービスは受けられないと不安と不満に感じる人も多くいます。住民が国に直接意見が言えないので、地方議会がその声を上げ、国に対し、反対や改善を要求していく必要があると思います。地方から国政を動かし、変える。暮らしやすいまちづくりのために、ぜひ行動をすることを求め、私の反対討論とします。

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番(安島さん) 私は、議案第15号「平成21年度坂城町介護保険特別会計予算について」 算について」 賛成の立場から討論させていただきます。

現在、坂城町の65歳以上の高齢者人口は、2月末現在、4,413人で、人口に占める割合は27.1%となっております。これは1年前と比較すると人口で110名、高齢化率に対して0.8%の上昇となっております。

このように急速に進む高齢社会に対応し、介護を必要とする高齢者等ができ得る限り自立して暮らせるよう、平成12年度に介護保険制度が創設され、今年度から第4期事業計画による新たな保険料をもとに今回の議会に上程されております。

年々介護保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担される新しい保 険料については、国の臨時特例交付金や基金を取り崩すなどして高齢者に対する負 担について、でき得る限りの配慮がされ、第4期保険料は県平均より488円低く、 県内9番目に低い金額となっていることに対し、評価しております。

このような状況の中、本町の介護保険特別会計予算は10億7,150万4千円が計上されております。介護保険の利用増加に伴い、保険給付費は前年度対比8%と高い伸びになり、介護保険の制度の浸透、認知症デイサービスセンターやグループホームなどのサービス基盤の充実などに努めておられます。地域包括支援センターにおいても介護が必要となった場合、それ以上悪化しないよう、介護予防事業を充実し、さらに高齢者が要介護認定者にならないよう、地域支援事業につきましてもご尽力いただいております。徴収率も80%を超えています。さらなるご努力をいただきたい。そして、さらなるサービスの充実、公平性の確保を図られることを要望し、私の賛成討論といたします。

議長(池田君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(池田君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

審議の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

(休憩 午後12時02分~再開 午後1時00分)

議長(池田君) 再開いたします。

◎日程第9「議案第16号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長(池田君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(柳澤君) 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。 去る3月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議 案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」3月12 日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に 審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

〈歳入〉

- 医療保険で負担している後期高齢者支援金について、歳入は見込まないのか。
- △ 医療給付の4割を支援金で賄うが、給付事業は広域連合で行っているため、支援金は広域連合に支払われる。
- 平成20年度より保険料が減った理由は。
- △ 平成21年度の保険料は20年度当初で見込めなかった軽減分を見込んだため、 平成20年度より減っている。平成20年度に制度改正による保険料の軽減があったので、21年度保険料は減額となった。
- 特別徴収が減って普通徴収がふえたのは。
- △ 平成20年度はほとんど特別徴収で見込んだが、制度改正により普通徴収に変 更した人がふえた。
- 本人の希望により普通徴収になった人が多いのか。
- △ 現在、約50名が特別徴収から普通徴収に変更した。
- 特別徴収と普通徴収の人数は。
- △ 特別徴収が 2, 1 1 6 人で、普通徴収が 7 3 3 人となっている。そのうち 3 3 0 人が両方対象となる併徴となっている。
- 滞納者へのペナルティーは町の判断でできるのか。

- △ 6カ月滞納した者は短期証の対象となり、1年以上の滞納者は資格者証の対象となる。対象者の名簿は広域連合から町に送られてくる。町で指導を行っても納めない人は広域連合での審査会に諮ることとなる。
- 滞納者の状況は。
- △ 現在の滞納者は1月末現在、19名、69件で62万2千円となっている。
- 保険料の軽減対象者は何人いるのか。
- \triangle おおむね1,470人である。
- 滞納者に対する広域連合の考えは統一しているのか。
- △ 広域連合の考え方は決まっているが、市町村の考え方には違いがある。 〈歳出〉
- 総務費の印刷費が多いが、特別徴収は何も送らなくてよいのでは。
- △ 徴収に係る納付書、封筒などの印刷を予定している。特別徴収については仮徴 収と本徴収の開始通知が必要である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成 21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」全員の賛成をもって原案の とおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(池田君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番(入日さん) 私は、議案第16号「坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」反対の立場で討論します。

高齢者の医療費がかかるということで、75歳以上の人を別の保険をつくり、保険料を負担させるなど、人間の尊厳をないがしろにした制度は世界にも例がありません。年をとり、長年体を使えば、どこかしこ傷んできます。本来なら長年働いたご労苦に対し、いたわり、感謝し、医療費を無料にし、安心して医者にかかれるようにすることこそ先進国のすべきことです。それに逆行し、収入のない人からも負担を強いるこの保険制度は廃止すべきです。町は国や県の政策を忠実に実行してい

るにすぎないかもしれませんが、地方自治体の本旨は住民の生活を守ることであり、 命と健康を守ることは大切な使命だと思います。その意味でも後期高齢者医療制度 を速やかに廃止することを国に要求すべきだと考えます。

以上の観点で私は議案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算」に反対します。

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番(安島さん) 私は、議案第16号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別 会計予算について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

昨年4月から始まったこの制度、後期高齢者医療制度、長寿医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的・長期的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適正な医療サービスを提供することを目的に導入されました。これまでの老人保健制度は、75歳以上の高齢者が国民健康保険や組合健保などの被用者保険に加入し、医療費の不足が生じたときは、主に現役世帯が負担する被用者保険の拠出金で賄われておりました。また、各市町村単位で運営されてきた国民健康保険も自治体間で最大5倍もの格差が生じ、特に坂城町のような人口3万人以下の小規模な市町村では厳しい保険財政にその運営の行きづまりが懸念されてまいりました。我が国の世界最高水準の国民皆保険制度を将来にわたって維持するには、財政難で疲弊した旧老人保健制度に戻すだけでは何の解決にもなりません。

ただ、低所得者の保険料軽減措置のさらなる拡大や広域連合の運営の責任所在の明確化など課題があり、改善すべきところは改善をし、よりよい医療制度になるよう期待しております。町におきましては、保険料の徴収においてご努力され、健全な運営が遂行されますことをお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

議長(池田君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(池田君) 挙手多数。

議長(池田君) 追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第17号 平成20年度坂城町一般会計補正予算(第7号) について」から追加日程第10「発議第2号 下請中小企業(製造業)緊急対策に 対する意見書について」までの10件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。 職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(池田君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長(中沢君) 提案説明を申し上げます。

議案第17号「平成20年度坂城町一般会計補正予算(第7号)」でございます。 本案は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,291万9千円を減額し、予 算の総額を68億6,892万2千円といたすものでございます。

歳入の主なものですが、個人町民税及び固定資産税などの町税全体で1億1,436万3千円、土地の売り払い等に係る財産収入で2,275万9千円、諸収入で810万8千円をそれぞれ増額し、これらの歳入増に加えて事務事業の精算に伴い、財政調整基金及び減債基金からの繰り入れを2億2,800万円あまり減額いたすものであります。

歳出でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金426万5千円、中小企業対策事業の保証料補給金で220万円、田町地区の県道に係る県事業負担金で405万7千円それぞれ増額し、中之条の住宅団地整備事業で3,154万2千円、都市計画街路坂都1号線事業で3,790万円、下水道事業特別会計への繰り出しで2,057万3千円をそれぞれ減額いたすとともに、このほか歳出全体にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費として、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当、A01号線、開畝地区道路整備、坂城駅周辺道路整備、都市計画街路、小学校耐震化などの事業について事業繰り越しをいたす次第でございます。

次に、議案第18号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)」について説明します。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ107万2千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を、それぞれ6、356万7千円といたすものであります。

歳入の主なものは、移転や修理等に係る工事費負担金で、33万7千円、インターネットのアクセスポイント使用料等の雑入で55万円の増、歳出では設備の維持に係る修繕費で110万円、支障移転等の工事請負費で465万円、保守用予備部品の購入費用で270万円、設備基金積立金で522万7千円の増であります。

次に、議案第19号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ188万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳 出それぞれ16億2,504万2千円とするものであります。

歳入の主なものですが、高齢者医療制度円滑運営補助金で10万3千円、療養給付費交付金で700万円増額し、特定健康個人負担金で323万円、高額医療費共同事業負担金で39万8千円、保険基盤安定繰入金で181万9千円を減額するものであります。

歳出でございますが、退職被保険者療養給付費で700万円、国庫補助返還金で540万円増額し、一般被保険者療養費で181万9千円、一般被保険者高額医療費で540万円、高額医療費共同事業拠出金で39万8千円、特定健康診査等の事業費で323万円を減額するものであります。

次に、議案第20号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第2号)」について説明します。

本予算は、歳入歳出それぞれ9万円を増額し、歳入歳出予算の総額を700万5 千円といたすものでございます。県の補助金を9万円歳入で増額し、歳出で総務費を9万円増額、予備費に計上しておりました48万円を組み替えいたしまして、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第21号「平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正予算 (第1号)」について説明します。

本案は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,977万7千円を減額し、予算の 総額を歳入歳出それぞれ11億9,191万9千円とするものであります。

その内容でございますが、大字南条内畛地籍のテクノさかき工業団地用地1,220 ㎡につきまして、町土地開発公社から取得し、希望している企業へ分譲する予定でありましたが、現在の厳しい経済状況の中で、先方企業から猶予が欲しい旨の申し入れがありました。今年度中の分譲を断念し、来年以降にその線で対応することと

いたしております。従いまして、歳入の財産売払収入3,977万7千円を減額、 そして歳出として土地取得費3,775万7千円の減額、繰出金として202万円 を減額するものであります。

次に、議案第22号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について説明します。

本案は、予算の総額から、それぞれ1、165万9千円を減額し、予算の総額を、それぞれ8億3、182万2千円とするものであります。

歳入でございますが、下水道負担金を420万9千円、下水道使用料を542万4千円を追加し、一般会計繰入金を2,057万3千円等を減額するものであります。

歳出でございますが、上流処理区維持管理負担金で700万円、地下埋設物の移転補償のほかで350万円、長期債の利子を192万7千円減額し、管渠工事を350万円追加するものであります。

次に、議案第23号「平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号)」 についてでございます。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045万2千円を追加し、予算の総額を、それぞれ10億1,102万5千円とするものであります。

歳入でございますが、国庫支出金で1,037万4千円、財産収入で7万7千円 それぞれ増額し、歳出では、総務費で73万3千円、基金積み立てで967万9千 円増額いたすものでございます。

議案第24号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」 について説明いたします。

予算の総額から歳入歳出それぞれ1,818万1千円を減額し、予算の総額を歳 入歳出それぞれ1億3,397万1千円とするものであります。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料で2,244万6千円を減額し、他会計からの繰入金で426万5千円を増額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,818万1千円減額 するものであります。

よろしくご審議をいただき、適切なご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

9番(林さん) 発議第1号「福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引き上げに反

対の意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

長野県では、長野県福祉医療費給付事業検討会において、この事業を持続可能な制度とするため、受給者負担金の引き上げが必要との報告がされたことを受け、およそ半年ほどの周知期間を経て21年10月から1レセプト当たり300円から500円に引き上げる方針が明らかにされました。高齢社会の到来による医療費の増加、障害者自立支援法の施行、また一連の医療保険制度改革による医療費自己負担額の増加に伴い、福祉医療費受給額が急激に増加しております。

その一方で、福祉医療費の財源である県市町村の税収の伸びが追いついておりません。障害者や若い子育て世代が感じている1レセプト当たり300円でも負担感が大きいことであります。受給者負担の必要性は理解しながらも、現実の生活では不況のあおりを受け、リストラ、派遣切り等により収入が減少しています。さらなる負担金の引き上げは住民生活を圧迫しております。

乳幼児医療費給付制度では、県制度に準じているのは我が坂城町を含め、9市町村のみであり、大多数の市町村では県制度に加え、対象年齢の拡大や食費の助成など拡充を図り、生活を応援しております。景気が急速に悪化する中、子供を育てる世帯や母子・父子家庭、障害者の皆さんたちは経済的な心配をせず、安心して医療を受けたいことを願っております。

よって、次のことを強く要望いたします。

記。1、厳しい状況下において受給者負担金の大幅な引き上げを行わないこと。 議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。

1番(田中君) 発議第2号「下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意見書について」であります。

世界的な景気の悪化で町内製造業は大幅な生産ダウンを余儀なくされております。 こういう状況であるからこそ、下請中小企業が集積している町であるからこそ、国 会や政府機関に意見書を提出し、追加経済対策に反映されることを願い、提案する ものであります。

以下、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

下請中小企業は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の影響を受けて大幅 な受注減が続いており、危機的な経営状況に置かれております。特に昨年10月以 降、自動車など輸出関連分野を中心に受注量が急速、かつ急激に落ち込み、生産機械設備等の稼働率が5割を下回っているところが大多数を占めている状況にあります。

このため政府は、安心実現のための緊急総合対策など経済対策を打ち出し、資金繰りとして緊急保証制度の拡充や緊急雇用創出などの中小企業向け対策に取り組んでいるところでありますが、自動車や電機、設備投資関連機械など特定な業種の下請中小企業が集積している地方においては、親企業の受注減少や在庫調整などによる生産量の急激な低下で、地域全体の受注量や雇用が極めて停滞している状況にあり、国によるさらなる対策の早期実施が求められております。

これら地域に根づいた下請中小企業等においては、経営者と従業者の人間的なつながりや結びつき、景気回復後の人手確保などを考慮すると、解雇など人員整理は行いがたく、また景気の先行きを見通せない現在の経済状況では、新たな借り入れを行っても返済資金の目途がつかないこともあり、既存の借入金の返済や機械設備等のリース料の支払いで資金繰りは極度に悪化している状況にあります。

地方経済を支え担う下請中小企業が集積している地域を対象に、金融機関等からの借入金返済元金やリース料金について、一定期間の繰り延べ、据え置き、設備稼働率が一定以下に低下している生産設備類の精度維持や機能保全等に要する費用についての助成及び減税措置、また家族的経営事業者に対する雇用保険の適用と雇用調整助成制度の拡充などの支援策並びに制度の見直しなど、緊急下請中小企業対策を速やかに実施されるよう、強く要望するものであります。

議員の皆さんにおかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、よろしくご賛同 を賜りますよう、お願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。

議長(池田君) 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午後1時38分~再開 午後1時49分)

議長(池田君) 再開いたします。

議案第17号「平成20年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

7番(入日さん) 1点お伺いします。

51ページ、款8土木費、項4住宅費、目1の住宅管理費で、戌久保団地の被災

住宅解体工事120万円もってありますが、火災保険に町営住宅は入っていて、火 災保険からお金はおりるのでしょうか。入っているのかということと、保険からお 金がおりるのかということ、2点お伺いします。

- 建設課長(村田君) ただいまの保険のご質問でございますが、これは入っております。その内容でございますが、6戸1棟、基本額といいますか、最大上限は3千万円強でございまして、ただ、築後もう30年なり40年なり過ぎておりますから、そこから償却分といいますか、そういう査定がございまして、今、保険会社の方とその話をつめておるところでございまして、おおむね6戸で、その3千万円何がしの数字から2割程度ということで、それをまた火災の対象は1戸でございますから、その算定をしてお支払いが行われてくるということでございまして、まだ額については決まっておりません。
- **7番(入日さん)** 額はこれからということですが、この解体工事は焼けた家のところは壊して、両側は壁にして分離するというか、そういう工事でしょうか。
- 建設課長(村田君) ご質問のとおりでございまして、解体の工事につきましては、 43の4号を撤去いたしまして、それで43の3号と5号が当然延焼の被害を受け ていまして、屋根が少し傷んでおると、両側。それから、壁も傷んでおるというこ とで、その修復をいたすものでございます。
- **1番(田中君)** それでは、72ページで一括して細かい項目は中にありますので、72ページの表に基づいて3点ほどちょっと説明をお願いいたします。

まず1点でございますけれども、一般職の職員数でございますけれども、ここには補正前133名となっております。補正後も133名ということでございますが、前回もちょっと質問したんですけれども、21年度の当初予算では129名になっているわけですね。いろいろ説明なんか聞いていますと、10人退職されて4人が採用されるということで、6名が入っているわけでございますが、133名から6名を引くと来年度は127名になるはずですが、129名になっております。この辺の説明。

それともう一つ、関連ですけれども、昨年は一般職が135名で前年度当初スタートしているわけですね。そこで1名お亡くなりになられたということで、補正前は134名ではないかと思うんですけれども、この辺の数字の一つ違うのではないかと思いますけれども、ちょっと私、その辺調べていないので、説明をあわせてお願いしたいと思います。

それから、もう一つでございますが、職員数に関連でございますが、先般の総括のときも定数管理とここでは一般職の職員数というのは違うんだというような話でございました。地方自治法の施行令でいきますと、給与の明細がここの給与費の明細に掲げるということになっておりまして、給与費の中に、2目の中に常勤的非常勤も入っているのではないかと思っているんですけれども、その辺の説明も2番目としてお願いいたします。

3番目でございますが、下の職員手当の内訳でございます。時間外勤務手当、これが185万円ほど減っているんですけれども、実は私、社会文教の委員会で担当の課長さんにお聞きもしたんですが、教育委員会の一つの課は来年度予算でほとんど54%ですか、かなり一つだけ突出して減ってはいるんですね。それで課長さんに支障がないかということで質問を申し上げましたところ、4時間以上の残業については代休でお願いしているということでございます。

質問は、この場の質問は、ほかの課もそういう対応をしていると思うんですけれ ども、教育委員会の課ほど大きな減額ができない理由について説明をお願いしたい。 以上3点でございます。

- 総務課長(中村君) まず1点目について、当初予算135名、これは保健師を年度 末近くに採用予定をいたしておりまして、その予算をもっておりました。ということで、135名の予定でおりました。予算でありますから。ところが、現実には採用はできませんでした。ということで、その時点で134名であります。現時点 133名といいますのは、おっしゃられたように亡くなられた職員がございましたということでございます。
- 総務係長(柳澤君) 私からは、まず2点目の部分であります。常勤的非常勤職員に係る給料額について、2節の給料に算定されていることから給与費明細書に記載すべきではないかというご質問でございます。

給与費明細書につきましては、地方自治法の施行令第144条第1項第1号の規 定によりまして、予算に関する説明書の一つとして給与費の内訳を明らかにした給 与費明細書が定められているところであります。

一方、その給与費明細書の様式でございますけれども、これにつきましては、自 治法の施行規則でございますが、第15条の2の規定による様式が定められており まして、その様式の中で、一般職につきましては、報酬または給料をもって支弁さ れる一般職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載することというこ とになっております。

このことから常勤的非常勤職員につきましては、一般職としての職員形態ではないということでありますので、給与費明細書の算定から除かれているというような 状況になっていることでご理解をいただきたいと思います。

それから、時間外勤務についてのご質問でございます。

この部分でございますけれども、土曜日、日曜日、休日といった勤務日ですけれども、4時間以上の勤務を行った場合につきましては、町の勤務時間条例の第2条の中にあるんですけれども、勤務日の割り振り変更を行うということで、期間的には前4週と、後8週という間で4時間の代休をとるというような状況で運用がなされております。この部分、代休がとれない場合につきましては、超過勤務を支給をするような状況となっています。時間外勤務の増減につきましては、特に土曜日、日曜日の事業の多いイベントをかかえている課、あるいは他の職員の動員をしなければいけない課というような部分におきまして、特にそういう傾向があるんですけれども、極力、代休取得に努めていただきまして、健康管理に留意するという面が一つあります。それから、本年度の実績と次年度の担当課の予定事業の見込みなどを考慮しながら算定を行いまして、増減が生じている状況になっております。

1番(田中君) 説明でほぼ理解できましたけれども、一つ職員数が定数管理の一般職の給料の方の積算のベースがちょっと明確でないので、そういうものをしっかりわかるように、また次回の機会には示していただきたいなと思います。

もう一つ時間外の関係でございますけれども、今ご承知のとおり、町内の事業所にお勤めの皆さん方は働く機会がワークシェアリング等で少なくなって収入が減っているわけでございますので、こういう時間外勤務手当をできるだけ、できたら地域の皆さんに提供、使ってもらえるような取り組みが望まれるわけでございます。

そこで条例第2条ですか、勤務日の割り振りという規定があるようでございますけれども、私ちょっとまだよく見ていなくていけないんですけれども、ぜひそういうものも実情にあわせて、健康もそうですし、時間外勤務を減らすという方向で取り組むことを要望しておきます。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(池田君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2「議案第18号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「議案第19号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第4「議案第20号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第5「議案第21号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計補 正予算(第1号)について」

議長(池田君) これより質疑に入ります。

1番(田中君) どこでも同じなんですけれども、2ページで、土地取得費の3,775 万7千円、公社から買い取らなくなったという、その理由は先ほどの説明で希望した企業さんが待ってくれということなんですけれども、前にも総括か何かでちょっと質問したんですけれども、駐車場が敷地の中に入っているんです、企業さんの。これはどういう条件で待つのか、例えば期限があるのか、あるいは景気がよくなるまでなのか、駐車場を今使ってもらっていると思うんですけれども、そういうものについての費用はどう考えているか、ちょっと説明をお願いします。

産業振興課長(宮﨑君) お答えいたします。

まず、今まで駐車場として使ったところへ分譲ということでございます。そうい

う中で企業の方からは当面1年間猶予を欲しいというようなお申し出をいただいて ございます。そうはいっても現状、敷地としてあるわけでございますので、その分 については企業さんにお借りいただくというようなことで、駐車場に戻すわけには なかなかいきませんので、お借りいただくというようなことで話を進めております。 もちろん有料でございまして、地域の考え方としては、今まで駐車場としての収 入も当然あるわけでございますので、それらを加味した額でお貸しするというよう なことでございます。

7番(入日さん) 2ページの町長の説明で先方が景気の悪化でちょっと保留ということでしたが、3,977万7千円減ということは、最初は入っていたのを、これを戻したということでしょうか。それから、その土地は具体的にはどこでしょうか。産業振興課長(宮崎君) 土地につきましては、昨年、補正予算を計上させていただいた折に額等を積算しておりました。契約の段階ということで、当初12月にはということで計画をしていたんですけれども、それが状況の悪化でできなかったというようなことなので、契約はしてございませんので、戻すということはなく、その

それともう1点の場所でございますけれども、テクノさかき工業団地の青木固研 究所さんの北側の区画ということでございます。

議長(池田君) ほかにいいですか。

ままでございます。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(池田君) 举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第6「議案第22号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)について」 ◎追加日程第7「議案第23号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算 (第3号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第8「議案第24号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第9「発議第1号 福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引き上げに 反対の意見書について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第10「発議第2号 下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意見書について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第11「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(池田君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審 査調査の申し出がありました。お手元に配付のとおりであります。各委員長からの 申し出のとおり閉会中の委員会継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長(池田君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長(中沢君) 平成21年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさ つを申し上げます。 3月2日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたり審議を賜りました。提案いたしました条例の制定、改正、一般、特別会計予算などすべての議案について原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。心から御礼申し上げます。

また、世界を揺るがす経済危機に対応する20年度補正予算、21年度当初予算をお認めいただきましたので、町として今後その効率化に努めてまいります。

ところで、昨日、一昨日と小中学校の卒業式がありました。子供たちの巣立つ姿、 それぞれの歩みに思いをはせ、さらなる成長を祈ったところでもございます。また、 4月には学校、保育園など、またさらなる新たな皆さんの門出があるわけでござい ます。ともども祝してまいりたいと考えております。

5月30日から6月14日まで第4回坂城町ばら祭り、6月6日から7日までは 全国ばら制定都市会議ばらサミットが開催されます。ボランティアの息づく手づく りのばら園、技術の誇るばら園、そういった中で厳しい経済危機を乗り越える一つ とも考え、そしてまた、町民の感性の醸成、さらには観光面への波及につながれば と期待しているところでもございます。

新年度を迎えますと、別紙の行事の日程のとおり、ぎっしりと埋まっております。 皆さんにもご健康に留意しながら、ご支援ご参画いただきますようお願い申し上げ まして閉会のごあいさつといたします。いろいろありがとうございました。

議長(池田君) これにて平成21年第1回坂城町議会定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時16分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要旨	通告者	答弁を求める者
1	1. 深まる不景気について		
	イ. 町内企業の現況は		町 長
	ロ. 町民の暮しは	3番柳澤 澄	教 育 長
	ハ. 不況の現下で町ができる対策は		産業振興課長
	2. 学校教育を支えるために		福祉健康課長
	イ. 新学習指導要領実施を前に		教育文化課長
	ロ. 生徒・児童の健全な成長のために		
	1. 国際社会に通じる語学力について		
	イ. 国際語としての英語力について		
	ロ. 学習指導要領の改定について		
	ハ. 町独自の先行対策を		
	2. 地域医療と福祉の充実について		町 長
	イ. 長野赤十字上山田診療所の赤字補てんについて	12番	
2	ロ. 当町として一貫性堅持の考えについて		教 育 長
	ハ. 寿光会との良好な関係構築対策は	柳澤昌雄	
	3. 道路行政について		建設課長
	イ. 土木費削減について		
	4. 道州制問題について		
	イ. 道州制論議について		
	ロ. 自治体としての考えは		
	1. 今年の2大イベントは	4番中嶋 登	
	イ. ばらサミットについて		町 長
3	ロ. 全国辛味大根フォーラムについて		
	2. 坂城陸上スポーツ少年団の育成を		教 育 長
	イ.町に陸上競技場設置を		
	1. 地域医療について	5 番 塚田 忠	
	イ. 長野赤十字上山田診療所について		町 長
4	ロ. 寿光会について		
	2. 食育・学校給食センター建設について		教育文化課長
	イ. 太陽光発電の設置を		
	3. 緊急雇用創出事業について		産業振興課長
	イ. 失業対策的な事業は出来ないか		

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
5	1. 緊急経済対策について		
	イ. 町内の経済状況は		町 長
	口. 零細企業への融資の充実を	6 番	副町長
	ハ. 町内業者に発注を	大森茂彦	産業振興課長
	2. 町民の生活を支える公共交通について		建設課長
	イ. 循環バスの利便性を		
	1. 土地利用について		
	イ. 第3次計画策定への方向づけは		m. E
	ロ.現況の評価は		町 長
6	ハ. 用途地域の見通しを	11番	企画政策課長
	2. 町民生活を守るために	円尾美津子	
	イ.後期高齢者医療制度について		福祉健康課長
	ロ. 介護保険について		
	ハ. 子育てに応援を		
	1. 定額給付金について	10番 安島ふみ子	_
	イ. 実施要綱と支給のフローについて		町 長
	ロ. 子育て応援特別手当について		総務課長
	ハ. 給付金辞退者の対応について		, - 00 1/1/10 0
7	ニ. 振り込め詐欺防止策について		福祉健康課長
	ホ. プレミアム付商品券について		本 类托爾
	2. 太陽光発電について		産業振興課長
	イ. 食育・給食センターの太陽光発電について		教育文化課長
	ロ.ものづくりの方向転換を		
8	1. 中之条団地について		町 長
	イ. 入居状況と戌久保団地からの転居状況は	7 番	建設課長
	ロ. 町営住宅建設の基本理念は	入日時子	総務課長
	2. 21年度予算と今後の町政について	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	企画政策課長
	イ. 財源確保と方針は		まちづくり推進室長

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
9	1.21年度予算で町の課題は		
	イ. 事業の「選択と集中」「費用対効果」など行政コスト低減の		町長
	取り組みは	1番田中邦義	教育長
	ロ. 景気対策・中小企業対策は最善であるか		総務課長
	ハ. 公共下水道の早期供用へ向けて財源と方策は		産業振興課長
	2. 工業の町を担う人材育成を		建設課長
	イ. 小学生の理科クラブ創設へ受皿づくりを		是 以 味 又
	ロ. 次代へつなぐ技術導入支援の取り組みを		
	1. 土地開発公社について	8 番	田 単
	イ. 使わない土地はありますか		
1 0	ロ. 売る土地は売る努力を	春日武	
	ハ.宣伝をして売りつくす	香口 此	企画政策課長
	ニ. 宅地分譲事業の役目は果たしたと思うが		
	1. 経済情勢激変の予算編成について		
	イ. 財源算定の根拠について		町長
	ロ. 財政収支の改善策の取り組みについて	13番宮島祐夫	7, 1
	2. 緊急経済対策について		総務課長
1 1	イ. 地域産業の景気回復の見通しをどうみるか		
1 1	ロ. 雇用創出支援対策の取り組みについて		産業振興課長
	3. しなの鉄道について		<u> </u>
	イ. しなの鉄道沿線自治体の活性化協議会設立について		建設課長
	ロ. 北陸新幹線開業による長野以北在来線の予測について		
	ハ. 信越線篠ノ井長野間の対策について		
	1. 子育て支援対策について	9 番 林 春江	
	イ.「次世代育成支援行動計画」の取り組みと成果は		
	ロ. 目標設定への達成状況は		町 長
	ハ. 後期計画策定について		
1 2	2. 集中改革プランについて		福祉健康課長
	イ. 集中改革プランによる経費削減額と実績の情報開示は		
	ロ. 削減効果と住民サービスについて		総務課長
	3. 町政懇談会の開催について		
	イ. 町政懇談会開催への考えは		

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
1 3	 行政経営の新たな環境を迎えて 積極的に改善策の確保を 企業の町として国へ支援強化を求めて 雇用創出について ふるさと納税について 介護保険運営について 制度の改正で内容はどう変わる 	2 番山城賢一	町 長総務課長産業振興課長福祉健康課長

福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引き上げに反対の意見書について

上記の議案を別紙のとおり坂城町議会会議規則第14条の規定により提出する。

(別紙)

福祉医療費給付金受給者負担金の大幅な引き上げに反対の意見書

長野県では、「長野県福祉医療費給付事業検討会」において、この事業を持続可能な制度とするため、受給者負担金の引き上げが必要との報告がされたことを受け、およそ半年ほどの周知期間を経て21年10月から1レセプトあたり300円から500円に引き上げる方針が明らかにされた。

高齢社会の到来による医療費の増加、障害者自立支援法の施行、また、一連の医療保険制度改革による医療費自己負担額の増加に伴い、福祉医療費給付額が急激に増加している。その一方で、福祉医療費の財源である県・市町村の税収の伸びが追い付いていない。

障がい者や若い子育て世代が感じている1レセプト当たり300円でも負担感が大きい。受給者負担の必要性は理解しながらも、現実の生活では、不況のあおりを受け、リストラ・派遣切り等により収入が減少している。さらなる負担金の引き上げは、住民生活を圧迫する。

乳幼児医療費給付制度では、県制度に準じているのは、わが坂城町を含め9市町村のみであり、大多数の市町村では、県制度に加え、対象年齢の拡大や食費の助成など拡充を図り生活を応援している。

景気が急速に悪化する中、子どもを育てる世帯や母子・父子家庭、障がい者の皆さ ん達は経済的な心配をせず、安心して医療を受けたいと願っている。

よって、次のことを強く要望する。

記

1 厳しい現況下において、受給者負担金の大幅な引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

 長野県知事
 村 井
 仁

 長野県衛生部長
 渡 辺 庸 子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池 田 博 武

下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり坂城町議会会議規則第14条の規定により提出する。

(別紙)

下請中小企業(製造業)緊急対策に対する意見書

下請中小企業は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の影響を受けて、大幅な受注減が続いており、危機的な経営状況におかれている。

特に、昨年10月以降自動車など輸出関連分野を中心に、受注量が急速かつ急激に落ち込み、生産機械設備等の稼働率が5割を下回っているところが、大多数を占めている状況にある。

このため、政府は「安心実現のための緊急総合対策」など経済対策を打ち出し、資金繰りとして緊急保証制度の拡充や、緊急雇用創出などの中小企業向け対策に取り組んでいるところであるが、自動車や電機、設備投資関連機械など特定な業種の下請中小企業が集積している地方においては、親企業の受注減少や在庫調整などによる生産量の急激な低下で、地域全体の受注量や雇用が極めて停滞している状況にあり、国による更なる対策の早期実施が求められている。

これら地域に根付いた下請中小企業等においては、経営者と従業者の人間的なつながりや結びつき、景気回復後の人手確保などを考慮すると、解雇など人員整理は行い難く、また、景気の先行きを見通せない現在の経済状況では、新たな借り入れを行っても返済資金の目途がつかないこともあり、既存の借入金の返済や機械設備等のリース料の支払いで、資金繰りは極度に悪化している。

地方経済を支え担う下請中小企業が集積している地域を対象に、金融機関等からの 借入金返済元金やリース料金について、一定期間の繰り延べ据え置き、設備稼働率が 一定以下に低下している生産設備類の精度維持や、機能保全等に要する費用について の助成および減税措置、家族的経営事業者に対する雇用保険の適用と、雇用調整助成 制度の拡充などの支援策並びに、制度の見直しなど緊急下請中小企業対策を、速やか に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江 田 五 月

内閣総理大臣 麻生太郎

総務大臣 鳩山邦夫 殿

財務大臣 与謝野 馨

経済産業大臣 二階俊博

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池 田 博 武